

---

平成28年熊本地震  
益城町による対応の検証報告書

平成29年11月  
熊本県 益城町

---

## はじめに



平成28年4月14日午後9時26分と16日午前1時25分の二度にわたり、震度7の激しい地震が益城町を襲い、多くのかげがえのない命や、大切な財産が奪われました。

あらためて、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

発災以降、震度6以上の余震が5回、震度1以上の全余震発生回数は4,200回を超え、避難者数は、最大で1万6千人に及びました。また、全半壊約6,200棟、一部損壊を含めると98%を超える住家が被害を受けており、今でも多くの方が、仮設住宅等での不自由な暮らしを余儀なくされています。さらに、道路や、上下水道等のライフライン、役場庁舎、総合体育館等多くの公共施設も甚大な被害を受けました。

震災から1年半が経過しました。この間、全国からの温かいご支援や励ましの言葉、そして、ボランティアやNPO団体、国、県、全国の自治体職員の応援を頂きながら、復興を進めて参りました。今後は、震災前より災害に強いまち、安心・安全なまちをつくること、これまでご支援いただいた皆様への恩返しになるものと考えております。

復興に向けて、長い道のりとなりますが、町民の皆様が一日も早く安心して暮らせるよう全力で取り組んでまいります。

この度、発災から、平成28年12月までの約8か月の間の応急対応についての、検証報告書を作成しました。この検証結果を次の災害対応に活かし、本町の防災体制の充実を図るとともに、この検証報告書が、全国の自治体や、防災関係機関等で活用され、防災力の向上に役立てていただければ幸いに存じます。

平成29年11月

益城町長 西村 博則

<b>第1章 検証の概要</b> .....	1
<b>1. 1 検証の目的</b> .....	1
<b>1. 2 検証の手法</b> .....	2
1. 2. 1 町職員を対象とした調査の実施.....	2
1. 2. 2 関係機関を対象とした調査の実施.....	3
<b>第2章 熊本地震による益城町の被災状況</b> .....	4
<b>2. 1 益城町の特徴</b> .....	4
2. 1. 1 益城町の位置.....	4
2. 1. 2 益城町の地形・面積.....	4
2. 1. 3 益城町の人口.....	5
<b>2. 2 益城町における自然災害への備え（平成28年4月以前）</b> .....	6
2. 2. 1 想定されてきた災害要因.....	6
2. 2. 2 災害予防計画.....	8
2. 2. 3 地震災害対策.....	8
<b>2. 3 熊本地震の概要</b> .....	11
2. 3. 1 熊本地震の概要.....	11
2. 3. 2 観測した地震.....	11
<b>2. 4 熊本地震による被害の状況</b> .....	13
2. 4. 1 人的被害.....	13
2. 4. 2 住家被害.....	13
2. 4. 3 公共施設等の被害状況.....	16
2. 4. 4 インフラ・ライフラインの被害状況.....	19
2. 4. 5 民間施設等の被害状況.....	22
2. 4. 6 校区別の被害の様相.....	24
2. 4. 7 住民の避難状況.....	28
2. 4. 8 仮設住宅への入居状況.....	34
<b>第3章 熊本地震への対応（全体）</b> .....	36
<b>3. 1 町役場による対応</b> .....	36
3. 1. 1 地震発生後の主な対応.....	36
3. 1. 2 各時期における分野ごとの従事割合および勤務状況.....	41
<b>3. 2 町議会による対応</b> .....	45
<b>3. 3 住民による自助・共助活動</b> .....	47
<b>3. 4 外部からの支援</b> .....	50

<b>第4章 熊本地震への対応（業務別詳細）と今後の改善方向性</b> .....	<b>53</b>
<b>4. 1 地震による職員の被災状況</b> .....	<b>53</b>
4. 1. 1 地震による職員への人的・物的被害 .....	53
4. 1. 2 前震時の出勤状況 .....	54
4. 1. 3 前震・本震発生直後の業務内容 .....	56
<b>4. 2 発災後の業務体制</b> .....	<b>57</b>
4. 2. 1 災害対策本部 .....	57
4. 2. 2 プロジェクトチーム .....	61
<b>4. 3 業務別の業務内容・課題・改善方向性</b> .....	<b>63</b>
4. 3. 1 災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整 .....	63
4. 3. 2 救助・救急活動、救急医療活動 .....	72
4. 3. 3 被害情報の収集、通信の確保 .....	77
4. 3. 4 広報活動、災害情報の伝達 .....	85
4. 3. 5 避難所での避難者対応に関する業務 .....	90
4. 3. 6 保健衛生対策 .....	103
4. 3. 7 物資等の輸送、供給対策 .....	109
4. 3. 8 その他のボランティア、NPO、NGOなどとの協働 .....	116
4. 3. 9 公共インフラ被害の応急処置等 .....	123
4. 3. 10 建物、宅地等の応急危険度判定 .....	132
4. 3. 11 家屋被害認定調査に関する業務 .....	135
4. 3. 12 罹災証明の発行に関する業務 .....	143
4. 3. 13 仮設住宅に関する業務 .....	148
4. 3. 14 生活再建支援 .....	156
4. 3. 15 廃棄物処理・公費解体 .....	162
4. 3. 16 役場機能の再建 .....	171
4. 3. 17 産業の復興 .....	179
4. 3. 18 復興計画の策定 .....	185
<b>参考資料</b> .....	<b>188</b>
<b>参考資料 1 町職員アンケート</b> .....	<b>188</b>
<b>参考資料 2 広報ましき災害臨時号（全25号）</b> .....	<b>208</b>
<b>別冊資料 平成28年度熊本地震被災者支援メニュー（第1版～第6版）</b>	



## **第1章 検証の概要**

### **1.1 検証の目的**

平成28年熊本地震（以下、熊本地震）は、未曾有の被害を本町にもたらした。被害が拡大したのは、観測史上初となる2度の震度7の地震が本町を襲ったことが大きい。しかし、その後の本町の対応に反省すべき点があることも否めない。

再び災害が起きたとしても被害を最小限に抑えることができるようにするためには、熊本地震発生以降の対応を検証し、反省し、教訓を得て、今後の防災に向けた取組みに反映することが必須である。

上記の問題意識に基づき、熊本地震が発生した平成28年4月14日（前震発生日）から同年12月末までを対象期間として、災害対応を検証した。

本検証によって得られる教訓は、地域防災計画・業務継続計画・受援計画等各種計画の見直しや防災教育の充実、記憶の継承に活用していく。

以下、特に記載がない場合は平成28年における事柄である。

## 1.2 検証の手法

### 1.2.1 町職員を対象とした調査の実施

#### (1) 町職員を対象としたアンケート調査

平成29年3月時点での全ての町職員を対象として、アンケート調査を行い、219人から回答を得た。

主な調査項目は以下のとおり（詳細については本報告書参考資料1 町職員アンケートを参照）。

- ・町職員自身の被害状況
- ・地震発生時の参集状況
- ・4月～12月末において取り組んだ主な業務
- ・業務実施における課題、工夫した事項
- ・地域防災計画等において改善すべき点
- ・町職員自身の健康管理等

#### (2) 町職員を対象としたヒアリング調査

主要な応急対策業務について、当該業務を担当した部署・プロジェクトチーム（以下、P T）の責任者・担当者を対象として、ヒアリング調査を行った。

主な調査項目は以下のとおり。

- ・行った業務内容
- ・業務を進める中で浮き彫りとなった課題
- ・町の地域防災計画等において改善すべき点及びその方向性

図表：町職員ヒアリングの調査対象

区分	対象
庁内部署 (6月1日時点の組織)	総務課、復興課、企画財政課、税務課、住民保険課、環境衛生課、こども未来課、健康づくり推進課、福祉課、いきいき長寿課、農政課、建設課、都市計画課、下水道課、水道課、生涯学習課、会計課、学校教育課、議会事務局
災害対策本部事務局	情報班、物資班、広報係
P T	住まい支援P T、避難所対策P T、家屋被害認定P T、罹災証明P T、役場機能再建P T

図表：各部署と関連する災害対応業務の対応

業務	主な庁内部署（6月1日時点の組織）
災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整	総務課
救助・救急活動、救急医療活動	総務課、健康づくり推進課
被害情報の収集、通信の確保	総務課、企画財政課
広報活動、災害情報の伝達	総務課、企画財政課、復興課
避難所対策、避難所での避難者対応に関する業務	避難所対策PT、こども未来課、健康づくり推進課、いきいき長寿課、都市計画課、福祉課
保健衛生対策（防疫、食品衛生、健康管理、要援護者対策、被災動物対策等）	いきいき長寿課、健康づくり推進課、住民保険課、環境衛生課、福祉課
物資等の輸送、供給対策	総務課、物資班
ボランティア、NPO、NGO等との協働	避難所対策PT、企画財政課、福祉課
公共インフラ被害の応急処置等（道路点検・復旧、水道、水害・土砂災害予防対策等）	建設課、都市計画課、下水道課、水道課、農政課
建物、宅地等の応急危険度判定	都市計画課
家屋被害認定調査に関する業務	家屋被害認定PT、税務課
罹災証明の発行に関する業務	罹災証明PT、税務課
仮設住宅に関する業務	住まい支援PT
生活再建支援（義援金、生活資金の貸付等）被災者生活再建支援金、見舞金（日本財団）	福祉課
弔慰金、見舞金、災害関連死	福祉課
廃棄物処理・公費解体	環境衛生課
役場機能再建	役場機能再建PT
産業の復興	企画財政課、農政課
復興計画の策定	復興課

### 1. 2. 2 関係機関を対象とした調査の実施

災害対応業務を実施した応援機関を対象として、ヒアリング調査を行った。調査は訪問聞き取り若しくは書面での質問項目配布・回収により行った。

主な調査項目は以下のとおり。

- ・支援活動実施の経緯
- ・行った支援活動の主な内容
- ・支援活動を進めるうえでの課題
- ・町の地域防災計画等において改善すべき点及びその方向性

## 第2章 熊本地震による益城町の被災状況

### 2.1 益城町の概況

#### 2.1.1 益城町の位置

益城町は、熊本県の中央北寄りに位置し、県庁所在地である熊本市の東部に接している。県庁まで8.5km、熊本市役所まで13kmの距離にある。また、空の玄関口である阿蘇くまもと空港は益城町に立地している。益城町の周りは西部から北西部にかけては熊本市、北部は菊池郡菊陽町、東部は阿蘇郡西原村、南部は上益城郡御船町、南西部は同郡嘉島町と接している。

図表：熊本県内における益城町の位置



#### 2.1.2 益城町の地形・面積

益城町の東部から南部にかけて九州山地系に属する城山をはじめ、朝来山、船野山、飯田山の四峯が連なっている。北部一帯は、約2,000haにも及ぶ益城台地と称される畑地がひらけ、中央平坦部は、水田約1,000haが整然と整備され、穀倉熊本平野の一画を形成するとともに、都市近郊型の住宅地帯が広がっている。

益城町を流れる主な河川は木山川、赤井川、秋津川、金山川等で、河川はすべて緑川流域加勢川水系に属し有明海へ注いでいる。

益城町の総面積は65.68km<sup>2</sup>、(東西約11km、南北約13km、周囲約48km)となっている。

### 2. 1. 3 益城町の人口

益城町は熊本市のベッドタウンとしての性格を有しており、益城町西部を中心として、熊本地震が発生するまで人口は増加傾向にあった。

しかし、地震発生後は町外への人口流出が起こり、平成29年4月1日時点では地震発生前と比べて1,498人(4.3%)減少している。

図表：益城町の人口・世帯数

		平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	比較増減数
人口	総人口	34,499人	33,001人	△1,498人
	男	16,553人	15,866人	△687人
	女	17,946人	17,135人	△811人
世帯数		13,455世帯	12,945世帯	△510世帯

(資料) 住民基本台帳

## 2.2 益城町における自然災害への備え(平成28年4月以前)

### 2.2.1 想定されてきた自然災害

#### (1) 豪雨・干害

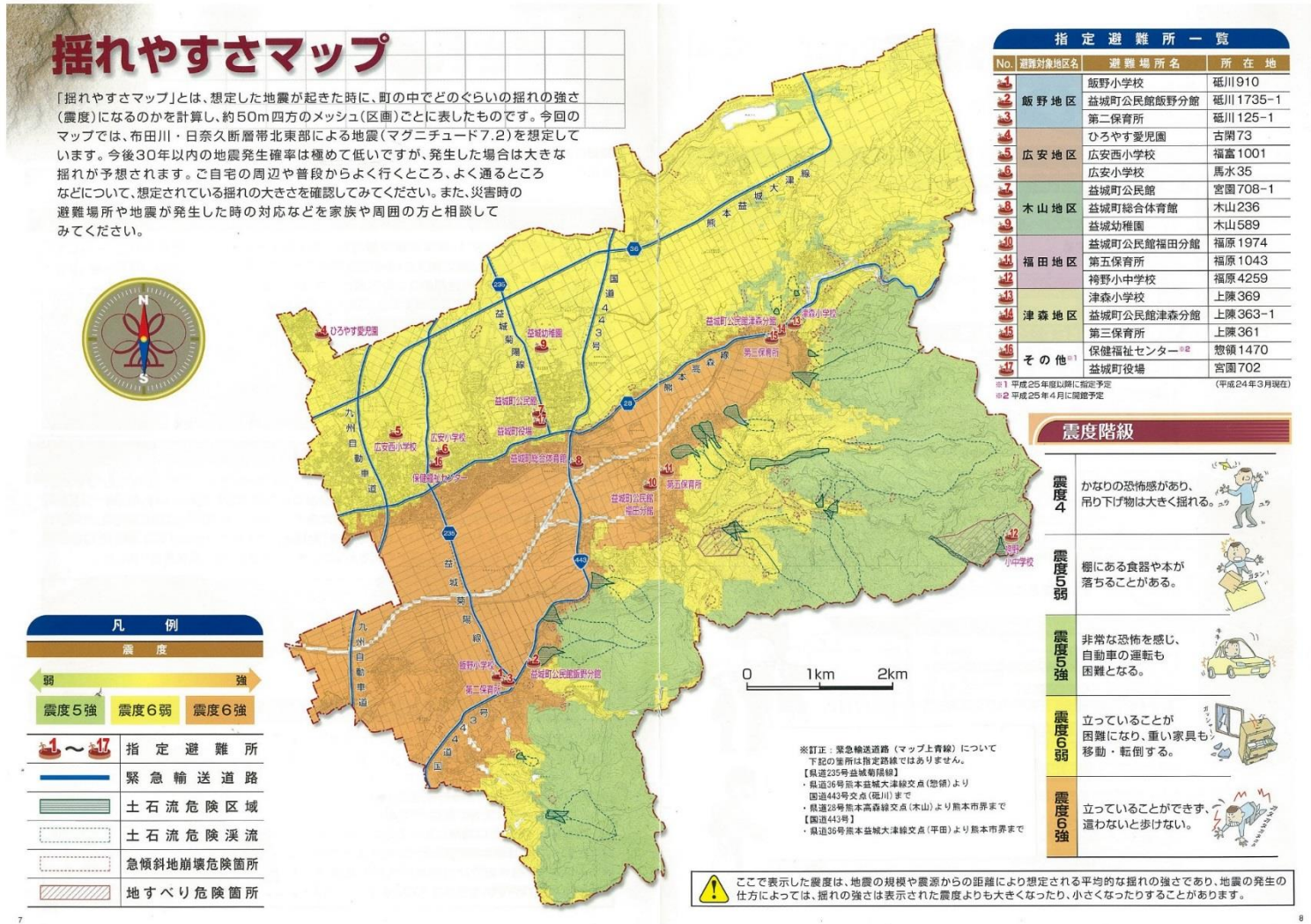
益城町は熊本県のほぼ中央部にあって、東部から南部にかけては九州山脈系の山々が連なり暴威を振るう台風への盾となっている。また、西方不知火海は遠く、内陸となっているため、高潮のおそれはない。したがって、益城町の災害は、水害や台風によるものを主に想定してきた。

益城町の北部に位置する畑地帯は、阿蘇の噴火による火山灰土で保水力がなく、一旦豪雨に見舞われると表土を流し、崖を崩し道路を決壊させる。また干天には農作物も枯死するような干害をもたらす。加えて、益城町の南西部に広がる水田地帯のうち、砥川の一部、東無田及び櫛島地区は、豪雨のたび浸水、冠水を繰り返してきた。

#### (2) 地震

布田川断層帯及び分岐断層帯が益城町を東西に貫く形状で存在しており、マグニチュード7クラス、震度6強以上の地震が想定されていた。

図表：益城町の布田川断層及び揺れやすさ（平成24年想定）



## 2. 2. 2 災害予防計画

益城町の河川は、阿蘇外輪山に源を発しているため、豪雨の際は火山灰と土砂の流出が甚だしく、流域の民家、耕地、公共施設の被害が甚大となるおそれがある。そのため、必要箇所の改修補強を関係官庁に要望するとともに、益城町においても災害防止策を推進してきた。

益城町の間山地域における道路は、がけ崩れ等のおそれがあるため、危険箇所には防災工事を年次計画により改修し、整備を図ってきた。

水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、益城町防災会議で協議し、益城町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めてきた。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの名称及び所在地（以下益城町地域防災計画から抜粋）

なお、益城町防災会議は、上記施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めてきた。

本町でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を推進してきた。

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると住民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、下水管等について浸水に対する必要な対策を講じてきた。

## 2. 2. 3 地震災害対策

地震による被害を最小限に食い止めるために、町、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から地震についての認識を深めることが重要である。そのため、事前の備えとして、住宅耐震改修促進を目的としたハザードマップの全戸配布や情報伝達訓練等を実施してきた。あわせて自主防災組織の育成を目的とした、設立支援制度を創設していたが、周知不足もあり設立団体数の増加につながらなかった。

また、本町の地震災害対策は、水害や台風といった災害対応を準用しており、局所的な災害対応は可能だったが、町内全域が被災する地震災害への対策は不備が多かった。

なお、災害対応業務を円滑に行うため、町職員の参集基準を段階的に定め、震度6弱以上の地震を計測した場合は全職員が自主登庁することとしていた。

被災者用の備蓄品は惣領地区の民間貸倉庫に保管しており、品目としては次のとおりである。



図表：被災者用備蓄品

	備蓄品	備蓄量
食糧関連	ごはん（５年保存）	４，０００食
	栄養補助食品（３年保存）	３，０００食
	フリーズドライビスケット（７年保存）	１，８００箱
給水・炊飯関連	飲料水５００ml（５年保存）	４，２６０本
	飲料水５００ml（６年保存）	６００本
	給水栓セット	１セット
	給水袋（６Ｌ）	２００袋
救護・救急・搬送関連	レスキューボード	１２台
	救急セット（５０人用）	６箱
寝具関連	毛布	９００枚
	マット（エアクッション）	６００枚
	ロールマット（９１cm×２０m）	１０枚
トイレ関連	トイレセット	２，５００枚
	ボックストイレ（組立式）	４５台
	トイレ用テント（Ｓサイズ）	８基
	トイレ用テント（Ｍサイズ）	６基
照明発電器具関連	非常用発電機（小）	８台
	非常用発電機（大）	１台
	電池式ランタン	１５０個
	投光器	１７基
	コードリール	５台
電池関連	乾電池（単１）	３００個
	乾電池（単２）	３００個
	乾電池（単３）	１，２００個
	乾電池（単４）	６００個
炊き出し関連	ハイゼックス炊飯袋	２，０００袋
	防災鍋（大）	２セット
	防災鍋（小）	２セット
その他	大型扇風機	９台
	ストーブ	９台

さらに、主として水害や台風時における避難所として次のとおり指定していた。

図表：指定避難所（※災害の規模等により第3避難所まで拡大）

避難対象	第1避難所	第2避難所	第3避難所
地区名	避難所名	避難所名	避難所名
飯野	公民館飯野分館	飯野小学校体育館	第2保育所
広安	広安西小学校体育館	広安小学校体育館	保健福祉センター
(小峯)	広安愛児園		
木山	益城町総合体育館	益城町中央公民館	益城幼稚園
福田	公民館福田分館	第5保育所	益城町総合体育館
津森	公民館津森分館	津森小学校体育館	第3保育所
町内全域	益城町役場		

## 2.3 熊本地震の概要

### 2.3.1 熊本地震の概要

#### (1) 名称

地震の正式名称は「平成28年(2016年)熊本地震」である。

#### (2) 発生日時・震源・震源の深さ

熊本地震の発生日時・震源・震源の深さはそれぞれ次のとおり。

図表：熊本地震の発生日時・震源・震源の深さ

	前震	本震
発生日時	平成28年4月14日 21時26分頃	平成28年4月16日 1時25分頃
震源	熊本県熊本地方 (北緯 32度44.5分、 東経130度48.5分)	熊本県熊本地方 (北緯 32度45.2分、 東経130度47.7分)
震源の深さ	約1.1km(暫定値)	約1.2km(暫定値)

#### (3) メカニズム

熊本地震の発生メカニズムは、右横ずれ断層型の内陸地殻内地震である。

### 2.3.2 観測した地震

4月14日21時26分の前震発生以降、12月末までに4,200回を超える地震が観測された。うち、震度6弱以上は7回にのぼる。

図表：熊本地震における震度6弱以上の地震

発生日時	時刻	震央地名	マグニチュード	最大震度
4月14日	21時26分	熊本県熊本地方	6.5	7
4月14日	22時07分	熊本県熊本地方	5.8	6弱
4月15日	00時03分	熊本県熊本地方	6.4	6強
4月16日	01時25分	熊本県熊本地方	7.3	7
4月16日	01時45分	熊本県熊本地方	5.9	6弱
4月16日	03時55分	熊本県阿蘇地方	5.8	6強
4月16日	09時48分	熊本県熊本地方	5.4	6弱

図表：震度ごとの累計地震回数（平成28年12月31日現在）

震度	発生回数
震度1	2,520
震度2	1,143
震度3	406
震度4	116
震度5弱	12
震度5強	5
震度6弱	3
震度6強	2
震度7	2
合計	4,209

出典：気象庁ホームページ

## 2.4 熊本地震による被害の状況

### 2.4.1 人的被害

図表：熊本地震による人的被害

単位：人

	熊本県全体		県全体に占める比率
		うち益城町	
死者	248	40	16.4%
行方不明者	0	0	0.0%
重傷者	1,165	134	11.6%
軽傷者	1,550	31	2.2%

※ 死者数には、震災が直接要因となった死者数、災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数、6月の豪雨の被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数を含む。

※ 軽傷者については、確認できている者のみを記載。

出典：熊本県ホームページ 平成29年10月13日

### 2.4.2 住家被害

#### (1) 熊本県全体に占める益城町の住家被害状況

図表：熊本地震による住家被害状況（熊本県および益城町）

単位：棟

	熊本県全体		県全体に占める比率
		うち益城町	
全壊	8,649	3,026	35.0%
半壊	34,235	3,233	9.4%
一部損壊	153,898	4,325	2.8%

※ 熊本県全体の数字については、罹災証明申請件数で集計している市町村も含めた数字のため、住家棟数とは異なる（複数の世帯が入居する住家が重複して集計されている）可能性がある。

※ 益城町の数字については、罹災証明交付件数を棟数に補正した数字

出典：熊本県ホームページ 平成29年10月13日

(2) 益城町の住家被害状況（棟数ベース）

図表：熊本地震による益城町の住家被害状況（棟数ベース）

単位：(上段) 棟、(下段) %

町内の 住家総数	被害判定別内訳			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
10,742	3,026	791	2,442	4,325
	28.2	7.4	22.7	40.3

※ 罹災証明交付件数を棟数に補正した数字

※ 住家総数には無被害の棟数も含む

平成29年10月13日

(3) 益城町の住家被害状況（罹災証明書交付件数ベース）

図表：熊本地震による益城町の住家被害状況（罹災証明書交付件数ベース）

単位：(上段) 件、(下段) %

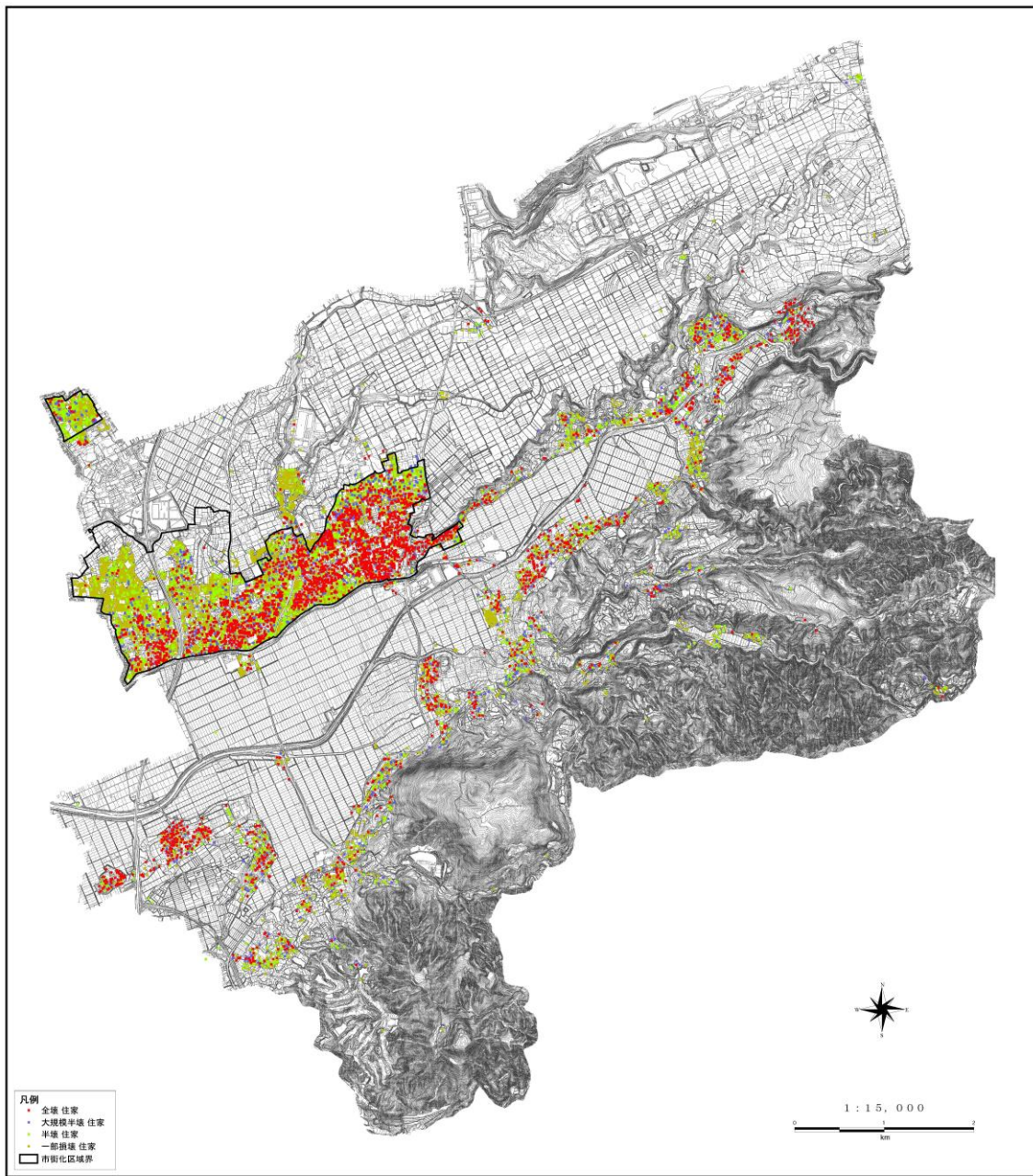
罹災証明書 交付総数	罹災区分別内訳			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
12,370	3,545	1,007	2,887	4,931
	28.7	8.1	23.3	39.9

※ 罹災証明交付件数ベースでの集計のため、(2)の数字（棟数）とは異なる

平成29年10月13日

(4) 益城町家屋被災状況

図表：熊本地震による益城町の家屋被災状況



## 2. 4. 3 公共施設等の被害状況

### (1) 町本庁舎等

施設名称	被害状況
益城町本庁舎・益城町議会棟	<p>町本庁舎： 建物内外に無数のひび、エレベーター棟倒壊、玄関ポーチ崩壊、庁舎議会棟間渡り廊下大破、基礎杭全損、敷地内に多数の地盤陥没及び亀裂、敷地西側擁壁崩落、上下水道管破損、非常用電気設備全損、建具の変形による開閉不良</p> <p>町議会棟議場及び委員会室： 天井内壁崩落、建物内外に無数のひび、電気設備及び空調設備全損、窓ガラス破損多数、上下水道管破損、建具の変形による開閉不良</p>

### (2) 保育園・幼稚園等

施設名称	被害状況
第1 保育所	園庭地割れ、液状化、門柱倒壊、土間コンクリート亀裂、給排水管破損、壁クラック、園庭周りフェンス・擁壁・ブロック破損、給食室機器倒壊、空調室外機転倒
第2 保育所	園庭地割れ、給排水管破損、擁壁亀裂、内外壁クラック、給食室備品破損、電話機破損
第3 保育所	園庭地割れ、給水管破損、擁壁亀裂、内外壁クラック、テラス段鼻タイル破損
第4 保育所	園庭地割れ、給食室機器倒壊、内外壁クラック、乳児室天井ボード落下・破損、エキスパンションカバー破損、梁下モルタル浮き
第5 保育所	園庭地割れ、断水、石積擁壁崩壊、園舎傾き、杭基礎沈下、ほふく室床隆起、遊戯室天井破損、外壁クラック
益城幼稚園	遊戯室天井材廻縁めくれ、廊下天井点検口破損、外壁クラック、車庫・倉庫外壁サイディングボード破損、倉庫内部天井ボード破損、内部壁ボードやガラス破損
益城第二幼稚園	遊戯室床中央部沈下、テラス床傾斜、開閉庇支柱破損、堅樋破損、増築園舎全体沈下、ジョイント部の天井材・エキスパンションカバー破損、外壁亀裂、給排水衛生設備配管破損、室外機置場フェンス倒れ、室外機基礎破損、プール枠隙間、擁壁亀裂、土間コンクリート破損、雨水桝・側溝破損



### (3) 小中学校・学校給食センター

#### 1) 校舎

学校名	共通事項	個別事項
飯野小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物間のつなぎ目破損</li> <li>・上下水道管破損</li> <li>・建具の変形による開閉不良</li> </ul>	土間・階段のクラック、外部モルタル破損
広安西小学校		土間・階段のクラック、渡り廊下陥没・段差、内部照明器具破損
広安小学校		給食到着場・図工室等昇降口傾斜、相撲場倒壊
益城中央小学校		ガラス2枚破損、管理棟昇降口前柱脚部破損、相撲場倒壊
津森小学校		土間・階段のクラック、内外部モルタル破損
益城中学校		増築した普通教室等の傾斜、渡り廊下破損、土間・階段のクラック、校舎周辺の地盤陥没、下水管破損
木山中学校		渡り廊下破損、土間・階段のクラック、モルタルの浮き

#### 2) 体育館

学校名称	被害状況
飯野小学校	特に無し
広安西小学校	屋根面ブレースゆるみ、外壁クラック
広安小学校	天井ジョイント金具外れ、床中央沈み
益城中央小学校	外壁目地埋めモルタル破損、レール等変形
津森小学校	ブレース全体座屈、天井ボード落下、外壁ボード剥がれ
益城中学校	水平ブレース座屈、ステージ天井破損、校舎との渡り廊下破損
木山中学校	壁面鉄骨ブレース座屈、照明カバー外れ

#### 3) 学校給食センター

施設名称	被害状況
学校給食センター	プラットホーム破損、調理用機械器具倒壊・破損、建物半壊基礎断裂、上下水道管破損、敷地内地盤陥没

#### (4) その他公共施設

##### 1) 公民館、分館

施設名称	被害状況
益城町中央公民館	講堂の天井崩落、外構破損、壁面に亀裂
益城町中央公民館 飯野分館	外壁に亀裂
益城町中央公民館 福田分館	外壁に亀裂
益城町中央公民館 津森分館	合併浄化槽に亀裂

##### 2) 交流施設

施設名称	被害状況
益城町文化会館	事務所部分損傷、外構及び東側擁壁崩壊、ホワイエ天井破損
益城町交流情報センター (ミナテラス)	施設周辺の地盤沈下、施設内壁に亀裂多数、図書館内照明の落下
益城町保健福祉センター (はびねす)	建物周りの地盤沈下、外壁クラック、内壁石膏ボードクラック、雨水・下水管破損、排水側溝破損、窓サッシの変形、敷地東側法面土留めモルタルの破損
益城町男女共同参画センター (輝らめき館)	敷地内地盤陥没複数、外壁・内壁のクラック、玄関ガラス戸破損、体育館フロア全面隆起、ガス配管破損、上下水道管破損、建具の変形による開閉不良

##### 3) 教育・スポーツ・レジャー施設

施設名称	被害状況
四賢婦人記念館	施設半壊、ガラスケース全壊、一部資料破損
益城町総合体育館	メインアリーナ天井部材等崩落、施設周辺の地盤沈下、給排水設備破損
益城町総合運動公園	陸上競技場：トラックに亀裂、サッカー場内隆起 テニスコート：コート面に隆起・陥没、人工芝に亀裂
益城町町民体育館	天井部分崩落、2階ガラス破損
益城町町民グラウンド	ナイター照明倒壊、液状化
津森町民グラウンド	駐車場兼グラウンドゴルフ場土砂崩れ、駐車場地割れ
飯野町民グラウンド	特になし
福田町民グラウンド	グラウンド内にひび割れ等損傷、法面崩落
広安町民第1グラウンド	法面の地割れ、崩落

##### 4) その他施設

施設名称	被害状況
町民憩の家	ボイラー・貯水槽・排水管の破損、駐車場の隆起・地割れ ポンプ不具合

## 2. 4. 4 インフラ・ライフラインの被害状況

### (1) 道路

町道の全長212,109mのうち、35,560mにわたり損壊が確認されており、推定被害額が44億5,200万円となっている。また、里道・水路も13,090mにわたり損壊が確認されており、推定被害額が12億円となっている。

なお、県道や国道についても被災状況は甚大であり、河川堤防の損壊や地盤沈下も確認されている。

図表：被災した道路（宮園地区）



図表：崩落した橋梁（福原地区）



## (2) 上・下水道

上水道及び簡易水道の管網が町内全域にわたり被害を受け、推定被害額が10億円となっている。下水道管渠等も町内全域にわたり被害を受け、公共査定決定額が25億4,500万円、農集事業費が7,400万円となっている。また、町浄化センターも被災し、推定被害額が9億700万円となっている。

図表：道路の液状化により浮き上がったマンホール（宮園地区）



## (3) 電気

電源車の横転や電柱が倒壊する等甚大な被害を受けた。町内全域で停電し、仮復旧に5日間程度を要し、4月19日に停電が解消した。なお、倒壊家屋が密集している地域については、通電火災防止等の理由から復電させていない事例もあった。

図表：本震により横転した電源車（益城町役場西側）



#### (4) 電話

固定電話伝送路の断絶や停電による停波のために、通信が麻痺したが、早期に復旧した。

なお、携帯電話についても、発災当初、混信・不通といった状況が見られたため、通信事業者の協力により公衆無線LANサービスの無料開放が実施された。

#### (5) ガス

ガスについては、都市ガスを使用している地区が一部存在しているが、ほとんどの家庭ではプロパンガスを使用しており、地震発生と同時に自動的に供給が停止した。安全センサーを解除することですぐに復旧できた家屋もあるが、損傷が激しかった家屋についてはガス漏れの危険性等から、復旧が遅れた事例もある。



## 2. 4. 5 民間施設等の被害状況

### (1) 保育施設

町内に所在する民間の保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育事務所等）において、建物被害が確認されており、中には地盤被害が生じた園も存在している。

被災が甚大だった園では、仮園舎での開園や、移転を余儀なくされた事例もあった。

### (2) 福祉施設

水道施設が損壊した福祉施設やライフラインが断たれるなどで利用者の受け入れに苦慮する介護保健事務所も確認された。すべての施設や事務所において建物被害が確認されており、全壊により建替えが必要な介護老人保健施設も報告された。

また、2か所の地域包括支援センターについても甚大な被害を受けており、母体法人の仮設事務所での活動も余儀なくされた。

### (3) 商業施設

県道28号熊本高森線沿線に所在する飲食店等商業施設の被害が甚大であり、仮店舗での営業や移転を余儀なくされている。また、営業を再開できない事業所も存在する。

### (4) 農地・農業用施設

農地の法面崩壊・亀裂等が250か所確認されており、推定被害額が8億6,100万円、倉庫等農業用施設の損壊による推定被害額が21億3,600万円となっている。また、林道等の損壊による推定被害額が2,600万円となっている。

農業用倉庫、機械等の損壊による被害件数は、406経営体、1,151事業にのぼり、推定被害額が38億4,400万円となっている。

図表：地震により亀裂が入った農地（下陳地区）



図表：地震により亀裂の入った農道（杉堂地区）



## 2. 4. 6 校区別の被害の様相

### (1) 飯野校区

布田川断層帯及び分岐断層帯が複数存在し、地表面に出現した亀裂も多数確認されている。したがって、断層帯の直上に所在する建物や農地の被害が甚大であり、家屋に関しては、全壊約400世帯、半壊約350世帯となっている。また、公共インフラについても、橋梁や水道管、下水道施設、道路等の損壊が見られる。さらに、農道や林道、用排水路等農業施設の被害も甚大である。

図表：被災した消防詰所（櫛島地区）



図表：倒壊した神社（飯田地区）





## (2) 広安校区

布田川断層の分岐断層帯が存在すると推定され、熊本都市圏における市街化区域（人口集中地域指定）であり、倒壊等被害を受けた建物が連なっていた。家屋に関しては、全壊約1,600世帯、半壊約2,250世帯となっている。また、公共インフラについても、橋梁や水道管、下水道施設、道路等の損壊に加え、堤防道路の地盤沈下が顕著である。さらに、住宅地の地盤沈下も著しく、内水氾濫の危険性が増しているうえ、地下水の自噴も多数確認されている。

図表：亀裂の入った道路（安永地区）



図表：損壊した道路（広崎地区）



## (3) 木山校区

布田川断層の分岐断層帯（木山断層）が複数存在し、地表面に出現した亀裂も確認されている。熊本都市圏における市街化区域（人口集中地域指定）であり、倒壊等被害を受け

た建物が連なっていた。家屋に関しては、全壊約1,100世帯、半壊約700世帯となっている。また、公共インフラについても、橋梁や水道管、下水道施設、道路等の損壊に加え、堤防道路の地盤沈下が顕著である。さらに、砂防河川の被害も著しく、並行している国道も大規模損壊し交通も一時麻痺した。

図表：倒壊した家屋（寺迫地区）



図表：多くの建物が倒壊した町中心部（宮園地区）





#### (4) 福田校区

布田川断層帯が存在し、地表面に出現した亀裂も多数確認されている。したがって、断層帯の直上に所在する建物や農地の被害が甚大であり、家屋に関しては、全壊約210世帯、半壊約240世帯となっている。また、公共インフラについても、橋梁や水道管、下水道施設、道路等の損壊が見られる。また、巨石の落石により迂回路を建設し通行を確保した。なお、谷川地区に出現した「V字型断層」は、町文化財に指定された（平成28年6月17日）。

図表：個人宅敷地内に入ったV字型断層（谷川地区）



(写真提供：広島大学 中田 高 名誉教授)

図表：崩落した巨石（内寺地区）



### (5) 津森校区

布田川断層帯が存在し、地表面に出現した亀裂も多数確認されている。したがって、断層帯の直上に所在する建物や農地の被害が甚大であり、家屋に関しては、全壊約250世帯、半壊約330世帯となっている。また、公共インフラについても、橋梁や水道管、下水道施設、道路等の損壊が見られる。また、杉堂地区「潮井神社」境内地に出現した断層や、横ずれ断層の規模を視覚的に伝える堂園地区の田畑に入った「クランク状断層」は、町文化財に指定された（杉堂地区：平成28年6月17日、堂園地区：平成29年6月7日）。

図表：被災した潮井神社（杉堂地区）



(写真提供：広島大学 中田 高 名誉教授)

図表：田畑に入ったクランク状断層（堂園地区）



(写真提供：広島大学 中田 高 名誉教授)

## 2. 4. 7 住民の避難状況

### (1) 4月14日（前震発生）～4月15日（本震発生前日）

4月14日に前震が発災した直後に7か所の指定避難所を開設した。しかし余震も続いており、青空避難者や車中避難者が多数発生した。指定避難所になっていない自治公民館や自宅の庭先に避難している人も多数存在し、避難者の全容把握は困難を要した。なお、指定避難所施設内に避難した人は約2,000人だった。

図表：開設した避難所

施設名	益城町地域防災計画での位置づけ等
町保健福祉センター	指定避難所
町総合体育館 (通路、ロビー及び武道場)	指定避難所（被災によりアリーナを使用せず）
町交流情報センター	未指定（指定外避難所）
町立飯野小学校（車中泊）	指定避難所（被災により施設内を使用せず）
町立広安小学校（施設内）	指定避難所（被災により体育館を使用せず）
町立広安西小学校（施設内）	指定避難所
熊本産業展示場（グランメッセ熊本） (前震当初：施設内) (その後：車中泊)	未指定（指定外避難所：県施設） ※発災前、県が物資集積拠点に指定していた

### (2) 4月16日（本震発生）～5月7日（避難所再編前日）

4月16日の本震発生に伴い、加えて余震も続いていたことから、避難者が急増した。4月16日夜から17日朝にかけて、10か所の指定避難所施設内及び指定避難所駐車場に避難した人は約16,000人であった。自宅庭先や公園、自治公民館等に避難した人もおり、避難者の全容把握は困難であったが、町民のほとんどが自宅外に避難していたと推測される。

4月18日以降、避難者数は減少傾向にあった。しかし避難所は過密状態にあり、解消へ向けた取り組みや、要配慮者等へのきめ細かなケアが課題となった。過密状態解消に向けては、被災により開設を見合わせた避難所を応急修理し、避難所を増設する等、避難所再編を実施することとした。併せて民間企業や団体、自衛隊がテントを設置し、避難所の代替施設とした。特に町陸上競技場に設置されたテント群は通称「テント村」と呼ばれ、多くの避難者を受け入れた。

図表：本震後追加した避難所

施設名	益城町地域防災計画での位置づけ等
町立益城中央小学校	未指定（指定外避難所）
広安愛児園	指定避難所（民間施設）
ホテル熊本エミナース	大規模災害時における宿泊所提供協定締結施設
町立益城幼稚園	指定避難所（安全確認後、開設）
町立第4保育所	未指定（指定外避難所）



図表：地震前の町総合体育館メインアリーナ



図表：4月14日、前震発生後の町総合体育館メインアリーナ



4月14日、前震発生後の町総合体育館は、メインアリーナの天井パネル（1枚の重さ：約5kg）が一部落下するなど、損傷を確認した。また、余震が頻発しており被害の拡大が予想されたため、前震発生後は、メインアリーナ及び同じ構造のサブアリーナを避難スペースとして開放しなかった。

しかし、避難者や報道機関から、多くの避難者がロビーや屋外に避難しているため、メインアリーナを開放するよう強い要望が多数寄せられた。

図表：4月16日、本震発生後の町総合体育館メインアリーナ



4月16日、本震発生後の町総合体育館は、メインアリーナの天井パネル、照明（1基の重さ：約7kg）、空調吹き出し口（重量不明）がほとんど落下するなど、甚大な被害となった。前震時において、避難スペースとして開放しなかったことが、人的被害を未然に防ぐことにつながった。

### （3）5月8日（避難所再編）～5月31日（通常業務体制再開）

避難所過密状態の解消や環境改善、臨時休校していた小・中学校の再開に向け、5月の大型連休中に避難所再編を実施し、最大18箇所避難所を開設した。また、不足していた福祉避難所を補完するため、集団生活に不向きな要配慮者等を中心に、トレーラーハウスやユニットハウスを提供した。さらに介護が必要な方等を支援するため、町内外20数箇所の福祉施設を福祉避難所に指定した。なお、町総合運動公園陸上競技場のテント村については、梅雨期対策・熱中症対策のため5月31日をもって閉鎖した。その後、6月20日に発生した豪雨により、町総合運動公園陸上競技場が浸水した。

図表：避難所再編に伴い追加した避難所

施設名	益城町地域防災計画での位置づけ等
町公民館飯野分館	指定避難所（安全確認後、開設）
町公民館福田分館	指定避難所（安全確認後、開設）
町公民館津森分館	指定避難所（安全確認後、開設）
町男女共同参画センター	未指定（指定外避難所：再編後増設）
いこいの里	未指定（指定外避難所：民間施設） 福祉避難所協定施設
県民総合運動公園陸上競技場	未指定（指定外避難所：県施設）

図表：町陸上競技場に設置されたテント村



**(4) 6月1日(通常業務体制再開)～10月31日(避難所閉鎖)**

応急仮設住宅の建設に伴い、6月14日から順次入居が開始されたため、避難者の減少が進んだ。避難者の減少などにより避難所の集約が課題となり、町陸上競技場に設置されたテント村避難者や学校施設避難者を町総合体育館へ集約した。

8月上旬に集約避難所として町総合体育館を指定し、他の避難所は9月8日までに閉鎖した。

なお、応急・みなし仮設住宅への入居や自宅応急修理の進捗により避難者が更に減少し、町総合体育館も10月31日をもって閉鎖した。

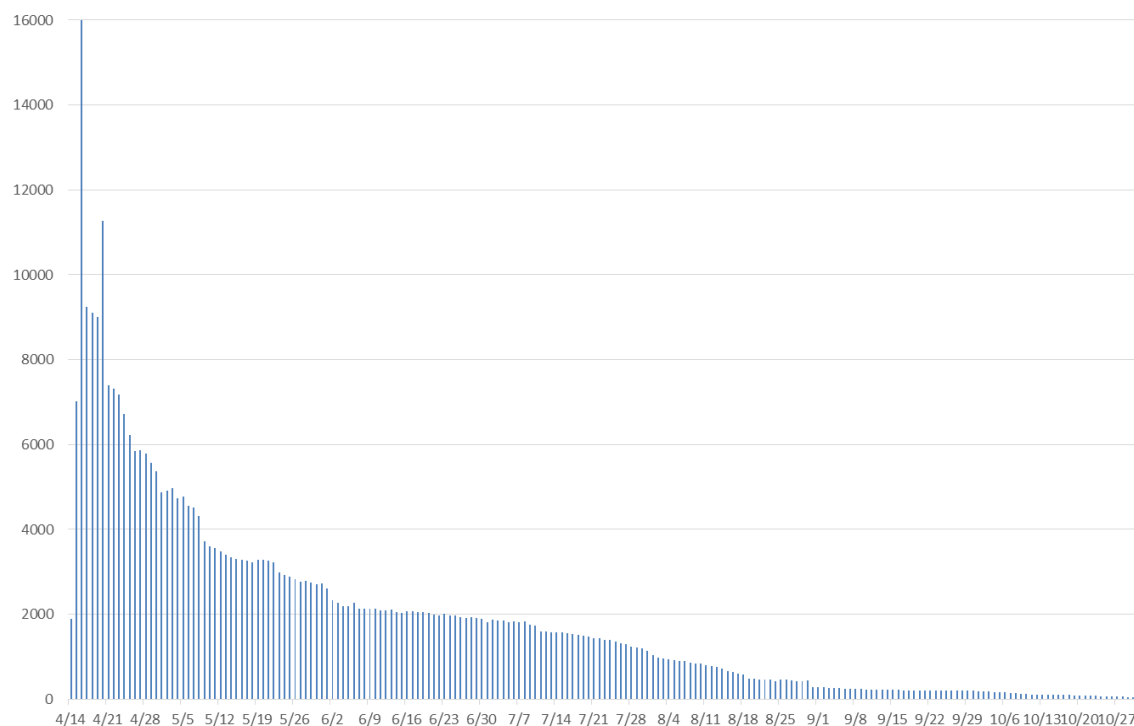


図表：避難所設置・閉鎖の経緯

4月17日	最大避難者数 16,050人
4月24日	避難者 7,319人（最大時の約半数）
5月 8日	避難者 4,312人 うち、車中避難者1,000人、テント泊670人 新規に、町男女共同参画センター、公民館分館3館を避難所開設
5月31日	避難者 2,728人（町陸上競技場のテント村閉鎖） 新規に県民総合運動公園陸上競技場を避難所として開設
7月14日	避難者 1,578人（最大時の約1割）
8月31日	避難者 290人
9月 8日	町総合体育館へ集約
10月31日	町総合体育館を閉鎖

図表：避難者数の推移

単位：人



## 2. 4. 8 仮設住宅への入居状況

仮設住宅の建設は5月から始まった。6月14日の赤井仮設団地、津森仮設団地、広崎仮設団地への入居を始めとして、順次入居が進んだ。

応急仮設住宅の最終的な建設戸数は、18団地・計1,562戸（うち6戸は福祉住宅）となっており、平成29年10月末時点の入居状況は、1,417戸、3,631人となっている。

また、民間アパート等の借り上げによる、みなし仮設住宅への入居状況は、1,379戸、3,624人となっている。

図表：仮設団地



図表：仮設団地の集会施設「みんなの家」



名称	整備戸数	住宅種別	入居開始日	平成29年10月末現在	
				入居戸数	入居人数
津森仮設団地	73戸	プレハブ	6/20	62戸	152人
赤井仮設団地	35戸	プレハブ	6/14	34戸	88人
広崎仮設団地	53戸	プレハブ	6/14	49戸	132人
テクノ仮設団地	516戸	プレハブ	7/17	467戸	1,235人
安永仮設団地	70戸	プレハブ	7/12	66戸	169人
飯野小仮設団地	48戸	プレハブ	7/1	40戸	107人
小池島田仮設団地	48戸	プレハブ	7/27	45戸	111人
	34戸	プレハブ	9/21	25戸	65人
木山仮設団地	166戸	プレハブ	8/9	206戸	520人
	54戸	プレハブ			
馬水仮設団地	77戸	プレハブ	7/22	69戸	185人
馬水東道仮設団地	56戸	プレハブ	8/6	53戸	134人
平田仮設団地	48戸	プレハブ	9/3	43戸	115人
櫛島仮設団地	41戸	プレハブ	8/29	36戸	92人
馬水西原仮設団地	54戸	プレハブ	9/27	50戸	123人
安永東仮設団地	43戸	プレハブ	9/29	40戸	89人
惣領仮設団地	63戸	プレハブ	10/5	56戸	138人
東無田仮設団地	13戸	プレハブ	9/27	12戸	29人
木山上辻仮設団地	64戸	プレハブ	10/19	59戸	136人
福富仮設団地	6戸	木造	11/16	5戸	11人
計	1,562戸			1,417戸	3,631人

### 第3章 熊本地震への対応(全体)

#### 3.1 町役場による対応

##### 3.1.1 地震発生後の主な対応

日付	内容
4月	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21時26分 地震発生（震度7、マグニチュード6.5）</li> <li>・ 益城町災害対策本部設置（町保健福祉センター） 現地対策本部設置（町本庁舎南側駐車場） （災害救助法、被災者生活再建支援法適用）</li> <li>・ 指定避難所（7か所）の開設</li> <li>・ 火災発生（安永地区）に伴う、消防団による消火活動</li> <li>・ 町浄化センター停電（4月15日2時50分自家発電による電源供給を開始）</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部を町本庁舎3階大会議室へ移転し、現地対策本部を廃止</li> <li>・ 電算システム完全復旧により、住基情報を外部媒体へ取り出し</li> <li>・ 自衛隊による炊き出し開始</li> <li>・ 自衛隊による「火の国の湯」が保健福祉センターに開設</li> <li>・ 被災建築物の応急危険度判定に着手</li> <li>・ 消防団による町内巡回（危険箇所の確認、住戸のガス元栓・電気ブレーカーの遮断確認等）</li> <li>・ 益城町災害ボランティアセンターの設置を町社会福祉協議会に依頼</li> <li>・ 救助隊（消防機関・警察機関・自衛隊）による救助捜索活動開始</li> <li>・ 益城中央小学校跡地に災害廃棄物一時仮置場を開設</li> <li>・ 町内全小中学校臨時休校</li> </ul>
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1時25分 地震発生（震度7、マグニチュード7.3）</li> <li>・ 災害対策本部を保健福祉センターへ移転</li> <li>・ 浄化センター再度停電（同日6時00分復旧）</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊による「火の国の湯」が総合体育館に開設</li> <li>・ 被災宅地の応急危険度判定に着手</li> <li>・ 救助隊（消防機関・警察機関・自衛隊）による救助捜索活動終了</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金の受付を開始</li> <li>・ 阿蘇くまもと空港が一部運行を再開</li> </ul>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 益城町災害ボランティアセンター設立</li> </ul>
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町保健師による地区巡回開始（27日まで）</li> </ul>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安倍内閣総理大臣が益城町を視察</li> <li>・ 「熊本地震に伴う益城町地震災害に関する緊急要望」を安倍内閣総理大臣に提出</li> <li>・ 基幹系システム復旧完了</li> <li>・ 簡易版ホームページを開設</li> <li>・ 倉庫運營業務を民間運送会社に委託</li> </ul>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合運動公園陸上競技場にテント村開設</li> <li>・ 町長他関係者において今後の組織体制について協議</li> </ul>

日付	内容
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害法適用</li> <li>・役場内にプロジェクトチームを設立（住まい支援、被害認定調査、避難所対策、役場機能）</li> <li>・災害廃棄物一時仮置場を町内業者に委託</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹系システムのクラウド運用を再開し、データ更新等の事務処理が再開</li> </ul>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「益城災害FMラジオ」放送を開始</li> <li>・「益城町復興支援臨時シャトルバス」の運行を開始</li> <li>・1日2回の記者レクを開始</li> <li>・県主催「平成28年熊本地震における家屋被害認定調査事前研修」参加</li> </ul>
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非常災害法適用</li> <li>・民間賃貸住宅借り上げ制度（みなし仮設住宅）窓口を開設（5月8日までは県が代行して県庁ロビーにて窓口対応）</li> <li>・町防災行政無線臨時親局を設置し、放送を再開</li> </ul>
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・益城町「被災家屋調査実施計画」策定</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明に係る建物被害認定調査を開始</li> <li>・広報ましき災害臨時号の発行を開始</li> </ul>
<b>5月</b>	
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書の交付申請受け付けを開始</li> </ul>
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「益城災害FMラジオ」内での町長メッセージ放送の開始</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を役場庁舎へ移転</li> <li>・「熊本地震に伴う益城町地震災害に関する緊急要望」を高市総務大臣に提出</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震に関する住民相談窓口を町公民館ロビーに開設</li> <li>・一部の町立保育所が再開</li> <li>・応急仮設住宅工事着手</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊による炊出し支援終了</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末による物資発注スキームを構築し、運用を開始</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターにて役場窓口業務の一部を再開</li> <li>・情報系サーバの復旧</li> <li>・町内小中学校を再開</li> <li>・被害認定調査PTを分割し、罹災証明PTを新設</li> <li>・町役場（中央公民館）にて民間賃貸住宅借り上げ制度（みなし仮設住宅）受け付けを開始</li> </ul>
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットシステムを復旧し、LGWANメールが復旧</li> </ul>
13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民憩いの家での入浴サービス再開</li> <li>・在宅避難者の健康訪問調査を開始（6月9日まで）</li> </ul>
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課による各避難所運営を開始</li> </ul>
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民生活課が町中央公民館にて窓口業務を再開</li> <li>・町内小中学校にて簡易給食を開始</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課、福祉課、いきいき長寿課が業務を再開</li> <li>・自衛隊による給水支援終了</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天皇、皇后両陛下が避難所を慰問</li> </ul>

日付	内容
20日	・熊本産業展示場（グランメッセ熊本）にて罹災証明書の交付開始
21日	・第1次応急仮設住宅の申請受け付けを開始 ・物資集積拠点をグランメッセ熊本へ移転、運用開始
22日	・応急修理事業の申請受け付けを開始
23日	・「町民憩の家行き巡回バス」が運行を開始
26日	・自衛隊による入浴支援終了
29日	・日本医師会災害医療チーム活動終了に伴い、益城町災害医療調整本部、救護所が閉鎖
30日	・自衛隊による災害派遣が終了
31日	・「熊本地震に伴う益城町地震災害に関する熊本県への緊急要望」を蒲島県知事に提出 ・総合運動公園のテント村を閉鎖
<b>6月</b>	
1日	・役場に復興課、環境衛生課を新設（組織改編に伴う） ・福祉課生活再建支援係を設置し、窓口を設け、被災者の生活再建に相談や被災者生活再建支援金の申請受け付けを開始 ・町内小中学校で弁当給食の提供を開始 ・九州産交バス「御船～東無田～交通センター」線が通常運行を再開
4日	・安倍内閣総理大臣が益城町を視察
6日	・罹災証明に係る建物被害認定調査2次調査を開始 ・仮設プレハブ庁舎及び中央公民館にて役場業務開始 ・九州産交バスによる無料シャトルバスが運行を開始（古閑入口～木山産交） ・町内小中学校へ再春館製薬所による汁物給食の提供を開始
7日	・記者レクを終了
10日	・政府関係機関撤退
13日	・災害査定開始（道路・河川・下水道）
14日	・応急仮設住宅への入居を開始
15日	・公費による家屋の解体・撤去の受け付け開始
17日	・交流情報センターにて業務開始（学校教育課、生涯学習課）
19日	・福祉避難所としてグランメッセ熊本にトレーラーハウスを設置
21日	・豪雨により河川堤防が決壊し、浸水被害が発生
23日	・熊本地震義援金の申請受け付けを開始
25日	・益城復興市場・屋台村がオープン
26日	・第2次応急仮設住宅の申請受け付けを開始 ・住民票等のコンビニ交付
29日	・飯野小仮設住宅に「みんなの家」第1号が完成
30日	・「ましきラボ」が仮設住宅における聞き取り調査開始
<b>7月</b>	
6日	・益城町震災復興基本方針を策定
7日	・復興に向けて区長との意見交換会を開催（～17日、全6回開催） ・公費による家屋の解体・撤去を開始
10日	・参議院議員選挙（投票所を28か所から12か所に縮小、投票時間を短縮して実施）

日付	内容
13日	・広報ましき復興ニュースの発行を開始 ・関西広域連合撤退
15日	・「テクノ仮設団地」にバス2路線を新設
17日	・「ましきメッセもやい市」3か月ぶりに再開
20日	・自費解体・撤去（先行解体）費用の申請受付を開始
22日	・熊本連携中枢都市圏として、「平成28年熊本地震に関する要望書」を国に提出 ・総務省へ熊本地震に伴う自治公民館改修等の費用に関する要望を実施 ・国土交通省へ熊本地震に伴う防災集団移転促進事業に関する要望を実施
24日	・平成28年熊本地震益城町慰霊祭を開催
26日	・第2回益城町議会定例会を開催、災害復興特別委員会を設置
28日	・「益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会」を開催（～8月20日、全14回開催） ・第3次応急仮設住宅の申請受け付けを開始
31日	・マイナンバーカードの交付事務
<b>8月</b>	
5日	・第1回益城町復興計画策定委員会を開催
10日	・グランメッセ熊本の改修工事の開始に伴い、拠点物資倉庫を委託先である民間委託業者倉庫へ移転
15日	・指定ゴミ袋でのごみの回収を再開
20日	・「益城町の復興に関する意向調査」アンケート調査を実施（4月14日時点で住民基本台帳に記載されている全13,097世帯に発送・9月2日締切・5,683世帯から回収）
23日	・第4次応急仮設住宅の申請受け付けを開始
27日	・子どもまちづくりリーダーツアーの報告会を開催 （9月11日に仙台市で開催された東北子どもまちづくりサミットで益城町の小学生がその成果を発表）
<b>9月</b>	
6日	・テクノ仮設団地に「イオン益城テクノ仮設団地店」及び「益城テクノ笑店街7」がオープン
8日	・町総合体育館への避難者集約に伴い、他避難所を閉鎖
30日	・災害廃棄物二次仮置場を設置
<b>10月</b>	
1日	・「広報ましき10月号」（通常版）を発刊
3日	・益城町地域支え合いセンターを設立
7日	・第2回益城町復興計画策定委員会を開催
8日	・「益城町未来トーク」を開催
12日	・益城町復興計画骨子を策定
13日	・「益城町復興計画づくりに関する小・中学生アンケート」の実施
17日	・「益城町復興計画骨子に係る住民意見交換会」を開催（～22日、全7回開催） ・応急仮設住宅の申請受付を随時開始
19日	・熊本大学が秋津川河川公園内に「ましきラボ」を開所

日付	内容
24日	・簡易水道の災害査定開始
31日	・総合体育館避難所を閉鎖（町内の全ての避難所を閉鎖）
<b>11月</b>	
10日	・第3回益城町復興計画策定委員会を開催
11日	・益城町復興計画（案）の策定
14日	・応急仮設住宅工事完了
15日	・「復興計画（案）に関する住民意見公募（パブリックコメント）」の実施（～28日）
16日	・上水道災害査定開始
17日	・熊本県へ県道熊本高森線4車線化に関する要望を実施
21日	・災害対策本部を廃止
<b>12月</b>	
8日	・第4回益城町復興計画策定委員会を開催
9日	・県道熊本高森線の都市計画等に関する説明会を開催（～12日）
12日	・益城町復興計画の策定
18日	・「益城町もうちょっとトーク ～未来トーク延長戦～」開催
20日	・益城町復興計画の議会承認 ・益城町ホームページ（通常）の開始



### 3. 1. 2 各時期における分野ごとの従事割合および勤務状況

#### (1) 分析の目的・方法

発災した4月14日から12月末まで、町職員の従事した業務内容は時期ごとに大きく変動した。ここでは、町職員へのアンケート結果（参考資料1 町職員アンケート参照）をもとに、時期を4区分に区切り、それぞれの時期における業務の従事割合を整理した。

#### 1) 時期区分

町の業務実施体制が大きく変わったタイミングを踏まえて、発災から12月末までの約7か月半を以下の4区分に分けた。

- ・ 4月14日～ 4月16日（前震発生～本震発生）
- ・ 4月16日～ 4月25日（本震発生～PT設置）
- ・ 4月25日～ 5月31日（PT設置～通常業務体制移行）
- ・ 6月1日～12月31日（通常業務体制移行～年末）

#### 2) 分析対象とする業務分野

以下18業務および「その他」「その期間は出勤を全くしていなかった」の計20業務を対象とした（※本報告書第4章の項目とは合致していない）。

1. 災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整
2. 救助・救急活動、救急医療活動
3. 被害情報の収集、通信の確保
4. 広報活動、災害情報の伝達
5. 避難所での避難者対応に関する業務
6. 保健衛生対策（防疫、食品衛生、健康管理、要援護者対策、被災動物対策など）
7. 物資等の輸送、供給対策
8. その他のボランティア、NPO、NGOなどとの協働活動
9. 公共インフラ被害の応急処置等（道路点検・復旧、上下水道、水害・土砂災害予防対策等）
10. 建物、宅地等の応急危険度判定
11. 被害認定調査に関する業務
12. 罹災証明の発行に関する業務
13. 応急仮設住宅に関する業務
14. 生活再建支援（義援金、生活資金の貸付など）
15. 廃棄物処理・公費解体
16. 平常業務の継続・復旧
17. 役場機能再建
18. 復興計画の策定

19. その他

20. その期間は出勤を全くしていなかった

### 3) 調査方法

町職員を対象としたアンケート調査で、4時期区分それぞれにおいて業務時間の多かった2つの業務と、その2つの業務に従事した概ねの時間割合を質問し、集計した。

問：あなたが主に従事した業務内容を、従事時間の多かった順に2つ記載するとともに、各業務に従事したおおむねの時間割合を記入してください。業務は下記の「業務リスト」のなかから番号を選んで記載してください。

		1番目に 時間の多かった業務		2番目に 時間の多かった業務	
		業務種別	従事割合	業務種別	従事割合
1	4月14日の前震から 4月16日の本震まで				
2	4月16日の本震から 4月25日のPT設置まで				
3	4月25日のPT設置から 5月末まで				
4	6月1日の通常業務体制移行から 12月末まで				
	(記入例)	7	6割	3	4割

### (2) 分析結果

前震発生（4月14日）から本震発生（4月16日）までの間に職員が動員された業務としては、「避難所での避難者対応に関する業務」が最も多く、全職員が投入した業務時間の29.2%に該当する。次いで「物資の輸送、供給対策」（12.9%）と「平常業務の継続・復旧」（9.1%）、「被害情報の収集、通信の確保」（6.8%）が多い。

本震（4月16日）からPT設置（4月25日）の間では、「避難所での避難者対応に関する業務」への従事割合が突出して高く（43.2%）、次いで「物資の輸送・供給業務」（9.2%）、「平常業務の継続・復旧」（4.9%）、「公共インフラ被害の応急処置等」（4.5%）、「災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整」（4.4%）が多い。避難所運営業務はこの時期がピークとなっている。

PT設置（4月25日）から5月末までの間においても、「避難所での避難者対応に関する業務」が最も多い（22.6%）。ただし、これに次ぐ「平常業務の継続・復旧」（20.6%）が避難所運営業務とほぼ同率を占めるようになっている。地震発生から10日～1か月程度が過ぎた時点で、避難所運営は徐々に落ち着きを取り戻し、平常業務を含む他業務に移行しつつあることがうかがえる。また応急対策業務のなかでは「罹災証明の発

行に関する業務」(6.2%)が「避難所での避難者対応に関する業務」に次いで多くなっている。

6月から年末までの間になると、「平常業務の継続・復旧」が最も多く、半数を超えるようになる(50.3%)。この時期においても応急対策業務のなかでは「避難所での避難者対応に関する業務」(6.0%)の割合が最も高いままであり、「仮設住宅に関する業務」(4.8%)が次ぐ。【参考資料1：町職員アンケート問22】

業務リスト	4月14日 ～4月16日	4月16日 ～4月25日	4月25日 ～5月31日	6月1日 ～年末
01. 災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整	2.5%	4.4%	3.5%	0.9%
02. 救助・救急活動、救急医療活動	1.9%	0.1%	0.0%	0.0%
03. 被害情報の収集、通信の確保	6.8%	3.2%	3.6%	1.3%
04. 広報活動、災害情報の伝達	0.2%	0.8%	1.7%	0.5%
05. 避難所での避難者対応に関する業務	29.2%	43.2%	22.6%	6.0%
06. 保健衛生対策	0.8%	2.4%	2.2%	1.9%
07. 物資等の輸送、供給対策	12.9%	9.2%	4.2%	1.7%
08. その他のボランティア、NPO、NGOなどとの協働活動	0.6%	1.5%	0.5%	0.3%
09. 公共インフラ被害の応急処置等	3.2%	4.5%	3.8%	3.2%
10. 建物、宅地等の応急危険度判定	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
11. 被害認定調査に関する業務	0.0%	0.0%	3.4%	2.1%
12. 罹災証明の発行に関する業務	0.0%	0.0%	6.2%	2.3%
13. 仮設住宅に関する業務	0.0%	0.1%	2.2%	4.8%
14. 生活再建支援(義援金、生活資金の貸付など)	0.0%	0.0%	1.1%	1.7%
15. 廃棄物処理・公費解体	2.6%	3.2%	3.4%	3.0%
16. 平常業務の継続・復旧	9.1%	4.9%	20.6%	50.3%
17. 役場機能再建	0.0%	0.1%	1.1%	0.5%
18. 復興計画の策定	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
19. その他	5.6%	5.2%	3.2%	3.8%
20. その期間は出勤を全くしていなかった	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%

※各職員が1番目と2番目に多く従事した業務の従事割合を合計し、その割合を算出した。

3 番目以降の従事業務を含んでいないため、上記の総合計は100%に達しない。

また地震発生以降の町職員の勤務状況を見ると、4月中は65.9%の職員が休みを取れなかった。「休みはなかった」と答えた職員は、5月は30.0%、6月は13.5%、7月は6.3%、8月以降は3%以下となっている。しかし「通常と同じ」と答えた職員は、4月は1.4%、5月は7.1%となっており、半数を超えるのは9月以降である。長期にわたって町職員に業務負荷の大きい状況が続いていたことが分かる。【参考資料1：町職員アンケート問54】

## 3.2 町議会による対応

### (1) 震災直後の町議会の判断

震災は町議会にも大きな影響を及ぼした。議長へのヒアリングによると、前震後の15日朝には複数名の議員が役場に登庁し、災害対策本部にて被害状況の把握等を行っていた。当初、町執行部も混乱状態にあり、そのような状況で町議会として災害対策本部に関わると更なる混乱を招きかねないと議長が判断し、町執行部と役割分担をする形で、各議員とも地元地域に張り付いて被害状況の把握や被災者ニーズの把握等に従事した。

### (2) 被災者ニーズの把握

震災から10日ほど経過した頃、経済産業省から「益城町で困っているもの、不足しているものを教えて欲しい」という依頼が関係者を經由して町議会に届いた。当時、上下水道が広域にわたり破損していたため仮設トイレの配備を依頼したところ、仮設トイレ134基がすぐに益城町に搬送された。

しかし、町職員の多くは避難所運営対応で手一杯の状態だったため、町内に配備する余力がない状態だった。そこで、各議員及び各地区の区長が集まり手分けして作業することで、それぞれの地区の公民館に2基ずつ仮設トイレを設置した。

また、仮設トイレは水洗ではないため異臭がきつく、避難者から不満の声が多く聞かれたため、経済産業省に依頼のうえ、消臭剤についても物資支援を受けた。同じように各議員に連絡して各地域に配布した。

### (3) 全員協議会の開催

上記のとおり地震後は各議員とも地域に入り込んで活動していたため、議員の中には町執行部の動きが分からず情報が行き届かないといった支障が現れ始めた。

そこで、議員間の情報共有及び地区ごとの被害状況の把握を目的とした全員協議会を5月～6月に開催した。10日に1回のペースで開催し、町執行部からは町長をはじめ各課等長が出席した。現状の報告や今後の見通しについて報告を受けた。また各議員からは地区ごとの現状及び要望を執行部に説明する場とした。さらに、当時は避難者に情報がうまく伝達できていない状況だったため、全員協議会での協議事項を各議員経由で地元区長に伝達してもらった。

### (4) 震災後の町議会開催

6月議会は、震災の影響で準備が間に合わず開催不可能となったため、7月に時期をずらして開催した。一般質問と常任委員会を割愛し、会期1日で全議案とも承認及び可決認定を行った。事前に全員協議会で議案の内容について協議のうえ精査を行ったため短期間での採決が可能となったものである。

議会棟は壁や天井が崩落し使用不能になったため、仮設プレハブ庁舎や使用可能な町有

施設を間借りして議会を開催した。

また、町執行部と緊密な連携のもと全町あげて復旧復興に取り組む体制を構築するため、災害復興特別委員会を設置した。

(災害復興特別委員会の主な役割)

- 町執行部が行う復興計画等の作成に対して、議会の意見を取りまとめ執行部へ通知
- 町執行部が行う復興等に関する情報を議会へ提供
- 国や県等へ復興等に関する要望の取りまとめ
- その他議長の指示事項

7月議会では、上下水道等のインフラ整備をはじめ、相当の復旧事業費が必要となり、結果的に一般会計予算が当初の111億円から309億円に膨れ上がった。

9月議会及び12月議会は一般質問を代表者のみに限定し、常任委員会を割愛して開催した。通常の議会体制に戻ったのは平成29年3月議会からとなった。

#### (5) 震災対応で良かったこと

各議員は、被災者ニーズの把握に努めるとともに、行政と住民のパイプ役として全員協議会の場を通して町執行部に各地区の現状を伝える役割を担った。

常日頃、地域住民との付き合いがあり地域に密着しているからこそ、密なコミュニケーションが可能となり、被災者の要望把握につながった。

### 3.3 住民による自助・共助活動

今回の熊本地震では、町内の家屋等のうち約98%が被害に見舞われる等、多くの町民に被害が及んだ。そのような中、自分自身や家族を支える「自助」や、地域コミュニティや民間のつながりの力で互いに支え合う「共助」により、自発的に緊急時の助け合いがなされた事例が多数確認された。

#### (1) 消防団による緊急対応

前震発生後、消防団本部がすぐに町災害対策本部に参集した。情報の収集および分団長等幹部への指示を行い、倒壊家屋の救助活動（11件19名）や救急搬送のフォロー、地域住民の安否確認、避難の呼びかけや誘導等を実施した。現場の状況に応じて柔軟に対応を行った。

また、4月14日に安永地区で火災が発生したが、当該地区の班が速やかに火災現場に直行し、消防署と連携して消火活動を実施したことにより、延焼拡大防止につながった。

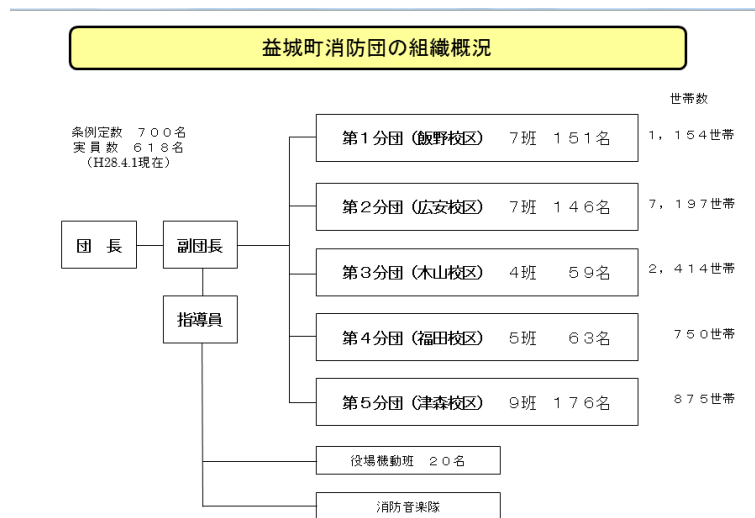
4月15日には地域内の巡回パトロールを行い危険箇所の確認をし、住戸のガス元栓や電気ブレーカーの遮断確認等を行った。これが結果的に火災の抑止につながったと考えられる。道路通行止め箇所においては、24時間体制で交通誘導を実施し、物資搬送のほか、被災者の要望を受けて様々な対応を行った。

本震後は、さらに16件32名の救助活動を実施した。また、新たに発生した道路や橋梁の通行不可箇所及び信号機の停電箇所等で交通誘導を実施した。道路の機能回復のための沿道家屋のがれき撤去や住戸のガス漏れチェック、消火栓の確認、避難所運営等多岐にわたり活動した。

本震から2日程経過すると、空き巣被害が確認されるようになり、7月上旬頃まで夜間の巡回活動を継続的に実施し、治安維持に努めた。

災害対応で良かった点としては、日頃から消防団幹部や分団、班への連絡手段として無料通信アプリを活用しており、非常時においても迅速に現場状況の確認や共有、他班への応援要請等の連携がうまく取れたことが挙げられる。

町災害対策本部にも逐一画像で現場の状況を伝達し、避難勧告・指示の迅速な発令に繋がった。



## (2) 自治会による震災対応

町内には68の行政区があり、自治会により戸数や組数が異なり、地域コミュニティの特性も異なる。行政区ごとに行った区長ヒアリングで挙げた共通的な意見は次のとおり。  
<共通的な意見>

### ①自治会としての対応について

- 地震直後は自治会内で連絡を取り合うことすらできず、状況把握ができなかった。災害の規模が大きすぎたので、自治会組織としてすぐに活動するのは非常に困難だった。多くの区長や役員が被災した状況だった。
- 地震から数か月経過した頃でも、自治会長自身が町外に避難している、防災無線が再開できない、不在宅ばかりで回覧板がまわらない、など困惑することが多かった。

### ②被害状況・安否の確認について

- 地震後1～2時間後に1人暮らしの家を区長が確認してまわった。同じ地区といえど、住民全員の顔と名前を知っているわけではなかったため、完全に状況把握するのは困難だった。
- 震災直後は自分の家族や隣近所の安否確認を実施した。震災翌日に地区全体の被害状況の確認や、高齢者宅等の確認を行った。
- 区長が連絡網を作成しており、全家庭に連絡を入れて確認したが、自宅外に避難している世帯が多く、うまく機能しなかった。
- 一人暮らし宅・高齢者宅を区の役員に指示して確認してもらった。

### ③情報収集・情報伝達について

- 町役場と連絡がとれず、状況が分からなかったため非常に不安だった。
- 町役場からの一方的な発信でも構わないので欲しかった。とにかく情報を欲していた。



- 誰がどこに避難しているのか分からないので、情報共有の手段がなかった。
- 地震後に固定電話でなく携帯電話の連絡網を取りまとめた。

#### ④避難所の運営について

- 自主避難所の運営を区長と役員数人でせざるを得ず、特に物資の確保に奔走した。
- 避難所内でのトラブルが多く、区長が間に入って仲裁することが多々あった。
- 自治公民館を自分たちの判断で開放し避難所として活用した。
- 可能な限り区長を中心に住民で自主運営することが望ましい。

#### ⑤在宅避難者や軒先避難者への対応について

- 物資支援に偏りがあった。
- みなし仮設住宅には支援物資がほとんど届かず格差を感じた。
- 効率的な物資の配分策として、区長が地域を代表して物資を取りに行く制度が途中から構築されたのは有効だった。ただし、その分区長の負担が増加した。

#### ⑥今後の改善点について

- 風水害と地震は分けて考えることが必要。今まで地震を想定した訓練をやっていなかったため、日頃から訓練をする必要性を感じた。
- 可能な限り、各区で携帯電話の連絡網及び緊急連絡先を整理しておくべき。
- 非常時に各区長との緊急連絡がとれる体制を整備する必要がある。

### 3.4 外部からの支援

#### (1) 組織別の主な支援内容

今回の熊本地震では想定をはるかに超える甚大な被害を受けたため、町単独では到底対応しうるものではなかった。警察・消防・自衛隊の救助活動にはじまり、国・県・他自治体、民間企業やNPO・NGO、個人ボランティア等、様々な外部組織等に長期にわたり復旧・復興活動を展開してもらった。組織別の支援内容は次のとおり。

組織名	支援内容
警察 (各県警察応援隊)	人命救助・捜索活動、交通規制、防犯活動等(熊本県警がマネジメント)
消防 (緊急消防援助隊)	消火活動、人命救助・捜索活動、被害情報の収集及び集約等 (熊本市消防局がマネジメント)
自衛隊 (陸上・海上・航空)	人命救助・捜索活動、給水・炊出し・入浴・物資配送支援等 (第42普通科連隊がマネジメント)
熊本県	トップマネジメント補助、人的支援、応援職員の配置計画作成等
他自治体	初動期における災対本部支援、プロジェクトチームや各課の業務支援
日本財団	緊急対策支援、NPO・ボランティア活動支援、在宅避難者調査、住宅損壊等への見舞金支給、住宅・事業再建資金への融資制度創設等
JVOAD (全国災害ボランティア支援団体ネットワーク) KVOAD (くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)	ボランティア団体間の連携調整等
各種ボランティア団体	被災者支援全般 (医療救護、避難所の環境改善支援等)
益城町災害ボランティアセンター (益城町社会福祉協議会)	ボランティアの効率的な推進支援
町消防団(5分団33班)	消火活動、人命救助・捜索活動、被害情報の収集、火災予防活動、交通規制等

#### (2) 人的支援の状況

震災後、すぐに熊本県や関西広域連合をはじめ、全国の自治体から多数の職員派遣が行われ、被害状況の把握や避難所運営に追われる町職員のマンパワー不足を補った。震災直後の混乱期における派遣者数は把握しきれていないが、平成28年4月以降の中長期派遣職員は、平成28年度で85人、平成29年度で57人を数え、延べ142人の職員が他自治体から町に支援に入った。(平成29年8月現在)

<派遣職員の配置先>

平成28年度		平成29年度	
政策審議監	1人	政策審議監	1人
総務課	4人	総務課	4人
復興課	1人	危機管理課	2人
企画財政課	2人	企画財政課	2人
税務課	10人	福祉課	2人
環境衛生課	19人	生活再建支援課	2人
健康づくり推進課	1人	健康づくり推進課	2人
福祉課	2人	環境衛生課	4人
農政課	4人	産業振興課	2人
建設課	28人	都市建設課	1人
都市計画課	7人	復旧事業課	23人
下水道課	6人	復興整備課	7人
		下水道課	5人

(3) 益城町災害ボランティアセンターの開設

4月15日に、益城町地域防災計画に基づき、益城町災害ボランティアセンター(以下、町ボラセン)の設置を益城町社会福祉協議会(以下、町社協)に依頼し、4月21日に開設された。

ボランティアによる主な活動は、避難所支援、支援物資の仕分け作業、災害ごみ集積場への支援、災害ごみの集積・運搬、がれき撤去、引っ越し運搬作業等であった。

<開設期間>平成28年4月21日(木)から平成29年4月22日(土)まで

<開所日>186日間(開設期間中、悪天候により4日間のみ閉所日あり)

<ボランティア件数>

運搬ニーズ 完了件数	運搬・作業ニーズ 完了件数	作業ニーズ 完了件数	ニーズ完了 総件数
1,589件	547件	3,015件	5,151件

<ボランティア参加人数内訳>

	県内人数	県外人数	合計人数	活動日
4月	2,755人	1,992人	4,747人	10日
5月	4,786人	7,437人	12,223人	30日
6月	1,354人	6,679人	8,033人	29日
7月	1,051人	3,850人	4,901人	30日
8月	607人	1,723人	2,330人	17日
9月	338人	897人	1,235人	14日
10月	166人	459人	625人	9日
11月	163人	439人	602人	8日
12月	135人	254人	389人	6日

1月	104人	158人	262人	7日
2月	83人	143人	226人	6日
3月	121人	270人	391人	9日
4月	130人	284人	414人	7日
総計	11,793人	24,585人	36,378人	182日

#### (4) 義援金による支援の状況

被災者への金銭的支援を目的に、町で義援金の受付けを実施した。当初の受付期間は平成28年4月19日から平成29年3月31日までとしていたが、被災者の生活再建に期間を要するため、平成30年3月31日まで受付期間を延長した。

<平成29年10月1日時点>

12,325件     1,077,432,356円

## 第4章 熊本地震への対応(業務別詳細)と今後の改善の方向性

### 4.1 地震による職員の被災状況

ここでは町職員に対するアンケート調査に基づき、町職員の被害状況や前震・本震発生時における出勤状況等を明らかにする。また当時の状況を踏まえて、今後の改善の方向性も記述する。

#### 4.1.1 地震による職員への人的・物的被害

家族全員が無事であった職員は92.6%であった。一方で、犠牲になった・怪我をした家族がいる職員や自分自身が怪我をした職員もおり、直ちに業務につけなかった。【参考資料1：町職員アンケート問1】

85.2%の職員は自宅に被害を受け、その内数として18.4%の職員の自宅が全壊となった。【参考資料1：町職員アンケート問2】

発災後の出勤元(複数回答可)について、自動車(車中泊)から出勤した経験がある職員は24.4%、実家や親類・知人宅から出勤した経験のある職員は15.0%、震災前とは別のアパートや家を借り、そこから出勤した職員は8.9%となっており、震災前の自宅から出勤していた職員は64.8%となった。【参考資料1：町職員アンケート問3】

このように、多くの職員が自分自身・家族や自宅に何らかの被害を受けた中で、業務に当たっていた。

#### <改善の方向性>

- ✓ 地域防災計画や業務継続計画(以下、BCP)、受援計画の改訂・策定にあたっては、職員・家族の身体・自宅等の被災によって、業務対応できる人員数が通常数より減ることを前提に検討をする必要がある。
- ✓ 職員および家族の安全確保、また町役場の災害業務対応等への影響抑制のために町職員への被害軽減の対策(自宅の耐震化、家具の固定など)、自宅・家族の被災時の対応の啓発等を行う必要がある。
- ✓ 職員自身も被災者であることから、職員及び家族の心身の健康に十分配慮し、休暇を順番に取得できるようにする等の取組みを行うことが必要である。

#### 4. 1. 2 前震時の出勤状況

##### (1) 前震発生時にいた場所

前震が発生した際に、全職員のうち53.7%が町内にある自宅に、29.4%が町外にある自宅にいた。職場にいた職員は0.9%、自宅・職場以外の益城町内にいた職員は7.0%、自宅・職場以外の益城町外にいた職員は8.4%であった。【参考資料1：町職員アンケート問4】

##### (2) 4月14日以降の出勤状況

前震が発生した14日の夜のうちに、職場に参集した回答職員は61.6%であった。【参考資料1：町職員アンケート問5】

前記のうち、68.0%が発災から2時間以内に職場へ参集した。【参考資料1：町職員アンケート問8】

14日夜に参集した職員が最初に到着した職場は本庁舎が最も多い(66.7%)。次いで町保健福祉センター(12.4%)となっている。指定避難所に参集した職員は多くなく、たとえば町総合体育館に参集した職員は1.1%にとどまる。【参考資料1：町職員アンケート問10】

14日夜の出勤場所の選定理由は、「連絡はなかったが、平常時の所属場所なので」が72.3%であった。「その場所に向かうよう連絡を受けたので」と答えたのは12.4%であった。【参考資料1：町職員アンケート問11】

またその場所までの移動手段は、自動車が62.1%、徒歩が26.0%であった。【参考資料1：町職員アンケート問12】

参集にあたっての課題としては、「参集する途中が危険だった」(56.9%)が多く、「参集の可否や参集場所などについて、報告や相談すべき方法などがわからなかった」(25.6%)が次いで多い。【参考資料1：町職員アンケート問13】

一方で14日の夜のうちに参集しなかった・できなかった回答職員が参集できなかった理由として挙げたのは、「家族や自宅が被災したため」(37.8%)、「移動する途中が危険と思ったので」(36.6%)が多かった。また、「参集が必要なことを知らなかったため」と答えた職員も14.6%にのぼる。【参考資料1：町職員アンケート問6】

前震の発生した14日夜のうちには出勤できなかった回答職員のうち、本震(16日未明)までの間に出勤した職員は77.4%となっている。出勤が17日以降となった職員は17.9%であった。【参考資料1：町職員アンケート問7】

#### <改善の方向性>

- ✓ 平時より参集基準や参集場所などの基本的なルールを決めて、全職員が把握しておく必要がある。
- ✓ 自宅等から参集場所までの複数の参集ルート把握しておく等、災害時に速やかに参

集できるように備えておく必要がある。

- ✓ 参集が困難な職員（自宅が遠い、小さい子供や介護が必要な家族がいる等）を平時より把握し、その職員が職場に参集できないことを前提とした業務体制を構築することが必要である。



#### 4. 1. 3 前震・本震発生直後の業務内容

##### (1) 4月14日夜の状況

14日夜から翌15日朝にかけて、49.0%の職員が避難所運営にあたった。また17.0%の職員が救出活動に係わる業務に、14.4%が町内の被害状況の収集にあたった。【参考資料1：町職員アンケート問15】

職員があたった業務が町地域防災計画に「おおむね想定されていた通りの業務である」と答えた職員は20.6%である。一方で、「想定があったのかどうか分からない」と答えた職員は56.8%となっている。【参考資料1：町職員アンケート問16】

参集後の指示系統は「所属長から指示を受けていた」のは29.7%、「所属長以外からの指示系統となったが、一本化はされていた」のは4.8%となっている一方で、「複数の系統からの指示を受けた」のが12.7%、「指示系統がはっきりしなかった」のが52.7%となっており、指示系統が混乱したことがうかがえる。【参考資料1：町職員アンケート問17】

初動の参集後の業務実施体制の課題として、「指示系統がはっきりしなかったり、複数の指示があって混乱した」ことを挙げる職員が53.4%であった。「参集したあと具体的に何をすべきか指示がなかった」(34.2%)、「業務執行中に身の危険を感じるがあった」(28.0%)が続く。【参考資料1：町職員アンケート問18】

##### <改善の方向性>

- ✓ 発災直後の職員の取るべき行動は地域防災計画等に記載があり、自身の行動について把握をしておく必要がある。今後、計画等の見直しや策定により、参集体制や指示系統を明確化し、研修や訓練等を通じて町職員への浸透を徹底することが必要である。

##### (2) 4月16日の状況

16日未明の本震発生時には、自宅にいた職員と、勤務場所にいた職員とが、それぞれ42.3%であった。【参考資料1：町職員アンケート問20】

本震によって怪我をした職員は5.1%、身の危険があった職員は69.2%であった。【参考資料1：町職員アンケート問21】

##### <改善の方向性>

- ✓ 本震発生時に、身体に危険のあった町職員は少なくない。災害時行動マニュアル等においては、業務時間内・外それぞれの状況における町職員の安全確保に配慮する必要がある。

## 4.2 発災後の業務体制

### 4.2.1 災害対策本部

益城町地域防災計画において、災害対策本部（以下、災対本部）組織図及び各課分掌事務を決定していた。しかし、今回の震災では災対本部要員として割り当てていた職員も避難所業務等に追われ人員不足となった。したがって、災対本部の事務局機能が麻痺したうえ、災対本部長を補佐する人員不足もあり、災対本部機能も麻痺した。

このようなことから、各課等長、各班長及びP T代表者による新たな災対本部組織を整備し、県、関西広域連合、政府関係機関、各応援団体の助言を取り入れ、分掌事務の見直しを実施した。これにより、災害対応業務が進捗することとなった。

しかし、既存の各課等は所属職員のほとんどが避難所業務を担当し、必要最小限度の通常業務と災害対応業務を実施するにとどまり、災対本部の決定事項が担当課及び担当職員に浸透しなかった事例も報告された。

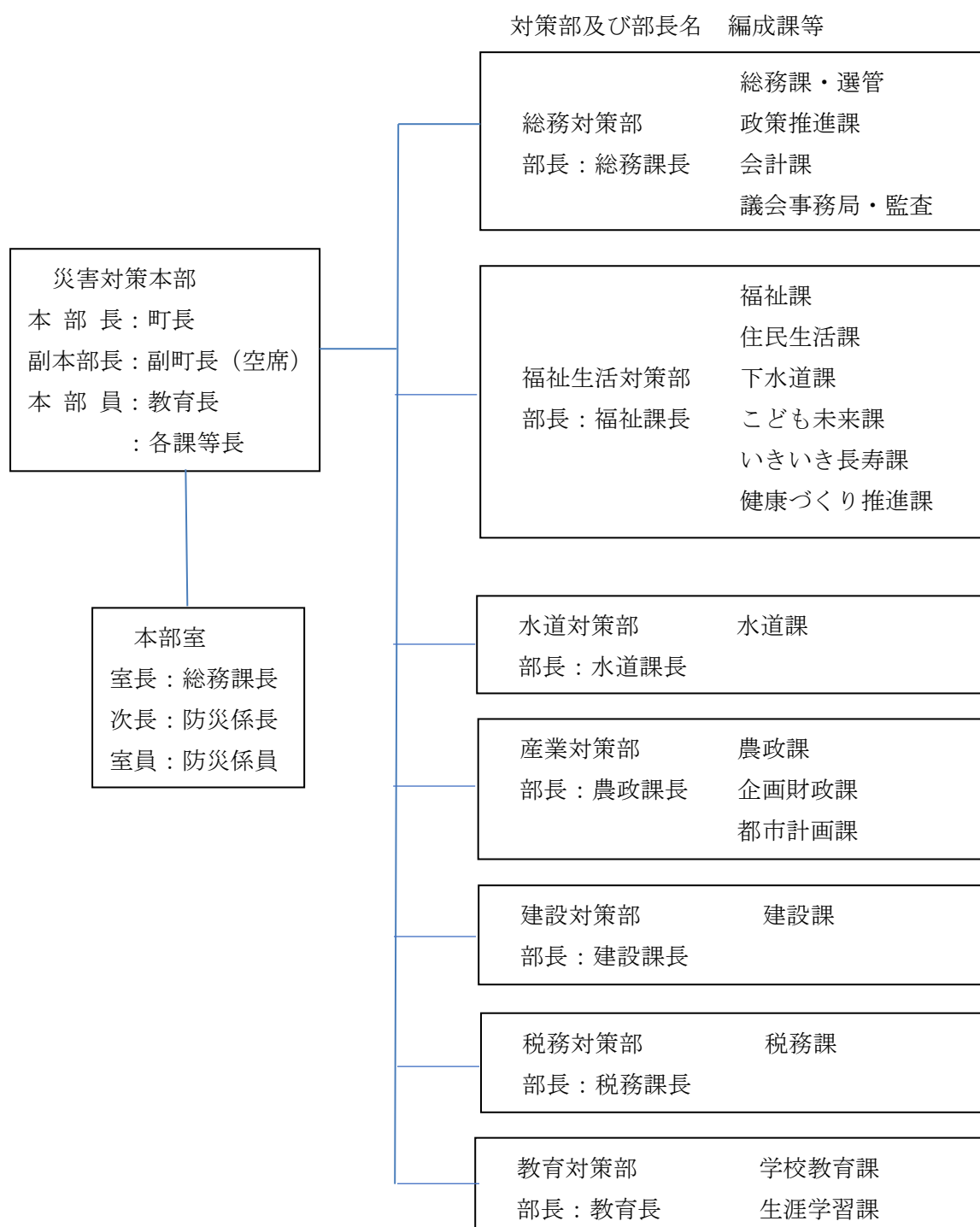
その後、自治体応援職員等の増員や6月1日に実施した組織改編、6月6日の仮設プレハブ庁舎完成に伴い、既存各課の対応業務拡大が可能となり、併せて災害対応業務が飛躍的に進捗した。

県外からは、熊本県庁での調整結果でカウンターパートとなった関西広域連合および福岡県の枠組みで、家屋被害認定調査や避難所等への現場作業を補助する職員、それらの応援調整を行う事務職員などが派遣された。避難所への人数の割り振りなどは、主に応援側の関西広域連合職員によって行われた。また当該枠組み以外による、多くの自治体からの職員派遣、支援も行われた。

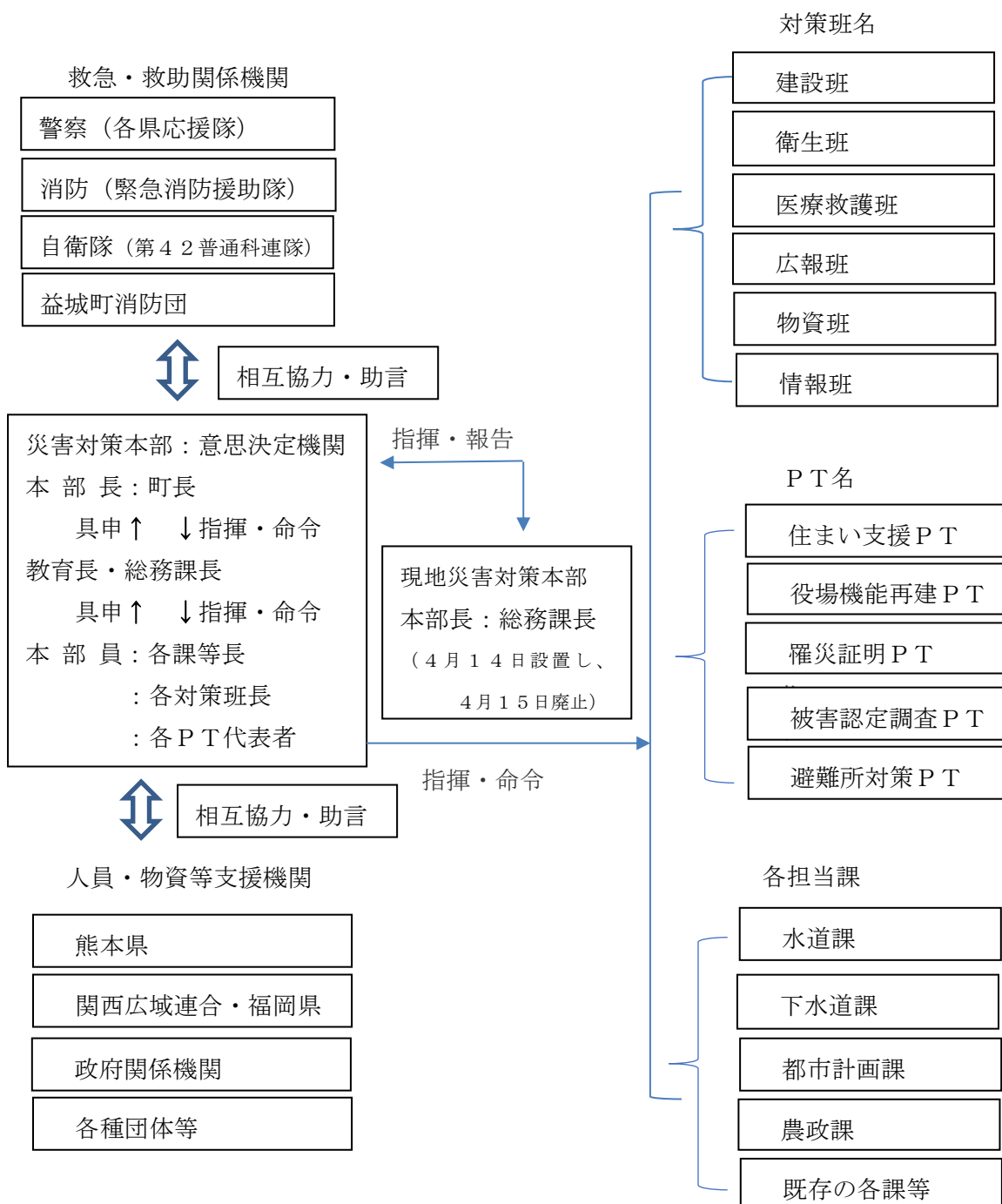
政府関係機関からは、熊本県からの依頼を受けた厚生労働省による保健師の派遣のほか、町役場への事務職員の派遣も行われた。

町役場と応援自治体職員との情報共有は、必要に応じて行われたほか、毎日1回ミーティングが開催された。

1) 発災前の災対本部体制表 (H27 地域防災計画における規定)



2) 発災後の災対本部体制表（4月25日、各PT設置後）



図表：町各班・業務内容の概略

組織名	業務内容の概略
情報班	情報収集及び担当各部署との連絡調整等
物資班	支援物資の受入れ及び配送調整、ボランティア団体との連絡調整等
広報班	被災者支援広報（災害FM、広報ましき臨時号等）の実施等
医療救護班	DMA T等医療支援団体との連絡調整及び救護の実施等
衛生班	災害がれき置き場の運営管理、仮設トイレの設置、管理等
建設班（建設課）	道路等公共インフラの被災状況の把握及び応急処置等
水道課	上水道及び簡易水道の復旧、給水等
下水道課	下水道処理施設、下水管渠の応急復旧等
都市計画課	応急危険度判定に係る連絡調整及び管理
農政課	農道及び農業用施設等の被災状況の把握

図表：緊急支援機関の活動内容の概略

組織名	業務内容の概略
警察 （各県警察応援隊）	人命救助・捜索活動、交通規制、防犯活動等 （熊本県警がマネジメント）
消防 （緊急消防援助隊）	消火活動、人命救助・捜索活動、被害情報の収集及び集約等 （熊本市消防局がマネジメント）
自衛隊 （陸上・海上・航空）	人命救助・捜索活動、給水・炊出し・入浴・物資配送支援等 （第42普通科連隊がマネジメント）
町消防団 （5分団33班）	消火活動、人命救助・捜索活動、被害情報の収集、火災予防活動、交通規制等

図表：行政機関等の活動内容の概略

組織名	業務内容の概略
熊本県	トップマネジメント補助、応援職員の配置計画作成、人的支援等
関西広域連合	初動期における災対本部支援、応援職員配置計画作成等
政府関係機関	応急復旧に係る総合的支援、人的支援
各種団体	医療救護、被災者の環境改善支援等

## 4. 2. 2 プロジェクトチーム

### (1) 概要

発災からおよそ1週間が経過した頃、人命救助・被害状況の把握・ライフラインの確保・避難所対応といった緊急措置に加え、復旧・復興のために特に重要な業務が次第に明確になり始めた。町としても、主要業務に職員を張り付け重点的に対応する必要性を強く認識していたため、4月24日に町長、教育長、総務課長、人事係長が集まり今後の組織体制について協議を実施した。加えて、県からの派遣職員（部長級）とも協議を行い、プロジェクトチーム（以下、PT）設置を決定した。4月25日に4つのPTを立ち上げ、各PTに指名した職員を避難所等から呼び戻し、緊急課題に対応するための体制を構築した。これらのPTは町地域防災計画に規定はなかったが、緊急的な措置として、例外的に設置した。

図表：PTの概要

チーム名	主な業務内容	当初人数
避難所対策	避難所の環境改善（衛生面・医療面）、避難所の集約	5名 （うち課長級2名、係長級2名）
住まい支援 （仮設住宅）	仮設住宅のニーズ把握、場所選定	11名 （うち課長2名、係長級2名）
被害認定・ 罹災証明※	家屋被害認定調査の実施、罹災証明書発行のための体制整備、調査計画等	11名 （うち課長2名、係長級2名）
役場再建	執務環境の確保	4名 （うち課長1名、係長級1名）

※被害認定・罹災証明PTはのちに分離。

メンバーについてはなるべくPT業務に通じている職員を配置したほか、将来的な見通し（罹災証明業務は将来的に税務課に移行することを踏まえ税務課職員を配置する等）も考えながら人選を実施した。

また本庁舎をはじめ多くの施設が被災していたので、人員確保だけでなく執務場所の確保も課題となった。公民館や男女共同参画センター等、使用可能な場所を探しそれぞれのPTに割り当てたが、PTの増設や各種窓口の開設などにより、執務場所を移動せざるを得ない事態が発生し、移動の度にセッティングをやり直すなど、時間や手間のロスが多く発生した。

PTのリーダーは1日1回（午前中）集まり、PT会議を実施し、組織間情報共有を行うよう努めた。

### (2) 課題と改善の方向性

#### 1) 災害対応業務の体制整備

##### ①課題

- 4つのPTが担った業務に関して、本来は各課の中の一業務として通常の体制で対応すべきだったとの声も聞かれた。PTを設置することで、特定の業務を集中的に遂行する体制を構築できた面は良かったが、通常業務が動き出すと、PT業務と通常業務の重複による、人員不足等の弊害も指摘された。

②改善の方向性

- ✓ 災害時に設置が想定される業務について、事務分掌、既存の部署との役割分担等について、町地域防災計画においてあらかじめ整理しておく必要がある。

## 4.3 業務別の業務内容・課題・改善の方向性

### 4.3.1 災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整

#### 【災害対策本部とは】

災害対策本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）及び益城町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）に基づき、自然災害等が発生し、又は、発生が预见される場合において設置されるものであり、最高の意思決定機関である。

設置の目的としては、人的・物的被害の防止や軽減、応急対策、復旧作業の迅速化等となっており、本町においても、台風や豪雨時に災害対策本部を組織・設置し対応してきた。

本町では、H27地域防災計画において、災害対策本部の組織としては、町長が本部長であり、副町長や教育長、各課等長が構成員となり、関係各課に対し対応策を指示するよう定めていた。

#### （1）業務内容

##### 1）前震（4月14日）～本震（4月16日）における業務

###### ①災害対策本部の組織

地震により町本庁舎が被災し、商用電源及び非常用電源の喪失、通信回線の途絶、事務機器等が破損し、災害対策本部が設置できる状態ではなかった。そのため、直ちに実施した業務として、本庁舎代替施設および使用可能な避難所の調査・把握を行った。

この調査結果に基づき町長は、4月14日23時00分、電源や通信施設が被災していなかった町保健福祉センターに、町長を本部長とする災害対策本部を設置した。また、被害が甚大だった町中心部への対応を迅速に実施するため、総務課長を本部長として、4月14日23時00分、町本庁舎南側駐車場に現地対策本部を設置した。

なお、町本庁舎復電後の4月15日5時40分、町本庁舎3階大会議室へ災害対策本部を移設するとともに、同時刻、現地対策本部を廃止した。

###### ②災害対策本部の運営

参集した町職員を、避難所、備蓄・支援物資担当職員に割り当てたため、総務課と建設課職員の数名で災害対策本部及び現地災害対策本部を運営した。しかし、災害対策本部構成員としていた課長等幹部職員の多くが避難所勤務等で不在であり、町長は自らのトップダウン方式により、意思決定等指揮命令を行った。この時の意思決定に携わった幹部職員は、町長・教育長・課長数名であり、消防・警察・自衛隊といった救急・救助・捜索機関に対する的確な意思決定と指示を行うことは難しく、現場は混乱した。

###### ③全庁的な人事

地震における職員参集基準（震度6弱以上発生の場合全職員参集）が職員に浸透していなかったため、約7割程度の職員参集率であった。この内、前震後に約7割は町本庁舎に



参集した。しかし、停電等により庁舎内で執務できる状況ではなく、参集してきた職員を、避難所、備蓄・支援物資担当職員及び災害対策本部要員に分け、避難所等担当部署に派遣した。夜間の発災であり、道路等公共インフラの被害の甚大さから参集する人数を予測できなかつたため、参集してきた職員にその都度、指示をした。そのため、参集人員の把握ができなかつたうえ、業務によって職員数のばらつきがみられた。

なお、町本庁舎に参集せず、直接避難所運營業務に就くよう指示された職員が約1割、幼稚園や保育所、上・下水道課等に参集した職員が約2割であった。

#### ④応援の受入れ調整

前震時においては、警察各県応援隊、緊急消防援助隊、自衛隊の受入れのみであり、受入れ調整等は実施せず、各応援隊が独自に活動しており、統括的な情報収集を熊本市消防局が行った。

4月14日から16日にかけて開催された会議の主な内容は以下のとおり。

	開催日時	出席者	議題・決定事項
第1回 (縮小版)	4月14日 23時00分～ 23時10分	町長、健康づくり推進課 審議員、総務課課長補佐、 総務課防災係長	・自衛隊に対する派遣要請 ・避難所勤務者の決定等
第2回 (縮小版)	4月15日 5時40分～ 6時00分	町長、教育長、総務課長、 総務課審議員、建設課長 ほか	・災害対策本部移設の決定 ・災害がれき置き場の決定等
第3回 (縮小版)	4月15日 19時00分～ 19時10分	町長、教育長、総務課長、 総務課審議員、建設課長、 ほか	・被害状況の収集・確認 ・各応援機関との情報共有

## 2) 本震(4月16日)～PT設置(4月25日)における業務

### ①災害対策本部の組織

4月16日、本震により町本庁舎が再び被災し、倒壊の恐れがあり、かつ電力を使えない状況になったため、駐車場に災害対策本部を移設した。屋外での災害対策本部業務であり仮設テント等もなく、降雨といった天候状況を加味し、同日13時00分、すでに多くの住民が避難していた町保健福祉センターに移設した。同時期に災害対策本部会議を毎日1回、夕方に開催することとした(避難所から課長級職員が本部に戻る時間帯に設定)。

### ②災害対策本部の運営

益城町地域防災計画においては、災害対応業務を既存の担当課が実施することと取り決めていたが、大多数の職員が避難所運營業務に割り振られ、対応困難であったため既存部署の役割とせず、情報班、物資班、衛生班、建設班、医療救護班を順次編成した。

なお、上・下水道課は、自治体・政府関係機関等応援機関と連携し、各々災害対応業務を実施しており、甚大な被害ではあったが、比較的円滑な業務遂行だったといえる。

### ③全庁的な人事

災害時における統括的人員配置ではなく、前震時と同様に場当たりの人事となった。他自治体応援職員の増加により、町職員を避難所等から異動させ、物資班や衛生班等対策班を増強した。

しかし、喫緊の応急対応業務の実施にとどまっており、被災者の生活再建に向けた取り組みを担当する職員が確保できなかった。

### ④応援の受入れ調整

警察・消防・自衛隊の受入れ調整は実施しなかった。前震同様、各機関が個別に救助・捜索活動を実施し、統括を熊本市消防局が行った。警察各県応援隊及び緊急消防援助隊は17日まで本町において活動し、18日から南阿蘇村へ移動した。自衛隊については、17日から、炊き出し支援、入浴支援、給水支援に加え、支援物資配送支援も実施した。

各自治体の応援職員については、プッシュ型支援により関西広域連合所属府県職員及び福岡県等カウンターパート県職員が派遣された。派遣要請については、災害対応業務が混雑としていたため、具体的な職種の要請ではなく、「可能な限りの派遣要請」という形であった。ただし、福岡県に対しては発災当初、40名の派遣職員のうち、20名は保健師・看護師・栄養士など医療関係者を派遣するように依頼した。劣悪な避難所環境を改善するうえで必要不可欠であり、感染症や食中毒の発生を抑止することができた。

4月16日から25日にかけて開催された会議の主な内容は以下のとおり。

	開催日時	出席者	議題・決定事項
第4回 (縮小版)	4月16日 9時00分～ 9時10分	町長、教育長、総務課長、 総務課審議員、建設課課 長、警察・消防・自衛隊 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報の収集</li> <li>災害対策本部移転の決定</li> <li>各応援機関との情報共有</li> </ul>
第5回 (縮小版)	4月16日 19時00分～ 19時30分	町長、教育長、総務課長、 総務課審議員、建設課課 長、警察・消防・自衛隊 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、消防、自衛隊に対す る活動内容の確認及び指示</li> <li>被害情報の収集把握</li> <li>各応援機関との情報共有</li> </ul>
第6回 (縮小版)	4月17日 19時00分～ 19時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 経産省、国交省ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、消防、自衛隊に対す る活動内容の確認及び指示</li> <li>被害情報の収集把握</li> <li>各応援機関との情報共有</li> </ul>
第1回 (以降 拡大版)	4月20日 19時00分～ 19時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 経産省、国交省、総務省、 町課等長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所勤務等で限定的だっ た災害対策本部会議出席者 を、町課長全員出席を求め 開催</li> </ul>
第4回	4月23日 19時00分～ 19時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 経産省、国交省、総務省、 町課等長	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T設置の決定</li> <li>P T業務、構成員の決定</li> <li>物資、衛生班等の業務確認</li> <li>各応援機関との情報共有</li> </ul>

### 3) P T 設置 ( 4 月 2 5 日 ) ~ 5 月 末 に お け る 業 務

#### ① 災 害 対 策 本 部 の 組 織

被災した町本庁舎の危険箇所対策（エレベーター棟及び正面玄関ポーチ部分の撤去、議会棟との渡り廊下使用禁止）の完了に伴い、5月2日に災害対策本部を町本庁舎に移転した。町本庁舎移転以降も、災害対策本部会議を毎日1回、夕方に開催した（5月30日まで毎日開催、6月以降は毎週3回、基本的には月・水・金開催）。町幹部職員、P T 代表者及び対策班長が災害対策本部員となり、また、県、関西広域連合、政府関係機関等からの助言や指導を受け、災害対策本部組織が整備された。併せて本部会議の資料の整理、議事録作成などに担当職員1名を充てた。

#### ② 災 害 対 策 本 部 の 運 営

災害対策本部を町本庁舎へ移転した5月2日からトップマネジメントとして、町の幹部職員（教育長、総務課長等）が、副町長室において町長の補佐を行った。また、同時期に県から町長の補佐を行う幹部職員（執務室：副町長室）、複数の主要業務担当部署ごとに事務補佐を行う職員、それらの連絡調整を行う事務職員などが派遣された。このことにより、被害家屋調査等各P T 及び物資班等対策班が機能を発揮し、活動が円滑に実施できるようになった。

#### ③ 全 庁 的 な 人 事

本部運営体制として重要課題となった4課題（避難所運営、被害認定調査、役場機能再建、仮設住宅）に対応するため、P T を4月25日に新設した（被害認定調査P T を分割し、罹災証明P T を5月9日設置）。

他自治体応援職員の増強により避難所等から町職員を帰還させることができ、P T への配置や本来所属部署における災害対応業務に従事できるようになった。

また、5月14日から各避難所運営を担当課で行うこととしたことで、指揮命令系統の確立や通常業務及び災害対応業務への移行が加速することとなった。さらに、避難者による自主運営に移行できた避難所もあらわれた。

#### ④ 応 援 の 受 入 れ 調 整

他自治体応援職員の受入れ調整は、当初、関西広域連合に依頼した。5月から都道府県職員については関西広域連合に依頼し、市町村職員については熊本県職員に依頼し、分担を図った。しかし、災害業務に卓越した専門知識に有した職員が交通整理や清掃業務に従事させるなど問題が発生し対応に追われたため、事前に応援職員の履歴票や職歴等を把握し人員配置を実施すべきとの意見があった。

自衛隊は引き続き、入浴、給水等の支援を実施したが、水道等公共インフラの復旧に伴い活動を縮小し、5月7日炊き出し支援終了、5月17日給水支援終了、5月26日入浴

支援を終了し、災害救助活動を終了した。

4月25日から5月末にかけて開催された会議の主な内容は以下のとおり。

	開催日時	出席者	議題・決定事項
第6回	4月25日 17時00分～ 18時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 政府関係機関、PT代表 者、町課等長、ほか	・避難所対策PT設置 ・物資、衛生班等の業務確認 ・各応援機関との情報共有
第7回	4月26日 16時00分～ 17時00分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 政府関係機関、PT代表 者、町課等長、ほか	・住まい支援PT設置 ・被害認定調査PT設置 ・役場機能再建PT設置 ・物資、衛生班等の業務確認
第8回	4月27日以降 19時00分～ 20時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 政府関係機関、PT代表 者、町課等長、ほか	・各PT業務進捗管理 ・物資、衛生班等の業務確認 ・公共インフラ復旧状況確認 ・被災者支援メニュー確認
第12回	5月1日 19時00分～ 20時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 政府関係機関、PT代表 者、町課等長、ほか	・災害対策本部移設決定 (5月2日13時、本庁舎へ)
第13回	5月2日 19時00分～ 20時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域連合、熊本県、 政府関係機関、PT代表 者、町課等長、ほか	・本庁舎移転に伴う、各応援 機関等の調整
第14回	5月3日 19時00分～ 20時30分	町長、教育長、総務課長、 関西広域、県、政府関係 機関、PT代表者、町課 等長、ほか	・各PT業務進捗管理 ・本部会議は、個別案件の相 談ではなく、報告と決定の 場とする ・災害査定について応援職員 のニーズの把握

#### 4) 復興課・環境衛生課設置(6月1日)～12月末における業務

##### ①災害対策本部の組織

災害対策本部内に組織した衛生班が担当していた災害がれきや公費解体、仮設トイレ関連業務については、環境衛生課を新設したことにより対応が格段に加速した。また、復興課を新設したことにより、町復興計画の策定に向けた取り組みが飛躍的に加速した。

なお、避難所の閉鎖や台風襲来期が過ぎたこと、災害対応関係部署が確立されたことにより、11月21日をもって、災害対策本部を廃止した。

##### ②災害対策本部の運営

6月6日から町仮設庁舎に業務をおおむね集約できたため、災害対応業務及び通常業務が円滑に運営できるようになった。災害対策本部会議も慣例化し、状況報告の場となり、全庁的な方針を決定するには至らなかったが、指揮命令系統は明確化された。

なお、梅雨期、台風襲来期における地震の影響を考慮した災害対応を実施した。地震を

機に体得した災害対策本部運営方法、避難所運営方法等を実施することにより、比較的円滑な運営となった。

#### ③全庁的な人事

他自治体中長期派遣職員の増加や避難所勤務の軽減により、柔軟な人員配置が可能となったことで、課や係の新設等組織改編につながり、通常業務及び災害対応業務が加速した。

#### ④応援の受入れ調整

町人事係が他自治体に対し災害対応に係る中長期派遣職員を要請し、85名の派遣職員を受け入れたことでマンパワー不足を補った。建設課、農政課、上・下水道課等事業課における中長期派遣職員数は45人と大規模であったが、事業課における災害査定業務等は、被害が甚大であり、膨大な事務量をカバーする絶対的の人員及び事務スペースが不足しており、深夜まで業務を行っていた。

6月1日から12月末にかけて開催された会議の主な内容は以下のとおり。

	開催日時	出席者	議題・決定事項
第41回	6月1日 16時30分～ 17時20分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、総務省、厚労省、関西広域連合、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>県派遣職員を政策審議監に任命し、各方面に対する連絡調整を依頼</li> <li>復興課、環境衛生課等設置</li> </ul>
第42回	6月3日 10時30分～ 11時25分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、総務省、厚労省、関西広域連合、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援進捗状況の確認</li> <li>公共インフラ復旧状況確認</li> <li>6月6日から町仮設庁舎での業務再開確認</li> </ul>
第43回	6月6日 10時30分～ 11時20分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、総務省、厚労省、関西広域連合、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月6日から町仮設庁舎での業務再開</li> <li>罹災証明書交付状況確認</li> </ul>
第45回	6月10日 13時00分～ 13時30分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、総務省、厚労省、関西広域連合、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関撤退</li> </ul>
第55回	7月13日 10時30分～ 11時40分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、関西広域連合、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西広域連合撤退</li> </ul>
第56回	7月20日以降 10時30分～ 11時30分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>各PT業務確認</li> <li>災害業務担当課進捗管理</li> <li>復興計画策定準備</li> </ul>
第69回	11月21日 10時30分～ 11時30分	町長、教育長、各課等長、各PT代表者、熊本県、総務省、厚労省、ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>各PT業務確認</li> <li>災害業務担当課進捗管理</li> <li>避難所閉鎖に伴い災害対策本部廃止</li> </ul>

## (2) 課題と改善の方向性

### 1) 職員参集基準及び業務の明確化

#### ①課題

- 地震発生における職員参集基準、参集場所を認知していない、また自宅・通勤路の被災により参集できない職員がおり、災害対策本部要員を確保できなかった。
- 場当たりの職員各担当業務を決定したため、職員配置の全体像がつかめず、また、既存各課を横断した人員配置となり、指示事項が浸透しなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 災害時行動マニュアル等において職員参集基準、参集場所の周知徹底を図ることが必要である。
- ✓ 災害対策対応課職員を避難所等他業務に配置せず、災害対策本部の運営に専念させることが必要である。
- ✓ 災害対策本部の運営方針や指揮命令系統を確立することで混乱を防止することが必要である。

### 2) 災害対策本部の運営

#### ①課題

- すべての判断が災害対策本部長(町長)に集中するなど、災害対策本部機能が麻痺し、統括・指揮できず、庁内部署間や外部機関との調整、情報分析ができなかった。
- 本部会議が、各部署からの活動実施状況報告が中心となり、全庁的な意思決定の場として十分に機能せず、検討課題については提議されても決定できなかった。
- 災害対策本部での決定事項が町職員や応援職員に浸透していなかった。
- 災害対策本部での業務決定事項について、業務進捗状況が把握できなかった。
- 屋外に災害対策本部を設営したが、机やホワイトボードなど準備すべき備品や事務用品が少なく運営に支障をきたした。
- 災害対策本部執務スペースを分散させたため意思疎通が図れなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 様々な状況を考慮した災害対応訓練を実施し初動体制を確立することが必要である。
- ✓ 課長級の職員を災害対策本部に常駐させるなど町長を補佐する幹部職員(副町長等)が必要である。
- ✓ 本部会議を、全庁的な状況認識の共有や意思決定の場として位置づけることが必要である。
- ✓ 担当部署が関係部署と綿密な事前調整を行い、本部会議において協議し、決定する制度構築が必要である。
- ✓ 本部会議において実施を決定した業務及び未決事項について、進捗状況管理を報告する機能を整備することが必要である。
- ✓ 各対策部において、中長期的な活動目標や対応計画の概要を策定し周知させることが必要である。
- ✓ 災害対策本部員(課長等)が決定事項を確実に部下職員に周知することが必要である。

災害対策本部事務局職員は、具体の個別対策（報道対応等）へ従事せず、本部全体の運営管理に注力することが必要である。

- ✓ 災害対策本部と応援団体の活動場所を同じ空間・フロアに配置することが必要である。

### 3) 受援体制の整備

#### ①課題

- 応援要請計画及び受援計画が未整備であり、場当たりの応援要請や各方面からのプッシュ型支援に対し、計画的な人員配置ができなかった。
- 専門的知見を有した職員を適した部署に配置できなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 効果的な支援を受けられるよう応援要請計画及び受援計画を策定することが必要である。
- ✓ 応援要請・受援担当者を災害対策本部に配置することが必要である。
- ✓ 総合的な応援機関との調整（応援申し出の最初の窓口、活動スペース・宿泊場所などの全庁的な配分）や、庁内部署間の資源配置の適正化などを行うことが必要である。
- ✓ 応援を受ける各部署においても、応援機関との調整窓口となる受援担当者（当該業務に係る資機材の提供、職員ローテーションの管理など）を明確に位置付けることが必要である。
- ✓ 外部応援職員（県や、被災経験自治体の事務職員など）の受入れを積極的に図り、共同運営することが必要である。
- ✓ 事務局の業務は、全庁的な人的資源管理（応援職員を含む）、各対策部の対応計画・活動状況の明確化、全体的な進捗管理、複数部署間の業務調整などであるため、業務を明文化することが必要である。
- ✓ 応援職員の受入れについては、次の4種別に整理して、応援要請や受援を行うことにより、人数や職位・スキル等の適正配置を行うことが必要である。
  - ・各対策部の現場作業での人的資源  
罹災証明発行事務、被害認定調査、避難所運営、保健師巡回など現場において活動する応援職員であり、量的な確保を計画的に行う必要がある。
  - ・各対策部のスタッフ業務の人的資源  
現場業務をマネジメントする町職員を補佐する応援職員であり、被災自治体での経験・知識を有する応援職員の派遣を依頼することが有効である。
  - ・本部事務局でのスタッフ業務の人的資源  
本部事務局における全庁的なマネジメントを補佐する応援職員であり、県職員や他市町村の防災部署職員などに依頼することが有効である。また、これらの応援職員は、町の本部室担当職員と同じ執務スペースで業務を行うことが効率的である。
  - ・本部長の補佐  
町長を補佐する応援職員であり、県幹部級職員や被災経験のある他市町村の防災部課長などに依頼することが有効である。

#### 4) 業務継続のための環境整備

##### ①課題

- 事業継続計画が策定されておらず、場当たりに代替庁舎や災害時優先業務を決定したため通常業務が停滞した。
- 発災当初、避難所に災害対策本部を設置せざるを得なかったため混乱した。
- 非常用電源装置が損傷し、電源供給が途絶えた。
- P Tや対策班と所管課との間で所属職員の取り合いとなった。
- 災害対策本部用の食糧を備蓄していなかった。

##### ②改善の方向性

- ✓ 事業継続計画を策定することが必要である。
- ✓ 代替施設の運用計画（災害対策本部と通常業務の区別等）を整備することが必要である。
- ✓ 防災拠点とする施設は、避難所と区別し、災害対策本部機能等を確保することが必要である。
- ✓ 住民に対する広報・情報伝達手段（今回は臨時災害FM等）を確保することが必要である。
- ✓ 非常用電源を庁舎高層階に配置せず、地上配置とすることが必要である。
- ✓ 新規に必要な業務を担当する部署の迅速な決定及び部署間における業務負荷の平準化が必要である。
- ✓ 定数条例の改正による人員の確保、それでも足りない部分は応援協定等による対応を検討することが必要である。
- ✓ 備蓄物資配送については町職員が実施せず、備蓄物資の保管を委託している協定企業に対し、輸配送まで委託を行うことが必要である。
- ✓ 災害対策本部要員及び災害対応職員の食料等の備蓄が必要である。
- ✓ 地震災害を想定した町本庁舎の再建が急務であり、災害対応部局は地下等に部署するなど、対策を講じる必要がある。



#### 4. 3. 2 救助・救急活動、救急医療活動

町は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助し、その者の保護を図る。また災害のため、現に行方不明の状態にあり、周囲の情勢からすでに死亡していると推定される者を捜索し、または死体の処理を行い、民心の安定を図るものとする。医療に関しては大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地およびその周辺の医療救護の対応能力を著しく超える場合において、県及び町は、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

（益城町地域防災計画 第15節救出活動、第16節死体捜索および収容埋葬計画第17節医療救護計画より抜粋）

##### （1）業務内容

###### 1) 安否確認・救助活動

町本庁舎が4月15日から停電し、住基基本台帳システムが停止したことにより、町民一人一人の安否確認ができず、被害実態がつかめなかった。このため安否確認は救助捜索活動を実施した消防機関・警察機関・自衛隊（以下救助隊）からの情報提供に頼ることとなった。前震直後及び本震直後における救助捜索活動の情報源は消防団からの情報、110番通報、現地からの現認情報等であった。

救助隊は4月15日に安永地区から木山地区にかけて、4月16・17日に町全域（17日は警察機関と消防機関で実施）において、ローラー作戦による捜索活動を実施した。活動時間は概ね午前8時から午後5時まで実施し、4月17日に捜索活動を終了した。

消防団は発災後4日間、各団員が参集場所に向かう途中で自主的に救助活動を実施し、倒壊家屋から町民を救助した。

熊本市消防局は4月19日以降、避難所から、体調不良を訴える避難者を救急搬送した。とりわけ町総合体育館、広安小学校及び広安西小学校といった大規模避難所への出動が多発した。

###### 2) 救急医療

被災直後から町は、自治体から派遣された保健師やDMAT等と連携し、避難所や地域を巡回し医療介入が必要な人へ支援を行った。町保健師は4月21日に地区巡回を行うための準備を行い4月22日から27日まで地域を巡回し、医療や介護介入が必要な人を把握し、関係機関へつないだ。山間部は、自衛隊の協力を得ながら対応した。また、都道府県薬剤師会は、モバイルファーマシー（薬局機能を搭載した機動力のある災害対策医薬品供給車両）を1台配置し、調剤から服薬指導、感染予防に尽力した。しかし、町災害対策本部からの情報伝達がなく、情報が足りない中での支援だった。

日本財団は、5月10日から約2週間にわたり、甚大な被害を受けた地域において、住民の健康状態に関する確認作業と被災状況の把握を行うローラー作戦を実施し、その結果を避難所対策P Tに提供した。

外部保健師・町保健師等は5月6日に県外派遣チームと在宅訪問健康調査の実施について協議を行い、県外支援チームの数が充足している間に、期間を決めて在宅避難者健康訪問調査を実施することに決定した。5月8日からは、関西広域連合の支援のもと、健康訪問調査についてスケジュールや役割分担を行い、翌日からは調査票様式の検討も開始した。5月11日に関西広域連合をはじめ、自治体保健師チーム、県看護協会、町保健師間で調査方法について検討を行った。翌日には、各自治体保健師チームへオリエンテーションを実施し、5月13日から6月9日まで在宅避難者の健康訪問調査を実施した。調査を終え、フォローが必要な方については、関係機関と連携しながら対応した。また10月7日から12月末までは同調査中にテント泊だった59世帯に対し再訪問し、調査を行った。この調査を行うことで、DPATへの相談等有効な保健福祉サービスにつなげることができた。

熊本大学教員3名は9月7日から平成29年3月22日まで「熊本プロジェクト」として仮設団地の住民への健康訪問調査を実施した。調査は毎週水曜日9時から13時で行った。

図表：派遣医療団体の概要

団体正式名称	略称	概要
災害派遣医療チーム	DMAT	大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね72時間以内）に活動できる医療チーム
日本医師会災害派遣チーム	JMAT	DMAT（上段記載）が撤退するのと入れ替わるようにして被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるために活動する災害医療チーム
災害派遣精神医療チーム	DPAT	大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム

### 3) 消火活動

消防団（第2分団第6班：安永消防団）は4月14日に安永地内で発生した火災の消火活動を行った。近くに使用可能な消火栓が無かったため、小型動力ポンプ積載車により近隣の防火水槽を使用し、母家1棟と小屋2棟を消火し、延焼を食い止めた。消火後、防火水槽内の水はすべて消費した。

同時期、消防機関は通行止めによる迂回を余儀なくされたほか、現場付近の道路は狭く、車両で接近できなかった。現場到着時、先着していた町消防団と協力し消火活動を行った。

#### 4) 交通誘導

町消防団全分団は発災後3日間、寺迫交差点・新岩戸橋付近交差点・広崎橋を除く町内の橋梁を中心に交通誘導を24時間体制で実施した。

#### 5) 遺体の仮安置

熊本県警察は町から依頼を受け4月15日から県警察学校の屋外射撃場で遺体の仮安置を行った(当初予定していた益城町町民体育館は被災しており使用できなかったため)。同射撃場は、警察本来の施設であることに加え、遺体安置、関係者の待機等を考慮したときに、構造・設備面において適していた。資機材や用品の準備・調達から遺族への引渡し手続きに至るまで一貫して担った。

#### 6) 町と救助隊との関係

4月15日に九州電力の高圧発電機車が配備され町本庁舎の電源が復旧したことから、町保健福祉センターに設けていた町災害対策本部を町本庁舎3階大会議室に移設した。これに伴い現地災害対策本部を廃止し、町災害対策本部においては、救助隊と町相互の情報も共有するようになった。4月15日から16日午前中までは、各機関が個々のホワイトボードに情報記入を行い情報が一元化されていなかったことや、各機関のデスクが離れていたこともあって、関係機関同士の情報の共有には不備があった。一方、町災害対策本部を町保健福祉センターに再移転した4月16日午後以降は、適度な室内面積や記録用ホワイトボードの共有化などにより、緊密な情報の共有と連携がとれるようになった。

### (2) 課題と改善の方向性

#### 1) 安否確認・救助活動

##### ①課題

- 救助隊のどの機関が統括指揮するかが決まっていなかった。
- 土地勘のない応援部隊の救助隊が迅速に位置情報を認識できなかった。

##### ②改善の方向性

- ✓ 平素から町と救助隊は連携を密にし、災害時の指揮系統等事前に決定できることは決定しておく必要がある。
- ✓ 救助隊共通のグリッドマップや住宅地図を、町において準備する必要がある。

#### 2) 救急医療

##### ①課題

- 統括的役割を担う機能が継続せず、また、団体同士での情報共有をする体制が弱く、対応方針や指示がはっきりしなかった。
- 救急活動を行うための資材が不足していた。

- 救急活動に必要な知識や技能が足りなかった。
- 被災後1週間は、医療・保健に関する支援団体（DMAT、JMAT、DPAT、都道府県医師会、都道府県看護協会、都道府県薬剤師会、日本赤十字病院、全国の自治体チーム等）が混在し活動状況を把握できなかった。
- 同時期に住民に対して複数団体が調査を実施したため負担をかけてしまった。
- 調査実施について事前の周知が出来ていなかったため、調査の際に住民を不安にさせてしまった。

## ②改善の方向性

- ✓ 保健・医療・福祉の統括拠点を定め、団体同士が情報共有を行うことができる会議体設置を検討する必要がある。
- ✓ 医療関係機関と事前に協定等を結ぶ必要がある。
- ✓ 平素から医療救護体制における指揮統制図を作成する必要がある。
- ✓ 非常時において町は指揮系統図での統括者に権限を委譲する等実効的な覚書きを締結することを検討する必要がある。
- ✓ 調査の重複が無いよう他団体と情報を共有する必要がある。
- ✓ 平素から必要と想定される資材は準備しておくことが必要である。

## 3) 消火活動

### ①課題

- 消火栓・防火水槽が使用できなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 火災の発生を想定して、利便性・耐震性に富んだ消火栓や防火水槽等の消防水利の確保が必要である。

## 4) 交通誘導

### ①課題

- 発災後3日間24時間体制で過酷な労働となった。

## ②改善の方向性

- ✓ 交通誘導等資機材の使用等を検討する必要がある。

## 5) 遺体対応

### ①課題

- 限られた人員及び施設で町が遺体対応を行うことができなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 事前に計画を作成しておく必要がある。
- ✓ 現場を想定した訓練の実施を検討する必要がある。

## 6) 町と救助隊との関係

### ①課題

- 情報集約および救助隊への情報提供を実施する機関や担当者が明確に決められていなかった。
- 救助隊間の連携がうまく回っておらず、活動の重複があった。

### ②改善の方向性

- ✓ 町と救助隊で統括指揮の役割等を協議のうえ、事前に決めておく必要がある。
- ✓ 災害対応に関して豊富な経験を持つコーディネーターを配置し、救助隊の統括指揮を取る必要がある。

#### 4. 3. 3 被害情報の収集、通信の確保

##### (1) 業務内容

##### 1) 前震(4月14日)～本震(4月16日)における業務

###### ①情報の収集

4月15日5時40分、町本庁舎3階大会議室に町災害対策本部移転後は、警察・消防・自衛隊からの救助・捜索情報及び被害情報を、熊本市消防局職員が取りまとめ、ホワイトボードに記載し、町災害対策本部内における情報共有に努めた。しかし、発災直後役場南側駐車場に設置した現地災害対策本部は、屋外であり、被災した町本庁舎からの備品搬出が困難であったため、机や椅子、ホワイトボード等の備品が整っていなかった。このため、各応援機関が持参した備品を共用し、情報収集や情報共有に努めたが、現地災害対策本部としての有効な指示伝達ができなかった。

町災害対策本部では、建設課職員が町内を巡回し道路等公共インフラ関係の被害状況を収集し、また、町消防団が、救助・捜索業務終了後、町内における被害状況収集を実施し、私用電話による口頭報告や映像による報告を行った。しかし、収集した情報を共有するシステム(ホワイトボードへの記載や情報の供覧)がなく、個別事案の把握にとどまり、町全体の被害情報等の把握ができていなかった。

一般住民からの情報・問い合わせは、救助・捜索といった緊急事案ではなく、災害がれき搬入場所や車両通行止め区間などの確認が主だった。

なお、指定避難所の被害情報収集も発災後直ちに実施し、開設する避難所を決定した。

###### ②通信手段の確保

災害対策本部従事職員(建設課等災害復旧関係課職員含む)には、防災行政無線携帯型無線機を配布し、通信を確保した。

住民に対しては、電話による問い合わせに回答する形式であり、同報系防災行政無線やホームページによる積極的な情報発信ができなかったため、24時間体制で対応した。

なお、避難所担当職員への通信手段は私用電話を活用した。

###### ③情報班の位置づけ

益城町地域防災計画において、総務課の所掌事務として電話交換業務があり、総務課職員が担当すべきであったが、ほとんどの総務課職員が避難所勤務に従事していたため、防災係職員3人が電話交換業務に従事した。ただし、発災当初は固定電話が不通であり、実施の業務は、復電後の4月15日5時40分以降からだった。この段階においては、情報班は設置していない。

なお、4月14日23時00分に固定電話等通信機能が使用可能だった町保健福祉センターに町災害対策本部を設置したことにより、県や政府関係機関、応援団体との連絡調整

を円滑に実施できた。

#### ④報道対応

4月15日5時40分、町災害対策本部を町本庁舎3階大会議室へ移設したことに伴い、同フロアの中会議室にプレスルームを開設し、定時の報道対応（以下、記者レク）を実施した。町地域防災計画では、報道対応に関する規定がなかったため、発災直後の報道対応担当者は、都市計画課長に担当させたが、4月15日8時00分から防災係長が担当した。記者発表の内容は、救助・捜索事案や人的被害の情報であり、個人情報保護と情報開示の相反する内容の取扱いに大変苦慮した。

また、報道機関の統制ができず、町災害対策本部執務スペースへの報道記者の無断入室や執務スペース出入り口付近への密集がみられ、情報管理上問題となった。

このようなことから、記者レクを定期的・適宜に実施することを報道機関に通達し、問題解決を試みたが、徹底しなかった。なお、4月15日の記者レクは7回実施した。

報道関係についての問題点を追記すれば、報道ヘリの音が救助・捜索活動の妨げになったとの報告、住宅被害密集地へ報道記者（自動車）が大挙押し寄せ、交通渋滞を招いたとの報告や、被災者への過剰な直接取材の増加等、災害時に問題となる報道スクラム（過熱報道）が今回もみられた。

## 2) 本震（4月16日）～PT設置（4月25日）における業務

### ①情報の収集

本震発生後、町本庁舎南側駐車場に町災害対策本部を移設し、最低限ではあったが、前震時の反省を踏まえ、机や椅子、ホワイトボード等備品を配置した。警察・消防・自衛隊からの救助・捜索情報及び被害情報を、熊本市消防局職員が取りまとめ、ホワイトボードに記載し、災害対策本部内における情報共有を図った。

4月16日13時00分、町保健福祉センター内の児童館に移設後は、時間の経過とともに必要備品が揃うようになった。なお、町では、グリッド地図を活用できていなかったため、住宅地図業者から4月15日に寄贈された住宅地図冊子（約30冊）を各応援機関等に配布し、位置情報の共有を図ることができた。

救助・捜索情報は、警察・消防による町内一円ローラー作戦を実施し、4月17日をもって終了した。その後は、自衛隊等による炊き出し・給水・入浴・物資配送支援情報を収集し、災害対策本部内での情報共有を図った。

町では、発災直後建設課職員等による道路等公共インフラ関係の状況収集ができず、町消防団が、救助・捜索業務終了後、町内における被害状況収集を実施し、私用電話による口頭報告や映像による報告をとりまとめた。

一般住民からの情報・問い合わせは、救助・捜索といった緊急事案ではなく、倒壊家屋の処理依頼や道路がれき除去、信号機や上下水道等公共インフラ復旧に関する要望が多数

寄せられ対応に追われた。

なお、住民からの要望等に対し、口頭あるいはメモ用紙で担当者へ必要事項を伝達していたが、正確な情報が伝わらずトラブルが続発したため、「災害対応受付票」を作成し、正確な情報伝達に努めた。

また、各避難所から情報収集した事案に対し、災害対策本部の回答に時間を要したため、情報班内において検討、対応策を決定後、指示・伝達を行った。

## ②通信手段の確保

防災行政無線船野山中継局への送電線断裂により、災害対策本部従事職員（建設課等災害復旧関係課職員含む）に配布していた携帯型無線機が、4月17日早朝使用できなくなり、私用電話が唯一の通信手段となった。

前震時同様、住民に対しては、電話による問い合わせに回答する形式であり、指定避難所における掲示物の貼付や広報車2台による町内一円の街頭広報を実施したが浸透せず、住民からの問い合わせや苦情が激増し、24時間体制で対応した。

なお、避難所担当職員への通信手段は前震時同様、私用電話を使用した。無料通信アプリを活用することで、情報伝達が正確かつ安易となった。また、通信事業者から公用携帯電話の無償貸与が実施され、町災害対策本部員、各避難所担当責任者、各PT責任者、各対策班責任者等に配布し、併せて電話番号一覧表も配布した。

## ③情報班の位置づけ

4月16日13時00分に町保健福祉センターに災害対策本部移設後、情報班を設置した。設置にあたっては、町災害対策本部が混乱期であったため、事務局の判断で設置した。同様に衛生班や建設班、医療救護班も併せて設置した。

情報班の構成員は防災係3人であり、臨時電話5台の電話対応に追われ、本来業務である町災害対策本部事務局機能を果たせなかった。

支援物資の問い合わせや受入れ要請が激増したため、4月18日、情報班を分割し物資班を編成した。物資班編成に伴い、2名の町職員が情報班に配属され、4月22日から電話交換業務担当の嘱託職員3名が交替勤務となり、併せて他市職員の情報班支援も受け、情報班が機能するようになり対応が充実した。

なお、住民からの多岐にわたる災害対応についての問い合わせが激増したが、対応する人員がおらず、また、担当課も未決定であったため、すべて情報班において処理せざるを得ない状況であり、対応に大変苦慮した。

## ④報道対応

町保健福祉センターが指定避難所でありプレスルームを確保できなかったため、町災害対策本部（児童館）前テラスにおいて記者レクを実施した。4月16日は5回実施したが、



救助・捜索事案等情報の減少により徐々に縮小し、最終的には1日2回とした。

なお、被災者等住民に対する情報発信手段が限定的であったため、記者レク時において自衛隊等による炊き出し・給水・入浴ポイント等支援活動について、住民に広報依頼を行った。

### 3) P T 設置（4月25日）～5月末における業務

#### ①情報の収集

自衛隊等による炊き出し・給水・入浴・物資配送支援情報を収集し、災害対策本部内の情報共有を図った。

なお、自衛隊による災害救助支援については、炊き出しが5月7日、給水が5月17日、入浴支援が5月26日をもって終了した。

一般住民からの情報・問い合わせは、倒壊家屋の処理依頼や上下水道等公共インフラ復旧に関する要望が多数寄せられ対応に追われた。

情報収集方法は住民からの電話連絡によるものがほとんどだったが、直接来庁される人もいた。

なお、避難所P Tが設置された後も当分の間、各避難所から情報収集した事案に対し、情報班が対応策を決定後、指示・伝達を行ったが、避難所P T体制が本格起動した5月中旬以降から避難所の情報収集は、避難者数及び救急事案等に縮小した。

#### ②通信手段の確保

情報管理係が4月23日簡易版ホームページを開設し、また、町保健福祉センターに、広報班が4月27日臨時災害FM局を開設し、情報班（防災係）が4月28日防災行政無線臨時親局の開設により、住民に対する情報伝達が格段に向上した。

避難所担当者との通信手段として、熊本県から貸与されたタブレット端末を活用することで、利便性が格段に向上し、携帯電話による通信が減少した。

#### ③情報班の位置づけ

情報班に対する町職員2名の応援及び嘱託職員3名の交替勤務により、防災係2名と合わせ7人体制となった。住民からの問い合わせに対し、担当P Tや対策班もしくは既存の町担当課への引き継ぎが主な業務だったが、解体や生活再建支援など担当P Tや対策班、町担当課が未決定事案については、情報班において手探り状態で対応した。その他の住民からの多岐にわたる災害対応等、問い合わせが続いており、P T設置前同様に対応する人員がおらず、また、担当課も未決定であったため、すべて情報班において対応せざるを得ない状況であり、困難を極めた。

ただし、電話交換業務に係る応援職員や嘱託職員によるフィルタリング機能が充実し、防災係職員に対する負担が軽減され、消防施設や防災施設、交通安全施設や防犯施設の被

害状況の把握や災害復旧業務に取り掛かることができた。

#### ④報道対応

4月27日から、県派遣職員が1日2回の記者レクを担当するようになり、防災係の記者レクに関する負担は軽減された。しかし、電話や直接来訪による報道機関からの問い合わせは増加傾向にあり、県派遣職員や防災係員双方の負担が増大した。

なお、5月21日から1日1回（16時00分）の記者レクに変更した。

### 4) 復興課・環境衛生課設置（6月1日）～12月末における業務

#### ①情報の収集

町仮設プレハブ庁舎での業務が開始され、総務課行政係が電話交換業務を実施することとなった。併せて実施した町組織改編に伴い、災害対応業務担当部署が明確になったことで、電話交換業務を担当する嘱託職員から直接転送されることになった。

このことにより、災害対応担当部署が情報収集を実施することになり、災害対策本部における情報収集業務は、6月6日をもって終了し、情報班は解散した。

なお、町災害対策本部における情報共有は、緊急的な情報を除き、毎週開催していた災害対策本部会議において周知し共有した。

#### ②通信手段の確保

町仮設プレハブ庁舎完成に伴い、電話回線網が完全に整備され情報収集に係る通信手段は完全に確保された。臨時災害FMや防災行政無線、災害用ホームページ等の広報手段も引き続き運用していたため、情報伝達機能も維持できた。また、広報班における広報ましき災害臨時号も引き続き発行した。

#### ③情報班の位置づけ

町仮設プレハブ完成に伴い、各担当部署が平常業務及び災害対応業務を円滑に実施できるようになった。電話交換業務を担当する総務課行政係の業務体制が復旧したことにより、6月6日をもって情報班は解散した。

#### ④報道対応

災害対応業務について町担当部署が明確化されたことにより、取材対応も担当課が対応することになり、6月7日をもって記者レクを終了した。しかし、情報班解散後も災害対策本部に関する報道機関の問い合わせが増加し、災害対応業務や通常業務に支障をきたす結果となった。なお、この時期から報道機関の個別取材や視察対応の依頼が急増し、政府関係機関、自治体の危機管理部局、大学等教育機関を優先し視察を受け入れた。しかし、報道機関のフィルタリングができず、多忙を極めた。

## (2) 課題と改善の方向性

### 1) 人員・資機材及び訓練等

#### ①課題

- 情報収集要員及び資機材が圧倒的に不足しており、効果的な配置ができなかった。
- 屋外における災害対策本部設営についての想定ができていなかった。
- 町地域防災計画において、災害対策本部や各担当部署における報道担当者を事前に決定していなかった。
- 報道発表資料を町災害対策本部として確認する仕組みが無かった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 毎年実施する訓練を、図上訓練ではなく発災型とし、参集体制、人員配置、資機材調達、訓練想定の見直し等改善が必要である。
- ✓ 庁舎被災により、様式集、透明フィルム等必要な資材が活用できていないため、複数個所保管等対策が必要である。
- ✓ スタッフが不足しており、情報収集要員を容易に確保できるよう職員配置計画を見直す必要がある。
- ✓ 災害対策本部、各対策課、各PT及び各避難所に、専従の情報収集等担当職員を配置することが必要である。
- ✓ 情報班が報道対応を担当するのではなく、地域防災計画において、報道対応担当部署または災害対策本部上層部における担当者を決定し対応することが必要である。

### 2) 防災行政無線等通信機器の確保

#### ①課題

- 情報系サーバの無停電装置の破損及び防災行政無線の使用不能により、町民向けの情報収集や発信ができなかった。
- 防災行政無線船野山中継局の非常電源装置を過信し、商用電力線の断裂、道路の多重損壊等複合的な被害を想定していなかった。
- 防災行政無線携帯型無線機が不足し、長期間にわたる停電を想定しておらず充電できなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 情報系サーバ無停電装置の強靱化等対策が必要である。
- ✓ 防災行政無線船野山中継局への電源供給が途絶したが、復旧に長期間要したため、中継局の複数化など対策が必要である。なお、防災行政無線をデジタル化に移行する際に、中継局の増設を検討することが必要である。
- ✓ 携帯型無線機単体で配置したため、充電器も併せて配置することが必要である。
- ✓ 携帯型無線機の数量が不足していた。新たな通信手段の確保も含め、充足させる対策が必要である。

### 3) 連絡網の機能強化

#### ①課題

- 固定電話回線の途絶、情報系サーバの破損及び防災行政無線の使用不能により、国・県等応援機関及び町民向けの情報収集や発信ができなかった。
- 災害時における国・県等緊急連絡先一覧表を作成していなかった。
- 防災係において、町職員の緊急連絡先を把握できておらず、一覧表も作成していなかった。
- 住民周知能力を向上させるため、区長に連絡を試みたが、固定電話連絡先であり、電話線の断線により、不通状態であった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 町職員の緊急連絡網を作成することが必要である。
- ✓ 初動期における国・県等応援関係機関の緊急連絡先を、担当が把握できておらず、連絡調整に手間取ったため、事前に緊急連絡先一覧等の整備が必要である。
- ✓ 関係機関緊急連絡先一覧等については、情報管理の徹底を前提に、庁舎内での保管にとらわれず、発災時に即応できるような管理・運用のあり方を検討する必要がある。
- ✓ 行政区嘱託員連絡先が固定電話で登録されており、家屋被災により機能しなかったため、携帯電話番号の登録が必要である。
- ✓ 自治会においても、安否確認や所在確認を容易にするため、自治会構成世帯緊急連絡網の整備が有効であり、その促進が必要である。
- ✓ 消防団が発災後、携帯電話の無料通信アプリを活用し連絡体制を構築しており、平時からあらゆる手段を講じ、緊急連絡体制を確保することが望ましいことから、その促進が必要である。
- ✓ 大規模災害時における消防団の活動は多岐にわたるため、消防団に対する連絡・調整担当部署を災害対策本部に設置することが必要である。
- ✓ 消防団に対する災害対策本部からの情報提供がなく、住民情報をもとに救助・救出活動を行ったため、警察・消防・自衛隊からの情報を含めた災害対策本部からの情報提供・指示が必要である。

### 4) 応急期の情報収集・共有の錯綜

#### ①課題

- 収集した情報が各担当者間での共有にとどまり、各応援機関を含めた災害対策本部内での共有ができなかった。
- 災害対応受付票を作成し、確実な情報伝達を試みたが、担当部署の対応状況が把握できず、再度の問い合わせに対応できなかった。
- 応援機関と町関係部署間の情報提供や指示事項が混在しており、周知方法に問題があった。
- グリッドマップや災害時に使用する白地図を保有していなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 災害対応受付票を作成し原本を担当課に交付したため、度重なる問い合わせに対応で

- きず苦慮する局面があり、副本の保存、担当課からの原本還付等の有効策を検討することが必要である。
- ✓ 情報班から担当課に提供した情報や対応について、一方通行となり情報共有を行う仕組みが無く、担当課から対応事案を紙媒体で報告を受けるなど体制の構築が必要である。
  - ✓ 災害対策本部会議において、情報班から関係各課及び担当PTに提供した情報についての情報共有が図られず、進捗管理ができなかったため、事案の共有・対応策の共有が必要である。
  - ✓ 無料通信アプリによる被害情報の伝達が効果的であったことから、SNS等のアプリケーションを活用した情報の収集・共有についても計画等に記載し、報告・伝達形式等についてマニュアル等で定める等検討が必要である。
  - ✓ 災害対策本部の方針や指示の不明確さが課題として認識されており、対象事案の改善策について、各対策班の方針に基づき対応しており、今後も各対策班において集中的・集約的に被害情報等を取り扱うことも有効だと考えられることから、その促進が必要である。
  - ✓ 災害時における住宅地図業者と住宅地図冊子の提供協定や、住宅地図冊子を事前に準備しておくなど、応援機関と町災害対策本部が正確な位置情報の共有を図ることが必要である。

## 5) 収集した情報の分析不足

### ①課題

- 災害対策本部会議、町災害対策本部事務局、各対策部3者とも収集した情報の分析ができておらず効果的な対策に結びつかなかった。
- 災害対策本部の決定事項が、各対策部・関係部署へ浸透していなかった。
- 災害対策本部会議が状況報告の場となったり、方針決定まで至らなかった。
- 災害対策本部会議に町幹部職員全員が出席したことにより、各自の考えが先走りし、意見の集約を図れなかった。
- 各対策班、庁内各課内において意見の集約が図れていなかった。

### ②改善の方向性

- ✓ 収集した情報の分析ができておらず、同様事案であっても対応に差異が生じたため、関係各課等の対応をフィードバックしたうえで、情報分析が必要である。
- ✓ 情報班（防災係）が報道対応を担当したことにより、本来業務である災害対策本部事務局機能や情報分析機能が果たせなかったため、報道対応を担当する部署の設置が必要である。
- ✓ 災害対策本部会議は当初、三役や担当課、応援部隊による会議だったが、その後は課長会議に変化したため、情報分析、今後の対応策等意思決定の場として機能するよう町三役、各対策部長及び応援機関が参加する会議にすることが必要である。
- ✓ 改善案・対策案を、情報班をはじめとして各対策班から上申する仕組みがなく、その都度課長等に具申ししていたが問題の解決には至らなかったため、上申する仕組みを構築することが必要である。
- ✓ 災害対策本部の運営を効率的に進めるにあたり、情報・業務を担当課レベルで集約する体制、仕組みが必要である。

#### 4. 3. 4 広報活動、災害情報の伝達

災害時における情報、被害状況等は報道や報道機関を通じて速やかに関係機関及び住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るため、町の保有するあらゆる広報機能を活用するほか、必要に応じ関係機関や団体の応援も求め、広報活動を実施する。

##### (1) 業務内容

##### 1) 前震（4月14日）～本震（4月16日）における業務

前震後、町防災行政無線は通じていたが、手動放送への切替えが不能だったため、町からの情報発信ができない状況だった。しかし、放送施設自体の故障ではなかったため、自動放送であるJアラート（※1）の緊急地震速報等は放送することができた。

また、前震後、情報通信ネットワークでの通信機能が途絶えていたため、県にLアラート（※2）での避難情報等の掲示について代行入力を依頼し、テレビ等による情報周知を行うことができた。

漏電・通電火災への注意喚起は九州電力・消防団・各行政区でも周知広報を行ってもらった。

※1：通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

※2：中央官庁や地方公共団体、交通関連事業者など、災害関連情報の発信者と各種のメディアとの間で、災害などに関する情報を効率的に共有する情報基盤

##### 2) 本震（4月16日）～PT設置（4月25日）における業務

4月17日朝に船野山中継局非常用電源の燃料が無くなり（前震後に九州電力の送電線が破損し、非常用電源に切り替わっていたため）、町防災行政無線が使用不能となった。また、中継局に通じる林道が道路崩落やがけ崩れ（計3箇所）により通行不可となり、燃料の補給ができなかったため、4月28日、町保健福祉センターに町防災行政無線臨時親局を開設するまでは、町防災行政無線による情報発信ができなかった。その間は、広報車により避難等各種情報の周知・広報を行った。また、消防団も町内の警戒活動に加え、広報活動を行ってもらった。

Lアラートに避難情報だけでなく、給水ポイント等生活情報の掲載が可能となり、本震後の長雨時において避難勧告等を発令する際の情報伝達手段として、大変効果的であった。

また、地区公民館の掲示板を活用し、支援物資を受け取りに来る住民にも生活情報等の広報を行った。

4月23日からホームページ（簡易版）を開設した。内容は行政情報の伝達を重視したものであり、文字が多かったが、これにより、住民に広く情報の周知ができるようになった。

### 3) PT設置(4月25日)～5月末における業務

4月27日には、町防災行政無線の不通等により、町民への情報周知手段が不十分であったこと、また、被災により町外へ避難した町民に対し、益城の現状等を知らせること等を配慮し、臨時災害FM局(コミュニティFM)を開設した。この開設にあたっては、政府関係機関からの働きかけがあり早期に実現することができた。また、避難所や物資受取り拠点で住民に携帯ラジオを配布したが、配布用ラジオの台数が絶対的に不足していたため、世帯に一台というところまではいかなかった。

放送内容は当初、防災行政無線での伝達情報をラジオで放送するようなものだったが、5月4日からは、町長による住民に対するメッセージを放送した。町長メッセージについては、「少しでも被災した住民の今後の活力になれば」との考えで町長自ら毎日(公務欠席を除く)生の声を届ける形だった(その後徐々に放送回数の調整を行った)。

なお、4月28日、町防災行政無線臨時親局を町保健福祉センターに開設し、防災行政無線での情報発信を再開した。

また、4月30日から広報紙臨時号(広報ましき災害臨時号)を発刊した。町の業務に関する行政情報等、住民に必要な情報掲載し、各避難所や区長を通じて配布するようにした。なお、この臨時号は8月24日号まで計25号(お知らせ号5号含む)発行した(別紙:参考資料)。

広報紙の区長宅への配布については、広報車の巡回時における追加的対応を依頼した。また、指定避難所については班単位で分担し配布するなど、なるべく多く住民の目に届くよう配慮した。

### 4)(6月1日)～12月末における業務

6月1日に町行政機構の組織改編が行われ、復興課広報係が広報を担当することとなり、広報班は解散した。災害情報の伝達は引き続き行っていたが、環境も少しずつ改善されてきたことにより、平常の業務機能が回復してきた。

7月13日からは「復興ニュース」を発刊し、広報紙臨時号やホームページ(簡易版)による情報提供と合わせて、復興に関する情報についても発信するようになった。

なお、10月1日に「広報ましき10月号」を発刊し、その後毎月発刊し続けている。また、12月20日から通常の益城町ホームページの運用を再開した。

臨時災害FMについても、ボランティアのアナウンサーを採用(募集はラジオで行った)するなど、発災当初、喫緊の災害情報が主体だった放送から、町からの必須情報伝達を主としながら、イベント情報等をおりまぜた放送へと変化していった。

## (2) 課題と改善の方向性

### 1) 広報全般の課題

#### ①課題

- 記録の収集・保存と広報戦略をセットにする考え方がなかった。
- マンパワーの不足により、周知活動や浸透状況の確認ができなかった。また、取材等においても人員が足りなかった。外部応援要員を取材等で活用することは短期派遣では難しかった。
- 町民からの意見・感想が上がってこず、町民の声を直接聞き入れる方法がなかった。
- 自治会における広報物の各世帯への個別配布や回覧機能が、家屋被害・被災世帯の度合いに比例して機能しなかった。
- 避難所等での掲示物量が多く、見ない人が多かったという意見もあった。
- 避難者の情報（位置、状況）が不明で、情報提供（発信）が非効率だった。
- 情報共有や啓発活動等避難所では行えたが、車中泊など避難所外の人に対して行うことができなかった。
- 今回の地震では広報物が限定的な配布範囲であった。
- 個人発信によるSNSの危険性（デマが広がった件等）に対して、町としての対応策が無かった。（町から正確な情報を早期発信する仕組みが無かった。）
- Lアラートの機能を有効活用できなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 記録の収集・保存については、災害写真を撮影することが主となった。今後は本業務の取り決めを明確にし、情報発信のために集めた資料等を活かせるような体制づくりが必要である。
- ✓ 今回の被災後の業務経験を活かし、人員の確保体制（元報道関係者等の経験者を臨時採用するなど）を見直し、準備体制を整えておく。
- ✓ 避難所等を通じて、住民の意見を吸い上げる仕組みを検討する必要がある。
- ✓ 紙媒体での情報掲示に加え、特に重要な情報については確実に行き届くような手段（口頭での伝達等）も検討することが必要である。
- ✓ 車中泊避難者や避難所外の人たちへの広報手段については、多岐にわたる広報機能を使い伝達することを検討し充実させることが必要である。
- ✓ 避難所や区長を通じての配布に加え、物資の配布に併せて行うなど配布手段を検討することが必要である。
- ✓ 県が、他自治体への避難者に対し、滞在場所等を町へ報告するよう広報したが浸透していなかったため、町としても住民に対し、事前の広報策を検討することが必要である。
- ✓ 今回の災害において、何件かのデマが流れたことが報告されている。デマの拡散等について未然に防ぐことは難しいが、広報の伝達手段としてSNSは非常に有効な手段だと考えており、できるだけ早く正確な情報発信を行うなど、対応を検討しながら、今後もSNSによる情報伝達は続けていく。
- ✓ Lアラートはテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて広く情報を伝えることができるため、今回の災害において、生活情報の掲載（今回は特別対応だったと考える）してもらったことは、非常に有効だったため、今後も関係機関等に要望をしていくことが必要である。



## 2) 臨時災害FMの周知不足の解消、今後の運営について

### ①課題

- 開局後、周波数の数値は広報ましき災害臨時号や町防災行政無線で行ったが、周知状況は不明であった。同時にラジオの配布も区長・物資拠点を通じて行ったが、配布用ラジオが関係機関（総合通信局、設置業者等）から提供を受けた数百個しかなく、政府機関に要望していた、携帯ラジオ1,500個の支援は届かなかった。また頒布状況が把握できず、全般にわたり状況把握ができなかった。
- 運営については、今後ボランティア主体で行っていきたいとの意向が示され、熊本シティFMと契約して生活情報を流していくことも検討すべきとの意見があった。
- 避難所によっては、アンテナの整備状況、地形などにより、ラジオが聞き取りにくい場所があった。
- 町長メッセージを毎日行っていたが、事務的になってしまい、ポイントとなる日を絞って行う方が効果的との指摘があった。

### ②改善の方向性

- ✓ 頒布状況を確認できる体制を検討する。また、放送はスマートフォン等でも聞くことができるため、日頃から利用方法等を周知する活動を行う必要がある。
- ✓ ボランティア団体や熊本シティFMとは今後協議を行いながら、また臨時災害FMを今後どうするのかも併せて検討することが必要である。
- ✓ ラジオによる周知は有効であるため、まず、今後の継続について十分な検討を行ったうえで、周辺整備等についても検討していく必要がある。
- ✓ 今回の反省を活かし、町長メッセージの内容、放送する日程等について検討する。

## 3) 広報紙臨時号作成・配布での苦慮

### ①課題

- 各課の方針が未定となっている分野などで、表現方法の調整に苦慮した。また、今回の臨時号は1号につきA4版縦1枚で発行していたため、掲載する情報にかなり制限があった。
- 嘱託員自体が避難している場合があり、実際にどこまで届けられているか不明な部分があった。
- 報道関係への記者レク後に原稿作成することになり、結果的に報道を後追いする形になってしまった。
- みなし仮設等への入居者も含めて全戸配布を準備していたが、町外に出た住民の場合、住民票を移した人がおり、確認する方法がなかった（避難者の名簿の使用が認めてもらえなかった）ため、配布先を留意する必要があった（地域支え合いセンターが設置されてからは配布希望者を募り、希望者への配布を行うことができた）。

## ②改善の方向性

- ✓ 今後は、どのような形で発行するのか、広報対象の把握と媒体の選択などについての基準を作成する必要がある。
- ✓ 各部署で所有している住民情報等、必要な情報が広報部署に集まるルートの確保と庁内周知体制を調整し、先行的に情報を発信できる体制が必要である
- ✓ 紙媒体だけでなく電子媒体を利用した広報紙の掲示を進めることで、町外に避難している住民に対しても情報発信できるような体制をつくる。
- ✓ 広報物の配布は物資等の配布と併せて行う等、配布についての取り決めに整理しておく必要がある。

#### 4. 3. 5 避難所での避難者対応に関する業務

##### (1) 震災前の状況

##### 1) 避難所の指定

震災前の益城町地域防災計画では、「被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする」と規定しており、町内に16箇所の避難所と5箇所の福祉避難所を事前に指定していた。また、町ホームページ等で公表を行っていた。

図表：指定避難所

避難対象 地区名	第1避難所	第2避難所	第3避難所
	避難所名	避難所名	避難所名
飯野	公民館飯野分館	飯野小学校体育館	第2保育所
広安 (小峯)	広安西小学校体育館 広安愛児園	広安小学校体育館	町保健福祉センター
木山	町総合体育館	町中央公民館	益城幼稚園
福田	公民館福田分館	第5保育所	町総合体育館
津森	公民館津森分館	津森小学校体育館	第3保育所
町内全域	益城町役場		

図表：福祉避難所

地区名	避難所名	施設の名称	対象者
広安 (惣領)	町保健福祉センター	総合福祉	地域住民のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者。
広安 (広崎)	障害者支援施設 熊東園	障害者支援	在宅の知的障がい者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者。
広安 (惣領)	特別養護老人ホーム 花へんろ	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者。
広安 (安永)	特別養護老人ホーム ひろやす荘	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者。
福田 (畑中)	特別養護老人ホーム いこいの里	特養老人	在宅の身体障がい者、要介護者等のうち、一般的な避難所では生活に支障をきたす者。

##### 2) 避難に関する計画の作成状況

1) と同じく、益城町地域防災計画では、避難所の開設について次の通り記載されている。『避難所の開設は避難勧告の事態において行うものとし、～(中略)～プライバシーの

確保や男女共同参画の視点に配慮し、「避難所運営マニュアル」を作成するよう努める。なお、福祉避難所の開設については、「災害時要援護者避難支援計画」に基づき実施する』

しかし、「災害時要援護者避難支援計画」は作成済みだったものの、「避難所運営マニュアル」は作成中の状態であったため、今回の震災対応にあたっては、マニュアル等が存在しない状態で避難所運営を強いられることとなった。

## （２）被災直後の状況

### １）避難所について

４月１４日の前震で町内全域が、激しい揺れに襲われ、町本庁舎をはじめ、小中学校等の公共施設、自治公民館、病院など、町内のあらゆる場所に一挙に避難者が押し寄せた。本震明けの４月１７日早朝には避難者が町全人口の半数に近い、約１６，０００人を記録し、益城町地域防災計画の想定（７，２００人）を遥かに超える避難者数となった。指定避難所で収容できる避難者数では到底無かったため、避難所に入れない避難者も多く、車中泊避難者や自宅軒先避難者等も多数発生し、初動期は大混乱をきたした。

町総合体育館等の主要な避難所については、前震発生時、開館中だったため、速やかに避難者を受入れることができた。

### ２）福祉避難所について

福祉避難所については、事前に特養施設等と協定を結んでいたが、住民への福祉避難所の周知ができていなかったため、一般の避難者が押し寄せたこと、マンパワーや設備が不足したことや、施設自体が被災したことで、生活が困難な人の受け入れがスムーズにできなかった。

### ３）指定避難所・福祉避難所以外について

被災により使用不能となった指定避難所もあったため、自治公民館をはじめ地区住民や避難者が自主的に開設した未指定の避難所が多数発生したことが今回の震災の特徴である。このことにより、避難者の状況や、避難者数の把握ができなかった。主な未指定の避難所として以下が挙げられる。

#### ①自治公民館

地区毎に自主的に管理している公民館。本来は避難所ではないが、施設の被災状況を確認のうえ、区長や住民が自主的に判断し、使用可能な施設は自主避難所として使用した。ただし、指定避難所ではなかったため、支援が届きにくかった。

## ②車中避難・青空避難

車内や自宅庭先、畑のビニールハウス、近所の公園等、屋外に避難する方が相当数発生した。

これは、度重なる余震の影響で屋内にとどまることに心理的抵抗があったためではないかと考えられる。また、子どもやペットがいる世帯では、避難所での他者との共同生活によるトラブルを未然に防ぐため車中避難・青空避難を選択した事例も確認された。民間団体が調達したテントを張りめぐらせた通称「テント村」も代替避難場所として活用した。

### 多数の車中泊避難者



### 町総合運動公園陸上競技場内のテント村



## ③トレーラーハウス、ユニットハウス

避難者の過密解消、福祉避難所不足による要配慮者等の受け入れ、感染症の隔離スペース、また、車中泊避難者のエコノミークラス症候群対策、共同生活等に適さない症状の方（家族）に対する共後等として活用した。ただし、当初活用方法について、前例等がなく、

また、水道や電気等ライフライン設備工事が必要になったため、どのような状況の被災者に提供するべきか検討を重ねた。

トレーラーハウス



ユニットハウス



#### 4) 避難者の実態把握

上記のとおり、指定避難所以外の様々な場所に避難者が点在していたため、避難状況の全容把握が非常に困難であった。

対策として、①指定避難所毎に避難者名簿を作成、②指定避難所以外は、町保健師等、

応援職員や協力団体による在宅避難者調査で避難実態を調査、③町以外の機関で把握している避難者情報の収集等を実施した。特に在宅避難者調査は効果が大きく、それまで把握できていなかった自宅軒先避難者等への支援につながった。

### (3) 避難所の運営

#### 1) 避難所の分類

各施設の規模や地域の被災状況により、指定避難所の運営にも大きな違いがみられた。

##### ①大規模避難所（避難者数1,000人以上）

町総合体育館は大規模避難所であり、当施設を含む町総合運動公園内に避難者数1,500人程度を収容した。車中避難者、テント村での避難者など、屋外避難者を収容し、また、他の避難所の閉所により、移動してきた避難者も収容したため、10月31日まで開所した集約避難所である。

当避難所の運営管理は多くの人手が必要となっており、町職員と指定管理者であった熊本YMCAの職員や応援職員、ボランティアで対応した。町内全域から避難者が集まっており、避難者によるまとまりがなく、自主運営は困難だったため、熊本YMCAの職員やボランティアで役割分担を行いながら運営にあたった。

熊本産業展示場（グランメッセ熊本）について、発災前は、県が物資集積拠点に指定していたため、町として、避難所に指定していなかったが、広大な駐車場に約10,000人の車中泊避難者が発生した。施設が町に所在していたため、町職員による車中泊避難者への対応（支援物資の配布等）を実施した。しかし、事前に避難者が来ることを想定していなかったため、取決め等もなく、現場は混乱した。また、町職員のマンパワーも不足し、対応が困難であった。避難者の内訳は、町内住民のほか、町外住民も多数見受けられた。

##### ②中規模避難所（避難者数100～1,000人未満）

町保健福祉センターや町立小学校は中規模避難所として、避難者数1,000人未満それぞれの施設でを収容した。町保健福祉センターは、比較的新しい施設（平成25年3月完成）だったため、町内全域から避難者が集まり、会議室等だけでなく、ロビーや通路、屋外の軒下、階段の踊り場まで、避難者で溢れかえった。また、災害対策本部を設置したことにより、自衛隊、消防、警察等も常駐し、報道関係対策や、支援物資が大量に届いたことによる仕分け・配分など、現場は大混乱した。また、駐車場や周辺道路也大混雑した。

避難所の運営管理は、災害対策本部等も併設していたため、他の避難所と比較すると町職員は充足していた。ただし、自主運営に関しては、町内全域から避難者が集まっていたことや、昼間は、働きに出る人が多く、高齢者が多く残っていたため、できなかった。

町立小学校は、町職員のマンパワーは不足していたが、地元住民が中心に避難していたため、避難者からの協力が比較的得られた。自主運営に関しては、食事の配膳や施設の清

掃等、避難者だけで対応できた避難所もある。他自治体からの応援職員も配置されたが、短期での応援だったため、避難所内の清掃等、単純な業務しか依頼することができなかった。NPO団体からの支援は中長期的にあり、町職員の業務を引き継ぐことができたため、有効だった。

### ③小規模避難所（100人未満）

町公民館分館と一部の幼稚園、保育所、児童福祉施設は、小規模避難所として、避難者数100人未満をそれぞれの施設で収容した。避難所の運営管理は、避難者が少数だったため、町職員の負担軽減が図られ、他自治体の応援職員等と一緒に対応した。また、地元からの避難者がほとんどだったため、自主運営についても協力が得やすかった。

幼稚園や保育所については、通常保育を早期に再開させる必要があったため、優先的に閉所した。

### ④福祉避難所

福祉避難所として、トレーラーハウス、阿蘇熊本空港ホテルエミナース、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、小規模多機能ホーム、軽費老人ホーム等の福祉施設に要配慮者を収容した。

福祉避難所の運営は、トレーラーハウスについては、町職員（新規に非常勤看護師等雇用）で対応し、それ以外は、基本的に福祉施設等職員が対応した。福祉施設等職員は、元々の入所者の対応を行いながらの運営だったので、マンパワーが不足した。行政を通じて全国の福祉施設より応援職員が派遣されたが、短期での応援だったため、引継ぎ等の負担が大きかった。

## 2) 町職員の対応状況

職員アンケートの結果によると、前震発生から本震発生までの間において、4月15日朝の段階で49.0%と最も多くの町職員が避難所運営にあたっている。

なお、初動期における参集後の業務指示に関しては、「指示系統がはっきりしなかった」と回答した職員が52.7%に上っており、上司からの指示ではなく、同僚と相談を行い各自の判断で避難所運営に従事した町職員が多かった。また、災害対策本部と避難所担当との連携が取れなかったため、独自に町職員、施設管理者、区長、ボランティア団体等と1日2回情報共有会議を行い、課題対応にあたった避難所もあった。

最大で約16,000人の避難者に対し、町職員数は約250名とマンパワーが絶対的に足りなかったため、役職に関わらず課長級であっても避難所運営を強いられた。その結果、災害対策本部における意思決定機能が不十分な状況がしばらくの間続くこととなった。そこで、4月25日に、避難所運営の効率化や避難所の環境改善を図ることを目的として、避難所運営業務に特化した避難所対策PTを設置し、組織体制を整理した。避難所対策P



Tは町職員のほか、他自治体・熊本県・政府関係機関の職員や医師、看護師、NPO団体など最大50人の職員で構成され、対応にあたった。

### 3) 避難所での生活

初動対応においては、自衛隊が速やかに生活支援活動を開始したことから、食事や風呂の提供が速やかに行われ、環境の安定化に一定の効果を発揮したが、避難所によっては途中の道路状況などにより、支援に遅れが生じるケースもあった。

食糧については、保管していた備蓄物資では到底数量が足りず、国・県・その他自治体等の公的機関、民間業者、各種団体等様々なルートによる救援物資により飲料水・おにぎり・パン等を確保した（ただし、避難所によって支援物資の量に格差が生じた）。また指定避難所等では自衛隊以外の様々な支援団体による炊き出しを実施した。初期段階においては、飲料水や食糧の確保が一番の関心事となるが、一定期間経過し、避難所生活が安定してくると、ニーズは避難所の環境改善の方に向かった。

### 4) 避難所の保健衛生環境

避難所では多数の避難者が寝起きを共にすることから、保健衛生環境の改善が大きな課題になった。避難所には、支援物資のほか、仮設トイレ・エアコン・扇風機・製氷機・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・シャワー等を導入し、徐々に生活環境が改善されていった（衛生環境の詳細は「4. 3. 6 保健衛生対策」を、物資支援の詳細は「4. 3. 7 物資等の輸送、供給対策」参照）。

また、避難生活の長期化に向けた対策として、5月の大型連休期間中に、ボランティア等を活用しながらプライバシー確保を目的としたパーティションの設置やエコノミークラス症候群予防を目的とした段ボールベッドの導入等、様々な取組みを実施した。

#### 避難所の生活環境の改善について



パーティション  
(総合体育館)



蚊帳



洗濯機・乾燥機・洗濯物干し場



段ボールベッド



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)

## 5) 過密緩和問題への対応

町内の避難所環境で課題となった点の一つが避難所内の過密緩和である。これについては、新規避難所の開設ほか、いくつかの取組みを行い、過密状態の解消を目指した。

### ① 超過密状態の解消（～5月9日まで）

- 特に町総合体育館及び町保健福祉センターに避難者が殺到し過密状態となった。環境改善のため、新たな小規模避難所を確保した。医療班の協力を得て、配慮を要する人などに声掛けを行い、移転を促した。
- 国・県等と連携しながら「しばらく避難」（※下記参照）を活用した。

### ※しばらく避難チラシ

益城町役場 避難所対策チーム TEL090-1083-9342  
問い合わせ時間：9：30～17：00


**1週間以上が  
おススメです！**

H28.5.6

**益城町から避難所の皆様へ**

**仮設住宅が整備される間、少年自然の家や旅館などにしばらく避難しませんか！**

**益城町の避難所は過密状態にあります！**


➔

- 感染症の危険が高くなります。
- 個人のスペースが少なく、ストレスが高くなります。
- 転倒の危険が高くなります。
- 活動量が減り、歩く能力の低下や便秘につながります。

益城町では、特にお年寄りの方・障がいのある方・妊産婦やお子さま連れの避難者の方を対象に下記のような避難所を用意しています。

A	B	C
玉名市・山鹿市の福祉避難所等：数十人 (他の避難先についても現在調査中)	天草市下田温泉の宿泊施設：300人程度 (他の避難先についても現在調査中)	宇城市豊野少年自然の家：数十人 (他の避難先についても現在調査中)
体の御不自由な方や介助が必要な方が避難できます。 ○利用料：無料 ○要介護者1名と介助者1名が避難できます。 ○送迎：あり ✓ケアマネージャーによる確認があります。	1泊からの宿泊も可能です。毎日出発。 ○1日3食(1泊の場合は2食)付き ○要支援者※とその家族は無料 ○健常者のみの避難は1人2,000円(税別) ○毎日無料送迎 出発時間目安：益城町発14:00, 下田発9:00 乗降場：総合体育館前, 広安小, 広安西小 保健福祉センター(はびねす)	世帯単位での避難が可能です。 要支援者※である必要はありません。 ○2段ベット1部屋8名程度 ○無料、お風呂あり、1日3食 ○送迎はなし。駐車場はあり。 仮設住宅建設まで避難できます。

※要支援者：65歳以上の方、未就学児、障がいのある方、妊産婦のことをいいます。介護認定の有無は問いません。  
「仮設住宅」や、「今後の復興の取組」などは、新しい避難先でも情報提供されます！

申込み書は裏面

### ② 避難環境の安全性確保等（～5月31日まで）

- 天井パネル崩壊により、使用できなかった町総合体育館メインアリーナを改修し、避難所スペースを拡大した。  
また、県民総合運動公園陸上競技場を確保し、避難所を増設した。
- 要配慮者は、複数台確保していたトレーラーハウスを活用した。
- テント村避難者については、熱中症や降雨時の浸水被害のおそれから5月末を目途に町総合体育館メインアリーナ等へ移転を誘導した。

### ③避難所の再編（～6月14日まで）

- 6月中旬頃には避難所の再編による過密緩和が進み、また、応急仮設住宅への入居開始に伴い避難所の縮小及び集約を開始した。

### 6) 避難者による自主運営

発災当初、町職員の多くが避難所運営に人手を取られ、特にPT設置前は本来業務・災害対応業務に支障をきたしている状況だった。そこで、小・中規模避難所に関しては、避難所の自主運営に向け、避難者との意見交換会を実施した。専門家から自主運営の際のポイントについてアドバイスを受け、また、先進的に自主運営を行っている避難所の取組みについてのチラシを作成し、全避難所に配布した。特に益城中央小学校では自主運営組織の立ち上げが早く、効果的な自主運営が行われた。

### 7) 要配慮者・ペット同伴避難者への対応

要配慮者であっても、各避難所ですでにコミュニティを確立し、避難所運営者及び周辺避難者からの配慮によって生活できている人も多数いた。なお、福祉施設に避難した要配慮者は、近所に施設があった人や日頃から通所している人が多かった。

また、ペット同伴避難者向けに、国際協力NGOピースウインズ・ジャパン等がペット同伴で避難できるユニットハウスを運営した。

### (4) 避難所の集約・解消

仮設住宅の入居が開始された6月14日以降、徐々に避難所の集約及び閉所が本格化した。7月27日から9月8日までに町総合体育館1か所に避難者を集約し、最終的には震災から半年以上経過した10月31日に全ての避難所を閉鎖した。

なお、学校施設については、5月9日の学校再開に伴い、5月8日までに避難スペースを教室から校内体育館へ移動した。しかし、子供たちに体育館を使用させてほしいとの声があったため、関係各所と協議し、8月22日の2学期開始前までに学校施設での避難所は閉鎖することとし、8月19日までに避難者を町総合体育館へ集約した。

また、町保健福祉センターについては、9月の保健事業全面再開に伴い、8月20日に閉鎖し、町総合体育館へ集約した。

避難所の集約・解消を進めていく中では、避難所生活が長期化していたこともあり、様々な問題があった。例えば、集約により自宅から避難所が遠くなることで自宅の片づけや修繕が不便となることを理由に移動を拒む避難者、また、移動先避難所での人間関係や生活環境の変化に不安を感じる避難者、生活費等の金銭的な不安を理由に退所を見送る避難者もいた。そのため、避難者一人ひとりの状況を確認し、避難所の集約や解消に関する説明会や個別に面談を行うなど、対応には大変苦慮した。



## （５）課題と改善の方向性

### 1) 避難所運営マニュアルの未作成

#### ①課題

- 避難所運営マニュアルが作成されていなかった。また、福祉避難所マニュアルは完成していたが、町職員や関係機関に浸透しておらず、活用されなかった。避難者名簿の様式等もなかったため、避難所毎に独自の様式で対応した。統一様式を作成したあと、再度、名簿作成を行わなければならない、二度手間であったうえ、入退所の管理もできず名簿の更新ができなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 要配慮者やプライバシーの確保等に配慮した避難所運営マニュアルや避難者名簿等の統一様式を作成し、研修・訓練等で職員に浸透させる。

### 2) 指定避難所の耐震化

#### ①課題

- 避難所自体が被災したため、危険と判断し使用できない避難所があった。また、町総合体育館メインアリーナは、本震により天井が崩落したことで、地震発生直後に避難者を収容できなかった。

②改善の方向性

- ✓ 避難所になっている施設の構造（天井等）の見直しを図る。

3) 指定避難所の環境整備について

①課題

- 指定避難所の中心は小中学校体育館であり、空調機が設置されておらず、時期によっては避難所として活用できない可能性がある。また、断水や排水設備の損壊により、既存の施設内トイレが使えなかったうえ、使えたとしても和式トイレが多く、要配慮者等にとって使いにくかった。

②改善の方向性

- ✓ 指定避難所の空調機や災害時に使える、マンホールトイレ等トイレ環境の整備、また、施設全般のユニバーサルデザイン化が望まれる。

4) 要配慮者等への対応について

①課題

- 町職員、福祉避難所に避難すべき要配慮者、住民が福祉避難所について理解しておらず、避難所の開設が遅れた。

②改善の方向性

- ✓ 町職員は福祉避難所について深く理解するとともに、住民に対し福祉避難所の役割を広く周知し、大規模災害における自らの避難先について考える機会を提供する。
- ✓ 要配慮者は、高齢者のみではなく、障がい者、妊産婦（新生児）、外国人も含まれる。それぞれに対応した福祉避難所の確保を検討していくことが望まれる。

5) 個人スペースの確保について

①課題

- 避難所が過密状態で個人スペース等の確保ができなかった。

②改善の方向性

- ✓ 段ボールベッドやパーテーション等については、事前に協定を結び、発災後、速やかに設置できる状態に整備しておく。

6) 避難所内の疾病対策及びペットの取り扱いについて

①課題

- 避難所担当者の様々な疾病等（感染症、食中毒、アレルギー、エコノミークラス症候群）に対する知識が不足していた。また、ペットの取り扱いについて、明確な取り決めがなかったので、判断できなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 「避難所運営マニュアル」に疾病やペットの取り扱いについて明記する。また、ペット専門のNPO等との協定締結等、事前に調整しておく。

## 7) 物資の配布及び食事提供等について

### ①課題

- 物資の配布について明確な配布基準が何も無かったため、配布は避難所内の避難者に限るのか軒先避難者等にも配布していいのかが当初わからなかった。
- 食事提供に関して、発災当初、最大避難者数約16,000人だったため、朝、昼、夜の食数を確保するのが、難しかった。また、近隣の在宅避難者や車中泊避難者が、不定期で受け取りに来るため、必要数の把握が困難だった。
- 避難所での食事について、食中毒予防等を第一に、膨大な食数を確保した結果、非常食やカップメン、缶詰、コンビニのおにぎり、パン、弁当等の提供となったため、栄養バランスに配慮した食事の提供が困難であった。

## ②改善の方向性

- ✓ 物資の配布について、明確な基準等を設けることは難しいが、配布についての範囲は指定避難所の位置付けが、地域の防災拠点的な意味合いもあるため、車中泊避難者や軒先避難者等にも配布する。
- ✓ 食事に関しては、野菜ジュースや牛乳、サプリメント等を追加し、要配慮者に関しては、おかゆ等の特別食の提供で対応する。また、必要数は、食事希望調査表を提出させ、食事カードを配布し対応する。

## 8) 指定避難所の自主運営について

### ①課題

- 避難者による自主運営ができなかった避難所が存在したため、避難所運営に多くの町職員が従事し、本来行うべき通常業務や復旧復興業務に支障をきたし、結果的に住民の生活再建に遅れが生じた。

## ②改善の方向性

- ✓ 各地域で自主防災組織等を育成し、町職員の配置人数を最小限で運営できるように整備し、避難所を運営する。
- ✓ 避難所運営のノウハウを有するNPO等の支援を受け、地域住民等を巻き込んだ避難所運営体制を構築し、また、訓練を実施する。

## 9) マスコミ対応について

### ①課題

- 避難所内での報道対応が明確になっておらず、多数の報道機関からの問い合わせに対して、答えるべきか否か判断がつかず対応に苦慮した。

## ②改善の方向性

- ✓ 避難所運営マニュアル等において、対応の統一化を図る。

### 10) ボランティアの受入れや活用について

#### ①課題

- 避難所に来た多数のボランティアに作業内容を指示することが、困難だった。
- 様々な種類のボランティア（医療関係等）が避難所を訪れたが、信用できる人たちを見極めることが困難だった。

## ②改善の方向性

- ✓ 避難所内でのボランティアの受付け、指示等担当者を決める。
- ✓ ボランティアのフィルター機能として、JVOAD等と協定を結び、対応する。

### 11) 避難所対策PT等の組織体系について

#### ①課題

- 誰が何についてどういった責任を持って動いているのかを明確に示したものが無かったため、外部応援や内部の他部局と連携を取る際に混乱が生じた。
- 町の避難所対策PTは庁舎1階にあり、外部応援部隊は3階を活動拠点としていた。物理的に離れていたことから、同じ避難所運営業務に携わっているにも関わらず、なかなか情報共有が進まず、同じ業務を同時に並行して行う等、効率が悪く連携が取れていなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 町職員と外部応援部隊と合同で打合せ会議を実施するためのスペースの確保が必要である。
- ✓ それぞれが担当する業務ごとに拠点を構え、密に連携可能な物理的配置をする。

### 12) 熊本産業展示場（グランメッセ熊本）の取扱いについて

#### ①課題

- 発災前は、県が物資集積拠点に指定していたため、避難者の受入れ等について、事前の想定や準備が、全くできておらず、現場が混乱した。
- 町に所在しているため、町職員を配置し、多数の車中泊避難者へ支援物資の配布等対応したが、マンパワーが全く足りず、十分な対応ができなかった。
- 避難者は、町内住民のほか、町外住民も多数見受けられたため、町単独で対応することへの疑問が生じた。

## ②改善の方向性

- ✓ 県、近隣市町村、関係団体等で、熊本地震の教訓をもとに、大規模災害時の熊本産業展示場（グランメッセ熊本）の取扱いについて協議をする必要がある。



#### 4. 3. 6 保健衛生対策

町は災害によって被害を受けた地域または当該住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防およびまん延の防止を図るものとする（益城町地域防災計画 第26節保健衛生計画より抜粋）。

##### （1）業務内容

###### 1）トイレ

トイレの維持管理は避難所派遣町職員やボランティア、応援自治体派遣職員が行った。水不足から悪臭やウジ等が発生する不衛生な環境での業務だった。環境改善のため可能な限り、仮設トイレのし尿は、県・環整連で拠点流域の水の用意をしたり、業者に委託するなどして改善に努めた。そのため、受託業者が過剰労働を強いられるときもあった。

政府関係機関は4月15日から主に各避難所に仮設トイレを180基プッシュ型支援で設置した。また4月22日からは在宅避難者のために各公民館に仮設トイレ（洋式）約140基を設置した。同時期に町総合運動公園陸上競技場にテント村が設営されたため、テント村にも約10基設置した。政府関係機関は仮設トイレ設置に合わせて給水車の手配も行った。

町内建設業者等は4月15日から町内に仮設トイレを48基設置した。

町は県を通じて4月21日から町内に仮設トイレ約220基を各避難所や学校に設置、また在宅避難者からの要望に基づき公園や地区公民館に設置した。

###### 2）ペット

発災当初ペットが避難所内にいることで、不衛生的な状況になっており、また同時期ペットの救護対策も実施できていなかった。時間が経つにつれペット連れの家族は他の避難者を意識し、自宅や車内に避難するようになった。

NPO等外部支援団体は4月16日から町保健福祉センター、広安小学校、町総合体育館、広安西小学校、飯野小学校、益城中央小学校でペットフードやペット用ゲージ等支援活動を行った。また、5月15日から町総合体育館敷地内にペット専用避難所とドッグラン施設を提供した。ペット専用避難所は24時間エアコン完備でペット60匹を収容できるものだった。また散歩やしつけ等飼育に関しては避難者が行うことが困難な場合、代行も行った。5月3日、白テント（ペット同伴避難所）では、ペットの糞やダニの問題など、衛生面の課題が浮き彫りになった。

県獣医師会は5月中旬からは避難所のペットにワクチン接種をした。



### 3) 給水

発災以降、備蓄品や支援物資等により水が枯渇することはなかった。

自衛隊は4月15日から5月13日まで町保健福祉センター、広安小学校、町総合運動公園、いこいの里、グランメッセ熊本、熊東園、飯野小学校、ひろやす荘、町役場、広安西小学校において給水支援を行った。

町は4月末から応援自治体と協力して給水活動を行った。応援自治体との調整は町水道課が行った。

町と自衛隊の活動実施場所が重複したため、場所の共有及び調整が必要だった。

### 4) 健康関係広報・啓発

#### ○エコノミークラス症候群および生活不活発予防対策

町保健師はエコノミークラス症候群対策や生活不活発病予防として、4月17日から町保健福祉センターでラジオ体操や各自周辺の掃除等の促進を始めた。

4月15日には宮城県石巻市より弾性ストッキングの提供をいただいた。4月19日から熊本県健康づくり推進課作成のエコノミークラス症候群予防チラシを避難所へ配布した。なお、このチラシは県及び厚労省と共同で車中泊の避難者（一部）へも直接配布し、注意喚起した。また、外部団体が主体となり、広安小学校、町保健福祉センター、グランメッセで体操教室を開始した。4月21日には宮崎県小林市からも弾性ストッキング提供を頂き、日本循環器学会や医師・臨床検査技師会と協力し、各地の避難所等を回り、予防活動を実施した。また、JRATは町内を巡回し、生活不活発病予防の啓発を行い、身体的配慮が必要な人や仮設団地初期回収支援について個別に対応した。

JMATは4月22日からは町内を巡回しエコノミー症候群がもたらす影響等の広報啓発を行った。またその際、医療処置が必要な方について個別に対応した。

#### ○熱中症対策

5月1日に各避難所において熱中症対策の注意喚起放送を行った。5月2日からは県が各避難所へ厚労省等から提供を受けたうちの配布をした。その他、日本気象協会からの支援を受けた熱中症計を各避難所に設置した。また自治体派遣保健師チームへ携帯し活用できるように配布を行った。

#### ○歯科保健・口腔ケア対策

4月18日には歯ブラシを計約3,000本いただいた。4月19日には県歯科医師会より、口腔ケアボランティア支援の申し出をいただき、4月22日から総合体育館にて支援を開始した。また、自衛隊による歯科診療がエミナースと総合体育館で行われた。4月28日から県歯科衛生師会が避難所状況の確認とニーズ調査を行い、各避難所巡回支援が行われた。

#### ○避難所におけるこころのケア対策

DPAT（災害派遣精神医療チーム）の支援を得ながら早期対応し、継続支援が必要な

ケースについては、町保健師・自治体派遣保健師と情報共有しながら対応した。

## 5) 食事

管理栄養士は発災直後、支援物資でのおにぎり、野菜（きゅうりとトマト）、ペットボトルの水、パン、乾パン、炊き出しなどが底をつかないように朝、昼、夕の3食を提供し続けた。食事サイクルが徐々に確立し、軌道に乗り始めると、次に介護食（軟食）の要望も出始めた。介護食（おかゆ）を自衛隊に作っていただくよう依頼した。介護食は、県栄養士会から支援物資として提供していただいた。

応援派遣栄養士は4月中旬から9月2日まで避難所を巡回した際に特殊栄養食品を配布した。原則本人に説明したうえで提供したが、青汁等病態に影響のあるものは薬剤師と相談したうえで、配布した。

避難所では5月中旬から食事の入庫、出庫、残食を管理した。管理方法は前日の夜、避難者世帯に食事カードを配布し調査を行った。調査結果を取りまとめたうえで、朝から食事券と交換で食事を配布した。また避難所避難者と在宅避難者に対し、食事配布時間と場所を別にしたことで食数を把握することができた。介護食は朝、昼、夜の1日分をまとめて昼に配布することにした。希望者が受取りを忘れる等円滑な配布ができなかったためこのような方法を採用した。

食中毒の予防は生野菜の提供や弁当の取り置きを行わない等対策をとった。また食中毒注意報・警報発令時には、災害FMを活用して注意喚起を行った。

## 6) 感染症

4月27日に町保健福祉センターでは、屋外にテントを張って対応した。同日広安西小では、おたふく風邪にかかった人のために、仕切りで対応した。

4月29日にはエミナースで、インフルエンザの感染者が発生し、隔離スペースへの移動や内服薬の処方等を行った。

5月4日には、総合体育館で水ぼうそうが発生したためチラシ配布等注意喚起を行った。

### (2) 課題と改善の方向性

#### 1) トイレ

##### ①課題

- 維持管理に苦慮し、悪臭やウジ等不衛生な環境だった。
- 仮設トイレは、外にあったことやほとんどが和式だったため、高齢者や体の不自由な人には使用に困難をきたした。

## ②改善の方向性

- ✓ 維持管理や設置個数等について事前の計画（マンホールトイレの整備等）を策定しておくことが必要である。
- ✓ 関係企業団体と事前に協定を結ぶことが必要である。
- ✓ 高齢者等には室内でも使用できる簡易トイレの設置を検討するな等の配慮が必要である。

## 2) ペット

### ①課題

- ペットが避難所内にいることで、非衛生的な環境になっていた。
- ペットの避難場所が事前に確保できていなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 災害時におけるペットの避難計画を事前に策定しておくことが必要である。
- ✓ 関係企業団体と協定を結び、ペットの避難場所について事前に取り決めておくことが重要である。

## 3) 給水

### ①課題

- 様々な団体が給水活動を行ったため、活動場所が重複した。

## ②改善の方向性

- ✓ 給水実施団体で給水が必要な場所と量を把握し、活動場所の共有及び調整が必要である。
- ✓ 平素から給水計画を策定しておくことが必要である。

## 4) 健康関係広報・啓発

### ○エコノミークラス症候群

#### ①課題

- エコノミークラス症候群を発症する避難者が発生した。

## ②改善の方向性

- ✓ 平素からエコノミークラス症候群と対策を周知する必要がある。
- ✓ 避難できる避難所とスペースの確保が必要である。
- ✓ 避難所で避難者がそれぞれ役割を持ち、体を動かす仕組みをつくる。

### ○生活不活発病対策について

#### ①課題

- 避難所の過密化の影響で、動くスペースの確保が困難だった。
- 避難所内で運動参加の声掛けが少なく、参加しない人も多かった。

## ②改善の方向性

- ✓ 避難所の超過密化を防ぎ、避難所内での動けるスペースを確保する必要がある。
- ✓ 避難者同士の声掛けを促し、運動につながるよう支援する。

## ○熱中症対策

### ①課題

- 避難場所にテントを利用したが、室内の温度が高温になり、熱中症の恐れがあった。
- 避難所から仮設トイレまでの距離があり、水分を控える被災者が多かった。

## ②改善の方向性

- ✓ 避難所としてテント活用を可能な限り控える必要がある。
- ✓ テントを設置する際、トイレとの距離を考慮する必要がある。
- ✓ 適切な水分摂取を促すよう、周知徹底を図る必要がある（広報、テレビ、ラジオ等）。

## ○歯科保健・口腔ケア対策

### ①課題

- 歯磨きをする際、適切な水場の確保ができず、不衛生な状況だった。

## ②改善の方向性

- ✓ 避難生活が長期化したときに各避難所に対し、適切な水場の確保等を促す等の指導を行っていく必要がある。

## 5) 食事

### ①課題

- 栄養バランスに偏りがある食事が供給された。
- 食品の衛生管理については、適切な温湿度管理、スペースが困難だった。
- 炊き出しについては、生ものや水物（氷菓等）を提供する団体があり、規制が困難だった。
- 避難所における食品、水の備蓄管理が徹底されていなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 平素から管理栄養士と連携し、適切な量と質の食料が提供できるようにするため、食料の備蓄管理を行うことが必要である。
- ✓ 栄養バランスを考慮した食事を取り扱っている飲食業組合と事前に協定を結ぶ必要がある。
- ✓ 食品の管理については、平時からスペースの検討を行い、温湿度が適正な場所（温湿度計を設置して管理している）に確保しておく必要がある。
- ✓ 炊き出しについては、マニュアルを作成する等、周知徹底しておく必要がある。

## 6) 感染症

### ①課題

- 事前に感染症患者用の隔離スペースが確保できていなかった。

### ②改善の方向性

- ✓ 事前に感染症患者用の隔離スペースの確保が必要である。部屋の確保が困難な場合は、間仕切りを作る等して対応する。

#### 4. 3. 7 物資等の輸送、供給対策

##### (1) 業務内容

##### 1) 前震（4月14日）～本震（4月16日日中）における業務

###### ①益城町災害対策本部物資班（以下、物資班）

前震発生後、すぐに民間借り上げ倉庫に保管していた町の防災備蓄物資を町本庁舎へ輸送し、役場駐車場に避難してきた住民に配給するとともに、各避難所にも配送を行った。

物資班を設置したのは、4月16日夕方からであり、前震発生以降16日の日中までは班としての業務は行っていない。前震翌日には、町本庁舎に支援物資が到着し始め、また、物資支援の申し出や問い合わせの電話も殺到した。

###### ②他団体

防災備蓄物資の保管委託業者（熊本交通運輸）とは賃借契約のみで、緊急輸送の契約まではなかったが、委託業者の協力により、町本庁舎までの緊急輸送が行われた。

4月15日以降、政府関係機関などから毛布等生活物資のプッシュ型支援が開始された。また、4月15日から自衛隊による炊き出し支援（白米）が避難所等で開始された。

##### 2) 本震（4月16日）夕方～4月22日までの業務

###### ①物資班

4月16日夕方から物資班を設置し、活動を開始した。同時期に、JA上益城の協力を得て、物資集積拠点を町本庁舎からJA田原倉庫（西瓜選果場）への移転した。職員約20名を派遣したJA倉庫は、床面積も広く、仕様面も充実しており、物資拠点に適した施設であった。また、機能が集中していた町本庁舎（災害対策本部）周辺の交通渋滞の緩和にもつながった。物資受け入れについては、昼夜を問わず混雑し、24時間体制での受け入れが続き、多くの支援物資により、JA田原倉庫は、数日中に飽和状態となった。

この時期には、物資の積み下ろしや配送の労力を省くため、物資倉庫に配送してきた車両（ドライバー）に協力を求めて、そのまま避難所まで配送してもらう例もあった。

物資班において、提供される支援食糧を把握、調整し、各避難所に均等に分配を行った。余剰、不足の相互補完等のため、職員間で登録していた無料通信アプリの職員グループを活用し、物資班、物資倉庫、各避難所間で食糧保有状況、必要数等の情報共有を図った。

また、物資班において、炊き出しボランティアの申し出の受付、避難所との調整（マッチング）を開始した。

###### ②他団体

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定に基づき、4月17日から熊本県トラック協会が、物資倉庫に集積した物資を指定避難所へ配送した。

自衛隊は、炊き出し（白米）、給水活動を軸としながら、支援物資の積み下ろし、指定避

難所以外の小規模避難所等のニーズ調査、物資配送活動を実施した。

併せて消防団員（10名から20名程）が、物資倉庫での支援物資の積み下ろしの応援に入り、活動を行った。

### 3) 4月23日～4月末までの業務

#### ①物資班

J A田原倉庫は飽和状態となり、ブルーシートを被せる等対策を施し、一部支援物資を屋外保管する状態となった。また、J A田原倉庫は、西瓜の集荷時期に入り、移転の必要が生じたため、4月23日から物資拠点倉庫をJ A広安倉庫へ移転した。なお、同日から、倉庫運營業務、在庫管理等を民間運送会社（熊本交通運輸㈱）に委託したことで、速やかに配送がなされ、町職員の負担軽減により大幅な人員削減が図られた。

この時期には、指定避難所には概ね充足する量の物資の分配がなされていたが、一方で、指定避難所以外の地区公民館等の小規模避難所で、物資を要望する声が次々と届き始めた。

しかしながら、未だ支援物資の集積や在庫管理、指定避難所への物資配送に追われる最中にあり、小規模避難所までの配送が行える状況ではなかったため、4月26日、全区長に通行証を配布し、物資倉庫への必要物資の調達と配送を依頼した。

その後、必要物資は充足し、倉庫、避難所を含めて保管場所の確保が困難になったため、4月29日、物資受け入れの中断をホームページで発表した。しかし、効果は薄く、その後も支援物資は随時届けられた。

食糧配給については、自衛隊による炊き出し（白米）、ボランティア炊き出し、購入できたパンと弁当等（各1,000～2,000個程度）に支援食糧（弁当、おにぎり、パン等）を加えた食糧を各指定避難所に分配したことで、最低でも1日2食程度の配給は確保できたが、日々の支援食糧、物資（保存食等）に頼るところが大きく、不安定な供給状態が続いた。

炊き出しボランティアの申し出が相次いだ。提供数と避難者数が合致しないと受け入れを躊躇する避難所もあり、また、散発的ではあるが、予定時間が大幅に遅れたり、予定数より少ない等のトラブルが発生するなど、不安定な部分があり、それを不安視する避難所も増え、マッチングに困難をきたした。

#### ②他団体

4月23日から民間運送会社による倉庫運営、在庫管理が開始された。台車やパレット、フォークリフトの使用、動線の確保、流動物資と不動物資の仕分け、保管方法の見直し、出入荷の伝票管理等専門家による技術やノウハウが駆使され、効率化が図られるとともに、安定した倉庫運営が行われるようになった。また、各避難所と物資倉庫を結ぶルート便を運用開始（当初1日3回、定時に各避難所を巡回）し、必要物資を定型の発注票により発注するシステムを構築するなど、事務軽減、安定化も図られた。さらには、受け入れ時間

も限定し（20時から8時までは閉鎖）、スタッフの休憩、休息時間も確保された。なお、閉鎖時間帯は民間警備員を配置した。

また、倉庫の移転に際しては、不動物資は当面の間その場に残し、流動物資のみを移転する措置がとられ、新倉庫のスペースの確保が図られた。

なお、自衛隊は、小規模避難所等のニーズ調査と物資配送活動を継続し、5月3日まで活動を終了した。

#### 4) 5月1日～5月末

##### ①物資班

この時期になると、避難所に直接支援物資が届けられる事も多くなり、各避難所においても物資の余剰が見られた。その結果、物資が避難所のスペースを圧迫したり、町保有物資の種類、総量が把握できないなどの弊害も発生したことから、各避難所の余剰物資を回収に回った。最大の避難所である町総合体育館では、大型車（8t車）数台分にも及んだ。

通行証を使用した各区長による物資倉庫への調達が多い時では、1日50件以上になる等、その対応に追われることも多くなってきた。同じ地区から1日に複数回調達に来たり、調達回数、人数も増加し、その対応で倉庫業務が圧迫されたり、倉庫作業の障害になるケースも発生した。また、地区によって利用状況に偏重がみられるなど、改善が求められた。

5月8日からは熊本県主導で導入したタブレット端末を全指定避難所と物資班、物資倉庫に配布し、タブレット端末による物資発注スキームを構築し、運用を開始した。また、同時期、物資班の業務を圧迫していた炊き出しボランティアの受付、マッチング業務を、NPOくまもとへ業務委託した。

また、町外周辺地区において、ボランティアによる炊き出しから食中毒が発生したため、炊き出しボランティアの受付の際に、保健所、栄養士の指導のもと、食中毒防止の徹底を図った。

J A広安倉庫も南瓜の集荷期に入り、再度移転の必要が生じたが、グランメッセ熊本の一時借受けが可能となったことから、物資集積拠点をグランメッセ熊本へ移転し、5月21日から運用を開始した。

食糧配給については、セブンイレブーンジャパンと食糧供給の委託契約を締結し、5月1日から、指定避難所に1日3食分の食糧（弁当、パン、おにぎり、野菜ジュース）の安定供給が開始されるとともに、食糧配給業務が大幅に軽減された。

当時、6,000人規模の避難者に3食分の食糧を提供できる供給力を有し、かつ各避難所まで確実な配送ができる業者は他に見つからず、同社と委託契約を締結するに至ったものであるが、混乱期、劣悪な環境の中、安全面（食中毒対策、加工商品類）を優先した安定供給が可能となった。



## ②他団体

タブレット端末の導入に合わせて、発注方法を紙ベースから電子通信に移行した。また、業者独自の分類で物資を管理していたが、分類項目をタブレット端末用の分類に整合させ、単位も統一させた。タブレット端末の導入によって情報が一本化され、導入以前に発生していた発注漏れ、配送漏れ、物資の相違等が減少するとともに、発注履歴も電子記録化できるようになった。

5月中旬から、NPOくまもとが、専用携帯電話とホームページを開設し、炊き出しボランティアの申し出に対する受付及びマッチング業務を開始した。

## 5) 5月末～6月上旬

### ①物資班

避難所再編に伴い、追加された指定避難所への物資配送ルート、食糧配送ルートの再編等を行った。また、配給食糧に対しては、屋内保管の徹底等による保管場所の改善を図り、冷蔵庫等を整備する等の衛生面、食中毒対策を強化するとともに、随時町栄養士、セブナイレブーン・ジャパンとの協議を重ね、商品の変更、牛乳等の補助食品等を追加する等の栄養面の改善を図った。また、地元業者と食糧供給の委託契約を締結し、一部の指定避難所（少数避難所）に対して食糧配給を開始した。

## 6) 6月～10月31日

### ①物資班

余剰物資の適正配分計画を作成し、配給活動を開始した。計画の内容に沿って、町備蓄物資の整備のほか、応急仮設住宅への配分、みなし仮設住宅入居者、在宅被災者等への配給、関係団体、施設等への提供を行った。

8月10日からは、グランメッセ熊本の改修工事が開始されることに伴い、物資倉庫の運営を委託している民間運送会社（熊本交通運輸㈱）倉庫へ移転した。

食糧配給については、避難者数減少に伴い、栄養バランスを考慮した宅配用弁当の供給が可能となったため、9月1日から宅配用弁当の配給に移行した。

10月31日、指定避難所閉鎖に伴い、物資班を解散した。

## (2) 課題と改善の方向性

### 1) 民間事業者との協定の見直し、熊本県との広域的な連携強化

#### ①課題

- 災害時物資集積拠点が未整備であったが、緊急使用の協定も未整備であった。
- 防災備蓄物資の保管委託業者（熊本交通運輸㈱）との契約は、倉庫借用の契約しか締結しておらず、発災時の緊急輸送やフローについては、十分取り決めがなされていなかった。

- 物資倉庫の運営、管理については、専門業者に委託したことで、飛躍的に効率化が図れたが、物資活動に関しては、防災備蓄物資の保管委託及び緊急輸送のみの協定しか締結していなかった。
- 広域的な物資の調達・輸配送を効率的に行うために、県との緊密な連携を図ることが重要である。全国規模の大手企業との連携方法や、ICTツールの開発・利用などについては、県や九州知事会などの広域レベルで今後の検討が行われるものと想定される。町の今後の対策検討にあたっては、そうした県レベルでの検討動向を勘案しながら行うことが望ましい。

## ②改善の方向性

- ✓ 災害時の物資集積倉庫について、確実に確保できる場所を今後検討していく必要がある。
- ✓ 防災備蓄物資の保管委託業者（熊本交通運輸㈱）との協定について、非常災害時には優先的に町へ搬送する内容の協定を締結した（搬送先の指定については調整中である）。
- ✓ 物資拠点倉庫の運営、管理に関して、民間運送業者に委託することの絶大なる効果が実証されたため、災害備蓄物資の保管に加えて、物資拠点倉庫の運営、管理に関する業務の委託協定を締結しておく必要がある。
- ✓ 床面積の広いグランメッセ熊本を利用できるように、近隣市町村での共同利用も視野に、県等の関係機関と協議をすることも選択肢の一つと考えられる。そのほか、JA倉庫など仕様の高い施設を、災害時に物資拠点倉庫として利用できるよう協定締結などを行い、候補施設として複数確保しておくことが望ましい。また、こうした拠点の選定や運用方法等、町の後方支援体制の全体構築にかかわる支援まで物流事業者から受けられるように協定を締結し、訓練を行うことも望まれる。
- ✓ 今回は、多くの支援物資、プッシュ型支援に助けられ、調達面での苦労が少なかったが、今後は、大型の量販店、広域展開するコンビニエンスストア、物流業者等と協定を締結するなど、物資調達面のパイプを複数確保しておく必要がある。

## 2) 物資の運搬・分配の情報管理の不足

### ①課題

- 支援物資の申し出について連絡を受けても、当面の間は、数が膨大であり、拠点倉庫へ伝達ができなかった。
- 必要物資も時期を失するとニーズが減少し、余剰物資が多数発生した。
- 小口物資も数多くあったが、小口物資は多種少数につき、受取り後の仕分けに労力を要し、また、公正配分の観点から、希少物資の配分方法に苦慮した。
- 指定避難所以外の小規模避難所などへの配送便や「誤配された物資や避難所で余剰となった物資の回収を行う配送便があるとよかった。」という意見もあった。
- 今回は全国からの物資提供があり、調達関係の苦労がなかったが、今後は考えておく必要がある。

- 区長による頒布は有効であったが、区長の負担が大きかった地区もあった（住民をうまく巻き込めた地区は比較的円滑に進んでいた）。逆に、区長等が避難を余儀なくされ、全く機能しなかった地区もあった。
- 自衛隊による炊き出し（白米）が複数避難所で行われたが、白米を配給するのに必要なビニール手袋、しゃもじ、ビニール袋（小分け袋）、紙皿、割りばし、塩等は、町で用意する必要があった。また、白米のみでは食せないという意見も多くあり、自衛隊による炊き出し（白米）を最大限活用するためには、漬物、海苔や副菜等の備えも必要と考えられた。
- 全国から炊き出しの申し出があったが、調整（マッチング）に大きな労力がかかった。
- 地元業者のほとんどが被災し、弁当等の食糧の調達可能業者の確保に苦慮した。
- 当初から栄養バランスの良い宅配用弁当を希望していたが、業者の供給力の問題から、避難者数が減少した9月以降からしか提供できなかった。
- 食中毒防止、感染症予防のため、冷蔵庫、消毒、衛生用品等の備えが必要であった。
- 消防団員が物資の受入れ搬入を24時間体制で実施したことにより、本来の消防団業務を遂行する人員が不足、消防団員の休養が図れなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 作業効率を上げるためには、電話受付用紙、入出庫の用紙、配達用の用紙等を定型様式化し、準備するとともに、それらのフローについても体系化しておくことで、今後の災害にも対応できるものを準備しておく必要がある。
- ✓ 今回の物資班の体制は概ね成功していたとの評価もあったが、今回のような大規模な災害に対しては、職員だけでは到底対応ができないことが立証されたものであり、次の災害に備えるには、運輸関係業者等からのアドバイス等を取り入れ、体制構築を検討する必要がある。
- ✓ 今回の区長による物資調達の有効性が立証されたが、反省点も多く露呈した。今後は、そのスキームについて、より明確かつ改良したものを作成しておくことが求められる。
- ✓ 発災後、しばらくの間は、支援物資が立て続けに届けられることから、多大な職員数、人員が必要となるため、それを想定内とする体制を構築し、支援の力を最大限活用できる仕組みを整備することが求められる。
- ✓ 物資倉庫の運営・管理を委託してからは、委託業者が技術、ノウハウを駆使して、配送方式や管理方法、受入れ時間の限定など様々なルール決めを行ったことにより、人員削減、安定的運営が図られた。運輸関係事業者の協力、助言は必要不可欠と考える。
- ✓ 明確な役割分担はなかったが、炊き出しだけは担当を置く必要があると考えられた。NPOくまもとによるマッチングを行ったことで、業務の軽減が図れたと同時に、運用もうまくいった例もあり、今後もNPO法人等に応援等を願うべきであると考えられる。また、電話対応のウェイトが大きかったことから、物資受けも含めて、コールセンター等の電話対応部署を設置することが有効と考えられる。
- ✓ 災害発生後食事配給は炊き出し支援、食糧支援に頼る不安定な配給が続き、5月1日から食糧配給委託契約が締結され、安定供給が開始された。安定供給まで半月を要したため、今後は、事前協定の締結や事前計画策定などにより、発災時により早期に実施できるよう準備するべきである。なお、その際には、避難所において弁当などの衛生管理を徹底できるように、避難所運営マニュアル等での配慮も求められる。また、

食事の提供については、長期化することも想定し、栄養面の観点から、本災害時の対応のように栄養士との協議により、補助食品の配慮等も踏まえ、救助法担当とともに検討することが望ましい。

- ✓ 支援物資への対応は、小口で混載された物資を受け入れることは物資拠点における作業負荷が大きいことから、ホームページ等の広報により不足物資等に限定することが必要である。
- ✓ 電子システムの導入は非常に効果的だったことから、今後は物資管理にタブレット端末を早期に導入する方法について検討が求められる。
- ✓ 受援体制を整えることで、物資の受入れ対応についても応援職員を配置でき、町消防団員の活動体制を調整することができる。

### 3) 自治会一集落部による物資運搬等作業

#### ①課題

- 食糧配給については、指定避難所入所者以外の在宅被災者等にも配給を行ったが、ライフラインの復旧後もなかなか配給者が減少しない、急に余剰が発生するなど必要数を把握するのに困難をきたした。食事カード制の導入により、概ね改善はなされたが、食事配給が必要な被災者の状態把握、人数把握を早期に行う必要がある。

#### ②改善の方向性

- ✓ 避難所入所者以外の被災者に対しても、災害発生後の早い段階で区長会と調整・依頼をすることによって、支援物資の配給が行われた。今後の災害でも、避難所以外の被災者への物資配給が必要となるため、その業務内容についても益城町地域防災計画等に明記しておくことが望まれる。配布方法としては、区長の業務負荷の軽減や物資拠点での混乱を避けるため、地区ごとに2次拠点（地区拠点）を設けて物資拠点から輸送を行い、地区拠点から各集落への配布を区長に委ねることが望ましい。なお、在宅介護などの要支援者へもれなく配布するためには、ケアマネージャーや民生委員との連携を強めることも望まれる。

#### 4. 3. 8 その他のボランティア、NPO、NGOなどとの協働

益城町地域防災計画、災害予防計画の中で、「災害ボランティア計画」が定められており、災害発生時のボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、町及び町社協の連携のもと、平時から関係機関との協同体制の構築や、ボランティアの養成及び受入れ体制の整備を行うこととされており、訓練等を行っていたが、想定を上回る被害が発生したため、町内のボランティアや民生委員等が被災し協力を得ることが困難であった。災害応急対策計画「災害ボランティア活用計画」では、町内で大規模な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は町ボラセンを設置することになっていたが、発災後、町は設置に関して対応できる状況ではなかったため、町社協に対し設置段階から委託することになった。

##### (1) 町のボランティア関係業務について

###### 1) 窓口体制について

町総務課防災係が、町側の災害ボランティア関係業務の担当になっていたが、今回の大規模災害において、対応できる状況ではなかったため、町政策推進課地方創生係長が4月18日から災対本部解散まで町側のボランティア窓口を担当した（当初、担当1人だったが、約1週間後、町生涯学習課非常勤職員が1人追加（6月の組織再編後は復興課で対応）された）。

4月18日、町保健福祉センターにおいて、業務を開始し、5月2日、町災害対策本部が町本庁舎へ移転することに伴い、町保健福祉センターから町本庁舎へ移動した。

6月の組織再編により、担当職員が復興業務に専念する必要が発生したため、町文化会館（慰問等を目的としたボランティアのマッチング業務）に業務の一部を振り分けることになった。なお、炊き出しボランティアについては、5月初旬から「NPOくまもと」にマッチング業務を依頼し、受け入れについては簡単なルールを定めていた。

###### 2) 慰問等を目的としたボランティアのマッチング業務について

避難所等から報告される災害ボランティアのニーズを把握し、町ボラセンに必要な人員等を要請した。また、災害ボランティア以外の芸能人による慰問や、マッサージ、ヘアカット、演奏、手品等の慰問等を目的としたボランティアと避難所をマッチングしていた。しかし、初動の混乱期においては、スムーズな受け入れや対応ができず、マッチングができないケースもあった。

なお、いくつかの避難所では独自にボランティアを受け入れていた。

6月から町文化会館の指定管理者「益城文化会館管理運営共同企業体」に地域支え合いセンターが設置されるまでの期間、業務をお願いした。

### 3) 災害ボランティア活動に係る高速道路料金の無料制度について

この制度は、平成28年熊本地震に伴う災害に際し、県内の被災地支援等を目的とする車両に対して、自治体等が「災害派遣等従事車両証明書」を発行することで、高速道路料金が無料になる制度である。

手続の流れに関しては、災害ボランティア証明書を県内市町村ボラセンに発行してもらい、申請書を添えて、申請者が最寄りの各都道府県又は市町村に提出することで「災害派遣等従事車両証明書」が発行される。

### 4) 町の災害ボランティア活動に関わる高速道路料金の無料制度への対応状況

4月18日ごろから、町保健福祉センターにおいて、災害派遣等従事車両証明書発行業務を行っていたが、パソコン等がなかったため、手書きで対応していた。

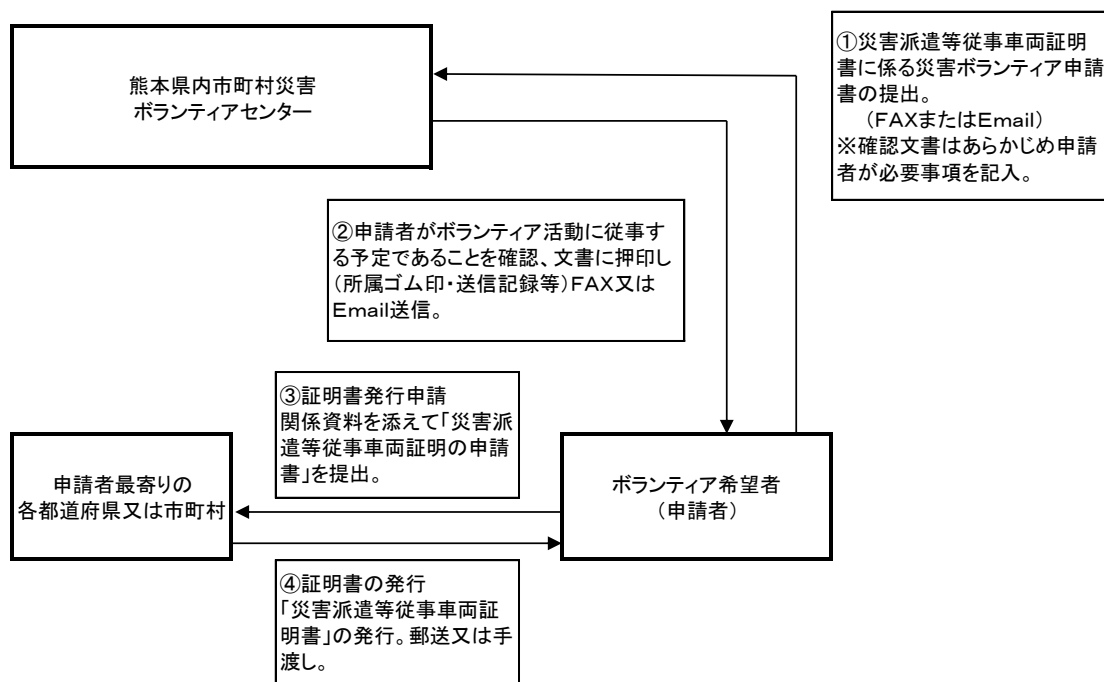
4月21日に町ボラセンが設置されてからは、さらに発行枚数が増え、対応に追われた。

数日後、町保健福祉センターが混雑していたことや、災害ボランティアの移動の手間を省くため、ボランティアが作業から帰ってくる14時～16時ごろに町ボラセンへ担当者が出向き、そこで、証明書を発行していた。

5月2日から町本庁舎への町災害対策本部の移動に伴い、災害ボランティアの利便性を考慮し、町保健福祉センターに窓口を担ってもらい、町ボラセンおよび町保健福祉センターで業務を対応した。

さらに、7月からは、発行担当者が本業に専念しなければならなくなり、町ボラセンで発行していた業務を町交流情報センター内にある「まちサポ」（本来まちづくり団体等の対応をしていた）依頼した。生涯学習課の非常勤職員も6月ごろ町生涯学習課（町交流情報センター内）に戻って業務を行っていたため、スムーズに引き継ぐことができた。あわせて、町保健福祉センターでの発行業務も中止し、その後は、まちサポが発行業務を行った。

## 高速道路無料通行(災害派遣等従事車両証明書発行)のスキーム



## (2) 町社協のボランティア関係業務について

### 1) 町ボラセン開所までの動き

4月14日22時30分頃、町福祉課長より、緊急物資配布要請があり、町社協事務所に保管していた毛布、タオルケット、下着セット、日用品セット等、20セットを町本庁舎で配布したが、大勢の避難者がいたため、数が全く足りなかった。

4月15日午前、町長より、益城町地域防災計画に基づき、町ボラセンの設置要請を受けた。

4月15日午後、町福祉課長からの協力要請のあいさつを受け、県社協、熊本青年会議所と町ボラセン設置に向けて協議を行った。県社協が、東日本大震災の経験があったことから、災害ボラセンのマニュアルに沿って、開所日を4月21日と設定、設置場所を町中央公民館で開所するよう調整した。町社協事務所の電気、電話、パソコン関係の修復を行いながら開所に向けての準備をしていた。

4月16日午後、県社協、JC、支援プロジェクト会議(以下、支援P)と今後の対応について協議した。本震の影響で、町中央公民館が使用できなくなったため、設置場所の選定について、町に調整を依頼したが、町有地は、液状化や応急仮設住宅建設予定地となっていたので、土地探しから再度検討することになった。

4月17日午前、停電しておらず、パソコン等も使える環境であった(株)井関熊本製造所の体育館およびグラウンドを借用した。当初の予定どおり4月21日の開設に向けて準備を進めた。同日、JV OADも到着し、支援を受けた。

4月18日、天草市社協、水俣市社協、山鹿市社協、美里町社協等、被害の少なかった社協からの応援を受けて、ボランティアニーズを収集する準備を行った。

## 2) 町ボラセンの開所後の動き

### ①受入れ状況について

4月21日、井関熊本製造所に町ボラセンを開所した。

年1回、住民と連携してボラセンの開所訓練（ニーズ班・マッチング班等）を行っていたので、統率は取れていた。訓練では約150人の住民からの協力を得て運営を行う想定をしていたが、実際は、町内全域が被災したため、住民からの協力を得ることは困難な状況であった。

ボランティアニーズのチラシを作成し、避難所に掲示及び避難者に直接配布した。また、区長や民生委員にもチラシを渡し、広報を依頼した。

被災者から電話や来所にてボランティアニーズを受付けた。町とは、避難所運営支援や支援物資等の仕分け作業支援について打合せを行い、ボランティアを派遣した。

ニーズに対してボランティアの数が多く（町の被害状況が頻繁に報道されていたため）、駐車場の受け入れ可能台数の問題もあり、すべてを受入れることは難しかった（多いときは730人程度）。

町ボラセンは、8月11日まで毎日活動し、8月17日からは、週3日（金・土・日）活動した。9月からは、災害ゴミ集積場が日曜日閉鎖になったため、週3日（木・金・土）活動した。10月からは、週2日（金・土）活動した。

平成29年4月22日閉所までのボランティア参加人数は、県内11,793人、県外24,585人、合計36,378人だった。

### ②ニーズ票の管理等について

開所当初、手書きのニーズ票だけの管理・保管だったため、繰り返しのニーズ確認や依頼内容のチェック、ニーズ問い合わせの確認を行う際に、膨大な時間を要した。

5月ごろ、防災科学技術研究所の支援があり、パソコンソフトでのニーズ票管理が可能になった。初期データの入力に関しては、複数のボランティアに協力してもらった。インターネット上でのデータ共有管理を行うことで、作業の簡略化とニーズ件数の把握、災害場所の特定、地図起こし等の作業をスピーディに行うことができた。

### ③被災者ニーズの内容

開所当初は、被災家屋の片付けやがれきの運搬、雨漏りがする家屋のブルーシート張り等のニーズが多く、また、危険家屋からの貴重品の取り出しや応急仮設住宅への引っ越し等のニーズがあった。



#### ④応急危険度判定の弊害

応急危険度判定は「赤・黄」の判定が出ている家屋でも、その理由となった危険箇所が改善されれば安全な家屋と判断できるのだが、町ボラセンへその情報が正しく伝わっておらず、当初、家屋内の作業に関しては、応急危険度判定が「青」判定のみの家屋を対象にしていた。屋外作業に関しても、応急危険度判定が「赤・黄」であっても、倒壊家屋、倒壊の危険がある家屋には、近づかないことを原則とし、ブロック塀の解体や、瓦の集積等、災害ごみの集積・運搬、がれき撤去等の活動をしていた。しかし、応急危険度判定の情報が正しく伝わってからは、「赤・黄」の家屋に関しても、現地調査を行い、一般ボランティアでも作業が可能と判断できれば活動していた。

#### ⑤特殊技能を持ったボランティア団体の活用

被災者ニーズの多様化で、一般のボランティアでは対応できないような業務（重機を使うもの、ブルーシート張りなど）については、ひのきしん隊や日本財団に相談した（日本財団は文化会館駐車場を拠点として活動した）。熊本青年会議所は、水やスコップ・ハンマーなどの資機材を揃えてくれた。ひのきしん隊以外にも応援の申し出はあったが、複数団体になると、統率等が取りにくくなると判断し、他の団体は断った。

#### ⑥通常業務の復旧

5月の連休明けごろから、町社協職員は「避難所から施設に入りたい」「避難所に要介護の人がいる」といった連絡が多数あり、本来業務へ徐々に移行した。

### （3）益城がんばるもん会議

5月12日から阿蘇熊本空港ホテルエミナースにおいて、町の支援団体による、第1回益城がんばるもん会議が開催され、当初は、町、町社協、町商工会、NPOくまもと、県、地元支援者及び県外支援団体、内閣府、JV OADが参加していたが、次第に支援団体中心の会議となっていった。毎回くまもと友救の会が進行役となり、支援団体間の様々な問題（情報共有、課題共有の不備による支援の重複や、支援の偏り等）について解決を図り、効率的に活動するために効果的であった。この会議は、週2回（月曜日、木曜日）開催され、第11回（6月20日）からは週1回月曜日に開催された。

### （2）課題と改善の方向性

#### 1）町のボランティア対応について

##### ①課題

- 当初ボランティアの窓口が、総務課防災係だったので、大規模災害時など人員が不足する場合は、対応できなかった。
- 「災害派遣等従事車両証明書」発行業務の事務的負担が大きかった。

- 事前に町社協との訓練等ができていなかった。
- 慰問等を目的としたボランティアのマッチング業務が多岐にわたり、調整に苦慮した。
- 行政の動きとボランティアの動きが、お互い共有できておらず、効率的に活動できなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 町側にボランティア班等を設置することを検討、また、町社協等と連携して災害対応訓練を実施しておく。
- ✓ 「災害派遣等従事車両証明書」に関しては、町ボラセン等で発行できると効率がよい。
- ✓ ボランティアのマッチング業務は、JVOD等と応援協定を結び委託する。
- ✓ 町社協の局長や、JVOD等の統括責任者を災害対策本部にオブザーバーとして、同席させると町側の動き等、情報共有ができる。

### 2) 町ボラセンの訓練と実働の違い

#### ①課題

- 災害ボランティアセンターの運営マニュアルは大震災を想定したものとはなっておらず、計画していた建物等が使えなかったことは想定外であった。
- 駐車場の受入れ台数がボランティア受入れ人数のボーダーラインとなり、マッチング件数が伸びない部分があった。
- 災害ボランティアセンター運営のサポートをしてもらうため、日頃から訓練等を行い、地元住民を運営委員として養成していたが、ほとんどの住民が被災してしまい、協力を得ることが困難だった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 町社協事務所が被災した場合の執務スペースや、ボラセン設置場所の事前調整が必要である。設置場所が町側の仮設住宅建設予定地等と重複しないように情報共有し調整する必要がある。
- ✓ ボラセンは、市町村単位で運営するのではなく、広域的な単位で運営することも検討する必要がある（小規模な自治体では対応しきれないため）。その際は、より多くのボランティアを受入れるために、可能な限り広いスペースを確保する。

### 3) 被災者ニーズの多様化

#### ①課題

- 一般ボランティアでは困難な、屋根のブルーシート張りや危険家屋からの貴重品取り出し作業等、重機を使わないと難しい依頼も多く、専門的な技術を持ったボランティア等との調整が必要だった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 特殊技能を持ったボランティア団体のチームを編成する。

#### 4) 一般災害ボランティアの活動時間について

##### ①課題

- 一般災害ボランティアの活動時間が9時から16時だったため、避難所運営等のニーズと合わない部分があった。避難所では、負担の大きい食事の配膳等を依頼したが、朝食と夕食の配布時間と合わなかったため、主に清掃等の活動に制限されていた。

##### ②改善の方向性

- ✓ 活動時間の制度改革が必要である。また、個人ボランティアでも特殊技能を持つ人や活動時間の調整がつく人をピックアップし活用する。

#### 5) ボランティア団体との連携について

##### ①課題

- JVOADや支援プロジェクト会議、熊本青年会議所等の団体の存在を把握しておらず、顔の見える関係ができていなかったため、スムーズに依頼出来なかった。
- 発災後、町には多数の団体が支援に入っていたが、各団体の情報共有や課題共有ができておらず、支援の重複等が起こり効率的に活動できていなかった。
- 訓練で使用した拠点が被災したため、ボラセン設置までの期間が前震発生から約1週間かかったことにより、他ボランティア団体からの強い設置要望、住民からの苦情等、防災係が対応に苦慮した。

##### ②改善の方向性

- ✓ 全国規模で開催されるボランティアのフォーラムや訓練等に積極的に参加し、事前に顔の見える関係を築いておく。
- ✓ 他の自治体で災害が起きたときに支援に行き経験を積む。
- ✓ 行政と各支援団体が、同じテーブルで会議をすることで、情報共有と課題共有ができる。また、課題に対して、どの団体が対処するか等も調整することができる。
- ✓ 今回の経験を活かし、必ずしも屋内施設の利用が可能ではないこと等も想定した訓練を行うなど、設置要請から設置までの期間短縮に努める。

#### 6) 応急危険度判定による弊害

##### ①課題

- 制度の意味が理解されておらず、赤紙は全ての家屋が危険と判断され、災害ボランティアが派遣されなかった時期があった。

##### ②改善の方向性

- ✓ 応急危険度判定は、赤紙が張られても危険個所を取り除けば、安全な家屋とみなされる。現地確認等を行い、柔軟に対応することが必要である。

#### 4. 3. 9 公共インフラ被害の応急処置等

##### (1) 業務内容

##### 1) 前震（4月14日）～本震（4月16日）における業務

###### ①道路

前震後、建設課職員の全員が参集できず、情報は、町職員が町本庁舎に登庁する際の道路状況把握にとどまった。また前震の発生が夜間（4月14日21時26分）だったこともあり、すぐには道路状況の確認等は実施できなかった。4月15日朝になり、明るくなったところで現地確認を行い、少しずつ状況を確認していった。また、災害対策本部の応援団体である自衛隊と協力して町内全域をローラー作戦により現地調査を実施する打合せを行った。

###### ②水道

前震直後、水道課は、現地災害対策本部（町本庁舎南側駐車場）と水道センターそれぞれに参集していた。混乱している状態で、水道課の全職員が参集しているか不明であり、また、夜間で何もできなかった。4月15日朝は、被災者が役場に押し寄せており、水道センターから発電機等資材を庁舎に届ける作業を行った以外は、余震も多く、待機するしかなかった。水道施設の機器の警報が鳴り続け、水道管の破損箇所等もあり、どこから手を付けていいかわからない状態だったため、課内の意思統一を図る目的で、水道センターに水道課職員全員が集まり、地下水が濁っていないか等の施設点検を行い、翌日からの調査体制を課内で調整した。

###### ③下水道

前震直後、停電が発生し、浄化センターの自家発電機が揺れによるセンサーの故障やバッテリーの不具合で、すぐには電源が入らなかったため、メンテナンス委託業者の職員と町職員で対応した。4月15日の2時50分に自家発電による電源供給を開始した。それまではバッテリーの交換やセンサー故障の修繕作業に従事した。

下水道管渠の状況確認については、下水道BCPが策定されており、前年度には災害に対する訓練も実施していたため、県への一連の報告や緊急時の対応（停電時にマンホールポンプの発電機による起動）等に認識はあり、整備・維持管理をしている係4名、2班体制でその作業を行った（益城町内のマンホールポンプは54箇所）。

益城町の下水道整備率は96%程度（下水道普及率で90%程度）であり、残りは合併もしくは単独式浄化槽および汲取り世帯となっている。

###### ④町営住宅

町営住宅は、5団地（田原、市ノ後、辻、惣領、広崎）、計371戸あり、惣領団地が昭和52～53年に建設（新耐震基準改正前だが、RC構造、壁式なので、耐震性に問題は

無し)され、他団地は昭和56年以降(新耐震基準改正)に建設した。

4月15日に全団地の調査(目視)を行った。建物被害は無く(外見)、プロパンガスが倒れていたためガス元栓(キャップ)をすべて閉めた。

県からすぐに被害状況についての問い合わせがあり、打合せ(国への被害報告や被害後に国から補助を受け取る前に工事が可能か等)を行った。

## 2) 本震(4月16日)～PT設置(4月25日)における業務

### ①道路・河川

本震後の4月16日13時00分に、町保健福祉センターに災害対策本部が移転した。そこで災害対策本部と連絡調整をしながら、現況調査を開始した。避難所対応等で人員も少なく、動ける者(2人1班で2班体制)で回れるところからという状況であった。緊急用通路の確保を優先させるため、重要度の高い道路から調査した。通行規制についての警察との協議はできなかった。道路橋梁については、秋津川、木山川に架かる橋梁の多くが甚大な被害を受けていたため、橋梁と道路の取り付け部分段差解消作業等の応急復旧を優先(橋梁が架かる秋津川は益城町を横断しており、通路の確保において重要だった)した。田中橋は落橋、第一畑中橋も落橋しかけていた。この2橋については県より梅雨時期に入る前までに撤去の指示があり、6月中旬までに応急的に撤去した。また、道路啓開作業については、地元の建設会社にパトロールを依頼して、直接現地確認後、計画立案せずに作業を行うという形をとった。災害対策本部にも苦情が入ってきていたため、その対応にも追われた。

4月19日より国交省TEC-FORCEから応援があり、主に災害査定にかかる調査等に従事させた。併せて、コンサルタント業者(4社)にも業務委託し、1週間程を要し、現地の被災状況を確認、被害報告書(被害箇所、被害金額の概算報告提出期限が4月25日までとなっていたため)作成を行った。

建設課内において、問合せ・苦情対応班、電話応答班、災害報告作成班の3班編成で作業を進めたが、情報共有については、パソコン環境が整ってなかったため、大きな地図に各自が情報を記入し、課員で共有するという状態であり、細かい打合せ等はできなかった。なお、災害対策本部において道路情報等を記載した地図を、PDF形式で作成しホームページに掲載する取組みを行っていた。

消防・警察との直接的な情報共有はできていなかった。発災当初の人命救助等で場所を聞かれたりする程度であった。

### ②水道

本震直後からどこが断水しているかの全体把握するため、水道課職員が手分けをして調査を行った結果、地下水が濁っている箇所があり、直ちに益城町内全16か所の井戸の濁度調査を開始した。

耐震化計画に基づき、町の北東部、阿蘇くまもと空港付近に井戸を掘り、熊本市境まで通している管路があったため、そこから水を流して確認していった。路面からの漏水を確認した場合、それを修理（仮復旧）という作業を5月末まで行った。被害箇所は約700箇所にのぼり（大きな管は除いて）、町職員のシフト勤務を編成できる状態ではなく、その間休みなしの状態だった。水が最重要なライフラインということで、発災1週間後に他課からも応援職員にきてもらった。また、日本水道協会へ応援要請を行い、宮崎市、佐賀市、串間市から復旧作業班に応援職員が駆け付けた。

一部の地域で水道が復旧できたが、下水道の被害が大きかったため、通水することで、逆勾配になった汚水が流れず道路から噴き上げる等の懸念もあり、災害対策本部内の協議において、断水しておいたほうがよいとの意見もあった。最終的には重要なライフラインである水道について、断水を継続させることは問題であり、下水道課において応援を依頼し、(相当数のバキュームカーを呼んでマンホール処理)対応したが、作業にも限界があり、どうしても断水せざるを得ない時期もあった。

震災後全く断水しなかった、テクノとましき野（安永）についても、濁りが収まるまでは給水を停止した。水質検査後は一部給水開始できる地域があったが、下水道管の管路調査のため、20日～24日まで給水を中止した。

### ③下水道

本震があり、再度停電、町浄化センターにおいては、補助電源バッテリーは正常だったが、センサーに異常があり、作動するが発電しない状況だった。日本下水道事業団（以下、事業団）の先遣隊が15日、支援に入っていたため、業者、メンテナンス会社と整備した（本震が4月16日1時25分に発生して、復旧は同日6時00分）。

被害状況は水処理棟の反応タンクの台のつなぎ目が破断したことにより、汚水が処理場管廊内に流出、地下部の汚泥処理設備が水没し、汚泥処理機能が完全停止した。水処理機能が1/3（1系、2系は破損し、3系のみ処理可能だった）となり正常な処理ができない状況だった。断水により流入量も減少した（4月18日14時30分に給電復旧）。処理機能は4月末時点で2/3程度まで回復した。

事業団とは別に町が委託している町内業者等からの支援があった。町内全域の下水処理機能（益城町内は下水管渠16.5km）については、マンホールを開けて調査をしないと被害状況が確認できず、当初の体制は下水道課10人（工務係の職員は4人、処理場に6人）のうち調査ができる職員は4人であり、人員不足のため業務が回らない状態だった。まず被災した方の水を使えるようにすることが優先となり、方法を問わずに、とりあえず下水を流せる状況にすることが最優先だった。これに災害査定等の作業も加わるため、当初はコンサルタントに依頼していたが、17日熊本地震下水道現地支援本部が設置され、20日には九州各県から一次調査のため、応援職員が派遣された。延べ85人の派遣応援職員で一次調査を実施（5日間）し、すべてのマンホールを開けて汚水の状況を確認し、破損

していると思われる場合、二次調査で管内にカメラを入れて確認作業に入るという作業の流れだった（一次調査により破損の可能性があったのは3.6km）。

#### ④町営住宅

本震後は、いずれの団地も、耐震性が確保されていたため、一部損壊（外観上大きな被害は見られなかった）は確認されたが、けが人等の報告はなかった。

被害状況としては、全団地で断水し（広崎・田原は直ぐに復旧）、電気系統は被害がなかったが（本震後の一時的な停電のみ）、雨水管の破損は全ての団地で発生していた。このため建築係で応急修理を行った。

入居者の大半が避難（避難所・車中泊等）したが、引き続き居住している人もいた（入居状況については、人員不足等により調査できていない）。

### 3）PT設置（4月25日）～5月末における業務

#### ①道路・河川

河川（小水路）も高さ1m以上のものは補助の対象になることがわかり、新たにコンサルタント会社（4社）に業務委託し、災害査定を受けるための作業（調査開始は5月上旬）を行った。なお、依頼したコンサルタント会社（8社）は以前から町の業務実績がある業者であったが、協定等は締結していなかった。

5月9日から熊本県より応援職員の派遣があり、災害査定準備等を依頼した。（1か月間は2人、その後は1人で9月末まで）

また、5月10日から鳥取県のプッシュ式による職員支援（2人体制で3週間交代、10月半ばまで派遣）があった。当方から依頼はしなかったが、鳥取県は、経験上の判断で災害に詳しい職員を派遣した。特に初期段階においては災害査定等の作業について、いろいろと助言があり非常に助かった。また、応援職員の交代についても、自分達で引継等を行ってくれた。

応急工事の発注は4月25日からだったが、災害査定を受けるための準備等で人員を要したため、実際に工事が始まったのは12月に入ってからだった。

災害査定には244本の箇所を提示した。図面、数量計算、起終点、被災状況の写真、工事の対象に入るか否かの判断、復旧方法（原型復旧若しくは別工法とするかをそれぞれの費用概算を示すことが必要のため）が災害査定を受けるための準備として必要であり、多くの時間を要した。

住民からは、道路等被災箇所の確認や修繕の要望が多く、建設課員の人員不足を補うため応援派遣職員での対応を検討したが、土地勘等が必要であり断念した。よって、災害査定業務に携わることが希薄となった。

## ②水道

4月25日からは約1,500戸に対し、仮復旧による一部給水が開始できた。しかし、水質検査での安全確認ができておらず、飲用は控えるよう広報をした。

日本水道協会（協定締結有）を通じ、横浜市水道局から技術的な応援があり（4月29日）、今後の復旧について協議した。復旧工事については横浜市に加え、12自治体からも職員が派遣された。

日本水道協会への応援要請後は当協会が主導し、水道課員もそれに従い現場に入った。途中からは当協会の九州支部が中心となり陣頭指揮を行った。その結果、5月大型連休明けには全体の約90%以上が復旧、5月末にはほぼ全域にて復旧した。また断水中における給水車で給水活動についても当協会を通じて、九州管内から応援車両が派遣された。水道課員で給水装置付きの大きなタンクを作成し、給水がスムーズにできるよう対応した。また、他の給水部隊が来て汲み上げる水が原水だったため、滅菌消毒を行った。なお、日本水道協会からの支援については有料だった。

5月20日前後に水道料金算定のため検針を行い（本来は5月初めに行うもの）、震災後から5月分までの水道料金は無料とした。また、6月分は8 m<sup>3</sup>以下の基本料金は徴収せず超過水量分の料金のみを徴収した。そのため平時と比較し1億円程度の減収となった。

## ③下水道

4月29日より、二次調査を行い（二次調査は5月20日に終了）、一次調査で破損の可能性があった36 kmの内、災害査定の基準以上の被害があったものが22 kmに及んだ。その他14 kmは査定基準を満たしていないが被災しており、復旧作業が必要であった。

また、上水道が4月25日から復旧し始めたため、汚水が流れないというような苦情が多くあり、バキュームカーで汚水を汲み出して正常なマンホールへ流入する作業で応急対応したが、一時的に流れるも、すぐに流れなくなる等の事案が多く見られ、節水の協力依頼を広報紙等で避難所へ掲示したり、広報車で呼びかけを行った。衛生面等を考えるとそうするしかない状況だった。

## ④町営住宅

4月下旬から入居者が避難所等から戻り始め、上下水道が使えないとの苦情が出始めた。当初は水道が繋がっていなかったため、自分たちで水を運んでおり、2階以上の住人がトイレを流したら、1階の部屋に逆流して溢れる（市ノ後団地で発生）等であった。被災当初には外観的なところだけで大きな被害は無いと判断していたが、排水管等に被害が出ていた。4月には工事業者を確保できず、修繕工事は5月に入ってからとなった。その間、入居者からの要望で各団地に仮設トイレを設置する等応急対応を行った。排水管の修繕自体は中旬過ぎには完了し、5月21日・22日には上下水道の通水試験を行った。その際の入居者への立会連絡等については、政府関係機関応援職員の協力があった。



また、ガス漏れの調査については4月26日より開始。埋設配管に被害等がみられた。漏れているところに関しては5月中に修繕を完了した。

惣領団地では戻った入居者から団地の傾きにより体調を崩すという連絡があった。当初は周りの土地が歪み、目の錯覚で傾いているように感じるのではと考えたが、実際に部屋にいと30分ほどで気分が悪くなった。修復についてはコンサルタントや県住宅課に問い合わせたが、前例がなく対策を取れなかった。最終的に県が東日本大震災の被災地において同様の事案があったことを確認し対応業者を教示したため、その業者に問合せ、相談したところジャッキアップ工法が有効との回答があり、発注を完了し工事に入る予定（平成29年9月4日現在）となっている。

入居者からの問い合わせが多かったことが、金銭的負担に関するものであり、建物（壁等）に関するものは町負担、エアコンや風呂釜など入居者が持ち込んでいるものは入居者本人が負担することで統一した。ただし、個人取付け物（室外機等）が原因となり、壁等に破損が生じた場合については町で負担することとした。

#### 4）（6月1日）～12月末における業務

##### ①道路・河川

引き続き、災害復旧業務、災害査定の準備作業が中心で土日等休日に関係なく毎月200時間（7月以降から月に150時間平均）の時間外勤務となった。土日等休日に交代で休みを取れるようになったのは10月以降であった。

6月13日から第3次の災害査定（町としては1回目）が始まり、1週間程度で終了した。その期間、災害査定を受けている職員は何もできず、前回査定後2週間程度で次の査定というようなスケジュールとなった。査定を受けている間も次の査定の準備（作業は応援職員やコンサルタントが従事）を進めることが必要で、査定を受けるためには、当然受ける職員が現場を理解しておかないと査定官に伝わらないため、帰庁後打合せという流れだった。査定はその後2次査定（12月後半）まで続いた。災害査定に出した244本のうち、大きく削られたものは無かった。平成29年8月時点での発注済みが3～4割、完了したのが1割強であった。

住民からの要求についても、できるだけ早急に行わないといけないが、限られた人数の中での対応は非常に厳しく、苦情等が毎日届き体力面もさることながら、精神面での疲労が相当溜まっており、いつ誰が倒れてもおかしくない状況だった。

6月からは福岡県からの派遣があった。（1か月間は4人、7月から翌年9月まで2人）8月からは中長期派遣（基本的に29年3月末まで）で、宮崎市、久留米市、日南市、宗像市、筑後市、大川市から計6名が派遣され。その後9月から北九州市、10月から春日市、川越市、豊中市からも派遣された。

## ②水道

6月1日以降も引き続き復旧作業を行った。また、10月から実施される災害査定の準備も行った。災害査定スケジュールとしては、次のとおりとなっている。

(簡易水道)

10月24日 益城町高遊原簡易水道 (机上査定)

10月25日 益城町飯野・潮井簡易水道 (机上査定)

10月26日 益城町福田簡易水道 (机上査定)

10月27日 益城町東南部簡易水道 (実地査定)

10月28日 厚生労働省、財務省による査定結果報告

(上水道)

11月16日 益城町上水道 (実地査定) 概要説明、設計審査、現地調査

11月17日 益城町上水道 (実地査定) 設計審査、現地調査、設計書審査

11月18日 厚生労働省、財務省による査定結果報告

※この時期における応援職員の支援は無し。

## ③下水道

応援職員延べ190人および日本下水道事業団の支援を受け、6月13日から災害査定を受けた。災害査定スケジュールとしては次のとおりとなっている。

6月1日 説明会

6月13日～17日 3次査定 (下水道管渠施設)

6月27日～7月1日 5次査定 (下水道管渠施設)

7月11日～15日 7次査定 (下水道処理場・管渠施設)

7月26日～29日 8次査定 (下水道処理場・管渠施設)

8月30日～9月2日 10次査定 (下水道処理場)

その他の業務として、引き続き復旧作業を行った。

## ④町営住宅

市ノ後団地において、土砂の流出による陥没が生じ、復旧した管が破損し6月20日に修繕した。その後は通常業務に近いものがほとんどとなっている。

地震後20戸以上が退去 (すべての退去原因が直接地震によるものかは未確認であるが、高層階に住む人で地震が怖いという理由により退去した事例はあった) した。

### (2) 課題と改善の方向性

#### 1) 人員の不足、計画不備、スキル不足

##### ①課題

(道路・河川)

- 避難所対応や物資の運搬、交通整理等に職員の多くが駆り出され、通常業務はもちろん、災害復旧等に関する業務に支障がでた。今後の復旧作業や道路の複車線化や拡幅に伴い、用地交渉等にも人員は必要となるため、マンパワーの確保が望まれる。

(町営住宅)

- 団地の見た目だけで被害なしと判断したが、実際は配管等の破損があったため、ライフラインの確保が遅れてしまった。

(共通)

- 業務に負荷が掛かり、体力的・精神的な面で職員が疲労していても、人員不足のためどうすることもできない。
- 応援職員が来ても、作業全体の見通しが立たず、何を願うのかかわからない状態があった。また、作業によっては、土地勘がないと応援職員だけでは対応できないこともあった。

## ②改善の方向性

(道路・河川)

- ✓ 災害発生後の役場機能を維持するため、防災計画やBCP、受援計画に今回の震災による経験で得た知識や反省点を活かし整備することが必要である。

(町営住宅)

- ✓ 今回の反省点を活かし、被害状況を確認する際のチェック表を作成する等を検討していく。

(共通)

- ✓ 職員に対する研修等により、災害時の意識（備え・行動など）向上の徹底を図る。業務別に指揮系統をきちんと整理し、期間が決まっている応援職員に的確な指示を出せるような体制を整えることが必要。他自治体との応援協定を結ぶときに、どういった職員が必要となるのか等を事前に確認しておくことが必要である。

## 2) 復旧・復興に向けた取組み

### ①課題

(道路・河川)

- 既存の道路の早期復旧に加え、住民の避難や物資輸送等に必要となる道路の確保や狭あい道路をどうするか等、今後の復旧に併せ、復興についても課題は山積している。

(上下水道共通)

- 水道の復旧促進の一方、地盤変動による下水道管渠の破損や逆勾配等により、排水が困難になる事例が発生し、必要に応じバキュームカーによる対応を並行しながら、水道給水を止めざるを得なかった。

## ②改善の方向性

(道路・河川)

- ✓ 災害に強い交通体系の整備や幹線道路ネットワークの構築は、災害時において、避難や物資搬送等の確実性の確保にあたり、確実に必要とされるため、早期に検討が必要

である。

(上下水道共通)

- ✓ 耐震化を進めていくこと等、復旧を進めていくうえで、検討が必要である。

### 3) 関係課や機関との連携強化

#### ①課題

(道路・河川)

- 被害調査や道路啓開作業については、事前協定がなく、町の業務実績があるコンサルタントや地元建設業者に依頼し作業を実施したが、対応に苦慮した。

(下水道)

- 益城町では下水道管渠の整備率が90%以上となっているが、一部では合併処理浄化槽等の地域があり、これを担当する環境衛生部署との調整が無かった。

(共通)

- 民間企業運営による電気・ガスと異なるインフラのため、復旧等に際し、日本下水道事業団・日本水道協会との連携が重要である。併せて災害時の協定や地域間協定、近隣自治体とのブロック協定等も見直しながら対応を図っていくことが重要と考える。
- 災害対応を想定した訓練の必要性も感じた。

#### ②改善の方向性

(道路・河川)

- ✓ 大規模災害時について、職員のみでの対応の限界から関係機関との事前協定を結ぶことによる、連絡体制や担当範囲等の事前確認が必要である。

(下水道)

- ✓ 共有できる情報などを常に双方で確認しあえる体制づくりが必要である。

(共通)

- ✓ 上水道、下水道に関しては日本水道協会や日本下水道協会との協定は締結している。この協定により同じく加入している市町村からの応援等がスムーズに受けることができる。ただし、費用を要するため、費用負担のあり方について検討が必要である。
- ✓ 地域間協定や近隣自治体とのブロック協定等については、受援計画の作成や応援協定の締結等の準備を進めることが必要である。
- ✓ 日頃からの職員意識を高めておくためにも定期的な訓練(規模の大小に関わらず)を行う。

#### 4. 3. 10 建物、宅地等の応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、大地震により建築物等が被害を受けた場合に、余震による建物の倒壊等から人命にかかる二次的災害を防止するために、被災建築物に対する判定を行う活動である。

判定は次の3種類がある。

①	危険	この建築物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。
②	要注意	この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。 応急的に補強する場合には専門家にご相談ください。
③	調査済	建築物の被災程度は小さいと考えられます。建築物は使用可能です。

判定結果は、玄関ドア等の建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することにより、二次的災害の防止を行っている。

震災前に策定されていた「熊本県被災建築物応急危険度判定要項」に基づくと、応急危険度判定実施本部は市町村災害対策本部の下に設置されるものとなっており、市町村災害対策本部長は、震度5以上の地震が発生し、多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとなっている。

##### (1) 業務内容

今回の熊本地震では、あまりにも被害が甚大だったため、とても判定活動を実施できる体制を整えられる状況ではなかった。また、そもそも応急危険度判定制度が庁内で浸透しきれておらず、必要性を理解している職員があまりいなかった。

そのような中、前震後の4月15日以降、県から応急危険度判定業務の実施可否について確認があった際に町の状況を伝え、幾度かの調整を図った結果、県が主体で活動を行うことに決定した。町の役割としては、調査エリアの選定及び調査エリアに関する情報提供、住民からの問い合わせ対応等を行った。調査エリアに関しては、当初予定していたのは市街化区域を中心とした調査で、消防・警察・自衛隊が行ったローラー作戦の情報を参考に、被害の大きい安永地区及び木山地区等の調査から検討されていった。

また、町役場及び役場から数百メートル南側を流れる木山川までの区域を優先的に行うことにした。しかし、調査に入ってから、町役場から北側のエリアの住民からも調査の要望が挙がったため、徐々に調査対象区域が広がっていき、最終的には町内全域を調査することになった。

当初、災害ボランティアセンターの運用ルールで「危険」判定の建物への立ち入りは禁止されていたため、「危険」判定を受けた世帯は、ボランティアの支援がなかなか受けられずに苦慮した。例えば、判定票に書いてある説明（給湯器が倒れかけているなど）が解消

されていれば危険が除去されているとみなせるはずだが、災害ボランティアセンターにはそこまでの情報が伝わっていなかった。

住民からは「危険判定だとボランティアが来ないから判定結果を変えてくれ」という要望さえ沸き起こった。そこで、災害ボランティアセンターと協議を実施（6月ごろ）し、危険要素が除去されている建築物であればボランティアが派遣できるように改善された。

## （２）課題と改善の方向性

### 1) 人員確保（応急危険度判定に係る資格・知識を有する職員の不足）

#### ①課題

- 発災後、職員の多くが避難所運営に出払ってしまい、技師3人を含む課員12人のうち課長1人しか本庁舎にいない状態となってしまったため、判断・作業が課長に集中し、組織としてうまく機能することができずに対応が遅れた。
- 県から対象範囲について決めるよう依頼があったが、応急危険度判定について資格を持つ職員も、知識を持つ職員もおらず苦慮した。

#### ②改善の方向性

- ✓ 被災直後に必要となる業務を事前に洗い出し、必要人員の算定や配置計画を作成しておくことが必要である。
- ✓ 災害時に資格・知識を持った職員を派遣してもらえるよう事前に受援計画や災害時応援協定を締結することが必要である。
- ✓ 職員が応急危険度判定士の資格を取得する等、技術面・知識面の向上を推奨し制度理解を促すことが必要である。

### 2) 計画的な判定業務の遂行

#### ①課題

- 応急危険度判定の実施について、被害状況が明らかになるにつれ範囲を拡大したが、住民からは全ての範囲を行ってほしいとの要望があり、終了が9月になるなど実施期間が長期化した。

#### ②改善の方向性

- ✓ 被災した場合の応急危険度判定業務の遂行方法について事前に整理しておくことが必要である。また県との連携や役割分担についても予め整理しておくことが必要である。
- ✓ 緊急判定という特性上、早期に実施することが望ましいため、範囲の検討をはじめ実施体制・人員の確保等を関係機関・住民との間で予め情報共有しておくことが必要である。

### 3) 他制度との混同

#### ①課題

- 応急危険度判定の趣旨・概要が住民に上手く伝わらず、被害家屋認定調査との混同が生じ、苦情や問い合わせが多くあった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 応急危険度判定をはじめ災害時の各種制度の周知・啓発を行うことが必要である。

### 4) 判定に対する理解不足

#### ①課題

- 瓦が落下する危険性を理由に「危険」判定になる場合がある等、必ずしも建築物の躯体そのものが判定の主要因になるとは限らなかったが、「危険」判定であればすなわち建築物の躯体が大きく損傷している、と捉える住民が多く、被害家屋認定調査の判定との違いに混乱する住民が多発した。

#### ②改善の方向性

- ✓ 応急危険度判定をはじめ各種制度の周知・啓発を行うことが必要である。

#### 4. 3. 1 1 家屋被害認定調査に関する業務

家屋被害認定とは、内閣府による規定に基づき、被害の程度（損害割合）に応じて、「全壊（50%以上：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの）」「大規模半壊（40%以上50%未満：半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの）」「半壊（20%以上40%未満：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの）」「一部損壊（20%未満）」の判定を行うものである。市町村により実施され、この認定結果に基づき、被災者に「罹災証明書」が発行される。

益城町地域防災計画（平成27年度）では、「町は、（中略）各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付するものとする。」と規定されていた。しかし調査をするための体制の確立や調査業務そのものについて、事前準備や訓練は行われていなかった。

##### （1）業務内容

###### 1) P Tの立ち上げ

4月22日ごろに災害対策本部でP Tを設置するという検討がなされ、4月25日に家屋被害認定P Tが設置された。

4月27日に益城町に入った関西広域連合からの助言により、固定資産台帳等を活用することが多いため罹災証明書の発行業務を将来的には税務課に移行することとした。このことを踏まえて、税務課長および総務課審議員がP Tの責任者となり、P Tメンバーの人選を行った。ただしP Tメンバーに選ばれた中には避難所運営等の業務に携わっている職員もいたため、それまでの業務から引き上げて家屋被害認定業務に専従させるのに苦労した。人選作業と平行して、各組織・各担当者の役割分担や調査日程も決めていった。調査のための書面様式や人員・班編成の検討にあたっては、淡路市（関西広域連合からの第一陣）および飯田市からの応援職員（ともに家屋被害認定調査の経験者）からの情報・助言（特に事態が今後どのように推移していくかという予測）が役立った。

P T設置時点では、P Tの解散時期についての目途は立っていなかった。

なお、4月25日時点では被害認定P Tと罹災証明P Tは1つのP Tだった（5月9日に分離）。

###### 2) 業務開始のために必要な人員・物品の確保

役場庁舎が被災していたため、隣接する町中央公民館に業務スペースを確保した。しかし業務スペースが町中央公民館内で複数回にわたって移転したため、そのたびに業務環境の整備の手間が発生した（職務環境の整備の詳細については、「4. 3. 1 6 役場機能の再建」参照）。



業務に必要な物品等を確保するために、PT設置直後の4月26日から、調査票やデジタルカメラ、ヘルメット、消せるボールペン、マーカー、画板、ガムテープ、下げ振り、コンベックスといった備品や車両の手配を進めた。しかし、物資調達の時期がゴールデンウィーク中だったため、これら物品の手配が進まず、調達に時間がかかったものもあった。

関西広域連合や福岡県を中心とした他自治体からの応援職員50～60人、県職員20～30人規模の応援が5月上旬から入ってくる、ということが4月27日時点で済んでいた。主に町職員は事務局（マネジメント）側となり、現場調査を応援職員が行う、という役割分担で業務を進めることとした。

外部からの応援職員の要請は熊本県が窓口となって行った。九州知事会で応援自治体と受援自治体の担当が決定され、益城町には関西広域連合と福岡県からの職員が充てられた。また一次調査の内容不服で建物内部の調査も伴う二次調査実施前には、新潟県小千谷市長と益城町長が個別に面談し、小千谷市から支援の申し出をもらっており、「中越大震災ネットワークおぢや」が応援に来てくれた。

内閣府特命担当大臣（防災担当）が「罹災証明書の発行を5月中に終えたい」と5月4日に発言したことを受けて、新たに東京都市町村会から多数の応援職員が益城町に入ってきた。また同時期にパソコン25台をリースして新潟大学による被災者生活再建支援システムをインストールし、業務に当たった。

当初は、家屋被害認定調査を経験したことのある応援職員からの指導に基づき30班体制で50日程度をかけて約1.5万棟すべて（家屋だけでなく農業用小屋等も含む）を見て回る、という作業計画を想定していた。しかし大臣の発言を受けて、5月の約1ヶ月間ですべてを見て回る計画に見直した。関西広域連合や福岡県、東京都市町村会を中心とした応援職員が益城町に入ったことにより、最大時には45班体制（現場応援職員約100人）となった。現場応援職員の数が短期間で急増したのに対して、PTの事務局（マネジメント）側への支援として熊本県市町村課から2人の応援職員のみであった。また人員・班配置などの調整作業は町職員が行ったことから、応援職員の受け入れ・配置や作業結果の整理のために非常に多忙になった。

数多くの応援職員が家屋被害認定業務に携わったため、業務の質の担保に苦慮した。住民からの理解・納得も得られず、第二次調査になったものもある。

応援職員からは、「同じ都道府県の職員と一緒に回りたいので同じ班にして欲しい」「宿泊先がなく遠方からの出勤になるので業務開始時刻を遅らせたい」といった要望が数多くあり、その対応にも苦慮した。

### 3) 家屋被害認定調査の実施

4月27日に県主催の「平成28年熊本地震における家屋被害認定調査事前研修」に参加し、机上および実地による研修を受けた。研修では、家屋被害認定調査の制度概要や調査の具体的方法（調査のフローチャートや調査票入力方法等）、マネジメント方法などにつ

いて学んだ。

4月29日には、活動方針、調査方針、調査班の1日のスケジュール、他自治体からの被災調査員受入れ予定からなる、益城町「被災家屋調査実施計画」を策定し、PTメンバー間で共有した。

4月30日から現地での家屋被害認定調査業務を開始した。PTメンバー間の議論の結果、「明らかな全壊など、大きい被害のある人たちをまず救済しないといけない」という思いから、被害の大きい地区から調査を開始した。また、PTメンバー間で4月中に調査を開始するという共通認識ができていた。調査は2班体制で開始し、最大時には45班体制となった。また、5月1日から罹災証明の申請受け付けを開始した（罹災証明発行業務に関する詳細は「4.3.12 罹災証明PT、罹災証明の発行に関する業務」参照）。

現地の地理に長けた道先案内人役1人+応援職員2人の3人で1つの班を構成し、すべての住家を訪問した。各班に同行するために班数と同じ人数の道先案内人が必要となるため、道先案内人役を担うことができる人（嘱託員（行政区長）や元町職員、議員等）に対して、PT責任者が毎晩電話を掛けて個別で依頼した。

第一次調査では外観の損傷状況の把握（目視）、住宅の傾斜の計測、屋根、外壁、基礎の損傷の把握（目視）に基づく判定を行った。規定の様式は調査結果を記載し、様式に沿った手順で計算を行うことで、判定結果を簡単に出すことができたものとなっていた。

第二次調査は第一次調査を実施した住宅の被災者から判定結果が不服で申請があった場合に実施されるもので、第一次調査と同様の調査に加えて、被災者の立会いのもと、住宅内部に立ち入り、内壁、天井、床、柱、建具、設備の損傷の把握（目視）を行った。

調査班の1日の大まかなスケジュールは以下のとおり。

時間	業務内容
08:30～ 08:45	調査事務室（町中央公民館）集合、当日の調査方針等について全体の打合わせ
08:45～ 09:00	準備品等の確認
09:00～ 12:00	調査事務室出発、現地にて被害認定調査
12:00～ 13:00	昼食・休憩
13:00～ 16:00	現地にて被害認定調査、出発
16:00～ 17:30	調査事務室で当日分の調査票整理、写真保存
17:30～ 18:00	調査事務局へ当日分調査票を提出

事務局は、調査班から受け取った調査票の内容確認（エラー有無・修正等）、OCRを用いた調査票のスキャン（調査票がマークシート方式になっており、被災者生活再建支援

システムに反映される)、翌日以降の調査班の体制構築(班割り・担当地域の決定、不足しそうになった備品の追加調達等)、道先案内人役の確保、調査全体の進捗管理等を日々の業務として行った。

町内の住家10,742棟について調査を行い、全壊3,026棟(28.2%)、大規模半壊791(7.4%)、半壊2,442棟(22.7%)、一部損壊4,325棟(40.3%)という被害判定結果となった(無被害は158棟)。

家屋被害認定調査は所有者からの申請があった家屋を対象として行うという制度になっているが、「益城町には被害を受けていない家屋は存在しない」とPTメンバーが判断し、すべての家屋を対象として調査を行った(災害対策本部で事後了承)。生活再建を早期に実現するために家屋だけを優先的に調査し、その後に他の小屋などの調査を行う、という方法もあり得るが、小屋を公費解体するためにも罹災証明が必要となるため、すべての家屋を対象として同時に調査した。

第一次調査は目視などにより確認ができるが、第二次調査では内部を見て判断するため、調査する項目が多くなり時間がかかった。また、空港や大病院が存在し、調査面積が広く業務負荷が大きくなった。

調査方法については内閣府から「災害にかかる住家被害認定業務実施体制の手引き」が示されていた。しかしその資料だけでは十分に理解するのが難しいこと、統一した情報を提供することで調査内容の平準化を図ることを目的として、家屋被害認定調査の説明動画(現地での調査の様子や機器の利用方法、調査票入力方法等)を町で作成し、調査する職員(応援職員含め)に説明を行った。説明動画を作成したことにより、応援職員の入れ替わりが激しい中で業務説明に時間を確保するのが難しい中で、説明する内容が説明員によって異なるという事態を避けるのに有効に機能した。また、初めて調査に入る職員には、経験者をペアで付けることにより知見・ノウハウを共有するような対応を行った。ただし、半壊か一部損壊かといった境界が曖昧な事例も数多く、判定結果に第一次調査と第二次調査でねじれが生じたものもあった。

#### 4) 住民からの問い合わせへの対応

住民にとっては家屋被害認定・罹災証明発行が様々な支援メニューの基点となることから、庁内で具体的なことがまだ何も決まっていない時点から、住民からの問い合わせが家屋被害認定PTに集中した。住民からの問い合わせは再任用職員など元町職員が中心となって対応した。被災して苛立ちが募っている住民から「役場が何も分かっていないのに自分たちはどうすればいいのか」と問われることもあった。

また、電話が2回線しかないため、つながりにくく、住民が役場窓口で直接訪問することも多かった。電話や窓口での対応には一人あたり数十分かかるため、業務が遅れることもあった。職員側が家屋被害認定調査に関する知識・技能を十分には持ち合わせていなかったために、対応に苦慮することもあった。

応急危険度判定と家屋被害認定の違いが分からない住民も多く、業務の混乱につながった。応急危険度判定で赤（危険）となったら、全壊だと思った住民が多く、その対応に手間が取られて苦労した。応急危険度判定用紙に調査目的の意味が書かれていないことが混乱の要因となっていた。

熊本市では住民からの問い合わせ窓口としてコールセンターを立ち上げたが、益城町では検討する時間的・人的余力がなかったため立ち上げなかった。

## 5) 被災者生活再建支援システムの活用

上述のとおり、県からの推奨された新潟大学の被災者生活再建支援システムを導入した。初期段階は利用できるパソコンは1台しかなく、当初は手書きで対応せざるを得なかった。5月中旬にパソコン25台をリースし、うち10台に被災者生活再建支援システムをインストールして調査結果を蓄積した（残り15台は写真データの格納用として活用した）。

同システムは固定資産課税台帳と被災者情報および所有者情報を統合して作成することが想定されたシステムであり、住民と対面しながら利用するような場合は機能した。システムがなければ業務は進まなかったと思われる。

ただし、まだ発展途上のシステムで、意図するように動かないところがあった。特に、いつの時点でどうだったかという履歴がわからない点、最新の判定状況を知りたくてもCSVでしかダウンロードできない点や検索機能（名前検索では漢字が完全に一致しないと表示されない等）が使い勝手が悪かった。さらに、本システムでは、生活再建に係る各支援策の活用も可能とされていたが、別途エクセルで各々管理していたため、被災者の一元管理ができなかった。

## 6) 第二次調査の受付対応

家屋被害認定PTは6月14日までに業務を終えて、6月15日にPTを解散した（人事発令を受けた）。ただし6月前半の2週間は2～3人で業務に当たっており、残りの職員は6月1日で元の課などに復帰していた。

なお第二次調査については家屋被害認定PTで段取りを行い、罹災証明PT及び税務課に引き継いだ。

6月以降の課題として、場所や人員不足から、1日の対応可能件数が限られてしまった。一人で担当する業務量が多いうえ、対応方針や指示が明確でなく苦慮した。

### (2) 課題と改善の方向性

#### 1) 被害認定調査にかかる事前準備の充実

##### ①課題

- 被害認定調査は建物の専門的知識を有することから、調査員の習熟度により調査結果に差が生じる可能性があった。

- 被害認定調査の方法は内閣府より手引書が発行されているが、書面だけではわかりにくい点があった。
- 町職員に被害認定調査の知識がほとんどなく、他自治体職員の知識を参考に調査を行っていたが、参考にしたこと異なる点がある等、調査の正確性を欠く部分があった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 家屋被害認定調査の説明動画を作成し、調査する職員（応援職員含め）に説明を行うことが必要である。
- ✓ 初めて調査に入る職員には、経験者とペアにすることにより知見・ノウハウを共有するような対応が必要である。
- ✓ 専門的な知識を持つ職員の育成が必要である。

### 2) 専門スキルを持つ外部機関との連携

#### ①課題

- 今回の地震対応では、建築士など知識・経験を持った専門家との事前協定はなかった。応援職員の派遣が終了し、自前の職員だけでは調査しきれない申請があったため、10月から第二次調査用に建築士に調査を委託したが、第一次調査は自治体職員のみで行ったため、調査の質の平準化が難しかった。
- コールセンターを立ち上げる余力や財源がなく、電話対応や調整、情報の交通整理が円滑に進まなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 建築士会など専門家団体との応援協定の締結を検討することが必要。協定を締結する際には、協定の内容（応援の範囲）として、現地調査に加えて、調査員のマネジメント等についても支援が得られるかについて調整することが必要である。
- ✓ コールセンター事業者との応援協定の締結を検討することが必要である。

### 3) 現場調査のための人員確保

#### ①課題

- 現場で調査を行う応援職員は短期間で交代していくため、調査の一貫性を保つのに苦労した。
- 家屋被害認定調査の経験者（他自治体からの応援職員）や、第二次調査を行うための知見を持つ専門家（建築士など）がいることで、業務を効果的・効率的に進めることができたが、町職員には経験者・専門家が少なかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 調査業務の経験者・専門家がいないと、どのように業務を進めるかという段取り（調査様式や人員編成など）を組むことも困難なため、家屋被害認定PTのメンバーに経験者・専門家を含めること（そのために被災経験自治体と事前協定を締結しておくこと）、専門性を持つ人材を町内で計画的に育成することが必要である。

- ✓ 応援職員を含むメンバーが入れ替わっても、詳しく理解・把握できている職員を常駐させることにより、業務を円滑に進めることができ、被害調査基準の平準化にもつながることから、そのような専任の職員を配置することが必要である。

#### 4) マネジメント体制の充実

##### ①課題

- 応援職員は短期間に多くの人員支援が入ったが、彼らをどこに配置するのかを調整する事務局員が少なく、人員手配の段取りに大きな負荷がかかった。

##### ②改善の方向性

- ✓ 応援職員にゆだねる業務内容に幅を持たせ、現場支援だけでなく、マネジメント支援ができる応援職員についても要請することが必要である。
- ✓ 内閣府作成の手引きにおいては、被害認定調査全体を管理する役割として「コーディネーター」が実施する業務について詳細が記載されている。これらを参考にしながら、平時から人材育成を進めることが必要である。

#### 5) スケジュールリング

##### ①課題

- 悪天候時は調査実施が困難になることもある。しかし膨大な申請をできるだけ早急に対応するという思いが強く、調査実施日程に余裕を持たせることができず、悪天候でも調査を強行せざるを得ないことがあり、結果として二次調査の申請件数を増やす要因となった。

##### ②改善の方向性

- ✓ 候補日に予備日程を設けることが必要である。
- ✓ 悪天候時でも調査できる装備（防水カメラ等）を用意することが必要である。

#### 6) 業務環境の確保

##### ①課題

- P T発足当初は、業務環境が整備されていない状態で作業を進めざるを得なかった。業務を実施する場所（部屋）、使用できるパソコン等のOA機器、文房具等の物品が手に入らない状況であった。施設は公民館を利用することができたが、公民館内で場所の移動が頻繁に行われ、移動する度に機器類のセッティングをするために時間や手間のロスとなった。また物品を手配しようにも、ゴールデンウィーク中で業者が休みであったため、入手できない状態が続いた。応援職員は来てくれるが、必要な備品・車両などをすべてに提供することができなかった。

## ②改善の方向性

- ✓ 内閣府の「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（平成29年3月）」に例示されている必要な調査資機材のリストを参考として、平時から準備しておくことが必要である。
- ✓ 応援職員に、必要となる資機材等を調達・持参した上で被災現地に入っていただくよう依頼する（応援協定内に明記する）ことが必要である。

## 7) 調査実施の対象の検討

### ①課題

- 家屋被害認定調査は所有者からの申請があった家屋を対象として行うという制度になっているが、居住者からの申請も受付けたため、申請が重複したことにより、同じ建物に何度も足を運ぶ等、調査対象件数が増加し、調査実施担当の負荷が増した。

## ②改善の方向性

- ✓ 地域全体の被害の規模、住民の要望、地域特性（住家以外の建物が多いか）、その後の各種制度との関係性（公費解体するためには罹災証明が必要等）などを踏まえて、対象を検討することが必要である。
- ✓ 生活再建を早期に実現するために家屋だけを優先的に調査し、その後に他の農業小屋などの調査を行う、という方法により、家屋の罹災証明の発行を短期間で実現する、という方法もあり得る。しかし小屋を公費解体するためにも罹災証明が必要となるため、すべての家屋を対象とした。住家と非住家も同時に対象としたことで、効率的に調査ができたというメリットもある。

#### 4. 3. 12 罹災証明の発行に関する業務

罹災証明書とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市町村が証明するものである。この証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援策を受ける際に必要となる。

益城町地域防災計画（平成27年度）では、「町は、（中略）各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付するものとする。」と規定されていた。しかし罹災証明書を交付するための体制の確立や発行業務そのものについて、事前準備や訓練は行われていなかった。

##### （1）業務内容

###### 1) P Tの立ち上げ

4月25日に罹災証明P Tが設置された。

この時点では被害認定調査と罹災証明は1つのP Tだった。しかし平時に戻った際に通常業務と関連性の高い部署に引き継ぐことを念頭に検討し、5月9日に税務課を中心とした罹災証明P Tを分離した。理由としては、罹災証明の発行には固定資産課税台帳を活用することが多くなるためであり、その担当課である税務課16名中5名が通常業務の担当になった。残りの11名の職員は避難所対応（主にグランメッセ熊本と益城中央小学校）の後に、罹災証明発行のチームに振り分けられた。

なお通常業務は住民税係6名中3名、固定資産税係4名中1名、納税係5名中1名で臨むことになったため、通常業務を遂行する体制を構築することが困難になった（他自治体からの中長期派遣・応援職員により通常業務の対応に当たった）。電算システムを設置できないのが町保健福祉センターしかなかったため、そこで業務を再開した（5月17日）。

###### 2) 罹災証明発行の申請受付・発行

罹災証明の申請受けを5月1日から開始した。手続きを早めにして住民に安心感を持ってもらえるように、町役場の若手職員からのアイデアにより各避難所（全8箇所）に受付を置いて実施した。

5月4日の大臣（防災担当）（当時）の「罹災証明書の発行を5月中に終えたい」との発言を受けて、急ピッチで作業を進めた。5月末までに発行を終えるという設定で逆算し、各日の対象となる地区割りを行った。

罹災証明書の交付は、5月20日から6月5日までグランメッセ熊本駐車場で行った。受付業務を熊本県行政書士会、関西広域連合に行ってもらった。また、証明書発行を県職員（40人）に行ってもらった。町職員が6人は一次調査を不服とする住民対応をした。その他、鳥取県職員、熊本森林局、九州農政局職員が補助として対応してもらった。グランメッセ熊本の室内は被災により使用することができなかった。町役場にも、同様の理由



で場所を確保することができなかつたため、グランメッセ熊本駐車場に野外テントを設置して、発行業務を行った。パソコンやプリンターなどの電子機器を使うため、屋内に場所を確保することが望ましかつたが、多くの住民を収容できる場所が皆無だつたためできなかつた。また、リース等で新たに調達したパソコンはインターネット配信やセキュリティなどの設定に時間がかかつたため、罹災証明書発行の開始時期が遅れた。

淡路市や飯田市の応援職員からの助言に基づき、20ブースで対応可能な件数を想定し、発行業務を開始した。発行できる件数は1日700件程度だつた。しかし当初の見通しが甘く、初めての業務で不慣れだつたこと、また、罹災証明を求め、長蛇の列が前日夜からできるなど、申請件数が多く、想定どおりに進めることができない日もあつた。

益城町では全棟を対象として調査を行ったため、発行対象には住家に加えて農業用倉庫なども調査の対象として含まれた。住家だけであれば1日あたり1,000人程度対応できた可能性があるが、倉庫なども含めて1人あたり5枚ほどをセットで確認・説明する作業が生じたため、罹災証明を発行するのに時間がかかつた。

### 3) 第二次調査・再調査の受付、罹災証明の発行

6月5日に第一次調査が終了したため、被害認定調査PTは解散した。第二次調査や再調査の受けの実施、罹災証明の発行等といった残された業務は、税務課が担当した。

第一次調査は「5月中に発行を終える」というスピード重視で調査を行ったが、判定結果によって義援金や生活再建支援金の金額など支援メニューが大きく変わるため、住民にとっては重要な問題となつていた。結果として判定内容に不服のある住民が多く、第二次調査の依頼件数が4,000件を超える要因となつた。

税務課は震災前からの通常業務と罹災証明発行を行うことになつたが、6月1日の組織再編に伴い、PTメンバーの中には異動した職員もおり、税務課の人員が減つたため、課の負荷が増した。全国知事会・市町村長会など経由で全国の自治体に協力を要請し、7月末ごろまでは応援を仰いでいた。応援職員を確保できない時期には、県に職員の派遣を依頼することもある。電話および窓口対応業務（第二次調査の依頼対応など）の負荷が大きかつたため、元町職員や福岡県からの応援職員の協力により対応した。しかし職員が交代するたびに対応方法をレクチャーする必要があつたため、苦労した。

熊本県を含む他自治体からの派遣職員数が減少していったが、二次再調査の申請に町職員だけでは対応することが難しかつたため、建築士会および環境建築設計事務所を通じて建築士と委託契約を締結し、8月上旬から二次再調査を実施した。

第二次調査以降は住民の立会いの下で調査を行う。荒天等で調査をキャンセルすると、再予約しても1か月待ちになってしまうため（予備日を設けていなかった）、荒天等の中でも調査を実施せざるを得なかつた。

減免申請や土地の調査といった税務課の通常業務を行う場所（公民館1階）と、第二次調査の受け等を行う場所（公民館2階）が離れており、業務を効率的に進めることがで

きなかった。

## (2) 課題と改善の方向性

### 1) PTのマネジメント

#### ①課題

- 罹災証明PTのマネジメントを行う人間を決定すべきであったが、流動的な配置でどの範囲をまかせられるかが不明であったため、決定することができなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 罹災証明業務を経験したことのある職員の知見・ノウハウを共有できる体制の構築が必要。
- ✓ 罹災証明業務を経験したことのある町職員は多くないため、外部から応援を得ることができるよう、相互応援協定や受援計画を策定することが必要。
- ✓ マネジメント能力に長けた人間を配置することが必要。

### 2) ノウハウの獲得・蓄積

#### ①課題

- 罹災証明の発行を始める段階では、各業務にどの程度の時間がかかるか見当もつかなかった。1～2日間同じ業務をやっていると、整理券の番号で、何時くらいに証明書の発行ができるかがわかるようになり、「大体何時頃に来てください」と住民に教えることができるようになった。
- 熊本県に設置している生活再建支援コールセンターを活用し、わからないときは頻繁に問い合わせていた。

#### ②改善の方向性

- ✓ 過去の災害対応の際に同種・類似業務を行った経験者に、各業務にかかる時間目安を質問できる体制を構築しておくことが必要。

### 3) 業務環境の構築

#### ①課題

- 罹災証明書の発行場所が屋内で確保できず、屋外での作業となった。テントしかない屋外で証明書発行の機械が使えなくなるなど、不安要素が多い中で業務をするしかなかった。
- 罹災証明発行に関係する部署の作業場所が仮庁舎（中央公民館）内で物理的に分散していたため、思うように意思疎通を取ることが難しかった。
- インターネット配信やセキュリティの問題があるため、パソコン、システムのセッティングに予想以上に時間がかかってしまった。今回、使用した被災者生活再建支援シ

システムは、現段階では発展途上のシステムであり、作業を進める中で意図するように動かないところがあった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 天候に左右されないよう、また担当者間での情報共有を円滑に行うことができるよう、業務環境を確保することが必要。そのことを盛り込んだ計画を事前に策定しておくとともに、関係各課と調整できるようにしておくことが必要。
- ✓ 罹災証明の発行にあたって導入する情報システムについて、平時から選択しておくとともに、利用に慣れた職員を育成することが必要。そのためには、消防庁国民保護・防災部防災課が作成した「罹災証明に関する先進的な事例集（平成27年2月）」や、内閣府が作成した「平成26年度被災者台帳調査業務報告書（平成27年3月）」等、過去の事例等を参照し、各自治体に適応するシステムを検討することが有効。
- ✓ 罹災証明発行に関わる関係部署の活動場所を一括で集約しておくことで、スムーズに業務を進めることができる環境を整備することが必要。

### 4) 住民への説明

#### ①課題

- 罹災証明の発行は地区別に行うという周知が住民に十分に行き渡っておらず、対象日以外の住民が来ることがあり、住民からクレームが寄せられた。
- 罹災証明書の発行数が限られているため、朝9時の受付開始時には既に当日の受入れできる分の整理券がなくなってしまう状況であり、住民からの批判・苦情につながってしまった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 広報担当部署と連携し、住民への情報提供・説明を徹底すること、また担当者間で説明が異ならないよう常に情報共有を図ることが必要である。
- ✓ 無理な目標設定はせずに、住民が混合しない余裕を持った発行件数、発行完了日数の設定が必要である。

### 5) 業務体制の構築

#### ①課題

- 罹災証明チームの人員として、税務課職員16名中11名が配置された。その結果、税務課本来の業務（平時からの業務に加えて、発災に伴う減免申請等）への対応が遅れた。また、PTが解散した後も、罹災証明書発行業務を税務課が単独で引き受けることになったため、職員から通常業務と並行して実施するのは難しいという反発が大きかった。
- 税務課の業務量は減っていないが、人員だけ減ってしまうことになり人手が足りなくなった。電話対応や窓口業務に人員が割かれるため、元町職員等に頼んで対応をしてもらうこととなった。

- 引継ぎ書類の書式の統一や業務マニュアルの整備が十分にできなかったため、短期間（1週間程度）で交代する派遣職員が知識・ノウハウを身につけるのが難しいことがあった。
- 後々の責任も関わってくるため、証明書発行は益城町職員が対応しないといけない。その際に、誤った情報を出してしまうと大変なことになる。応援職員が伝えたことに対して、「説明されたことと違う」と住民からクレームもあり、解決まで長期化したものもある。

#### ②改善の方向性

- ✓ 税務課単独ではなく、他課や応援職員も含めた実施体制を事前に検討・構築しておくことが必要である。
- ✓ 受援計画を策定し、応援職員に協力を依頼する業務範囲を明確にしておくことが必要である。
- ✓ 応援職員が交代しても円滑に業務を継続できるよう、引継ぎ書類の書式統一や業務マニュアルの作成が必要である。

#### 4. 3. 13 仮設住宅に関する業務

##### (1) 業務内容

##### 1) 住まい支援PTの概要

住まい支援プロジェクトチーム（以下、「PT」という）は被災者の住まい確保に関する業務全般を担うPTとして、5名の職員（及び応援職員）を配置し、下記の業務を事務分掌として設定した。

人員体制	所掌分掌
<b>【当初】</b> 課長級（審議員）1名 係長級2名 主査級1名 主事級1名 応援職員（関西広域連合）2名 <b>計7名</b>  ※その後、避難所運営から引き揚げた職員等を随時追加	1. 応急仮設住宅に関する業務 ・建設要請戸数のとりまとめ ・建設用地の確保 ・入居手続き ・仮設団地の生活環境の確保・計画調整 2. みなし仮設住宅に関する業務 ・申請受け付け（県へ提出） 3. 応急修理に関する業務 ・申請受け付け、審査、支払い 4. 住まいに関する情報の提供

##### 2) 仮設住宅に関する業務

##### ①仮設住宅の必要戸数の把握

仮設住宅の早期建設に向け、PT設置後に取りかかったのが仮設住宅の必要戸数の把握と建設用地の確保である。住家被害の全体像が掴めない中、必要戸数については応急危険度判定を参考に概算で見込み、用地選定の目途がついた地区から順に県に対して仮設住宅の建設要請を行った。

過去の災害における被災世帯数と仮設入居者数の割合を参考に、当初は800～1,000戸程度と見積もったものの、応急危険度判定の進捗状況が分かるにつれ、徐々に必要戸数が膨れ上がっていった（罹災証明のための家屋被害認定調査も始まってはいたが、応急危険度判定の方が捕捉率が高かったため、応急危険度判定の数字を参考に使用した）。

また、途中から入居要件の変更があり、半壊以上世帯でも条件次第で入居可能になるなど当初予定を超え、5月4日に赤井・広崎・津森の3地区で計160戸の建設を要請したのを皮切りに、最終的に18団地1,562戸が整備されるに至った。

仮設住宅とみなし仮設住宅に移る割合の見込みがつけづらく、必要戸数の算定にあたり判断が難しかった。

##### ②用地の確保

一刻も早い建設着手が求められたため、公有地の活用を優先的に検討。まず町で候補地を探し、建設主体である県に連絡を入れ候補地の確認を実施した。土地が被害を受けてい

ないか、上下水道等のインフラ整備ができるか等、様々な条件を考慮しながら適・不適を判断した。

民地の用地交渉を行う際は、地権者が被災している場合はどこにいるのか、電話もつながらずに苦慮。自宅や避難所の訪問や、聞き込み調査により地権者を探してまわった。また、農振・農転手続きや税に関する減免・優遇措置の確認を同時並行で実施。県下最大規模のテクノ仮設団地（516戸）は、企業からの無償借地により用地を確保した。

### ③仮設住宅の抽選・入居手続き

5月21日に第1次入居募集受付を開始し、2週間で1,382件の申し込みあり。6月9日に抽選会を実施し、第1次分973戸の入居者を決定し、6月14日から順次入居を開始した。

#### <入居時の選考方法>

- ・優先世帯の抽選後、一般世帯の抽選を実施。
- ・住宅タイプ別については、本人の希望ではなく、申し込んだ家族の人数で決定する。
- ・抽選は、1DK（1～2人）、2DK（2～3人）、3K（4人以上）の順に行う。  
7人以上の世帯は、2世帯に分けて申請可能。
- ①抽選順に、希望団地への入居候補者となる。
- ②第1希望の団地に入れない場合は、順次第2、第3希望の団地に振り分ける。
- ③希望する団地が空いていない場合は、団地の空き状況により振り分ける。
- ④希望団地の記載がない者については、団地の空き状況により振り分ける。
- ⑤優先世帯、または一般世帯の枠に余りが出た場合は、他の枠から振り分ける。

<仮設団地の整備状況>

名称	整備戸数	住宅種別	入居開始日	9月30日現在	
				入居戸数	入居人数
津森仮設団地	73戸	プレハブ	6/20	62戸	152人
赤井仮設団地	35戸	プレハブ	6/14	34戸	88人
広崎仮設団地	53戸	プレハブ	6/14	49戸	132人
テクノ仮設団地	516戸	プレハブ	7/17	467戸	1,235人
安永仮設団地	70戸	プレハブ	7/12	66戸	169人
飯野小仮設団地	48戸	プレハブ	7/1	40戸	107人
小池島田仮設団地	48戸	プレハブ	7/27	45戸	111人
	34戸	プレハブ	9/21	25戸	65人
木山仮設団	166戸	プレハブ	8/9	206戸	520人
	54戸	プレハブ			
馬水仮設団	77戸	プレハブ	7/22	69戸	185人
馬水東道仮設団地	56戸	プレハブ	8/6	53戸	134人
平田仮設団地	48戸	プレハブ	9/3	43戸	115人
櫛島仮設団地	41戸	プレハブ	8/29	36戸	92人
馬水西原仮設団地	54戸	プレハブ	9/27	50戸	123人
安永東仮設団地	43戸	プレハブ	9/29	40戸	89人
惣領仮設団地	63戸	プレハブ	10/5	56戸	138人
東無田仮設団地	13戸	プレハブ	9/27	12戸	29人
木山上辻仮設団地	64戸	プレハブ	10/19	59戸	136人
福富仮設団地	6戸	木造	11/16	5戸	11人
計	1,562戸			1,417戸	3,631人



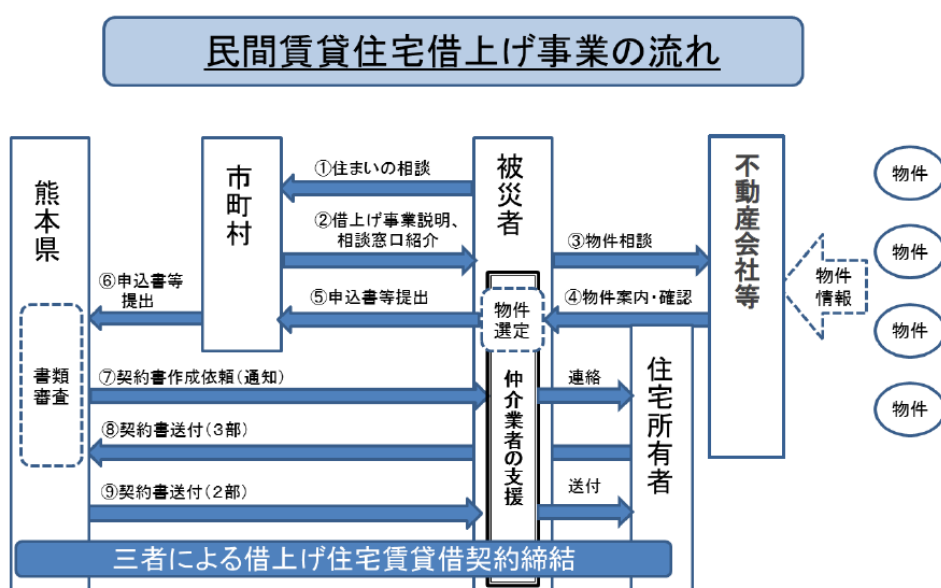




### 3) みなし仮設住宅に関する業務

発災から1週間後にみなし仮設住宅の制度設計を県が開始し、4月28日より各市町村にて被災者向けの制度説明や申込受付等が開始した。しかし本町においては職員のマンパワー不足のため窓口の準備が整わず、5月8日までは県が代行して窓口対応した（県庁ロビーで臨時窓口開設）。

5月9日以降は町役場（中央公民館）にて受付けを開始し、他県からの応援職員が加勢し、5月に189件、6月に482件と急増した申請に対応し、最終的には1,470戸以上の入居申請に対応を行った。



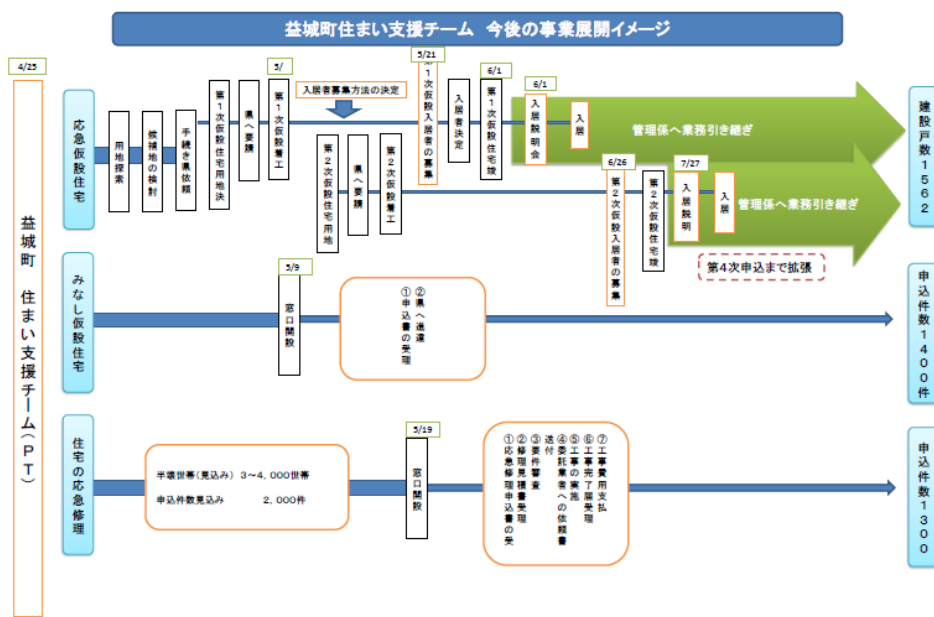
### 4) 応急修理に関する業務

地震により住家に被害を受け、かつその住宅に住むため必要最小限の応急修理を施した場合に、修理に要した費用の一部（上限576,000円）を町が直接業者へ支払う制度。

平成28年5月より問い合わせ対応を開始。6～8月のピーク時には申請件数が270～500件近くにのぼり、窓口対応700件/月、電話対応150件/月と繁忙を極めた。

平成28年6月に県通知により、納屋・倉庫等に係る修理等を行う場合も事例によっては応急修理の対象とされるようになり、受付け件数増加の要因となる。

(PT設置当初に作成した事業展開イメージ)



## (2) 課題・改善の方向性

### 1) 必要戸数の算出

#### ①課題

- 必要戸数は応援職員と一緒に過去事例から算定を行ったが、被害規模が大きかったことから避難の実態把握や避難者の意向把握に時間を要し、正確な必要戸数の算定に苦慮した。
- 途中から仮設住宅の入居要件が半壊判定まで緩和され対象者が増加するなど、刻々と状況が変化していったことも算定が難しくなった要因である。みなし仮設住宅の希望者が当初伸びないなど希望者数が読みづらかった面もあった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 今回の熊本地震により、家屋被害を受けた棟数と仮設住宅・みなし仮設住宅に入居した世帯数のデータを、今後災害が起こった場合の予測データとして活用することが必要である。

### 2) 建設用地の確保

#### ①課題

- PT立ち上げ直後より建設用地の確保が急務となったため、課員のこれまでの業務経験から土地のあたりをつけながら、現地調査や情報収集を実施するも苦戦した。
- 地権者自体が避難者になっている事例が多く、連絡を取るのが困難で時間を要した。

土地の情報収集や選定、交渉は町職員のみならず町議などの協力を得て行った。しかし一方で、集落近くに建設されるのか等がわからず、検討過程が見えなかったことにより、地区外の仮設住宅を選択した住民もいた。

- 災害公営住宅や災害ボランティアセンターの設置等、他にも用地確保が必要になると思われる事柄も考慮に入れながら土地の選定にあたった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 様々な災害を事前に想定したうえで応急仮設住宅の建設候補地を事前に定め、住民への合意形成も図っておくことが必要である（仮設住宅用地だけでなく、がれき置き場や公営住宅用地等の、災害対応上の土地利用について被災想定に基づき、住民とも協議を行いながら事前計画を行うことが求められる）。

### 3) 被災者の状況に応じた仮住まいの確保

#### ①課題

- プレハブ型の仮設住宅が完成してから初めて車椅子の方が対応できないと判明し、急遽木造仮設住宅を建設。仮設住宅が必要な軒数のうち、バリアフリー対応が必要な軒数の把握が不十分だった。
- コンテナハウスへの支援は画期的な取り組みであったが、被災者にとって制約（リースのみ、自宅敷地のみ等）が多く十分には活用されなかった。、地域事情に応じた柔軟な制度設計が望まれる。

#### ②改善の方向性

- ✓ バリアフリー型仮設住宅による対応が必要な要配慮者の把握を迅速に行えるように、あらかじめ手続き等を定めた要領を作成することが必要である。
- ✓ 仮設住宅の計画段階で要配慮者への支援体制に余裕がなく検討されていなかった反省を踏まえ、有事の際に関係課・関係機関が連携して支援を行う体制づくりを進めることが必要である。
- ✓ 木造仮設住宅の設置は、居住性能の向上や地域材の活用の視点だけでなく、払下げや公営住宅転用といった中長期的な住宅再建支援の側面もある。今後、仮設建設が必要な状況が再来した場合、集落部などで木造型仮設住宅の整備を行うべきかの検討が必要である。
- ✓ コンテナハウスの設置補助に見られるように、団地型だけでなく個別の土地への仮設住宅の支援を行うことは、早期の仮住まいの確保のみならず、生業の継続に重要であることから、地域事情に応じた柔軟な制度創設を県・国に要望していくことが必要である。

### 4) 応急修理制度の事務遂行

#### ①課題

- 仮設住宅に関する業務よりも応急修理に関する業務の方が、建築に関する知識が必要であり、知識のある職員がほとんどいなかったため、担当課を決定するのに時間を要した。結果的に知識を有する応援職員の支援により対応した。

## ②改善の方向性

- ✓ 専門的な知識を有する業務をあらかじめリストアップし、町職員のみで補うことが困難な場合を見越して他自治体と応援協定を締結しておく必要がある。
- ✓ 被災家屋の修理・撤去と新たな住宅の確保について、被災者の適切な判断を支援することは、住民の住宅再建を早めるだけでなく、公費解体・公営住宅の建設を抑制することにつながる。専門家や応援職員を活用した住民に対する住宅相談体制の拡充が望まれるため、その働きかけが必要である。
- ✓ 応急修理制度について応援職員の支援を受けながら対応を行ったが、業務内容、基準や手順について確認すると共に、受援体制の構築や関係機関への委託を含めた事前の検討が必要である。
- ✓ 住まいの再建に向けた住民の適切な判断を支援するために、情報提供だけでなく相談体制を拡充することが必要である。

#### 4. 3. 14 生活再建支援

##### (1) 業務内容

##### 1) 概要（実施体制等）

6月1日付けで福祉課生活再建支援係を設置。被災者の生活再建に係る体制を強化。

##### ①被災者生活再建支援金に関する事務

熊本地震により、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号に熊本県全域が該当することになり、同法が適用され、益城町においても、住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯、あるいは住宅が半壊し、または敷地等に被害が生じ、やむなく解体した世帯、大規模半壊世帯が被災者生活再建支援金の支給対象となった。

申請窓口は市町村が担うこととなっていたため、6月1日から福祉課生活再建支援係にて窓口を設け受け付け・相談事務を開始。町役場にて受け付けた件数は、平成29年8月31日時点での支給件数は6,470件におよぶ。

【参考：支援金の支給額（単位：万円）】

区 分		基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
		基礎支援金(1)	加算支援金(2)		(1)+(2)
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

町と熊本県の審査を経て、公益財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）が最終的に審査を実施。同法人において申請書の内容の最終確認を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれる流れ。

<支給件数及び支給額（平成29年8月31日現在）>

	基礎支援金			加算支援金			合 計 (A+B)		
	小 計 (A)			小 計 (B)					
		うち複数世帯	うち単数世帯		うち複数世帯	うち単数世帯		うち複数世帯	うち単数世帯
支給件数	4,658	3,301	1,357	1,672	1,343	329	6,330	4,644	1,686
支給額 (千円)	394,675	301,900	92,775	236,563	207,300	29,263	631,238	509,200	122,038

## ②義援金に関する事務

義援金の窓口を設置し義援金の受け入れを開始。また口座開設により広く全国から義援金を受け付けた。

益城町災害義援金配分等委員会を設置し、被災者への義援金の配分等を実施した。

益城町へ直接寄せられた義援金額は1,077,432,356円に上る。（平成29年10月1日現在）

### 【町義援金配分表】

対象となる世帯		配分金額	対象
人的被害	死亡された方がいる世帯※	10万円／1人	直接死または関連死の認定を受けた方
	重傷を負われた方がいる世帯	5万円／1人	地震に直接起因し30日以上の治療を要した方
住家被害	住家が「全壊」した世帯	10万円／世帯	罹災証明（居住家屋）が「全壊」
	住家が「大規模半壊」した世帯	5万円／世帯	罹災証明（居住家屋）が「大規模半壊」
	住家が「半壊」した世帯	5万円／世帯	罹災証明（居住家屋）が「半壊」
	住家が「一部損壊」した世帯	5万円／世帯	罹災証明（居住家屋）が「一部損壊」

当初、義援金は半壊以上の世帯を対象としていたが、一部損壊世帯の多くから「支援が乏しい」との声が寄せられたこともあり、平成28年10月に一部損壊世帯に対しても支給する方針を表明し、平成29年1月から交付開始した。

③災害弔慰金・災害障がい見舞金に関する事務

熊本地震によりお亡くなりになった方（関連死含む）のご遺族や、心身に重度の障がいを受けた方に対して支給するもの。

	災害弔慰金	災害障がい見舞金
概要	熊本地震によりお亡くなりになった方（関連死含む）のご遺族に対して支給	熊本地震により重度の障がいを受けた方に対して支給
対象者	熊本地震によりお亡くなりになった方のご遺族 ※遺族の対象・範囲 ①配偶者 ②子 ③父母、 ④孫 ⑤祖父母	熊本地震により重度の障がいを受けた方
支給額	・亡くなった方が生計維持者の場合…500万円 ・生計維持者以外の場合…250万円	・重度の障がいを受けた生計維持者…250万円 ・重度の障がいを受けたその他の方…125万円

④その他生活再建支援に係る各種支援

被災者の生活再建のために、関係機関の協力を受け様々な支援メニューを提供。具体的なメニューは以下のとおり。

No.	種別	項目	り災証明書判定（住家）		
			全壊	大規模半壊	半壊
1	証明書	り災証明書の交付			
2	住まい	民間賃貸住宅借り上げ事業（みなし応急仮設住宅）	○	○	△
3	住まい	応急仮設住宅	○	○	△
4	住まい	被災住宅の応急修理	△	○	○
5	住まい	補修工事（見積書、契約、工事内容）に関する相談	—	—	—
6	住まい	居住用ユニットハウスなどのリース事業	△	△	—
7	生活支援	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	—	—	—
8	生活支援	熊本地震で二重の住宅ローンを抱える方への支援	—	—	—
9	生活支援	被災家屋などの解体・撤去および処分	○	○	○
10	生活支援	被災した宅地の復旧	—	—	—
11	環境	地震による災害ごみの受け入れ	—	—	—
12	生活支援	被災者生活再建支援制度	○	○	△
13	弔慰金・見舞金	日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金	○	○	—

14	弔慰金・見舞金	災害弔慰金・災害障がい見舞金	—	—	—
15	義援金	災害義援金 ※一部損壊も該当あり	○	○	○
16	貸し付け	災害援護資金	○	○	○
17	貸し付け	社会福祉協議会による生活福祉資金、福祉費の貸し付け	—	—	—
18	法律	熊本県弁護士会による無料相談	—	—	—
19	法律	熊本県司法書士会による被災者支援無料法律相談	—	—	—
20	生活支援	町民憩の家の無料入浴サービス	△	△	△
21	証明書	各証明書の交付手数料の免除	△	△	△
22	税	町税の納税猶予	△	△	△
23	税	個人町県民税の減免	△	△	△
24	税	固定資産税の減免	△	△	△
25	税	住宅を取り壊した場合の住宅用地の固定資産税軽減制度	—	—	—
26	税	国民健康保険税の減免	△	△	△
27	保険	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○
28	保険	国民年金保険料の免除	○	△	△
29	保険	介護保険料の減免	○	○	○
30	保険	医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除	○	○	○
31	保険	国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の還付	—	—	—
32	障がい福祉	自立支援医療（更生・育成・精神通院）の所得区分の変更	—	—	—
33	保育料	保育料の減免	○	○	○
34	納付	公金（税、使用料など）の納付	—	—	—
35	人材派遣	災害ボランティアの派遣	—	—	—
36	情報発信	情報の発信	—	—	—

(○ = 該当、 △ = 場合によって該当)

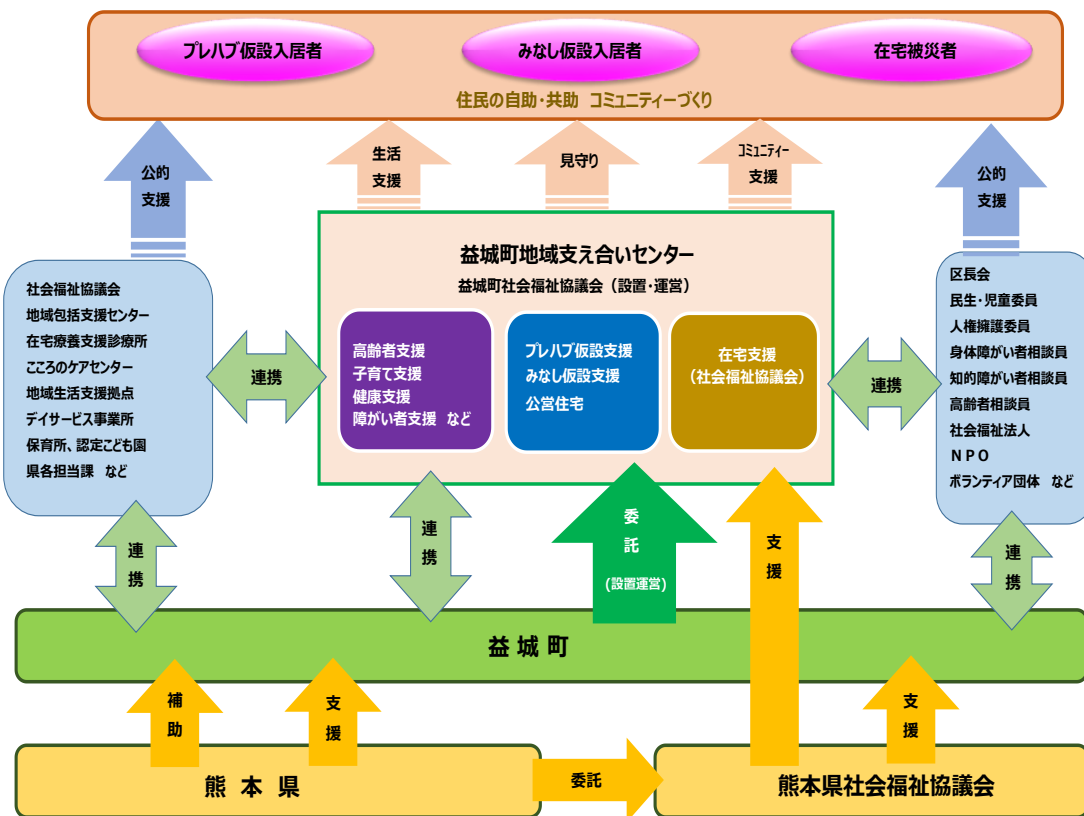
#### ⑤地域支え合いセンターによる被災者の見守り

応急仮設住宅入居者及び在宅被災者を対象として、戸別訪問や見守り活動を行い、健康で安心した自立生活の再建を目指し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援活動を行うことを目的として、平成28年10月から益城町地域支え合いセンターを立ち上げ、活動を開始した。

地域支え合いセンターの設置運営は町社会福祉協議会に委託し、さらに複数の支援団体に再委託を行う形で支援活動を展開している。関係機関が多岐にわたるため、関係機関相互の連携を取ることが難しい面もあるが、複数の会議体を構築している。

よりきめ細やかな支援活動を行うため、再委託先の支援団体とともに複数の会議体を構築し連携に努めている。





仮設団地の中でも入居戸数が多い場合は、地域支え合いセンター相談員を常駐させて対応している。また、支援が行き届きにくいみなし仮設住宅入居者に対しても、地域支え合いセンター相談員が戸別訪問等により生活の状況を確認するため巡回を行っている。

(H29.7末現在)

【建設型仮設住宅】					
	18団地	1,465戸	3,762人		
テクノ団地		479戸	1,266人	常駐	キャンナス熊本 再委託
福富団地（福祉仮設）		5戸	11人	巡回	
木山団地		215戸	543人	常駐	熊本YMCA 再委託
小規模仮設団地（15団地）		766戸	1,942人	巡回	ライフサポートチーム 再委託
【借上型仮設住宅】					
町内外みなし仮設		1,404戸		巡回	よか隊ネット 再委託
【在宅】					
り災「半壊」以上被災世帯		3,612戸		巡回	町社会福祉協議会 —

## (2) 課題・改善の方向性

### 1) 被災者個々の事情に応じた支援メニューの提供

#### ①課題

- 被災の程度や被災者の個別事情によって置かれた状況が異なり、生活再建に向け必要な支援が異なった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 世帯ごとの状況や課題等（日常生活の自立性や住まい再建の実現性等）を把握したうえで、きめ細かい支援を行うことが必要である。
- ✓ 被災者の置かれた状況を把握し、復興基金等を最大限有効に活用の上被災者支援メニューを提供することが必要である。

### 2) 専門機関との連携

#### ①課題

- 被災者が生活再建するにあたって抱えている不安や悩みを相談したくても、相談先が分からず悩みを抱えるケースがあった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 住まいの再建相談窓口を開設し、行政による支援制度だけでなく民間の各機関による支援も併せてワンストップで情報提供できるようにする等、被災者の立場に立った支援を行うことが必要である。

### 3) 地域支え合いセンターの推進体制

#### ①課題

- 情報の共有をはじめ、関係機関の連携がうまく行っていないケースが散見された。

#### ②改善の方向性

- ✓ 諸課題の情報交換、連携及び個々の世帯に応じた適切な支援を行うために、関係機関の連携をより緊密にし、一体となって被災者の生活再建を支える必要がある。

### 4) 全ての被災者に対する支援・支援漏れの把握

#### ①課題

- 制度の多くは申請主義であることや制度の周知不足等が原因で、必要な人に必要な支援が行き届かない場合があった。
- 町で使用している、被災者生活再建システムが基幹システムと別になっており、最新の住基情報や税情報との結びつきがなく、本制度を申請しているかどうかの確認が難しかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 被災者生活再建システム等を効果的に活用し、全ての被災者向け支援が必要な人に行き届くよう努める必要がある。
- ✓ 支援漏れの把握や、関係課との情報共有・連携をさせるためには、基幹系と同一システムの被災者生活再建システムを構築させる必要がある。

#### 4. 3. 15 廃棄物処理・公費解体

##### (1) 業務内容

##### 1) 前震（4月14日）～本震（4月16日）における業務

###### ①道路を閉鎖等していた災害廃棄物の処理

道路を閉鎖等していた家屋等の災害廃棄物は、道路管理者である建設課が処理を担当した。道路を閉鎖等していた家屋については、倒壊していた敷地への押込み、その後、公費解体による解体・撤去を行った。また、倒壊し道路を閉鎖等していたブロック塀については、町が所有している土捨場へ仮置きし、平成28年度末に県が管理運営する災害廃棄物二次仮置場（以下、二次仮置場）へ搬出した。

###### ②災害廃棄物一次仮置場

前震発生翌日の4月15日12時に益城中央小学校跡地に災害廃棄物一次仮置場（以下、一次仮置場）を開設した。設置場所となった土地は、およそ16,300㎡で、地震前は、敷地内の建物で子育て支援施設が運営される一方、町総合体育館と町陸上競技場に隣接しているため、補助グラウンドや臨時駐車場として活用されていた。当該用地は、地震による損傷もさほどなかったため、仮置場とすることとした。場所の確保については、たまたま好適な町有地が存在したことが不幸中の幸いであった。

15日の設置後、一次仮置場には町中から災害廃棄物を集積したが、種類ごとに分別されないまま積みあがっていった。中には危険物と思われるものまで混入していた。

16日に環境省の指導により、6品目（可燃物、不燃物、瓦、コンクリート、木材、家電類）に分別したうえで収集することとしたが、搬入量は増加の一途をたどる一方、集積した廃棄物を搬出するには至らなかったため、廃棄物の集積量は日々拡大していった。

この時期の仮置場は、役場職員だけでは全く足りず、県職員の応援、さらにはボランティアにより管理要員をまかなっていた。全員が廃棄物についての基礎知識を有しているという状況ではなく、まさに素人集団による運営となっていたことは否めない。

##### 2) 本震（4月16日）～PT設置（4月25日）における業務

###### ①災害廃棄物一次仮置場

一般社団法人熊本県産業廃棄物協会（現：一般社団法人熊本県産業資源循環協会）と締結していた「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定」に基づき、町内の産業廃棄物処理業者である「嶋本建設（株）リサイクルセンター」と委託契約を締結し、4月25日から同社による管理を開始した。

###### ②ごみステーションからのごみ収集

地震発生直後から、地域のごみステーションには家庭ごみとともに地震に伴い発生した

がれき類が大量に集積し始めた。ごみステーション自体が使用不可能になっていたり、そこに至る道路が損壊して収集車がたどりつかないような場所もあった。また、益城クリーンセンター（一部事務組合運営）は本震による施設被害が大きく運転停止となったが、ピットへの投入は可能であったため、4月19日から委託業者2社によるごみステーション回収は再開した。その後、日々大量に搬出されるがれきのためごみステーションにとどまらず、その周辺の道路にもあふれるような状態になり、回収が徐々に困難になっていた。

そのような中で、環境省からの支援要請を受けた公益社団法人全国都市清掃会議（以下、全都清）により、第一陣として神戸市が4月21日から支援に入った。その後も会員都市が交代で支援に入った。各都市のパッカー車や平ボディ車でごみ収集を行ったことにより、ごみステーション回収は徐々に平常に戻っていった。全都清による支援は、7月11日まで継続された。また、一般社団法人全国清掃事業連合会からの支援も受けた。

### 3) PT設置（4月25日）～5月末における業務

#### ①災害廃棄物一次仮置場

業者による管理を開始した25日から仮置場を閉鎖し、それまでに搬入されて山積みとなっていた災害廃棄物の搬出作業にあたった。

29日までに処理困難物等を除く全ての災害廃棄物の搬出を終え、30日から6品目（ガラス、金属、木（家具、柱）、布団、瓦、コンクリート）に分別したうえで受入れを再開した。

### 4) 復興課・環境衛生課設置（6月1日）～12月末における業務

#### ①環境衛生課の新設

益城町では従来、一般廃棄物に関する事務は住民生活課生活環境係（係長1人、係員2人）で担当していた。同係は、一般廃棄物関係事務のほかにも畜犬登録や環境保全一般に関する事務も併せて担当していた。

発災後の4月15日に災害廃棄物仮置場を設置してからは、係全員及び他課職員で仮置場運営にあたる一方、他の町職員は町内各所に設置された避難所運営に忙殺されていたため、災害廃棄物処理に関するマネジメントや公費解体に係る準備等を行う余裕はなかった。

6月1日、町行政組織を再編して環境衛生課を設置し、災害廃棄物処理に専従する廃棄物対策係（係長1人、係員4人）を設けた。6月20日からは、県職員2人の派遣を受け、災害廃棄物関係事務や国庫補助金関係手続のサポートに携わった。また、7月中旬から福岡県各市及び宮崎県宮崎市から地方自治法に基づく中長期の職員派遣を受けた。

また、家屋等の被災状況に鑑み、膨大な数の解体申請が見込まれ、想定される業務の全てを町職員の限られた人員だけで対応することは困難であった。そこで、公費解体に係る解体申請に係る事務処理業務（内容審査、積算等）及び現地調査業務を、東日本大震災でも同様の業務実施実績がある一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会に6月1

5日から委託し、また、損壊家屋等解体・撤去処理に係る発注・管理業務（アスベスト事前調査を含む）を一般社団法人熊本県解体工事業協会（以下、県解体協会）に6月21日から委託した。両協会とも事務局を環境衛生課内に設置した。

さらに、相談等の電話対応も相当数見込まれたことから、県内所在の人材派遣会社に委託し、6月21日にコールセンターを設置した。

## ②公費解体事業

主な業務となる公費解体は、損壊家屋等（住家、小屋、納屋等）を市町村が所有者に代わって解体・撤去を行うというものだった。通常の災害時には、「全壊」判定を受けた家屋については、補修により元通りに再使用することが困難なもの（＝廃棄物）であると考えられることから、市町村が主体となって、所有者の同意に基づき撤去した場合には、災害廃棄物処理に係る国庫補助の対象とされている。一方、「半壊」以下の判定を受けた家屋については、補修をすれば元通りに再使用できる程度のものであり所有者の資産である以上、通常、市町村が処理をする対象とはなりえないことから国庫補助の対象とはならず、所有者の費用により解体・撤去を行う必要がある。熊本地震においては、震度7を2度記録して住民の生活環境に密接した家屋等に甚大な被害が発生し、家屋等の解体撤去により生じる廃棄物が膨大となり、生活環境の早期復旧に支障が出るが見込まれるなど、被害の甚大さに鑑みて、市町村が主体となって半壊判定以上の損壊家屋等を解体撤去する費用について、特例的に国庫補助の対象となった。これは、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災に続く3例目の措置である。また、既に所有者等が自主的に撤去した場合においても、市町村が特に必要として災害等廃棄物処理事業に該当するものであると判断したものについては、国庫補助の対象とされた。

公費解体申請受付にあたっては、大量の申請が集中することが見込まれたため、罹災証明書発行の際に混雑したという反省点を踏まえ、次の方式を採った。

### ○申請書類事前配布

申請にあたっては事前準備が必要となるため、申請書類を事前に配布することとした。

その当時は避難所に滞在している住民が多かったため、6月6日から職員が各校区の公民館や町保健福祉センター等、各地域へ出向いて配布した。また、配布の際には個人個人へ事業の説明を行った。

申請書類事前配布及びその後の申請受付日程等については、ホームページや広報まじき臨時号、臨時災害FM等で広報を行い、周知を図った。

### ○申請受け特設会場設置

多くの受け付けブースを設置する必要があったため、特設会場を設けることとした。町本庁舎を含む町有施設はほとんどが被災しており、使用可能な施設も避難所として利用され

ていたため、特設会場として使用できる施設は限られており、選定に苦慮した。そのなかで町文化会館ロビーが使用可能であったため、同場所を特設会場とすることとした。

#### ○予約券に基づく受付日設定

申請が特定日に集中することを避けるため、申請書類事前配布とともに、受付け予約券を発行し、予約番号ごとに申請受け日を設定した。この措置は、受付け開始当初のみとし、申請が落ち着いてからは、予約番号の有無にかかわらず申請を受付けた。6月15日から受付けを開始し、7月末までは土日も開庁して受付け事務を行った。

#### ○受付け担当人員の確保

申請受付け事務を町職員だけで対応することは不可能であったため、全国各地の自治体からの応援職員の派遣を受けて対応した（1日に最大20人程度）。応援職員は町内の地区名の読み方からわからない状態であったため、大字ごとに読み仮名つきでリスト化したものを用意した

公費解体に着手するにあたって、まず、その順番を決定する必要があった。

近隣の市町村では受付順を原則としたところもあったようだが、益城町では、幹線道路沿いに所在する家屋等や、隣地等に二次被害が生じる可能性が高い家屋等（危険家屋等）を優先して解体に着手することとした。幹線道路沿いの家屋等を優先したのは、当該家屋等が倒壊することにより道路を塞ぎ、町民の生活や復旧工事に支障が生じることを防ぐためである。

危険家屋等か否かについては、まずは行政区囑託員（区長）等から情報を収集した。その後は、所有者や周辺住民等からの通報を受けて、適宜、町職員が現地調査を行って優先度を判定した。この判定も、有資格者等による厳密な判定ではなく、外観上あきらかな危険性が確認できるものに限ってのことであるから、当該家屋等の所有者に判定を説明するにあたっては慎重にならざるを得なかった。

事前立会いが完了した11件について、7月7日に公費解体に着手した。

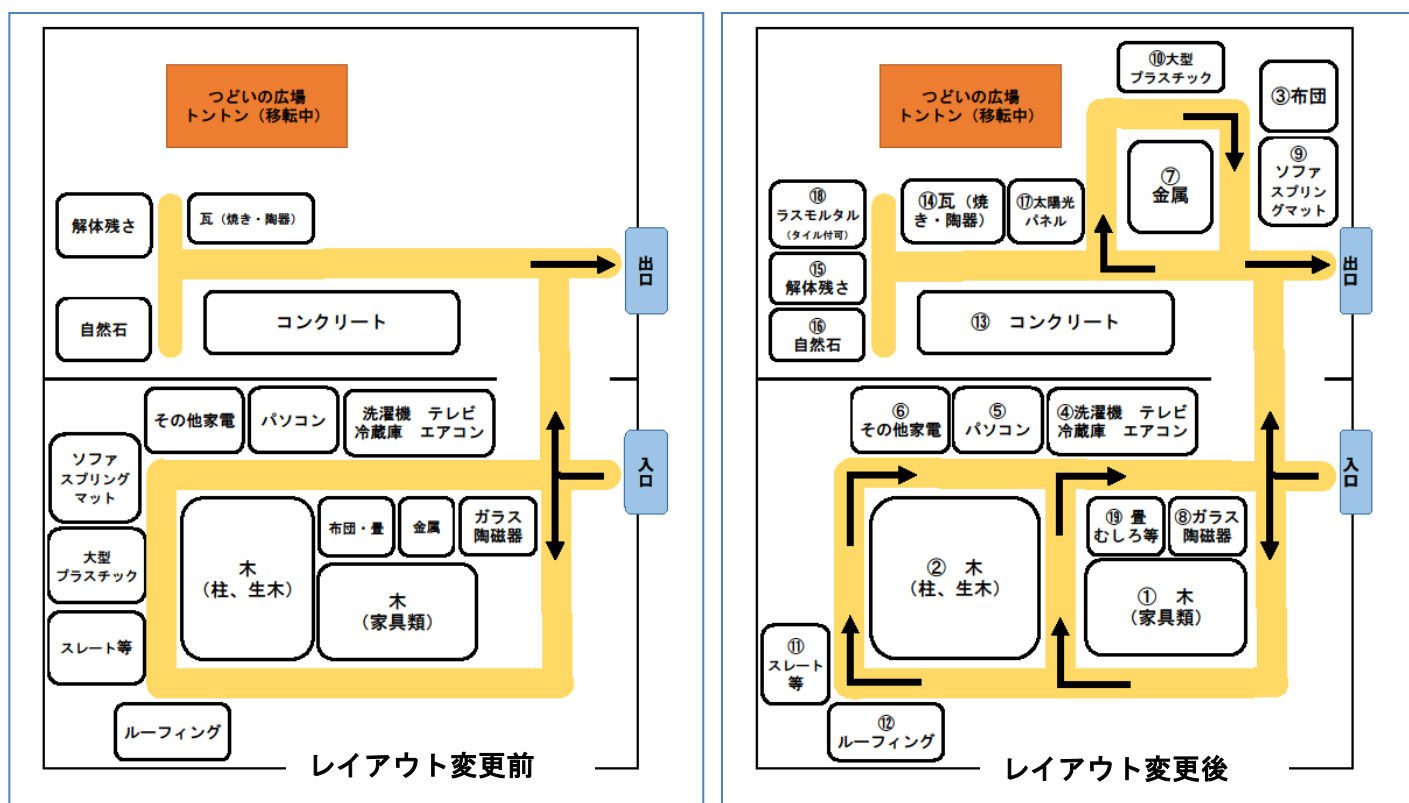
当初着手件数が少数にとどまったのは、当初から解体業者の潤沢な確保が困難であったこと、解体廃棄物を搬出する一次仮置場の容量が十分に確保できていなかったため、様子を見ながら解体班数を増やさざるを得なかったことなどが原因である。

#### ③災害廃棄物一次仮置場

5月の大型連休明けから仮置場入口での受付けを開始し、身分証明証または罹災証明書を提示してもらったうえで受入れを行っていたが、罹災証明書のコピーが出回り、町外からの不正搬入と思われる廃棄物搬入が見受けられるようになったため、搬入には許可証を必要とした。搬入許可証発行は、罹災証明書と身分証明書を添えて申請してもらい、自費解体においては有効期限を最長2週間、個人の片付けごみ搬入においては最長1週間とし

て発行した。これは不正搬入防止のための措置である。なお、自費解体は8月から、個人搬入は9月から搬入に許可証を必要とした。

平成28年7月7日から公費解体が始まり、それまでは片付けごみ中心だった一次仮置場は、解体から発生する廃棄物が中心となった。また、8月から自費解体業者に対しても仮置場を開放したため搬入車両台数は増加の一途をたどった。8月後半には、搬入車両の列が数百メートルに及び、搬入までかなりの時間を要する事態となった。現地で車列発生の原因を分析したところ、木くずを処分場へ搬出するための作業時に、搬入車両をストップせざるをえない状態となっていたことが、渋滞を発生させる主な原因であることが明らかとなった。また、一次仮置場の整理が進み、未活用スペースが生じていたこともあったため、9月6日から8日まで一次仮置場を閉鎖し、レイアウトを抜本的に変更することとした。



このレイアウト変更によって、木くず周辺に2経路を設定し、搬入と搬出とを並行して作業できるようになった他、未活用部分にも置場を配置し、円滑な利用が可能となった。これにより搬入時のボトルネックは解消し、スムーズに車列が流れるようになった。

#### ④災害廃棄物二次仮置場

熊本地震に伴い発生した廃棄物は想定以上に膨大である一方、益城町行政組織における人的資源が枯渇している状態であったため災害廃棄物処理事務の全てを益城町のみで実施

することは困難であった。そのため、熊本県に対して、災害廃棄物処理事務の一部を委託することとした。具体的には、熊本県が、益城町小谷に所在する県有地（テクノ仮設団地東側）に、益城町、宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町から事務委託を受け、中間処理施設を備えた二次仮置場が整備された。

この二次仮置場は市町村が設置運営する一次仮置場を補完するためのものであり、解体に伴い発生する廃棄物のうち、木くず、コンクリートがら、廃瓦、混合廃棄物、畳・布団を主として受け入れられた。二次仮置場へは原則として各一次仮置場からのみ搬入が認められていたが、益城町については、解体件数が大量であることに鑑み、例外的に、解体現場から直接、二次仮置場へ搬入することが一部認められた（木くず・混合廃棄物）。

二次仮置場は、整備の状況により9月30日から順次品目ごとに供用を開始していった。

#### ⑤公費解体の進捗

平成29年8月末時点での公費解体の進捗状況は、申請件数3,654件（公費解体2,308件、自費解体1,346件）、完了件数3,474件（公費解体2,128件、自費解体1,346件）、進捗率が約95.07%となっている。

公費解体事業の開始時は、発災後2年以内の完了を目標としていたが、その後の進捗状況に鑑み、一旦平成29年12月までの完了予定とし、現在では平成29年10月末までに概ね完了する見込みとなっている。

#### ⑥指定ごみ袋による収集

益城町では、家庭系ごみは指定ごみ袋での収集を行っており、その指定ごみ袋は、町で調達したうえで各小売店に卸していた。しかし、地震により、町行政機能が停止してしまい小売店に卸すことができなくなるとともに、指定ごみ袋を販売する小売店が被災し休業する等により、町民が指定ごみ袋を入手する手段が著しく制限された状態となった。そのため、発災後しばらくは、指定ごみ袋無しでの収集を行った。

平成28年8月上旬から指定ごみ袋の販売を再開したうえで、15日から指定ごみ袋での収集を再開した。指定ごみ袋での収集を再開するにあたっては、ごみ袋売り場店頭での掲示をはじめ、防災行政無線での告知等、町民への周知に努めた。それでも、再開後しばらくは、指定ごみ袋での収集再開を知らなかった旨の苦情が担当課に寄せられていた。

## （2）課題と改善の方向性

### 1）公費解体

#### ① 課題

##### ● 内部残置物の取扱い

公費解体を実施するうえでよく問題となったのが内部残置物（解体対象家屋等の内部に残存している家財道具や家庭ごみ等）であった。



内部残置物については、基本的には、所有者の責任において片付け・撤去をしてもらう必要があった。しかし、応急危険度判定で「危険」判定であったり、そもそも倒壊して立ち入ることができない等、所有者が片付けできない状態であった家屋等が町内に多数存在したため、所有者による片付けを全てにおいて求めることは極めて困難であった。

一方で、解体着手のため業者が立ち入ったところ、内部残置物が大量にあり、その撤去だけで1週間以上の期間を要したことがあるなど、内部残置物は公費解体の支障となった。

#### ● 解体現場での近隣住家とのトラブル

町内各所で解体工事を施工するにあたって、近隣住民とのトラブル発生は避けては通れなかった。

まずは、解体工事に伴う振動である。解体工事には、ある程度の振動は伴うものであるが、近隣住民からの振動に関する苦情が寄せられることがあった。震度7を短期間に2度、さらにそれに続く多数の余震を経験した住民にとっては、工事に伴う振動は非常に不快なものとなっていたと思われる。

次に、不良な施工方法によるトラブルである。シートなどで養生すべきであったにもかかわらず養生していなかったために、廃棄物が落下して隣家の壁を傷つけてしまったり、重機作業中のミスにより隣家の塀等を損傷させたりするなどのトラブルが多数発生した。

#### ● 路上落下物の多発

町内各所での解体工事件数が増すに従い、解体工事で発生したと思われる木くずやコンクリート片などの路上落下物の通報が頻発した。中には、釘などの鋭利なものがついている等、人や通行車両に危険を及ぼすものもあった。また、畳やふとんなどの大型のものもあった。特に、仮置場への搬入コース上で頻発していた。

#### ● 不法投棄の増加

損壊家屋等の解体撤去を実施していた期間は、平常時よりも解体により生じた廃棄物の不法投棄が増加した。

投棄されたものは、木くず、畳、瓦、家電（ブラウン管テレビ等）、解体残さなどが多かった。交通量の少ない道路沿いや山林など、平常時から不法投棄が発生しやすい場所で発生していた。

不法投棄事案については、県（保健所）や警察等、関係機関と共同してパトロールを実施するとともに、県産業循環資源協会や県解体協会がボランティアで回収等を行った。

#### ② 改善の方向性

##### ✓ 内部残置物の取扱い

町全域での一日でも早い公費解体完了のために、できる限りの片付けの協力をお願いすることとした。申請者本人もしくは親類等での片付けが難しい場合は、ボランテ

エアなどを活用するよう勧めた。

公費解体事業を進めていく中で内部残置物の問題が発生してきたため、当初は全く想定していなかった問題であった。申請受付時に残置物の片付けについて周知を図っていたら、もう少しスムーズに進んだのではないかと思われる。

✓ 解体現場での近隣住家とのトラブル

解体工事に伴う振動については、公費解体施工業者に対して、振動が発生する作業を実施する際に近隣に配慮することはもちろんのこと、近隣住民の方への事前のあいさつや説明を徹底するよう指示をした。しかし、解体工事を行う際に完全に振動を無くすことは不可能であるため、抜本的な解決方法は見出せていない。

隣家等への損傷については、情報が役場に届き次第、職員が現地確認を行い、損傷が施工業者の責めに帰すべきものであることが明らかである場合には、施工業者に補修など対応を指示した。施工ミスを起こさないことが一番であるが、ヒューマンエラーは防ぎようがない部分もあるため、起こってしまった際の対応が重要であると考え

✓ 路上落下物の多発

路上落下物が発生する原因は、運搬車両が飛散防止措置をとっていないことにあった。解体業者に対して適切な措置を講じるよう周知するとともに、路上落下物への対応は通常は道路管理者が行うものであるが、公費解体担当課として一日に複数回パトロールを実施して、その除去に努めた。自費解体が概ね終了した時期からは件数も減っていったが、それでもゼロにはならなかったため、解体工事業協会が主体となって落下物パトロールを週2回程度実施することとした。

## 2) 災害廃棄物一時仮置場

### ① 課題

#### ● 仮置場用地の選定

地震により多量の災害廃棄物が発生することが予想されたため、仮置場を開設する必要があった。平成22年に益城中央小学校が移転し空き地となっていた町有地があったため、そこに開設することができたが、事前に選定しておくことは重要であると痛感した。

今回仮置場を開設した益城中央小跡地においても、近隣に少数ではあるが民家があったため、コンクリートがら等廃棄物を積降する際に発生する粉じん等に対する苦情が少なからず寄せられた。

#### ● 搬入車両による渋滞

公費解体が7月に開始し、8月から自費解体分の廃棄物受入れを始め、さらには個人の片付けごみも一定数持ち込まれていたことにより、一時期搬入待ちの渋滞が発生した。渋滞解消のため仮置場の増設も検討したが、前述のとおり民家等から離れた適切な土地が見つからなかったため断念した。

そこで、仮置場のレイアウト変更に着手し、渋滞の主な原因であった木くずの搬入搬出を同時にできるようにする等、益城中央小学校跡地を広大に使用するように変更した。これにより渋滞はほぼ発生しなくなった。

## ② 改善の方向性

### ✓ 仮置場用地の選定

災害廃棄物の仮置場は、発生が想定される災害廃棄物の量を想定して設営を検討する必要がある。仮置場の用地は、できる限り生活の場となる民家や避難所から離れた土地を事前に選定しておく必要がある。

廃棄物からの粉じん対策として、近隣に散水栓を立ち上げたうえで、随時放水し湿潤化に努めた。また、敷地内通路については、散水車を用いた散水を定期的に行うことで粉じん発生の抑制に努めた。

ただし、初めから生活の場と離れた土地に開設することが一番の対策になるものと考えられる。今後の災害に備えとして、防災公園を作る際に仮置場の用地を併存させる考え方を盛り込むことも検討すべきである。

### ✓ 搬入車両による渋滞

上記仮置場用地の選定と併せて、仮置場の廃棄物配置等ルールを事前に策定するとともに、住民に対しても災害廃棄物の分別の周知や徹底を促す必要がある。

#### 4. 3. 16 役場機能の再建

益城町地域防災計画では、公共施設の強靱化等について明記されておらず、業務継続計画や受援計画等も、未策定だったため、役場機能の再建に遅れが生じた。避難所等に多くの町職員を配置したことも影響した。

益城町地域防災計画における文教対策計画で、災害が発生した場合、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、教育行政の確保を図ることとされていたが、学校施設が指定避難所になっていたため、教室等にも避難者がいたこと、また、学校施設の損壊も激しかったことも影響し、学校再開に時間を要した。

##### (1) 役場機能について

###### 1) 電算システムの復旧状況

前震後、電算のサーバやパソコン機器には被害がなかったため、4月15日に全システムを完全復旧し、今後の災害対応に必要な住基情報を外部媒体に取り出した。

サーバは耐震対策を講じていたため、大きな被害はなかったが、無停電装置の損壊により電源供給ができなかったため、結果的に使用できなかった。

外部との連絡手段を確保するためにフリーメールを取得した。

4月23日、業者にサーバを用意させ基幹系システムを復旧した。データは、クラウド型でシステム運用をしていたため、町本庁舎外のデータセンターに保管していた。情報系のファイルサーバも復旧した。

4月26日、基幹系システムのクラウド運用を再開し、事務処理（データ更新）が可能になった。

5月9日、情報系サーバも復旧した。

5月10日、住基ネットシステムを復旧し、LGWANメールが復旧。仮設プレハブ庁舎で回線工事を実施した。

###### 2) 執務スペースの確保

前震及び本震の2度の衝撃により、町本庁舎についても大きな被害を受けた。特に、本震による被害がひどく、また、余震も続いており倒壊する危険性があったため、町本庁舎での業務を断念した。執務環境を失ったことにより、役場機能が停止し、混乱を招く結果となった。震災後1週間程度は、ほとんどの町職員が避難所対応にあたり、通常業務は、ほぼ停止状態だった。しかし、混乱を収束させるためには役場機能の再建が重要課題であったため、4月22日に町災害対策本部でPTを設置するという検討がなされ、4月25日に役場機能再建PT（都市計画課長1人、総務課管財係2人及び県からの応援職員1人）を設置した。以降、5月末までの約1か月間、役場機能の早期再建のために、町有施設の電気、水道等のインフラ復旧に従事した。また、町中央公民館等、町有施設で使用可能な場所を執務室として活用したが、それだけでは、執務スペースが不足していたため、緊急

的に、仮設プレハブ庁舎を建設した。その結果、執務スペースは確保できたが、複数の施設に、各部署が分散してしまい、住民にとって、窓口等がわかりにくくなってしまった。

なお、町中央公民館のレイアウトは、窓口業務を優先させるために、一階に住民対応の課を配置した。机やイス等が不足したため、リース会社と契約し対応した。公費解体等の対応で、住民や応援職員も多く利用する環境衛生課のために、別途、町本庁舎駐車場敷地にユニットハウスを借り上げ設置した。

5月中旬の窓口業務再開及び仮設プレハブ庁舎完成に伴い、役場機能再建PTは5月下旬に解散した。

### 3) 窓口業務の復旧状況

5月9日、町保健福祉センターにて、役場窓口業務を一部（戸籍届出の受領、軽自動車税の納税証明書、戸籍・改製原戸籍・除籍謄本、抄本の交付）再開した(参考資料2「広報ましき災害臨時号No.4」を参照)。

5月16日午後、住民生活課が、町中央公民館における窓口業務を再開し、5月17日に税務課、福祉課、いきいき長寿課、こども未来課が業務を再開した。

#### <住民基本台帳業務>

4月14日の熊本地震により役場庁舎が被災し、危険であるため、住基事務の窓口として役場庁舎を使用することができなくなった。役場庁舎以外の施設は避難所として使用され、本部は保健福祉センターに設置されたが、避難所としても利用されており、窓口スペースを確保できた場合でも、人員は再建復興PT、避難所対応等に充てられたため不足しており、多くの避難者がいる中で、個人情報保護に配慮した住民票の交付や、住民異動届の受付事務を行うことは非常に困難であった。このような理由により、適切な事務を行えるスペース、人員、体制を確保するまでの間に、町保健福祉センタートレーニングルームにおいて回線工事等を行い、窓口再開に向けての準備を行った。この間、4月19日の総務省通知により、転出届については転出証明を交付せずに転入できることとするとともに、その通知については転入地の市町村長において保留する措置がとられたが、5月18日の総務省通知により通常取扱いとなった。

転入届については、転出地では通常の事務を行い、窓口再開時までにデータ整理を行った。

町中央公民館1階会議室に窓口を設置することとしたため、回線工事等を行い5月16日より窓口業務を再開した。4月14日から停止していたコンビニ交付は、6月26日から再開し、マイナンバーカードの交付事務は7月31日から再開した。

#### <戸籍事務>

戸籍届出書については、4月15日は役場庁舎で受領。2回目の地震で住民の役場庁舎への出入が禁止となったため、4月16日午前中は役場庁舎南側駐輪場で受領した。午後からは町保健福祉センターで受領することとなった。法務局通知により4月18日からは

他市町村受領の届出書の送付を停止する措置をとった。4月27日にサーバ・端末が復旧したため法務局より届出書の送付再開が通知され、町保健福祉センタートレーニングルームにおいて、戸籍事務処理を再開した。町保健福祉センターの避難者を別の避難所に集約するなどして、窓口開設の場所を同センター1階フロア階段下に設け、人員の確保を行い5月9日から戸籍等抄本等の交付を再開した。

5月16日から町中央公民館1階会議室において戸籍事務を再開した。

#### <旅券事務>

4月14日から6月末までは熊本県にて申請受付・交付事務を行い、5月9日からは、4月14日までの預かり分の交付のみを行い、7月1日から町での旅券申請受付を再開した。

#### <その他>

5月9日から軽自動車税の納税証明書の交付を再開した（交付については4月19日より町保健福祉センターにて税務課住民税係が対応していた）。

窓口業務の再開に関する住民への周知は、5月15日に、広報ましき災害臨時号と益城災害FMラジオにより行った（参考資料2「広報ましき災害臨時号No.6」を参照）。

6月から町組織機構を改編し、6月6日から、仮設プレハブ庁舎でも業務を開始した。参考資料2「広報ましき災害臨時号No.12」を参照）。

## （2） 学校関係について

### 1) 小・中学校の再開について

小・中学校は前震後の4月15日から臨時休校した。学校施設は、指定避難所になっていたため避難者を受入れていたが、本震後には、避難者がさらに増加し、教室への避難や、校庭での車中泊が激増した。

学校施設についても、損壊箇所が見受けられたため、早期の学校再開は困難な状況だった。

4月27日に政府関係機関による応急危険度判定が実施され、1日という短時間で、町内小中学校7校全ての調査が終わり、安全に使用できる部分と危険箇所の整理ができた。また、教職員による通学路の安全確認や、各家庭の聞き取り調査が実施された。

5月9日、一部校舎が使用できない学校があったが、近隣の学校の校舎を利用することで、町内全ての学校を再開した。しかし、インフラ復旧（下水道）が出来ていない学校もあり、仮設トイレを11月ごろまで使用した学校もあった。

その後は、臨時休校をしていた関係で、通常よりも遅い7月27日に1学期の終業式を行い（翌日から夏休み）、8月18日には、学校施設避難所は全て閉所し、8月22日、2学期の始業式を行った。12月22日に、2学期の終業式を行い、3学期からは通常のスケジュールとなった。

## 2) 通学状況について

今回の震災で、応急仮設住宅に居住することになった児童、生徒のために、バスの定期券の全額補助を実施し、また、スクールバスでの送迎も行った。

みなし仮設住宅に関しては、各家庭で責任を持って送迎することとなった。

## 3) 町給食センターの状況

### ①震災前の状況

町給食センターは震災前、町内の小中学校7校分、約3,350食分の給食を、町職員2人、栄養教諭1人、学校栄養職員1人、調理員23名（正規10人、パート13人）で運営しており、地産地消や行事食等、食育に熱心に取り組んでいた。また、築37年が経過しており、耐震補強もされておらず、施設の老朽化が進んでいたため、建て替え予定であった。

### ②町給食センターの被害状況

4月14日前震発災直後、町給食センター職員が当施設へ駆け付けた。まず、通電火災を防止するため、ブレーカーを遮断した。ガスが充満していたため、建物裏手にあるプロパン庫のガスボンベを閉栓した時、近隣住民からの通報で駆け付けた消防隊が到着した。念のためボンベを切り離し、重油漏れの確認を依頼した。

建物入り口にある、側溝の蓋が外れ、車の出入りができなくなった。建物全体もゆがみ、また、地盤のズレにより埋設フィット式の配管が外れた。機器類も固定されておらず、調理場への立ち入りは基本的に禁止された。

### ③給食の開始について

学校が5月9日から再開し、翌週の5月16日から給食の実施が決まった。給食費は徴収せずに、支援団体の援助と町の負担で、パンと牛乳等の簡易給食をスタートした。

子どもたちは、魚肉ソーセージ丸ごと1本を珍しがったり、デザートが必ず付いていることを喜んでいる様子だったが、量や栄養不足の問題があり、学校独自におやつを提供するなどの対策を取った。

6月1日から弁当給食を実施することが決まり、弁当業者の選定にあたっては、各学校まで配送・回収できること、食物アレルギー対応ができることなどの条件に見合う業者が見つからず、最終的には、大手の3つの業者を7校に振分け、保護者にも一部費用の負担を依頼し、弁当給食を実施した。

ご飯は保温用の箱に入れられていたが、おかずは、衛生管理上、15℃以下に冷やされて届くため、どうしても冷たい弁当になった。そのため、県と地元企業の協力を得て、温かい汁物を各学校にローテーションで週1回提供した。野菜入り具だくさんの温かい汁物は、子ども好みの味付けで、好評だった。

簡易給食



弁当給食



### (3) 町職員の業務内容の推移について

#### 1) 町職員アンケート結果による分析 (再掲)

前震発生(4月14日)から本震発生(4月16日)までの間に職員が動員された業務としては、「避難所での避難者対応に関する業務」が最も多く、全職員が投入した業務時間の29.2%が該当する。次いで「物資の輸送、供給対策」(12.9%)と「平常業務の継続・復旧」(9.1%)、「被害情報の収集、通信の確保」(6.8%)と続いている。

本震(4月16日)からPT設置(4月25日)の間では、「避難所での避難者対応に関する業務」への従事割合が突出して高く(43.2%)、次いで「物資の輸送・供給業務」(9.2%)、「平常業務の継続・復旧」(4.9%)、「公共インフラ被害の応急処置等」(4.5%)、「災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整」(4.4%)と続いている。避難所運営業務はこの時期がピークとなっている。

PT設置(4月25日)から5月末までの間においても、「避難所での避難者対応に関する業務」が最も多い(22.6%)。ただし、これに次ぐ「平常業務の継続・復旧」(20.6%)が避難所運営業務とほぼ同率を占めるようになっている。地震発生から10日~1か月程度が過ぎた時点で、避難所運営は徐々に落ち着き、平常業務を含む他業務に移行しつつあることがうかがえる。また応急対策業務としては「罹災証明書発行」(6.2%)が「避難所での避難者対応に関する業務」に次ぐ結果となっている。

6月から年末までの間になると、「平常業務の継続・復旧」が最も多く、半数を超えるようになる(50.3%)。この時期においても応急対策業務のなかでは「避難所運営」(6.0%)の割合が最も高いままであり、「仮設住宅に関する業務」(4.8%)が次いでいる。



【参考資料1：町職員アンケート問22】

業務リスト	4月14日 ～4月16日	4月16日 ～4月25日	4月25日 ～5月31日	6月1日 ～年末
01. 災害対策本部の組織・運営、 全庁的な人事・応援の受入れ調整	2.5%	4.4%	3.5%	0.9%
02. 救助・救急活動、救急医療 活動	1.9%	0.1%	0.0%	0.0%
03. 被害情報の収集、通信の確 保	6.8%	3.2%	3.6%	1.3%
04. 広報活動、災害情報の伝達	0.2%	0.8%	1.7%	0.5%
05. 避難所での避難者対応に関 する業務	29.2%	43.2%	22.6%	6.0%
06. 保健衛生対策	0.8%	2.4%	2.2%	1.9%
07. 物資等の輸送、供給対策	12.9%	9.2%	4.2%	1.7%
08. その他のボランティア、N PO、NGOなどとの協働活動	0.6%	1.5%	0.5%	0.3%
09. 公共インフラ被害の応急処 置等	3.2%	4.5%	3.8%	3.2%
10. 建物、宅地等の応急危険度 判定	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
11. 被害認定調査に関する業務	0.0%	0.0%	3.4%	2.1%
12. 罹災証明の発行に関する業 務	0.0%	0.0%	6.2%	2.3%
13. 仮設住宅に関する業務	0.0%	0.1%	2.2%	4.8%
14. 生活再建支援（義援金、生 活資金の貸付など）	0.0%	0.0%	1.1%	1.7%
15. 廃棄物処理・公費解体	2.6%	3.2%	3.4%	3.0%
16. 平常業務の継続・復旧	9.1%	4.9%	20.6%	50.3%
17. 役場機能再建	0.0%	0.1%	1.1%	0.5%
18. 復興計画の策定	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
19. その他	5.6%	5.2%	3.2%	3.8%
20. その期間は出勤を全くして いなかった	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%

※各職員が1番目と2番目に多く従事した業務の従事割合を合計し、その割合を算出した。

3番目以降の従事業務を含んでいないため、上記の総合計は100%に達しない。

また、地震発生以降の町職員の勤務状況を見ると、4月中は65.9%の職員が休みを取れなかった。「休みはなかった」と答えた職員は、5月は30.0%、6月は13.5%、7月は6.3%、8月以降は3%以下となっている。しかし「通常と同じ」と答えた職員は、4月は1.4%、5月は7.1%となっており、半数を超えるのは9月以降である。

長期にわたって、町職員に業務負荷の大きい状況が続いていたことが分かる。【参考資料 1：町職員アンケート問 5 4】

#### (4) 課題と改善の方向性

##### 1) 窓口業務停止期間の長期化

###### ①課題

- 避難所に多数の町職員を配置したため、窓口業務を早期に再開できなかった。
- 町本庁舎が被災し、使用できなくなったことが問題である。代替施設等も当初計画になかった。

###### ②改善の方向性

- ✓ 避難所については、自主防災組織等の育成を図り、町職員を最低限の配置で運営できるように計画立案する必要がある。
- ✓ 災害時にも継続すべき業務の存在を考慮したBCP（業務継続計画）の策定、と優先業務を継続・実施するために必要となる応援職員受け入れのための受援計画を策定する必要がある。
- ✓ 災害に強い町本庁舎を整備することや、代替施設等も確保しておく必要がある。

##### 2) 庁内他部署との調整

###### ①課題

- 業務再開に向けて、町組織改編等必要性があったが、担当部署との調整に時間がかかり過ぎた。
- 通常業務、災害関連業務等、全て膨大となり、人員、スペース、機材等が不足した。
- 短期の応援職員への説明や引継ぎに労力を取られた。また、複雑な業務を任せることができなかった。

###### ②改善の方向性

- ✓ 町災対本部会議が報告会にならないようにするために、決定する場と位置付けて運営しなければならない。
- ✓ 受援計画を策定し、必要な業務に精通している職員をあらかじめ、長期間で応援要請し、また、災害時においては、元職員などを非常勤職員として雇用することが有効である。

##### 3) 学校再開の遅れ

###### ①課題

- 指定避難所になっていた、学校施設の体育館が天井の落下等により使えなかったことで、教室まで避難者に開放することになり、授業の再開が遅れた。
- 通学路に指定されている道路が損壊したり、倒壊家屋で塞がれたりして、安全に登下校できない道路があった。

② 改善の方向性

- ✓ 指定避難所になっている学校施設の体育館は、被構造部材等についても耐震化を図ることが必要である。
- ✓ 道路の拡幅等を行い、通学路を整備する必要がある。

4) 給食センターの強靱化

① 課題

- 町給食センターの施設の半壊および上下水道管の断裂やボイラーの破損のため、復旧できず、給食や避難所への炊き出しができなかった。
- ガス漏れが起きていたため、火災の危険性があった。

② 改善の方向性

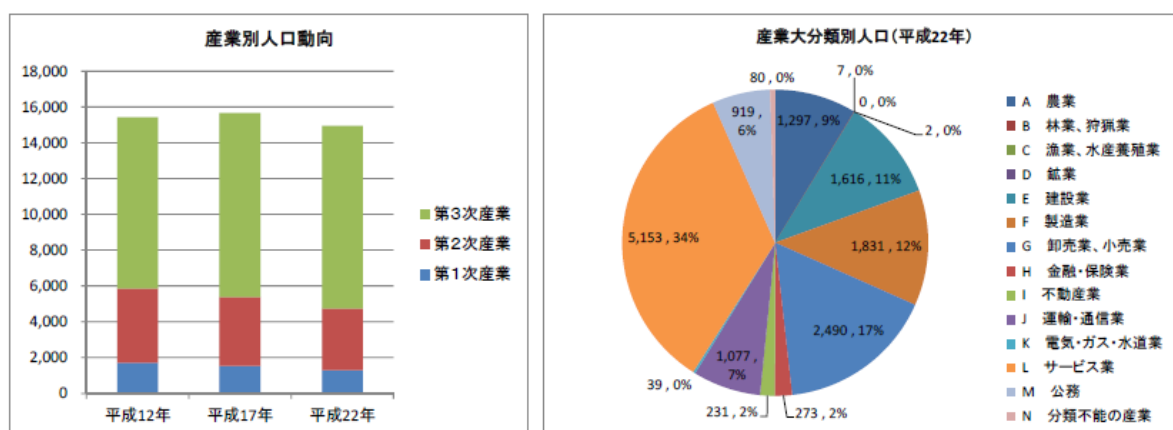
- ✓ 施設の耐震化や機器類を固定し、災害に耐えられる施設整備を行うことが必要である。また、オール電化にするなど、火災発生リスクを低減することが必要である。

#### 4. 3. 17 産業の復興

##### (1) 産業動向

###### 1) 産業の特徴

益城町においては、第3次産業に従事する就業者が最も多く、全就業者に占める割合も増加傾向にあった。一方で、第1次産業、第2次産業に従事する就業者は以前に比べ減少傾向にあった。また、第3次産業の中でも、サービス業の就業者数が約34%と最も多く、次いで卸売業・小売業が多くなっている。



##### (2) 商業の被害と復旧・復興の状況

熊本地震による被害は住家だけでなく、多くの店舗や事業所にも影響を及ぼした。店舗や事業所等の建物被害も相次ぎ、多くの事業者が営業の休止や縮小、もしくは廃業を余儀なくされる事態となった。また、営業に対する直接的な被害ではないものの、商店街街灯の補修費用、維持費用の負担が難しくなり、しばらくは商店街街灯が消灯している時期が続いた。

なお、町では、店舗や事業所等の建物被害に対して次のような取組みを行った。

①中小企業庁、経済産業省、財務省、厚生労働省等からの特例措置等の情報提供

②グループ補助金に関する情報提供

グループ補助金は県が窓口になっていたため、町が主体となった説明会や手続きを行っていたわけではないが、担当課が事業者からの相談に応じた。また、グループ形成にあたっては、商工会が中心となってグループ（未来創成グループ）を形成。説明会等も実施しながら、グループ補助金の活用に向けた取組みを行った。

なお、グループ補助金は現地再建を原則とした制度であるが、多くの商業施設が沿線に立地している県道熊本高森線の拡幅事業の話が早期に出てきたために、グループ補助金を活用できないのではないか（※移設することになるため「現地再建」とならないのではないか、土地が明確に決まらない中で設計・見積もりが困難等）と、事業者が活用を控える

ような事態も発生していた。

③店舗等からの相談受付け

④仮設店舗の設置（町内3箇所）

商業者の町外流出による町の活気の喪失を防ぐため、町・商工会・地元商業者で構成される一般社団法人まちづくり益城の3者が連携する形で、震災から2か月後の6月には仮設商店街「益城町復興市場屋台村」をオープンし、被災店舗の営業場所を確保した。

その後、テクノ仮設団地内及び木山地区にもそれぞれ仮設商店街を整備し、町内3箇所にて被災店舗による商店街を整備した。

図表：益城復興市場屋台村（惣領）



図表：テクノ仮設笑店街7（テクノ仮設）

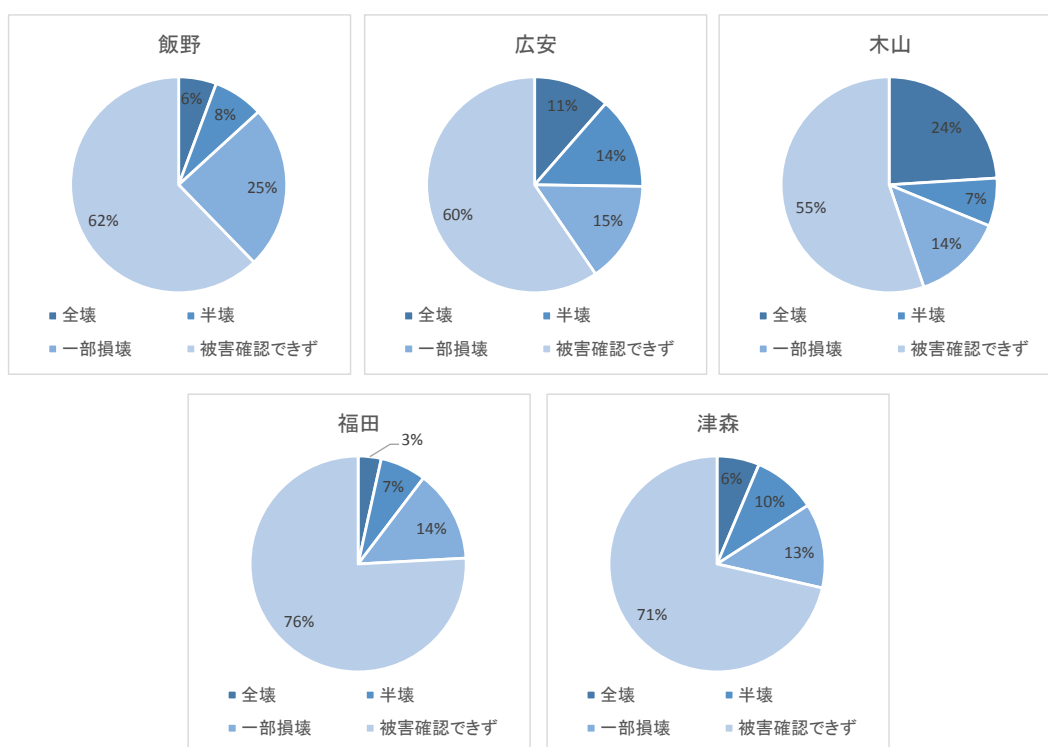


図表：いくばい益城笑店街（宮園）



＜参考：商店・事務所の被災状況＞

商工会参加企業のうち480社について、震災直後に目視で確認した結果（下図・商工会調べ）



参考）益城町内の法人登録事業者数1,488（益城町）

従業員数1～4人の事業者数比率54.8%、従業員数比率8.2%（平成26年経済センサスより）

### （3）農業の被害と復旧・復興の状況

農地、水路、農業用施設等に甚大な被害が発生した。災害査定を受けた被害件数は231箇所、町の単独事業の対象となっている被害件数も含めると600箇所を超えた。そ

の他、農業用倉庫、機械の被害については、被災農業者向け経営体育成支援事業の対象となっている被害件数が406経営体、1,151事業を数えた。

これに対して、町として取り組んだのは次のとおり。

- ①経営体育成支援事業（被災農業者向け。農業用倉庫、機械の補助）の運用
- ②国の災害査定を受検
- ③町単費での復旧事業の実施
- ④その他、復興基金事業等の要望及び運用

発災直後より、旧農政課農林整備係職員により現地確認調査を行い、農地及びため池、農道、水路等営農に支障がある施設については、町・土地改良区・地元組織（主に多面的機能支払交付金活動組織）が連携を図りながら施設の応急修理・修繕を行ったところである。

また、復旧事業費が、多額になる農業用施設及び農地については、個人の財産であり自力復旧が原則ではあるが、一定の要件（被害金額・受益者分担金納付）を満たす場合には、国庫補助がある農地等災害復旧事業を活用するために災害査定を受検した。

期間は、8月下旬から約4か月間の日程で行われ、各自治体応援職員の協力も得ながら受検を行ったが、膨大な数（およそ600箇所以上）、マンパワー不足もあり災害査定に間に合わない箇所もあった。

今後上記箇所については、単独災害復旧事業債、復興基金等の事業も活用しながら復旧を行っていく。

なお、災害査定結果は以下のとおりである。

<参考：災害査定決定箇所>

	工種	箇所	工区	査定（当初）決定事業費（千円）
農地	田・畑	69	260	200,111
計		69	260	200,111
農業用施設	ため池	3	272	69,114
〃	橋梁	3		221,080
〃	水路	87		1,186,512
〃	道路	50		255,183
〃	揚水機	19		219,472
計		162	272	1,951,361
合計		231	532	2,151,472

<参考：被災農業者向け経営体育成支援事業>

	経営体数	事業数	事業費（千円）
修繕・再建	406	1,128	3,811,258
撤去		23	33,616
合計	406	1,151	3,844,874

#### (4) 就労への影響

平成29年8月に実施した町民向けアンケートによると、地震によって仕事をやめたという人は、「働いていた」という人の約4%。休んでいるという人は約7%だった。

この状況に対して、町として実施したことは次の通り。

- ・就職情報誌の設置・配布
- ・町のホームページへの求人情報の掲載

#### (3) 課題・改善の方向性

##### 1) 商業・農業関係被害の迅速な把握と被害額の推計

###### ①課題

- あまりにも甚大な被害だったため、発災直後は、商業・農業の被害よりも人命確保・生活確保が最優先であり、被害の情報が非常に少なく、被害状況の取りまとめに苦慮した。個人経営者・個人農家については、被災により連絡がつかないケースも多く、被害状況の全容把握が困難だった。
- 商業の被害状況の把握も困難だった。町内に在籍する事業者のうち何件に被害が生じたのか、どのような被害を受けたか、どれだけ商業の休止・廃止を強いられたか、等についての統計的な情報が収集できていない。
- 商工会に加入している事業者（町の商工業者の約3割）については、商工会が被害状況を目視で確認。しかし、それ以外の事業者については、町として状況把握はできていない。

###### ②改善の方向性

- ✓ 県や関係団体と連携して、甚大な被害が発生した場合の状況把握方法を整理、共有しておくことが必要である。
- ✓ 町内事業者間のネットワーク構築に関して検討が必要である。

##### 2) 町からの支援策が限定的

###### ①課題

- 商業者向けの支援は、農業者向けの支援と比較してメニューが限られている。
- 中越地震等、他の被災地の事例を見ると、復興基金を活用して様々なメニューが提供されている。今回も復興基金で必要な事業についての照会があった際に、商業者向け支援事業の創設を町から要望として出したものの、全て採択まで至らなかった。

###### ②改善の方向性

- ✓ 復興基金等を最大限活用し、商業者の事情に応じながら、きめ細やかな支援メニューを提供していくことが必要である。
- ✓ 商業の個人事業主にとっては、家屋兼店舗の場合が多く、家屋の損壊がすなわち収入の道を断たれることになるため、例えば、復興基金が創設される際には、必ず商業者



支援枠を創設するなどの対策を、災害前から県の担当部局と調整をしておくことが必要である。

### 3) 個人事業者（商業・農業ともに）が支援手続きに不慣れ

#### ①課題

- 農業者や個人事業主（商業）からの意見として多く挙げたのが、「補助事業への申請をしたいものの、個人事業主にとっては申請書を書く、または、申請要件を満たすのが非常に難しい」という声が多く挙がっていた。

#### ②改善の方向性

- ✓ 関係機関と一体となり、助言や補助手続き支援を行える体制を構築するほか、申請手続きの簡素化等により利用し易さを向上させる取組みが必要である。

### 4) 他の復旧・復興事業との連携不足

#### ①課題

- 例えば商業の再開にあたっては、県道拡幅事業や木山区画整理事業の影響を強く受けるが、事業担当課と商業担当課の間で情報連携がなされておらず、結果、商業者に必要な情報が伝わっていない状況が発生していた。そのため、商業者と意見交換をすると、「復興事業の状況が分からない」「そのために、店舗再開の目途をつけられない」「補助事業を受けられるかどうか不安」という声が多くあげられるという状況であった。（県道拡幅事業による店舗移動がグループ補助金に影響する、店舗を再開してもすぐに移動しなければならないのであれば他所に再開した方がいいかといった声が挙げられた）
- 加えて、復興事業に対して、商業者としての意見を十分に伝えられていない状況が見受けられる。

#### ②改善の方向性

- ✓ 町内での情報連携体制の再確認を行い、課をまたぐ事業について連携して取り組むことが必要である。

#### 4. 3. 18 復興計画の策定

復興計画とは、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業を可変的速やかに実施するために策定する計画である。

本町では「第5次益城町総合計画」を基本とし、震災によって新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえ、「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を復興将来像として掲げ、その実現に向けて、力強く、着実に、復興への取組みを進めるために、「益城町復興計画」を12月に策定した。

##### (1) 業務内容

###### 1) 復興計画策定の体制構築

6月1日付の組織改編において、従来の政策推進課を改編強化して、復興課が設置された。復興課の設置は5月下旬から議論が開始された。復興課は復興計画係、復興推進係、広報係、行政改革係の4係からなり、復興計画係を中心として復興計画の策定が進められた。

復興計画係は発足当初、町職員2名だった。6月中旬に県職員1名が、6月下旬以降に民間コンサルタント（最終的には3社・4名が町役場復興課に常駐）が加わり、復興計画の策定を進めた。

###### 2) 基本方針の策定

復興計画の策定は、「益城町震災復興基本方針」の作成から着手した。復興計画係の担当者2名が中心となって議論し、7月6日に策定・公表した。

###### 3) 住民からの意見の聴取

###### ①意見交換会・説明会の開催

復興計画の策定にあたっては、「住民の意見に丁寧に耳を傾ける」という町長の意向を踏まえ、住民意見交換会を開催した。

住民意見を伺う具体的な方法として、以下の取組みを行った。

- ・ 復興に向けた区長との意見交換会（7月7日～17日、全6回、計68名参加、役場前ユニットハウスにて開催）
- ・ 第1回益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会（7月28日～8月20日、全14回、計1,107人参加、益城中学校体育館及び町文化会館にて開催。また、応急仮設住宅団地においても開催）
- ・ 第2回益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会（10月17～22日、全7回、計524人参加、町交流情報センター、町保健福祉センター、公民館飯野分館・福田

分館・津森分館にて開催。また、応急仮設住宅団地においても開催)

- ・ 益城町復興計画(案)に関する住民意見公募(パブリックコメント)(11月15～28日、計71人から230意見提出)

復興計画の策定にあたっては住民意見の聴取を重視したものの、特に初期段階の説明会においては復旧・復興に向けた事業の財源が不確定だったため、説明に苦慮することも多かった。

## ②アンケート調査の実施

住民の意向を定量的に把握するために、郵送配布・回収方式によるアンケート「益城町の復興に関する意向調査」を行った。同調査は4月14日時点で住民基本台帳に記載されている全世帯13,097世帯を対象とした。8月18日発送・9月2日締切りで調査を行い、5,683世帯から回答を得た(回収率43.4%)。

## ③若者意見の聴取

住民意見交換会の参加者や郵送アンケートの回答者の平均年齢が高かったことから、若年層からの意見聴取のために小中学生を対象としたアンケート調査や、15～30歳を対象として益城町の未来について意見交換するワークショップ「益城町未来トーク」の開催などを行った。

- ・ 若者向けワークショップ「益城町未来トーク」(10月8日、95人参加、町保健福祉センターにて開催)
- ・ 小中学生アンケート(10月13日配布・21日回収、全小学校5・6年生および全中学校1・2年生対象、1,248人から回収)

## 4) 復興計画策定委員会および専門部会の設置・運営

復興計画策定委員会において復興計画に関する議論を行った(8月5日に第1回益城町復興計画策定委員会を開催)。委員会には、くらし復興、復興まちづくり、産業復興という3つの専門部会を設置した。委員会および専門部会には学識経験者、県・町議会議員、区長、公共機関、町職員等が参加した。委員会は計4回、専門部会は3部会それぞれ6回(計18回)開催した。委員会では、住民意見交換会やアンケート調査などで得られた住民意見、益城町が発災前に目指していた将来像(第5次総合計画で示していたもの)、発災によって明らかになった課題などに基づき、益城町が目指すべき将来像とその実現方法について委員に討議いただき、益城町が復興に向けて取り組むシンボルプロジェクトおよび分野別取組みとして取りまとめた。

復興計画は12月8日に開催された第4回委員会にて最終案について協議が行われた。同案は12月12日に震災復興本部会議によって策定され、12月20日に町議会で承認

を受けた。復興計画は町ホームページにて公表されており、計画の内容（益城町が目指す復興将来像や実現に向けたシンボルプロジェクト、分野別取組みなど）に加えて、策定の経緯やアンケート調査の結果概要などが記載されている。

## （２）課題・改善の方向性

### １）計画策定に向けた町内体制の構築

#### ①課題

- 復興計画の策定を担当した復興計画係は発足当初は町職員２名体制であり、復興計画を策定するために必要となる人数や知識・専門性が十分ではなかった。

#### ②改善の方向性

- ✓ 過去の災害において復興計画の策定に係わったことのある町職員や関係者など業務に通じた経験者を当該業務OBとして登録しておくことが必要である。
- ✓ 関連部門の県庁職員や外部機関等からの応援職員を円滑に受け入れられるよう、受援の計画を策定しておくことが必要である。
- ✓ 事前復興計画を策定しておくことが必要である。

### ２）住民への情報提供・住民の意見聴取

#### ①課題

- 復興計画の方針について、町役場より住民へ伝えることは重要である。住民からの信頼を得て円滑な協議を進められるようにするために、町役場より復興方針を提示し説明する時期や、段階的な説明、丁寧な意見聴取など、被災町民の状況や心情に配慮した進め方に苦慮した。

#### ②善の方向性

- ✓ 平時から住民と協働のまちづくりを進め、信頼関係を醸成する努力が必要である。

## 参考資料

### 参考資料1 町職員アンケート

# 平成 28 年熊本県地震への対応に係る 益城町職員アンケート調査

益城町長 西村博則

ご記入にあたってのお願い

- 本アンケート調査への回答は、添付のエクセルファイル(職員アンケート回答票.xls)に記入し、**3月10日(金)**までに、**〇〇まで送付ください。**
- ご回答の方法は、あてはまる番号を選んで選んでいただくものと、具体的な名称や内容を書いていただくものがあります。「その他」を選ばれた場合には、その内容を具体的にお書きください。
- 質問によっては、次に進む質問箇所が異なる場合がありますので、表示に従ってご記入ください。
- 調査の回答内容は、個人が特定されないように、統計的に処理します。

## ■この地震による、あなたご自身の被害についてお聞きします

問 1. この度の地震によって、ご自身や、ご家族はどのような被害をお受けになりましたか。(〇はいくつでも) n=217

- |                           |      |                      |       |
|---------------------------|------|----------------------|-------|
| 1. 亡くなった同居家族がいる           | 0.5% | 2. 自分や同居家族に怪我をした者がいる | 8.3%  |
| 3. 同居はしていなかったが、亡くなった家族がいる | 0.5% | 4. 家族は全員無事だった        | 92.6% |

問 2. 地震当時お住まいだった住宅に被害を受けましたか。(〇はひとつ) n=196

- |       |          |       |         |              |
|-------|----------|-------|---------|--------------|
| 1. 全壊 | 2. 大規模半壊 | 3. 半壊 | 4. 一部損壊 | 5. 特に被害はなかった |
| 18.4% | 4.1%     | 20.9% | 41.8%   | 14.8%        |

問 3. 震災後、あなたは、どこから出勤していましたか。(〇はいくつでも) n=213

- |                      |              |              |       |
|----------------------|--------------|--------------|-------|
| 1. 震災前の自宅            | 2. 自動車(車中泊)  | 3. 実家や親類・知人宅 | 15.0% |
| 64.8%                | 24.4%        | 8.9%         | 7.0%  |
| 4. 震災前とは別のアパートや家を借りた | 5. その他(具体的に) |              |       |

## ■ 4月14日の前震についてお聞きします

問 4. 4月14日に前震の起きた時、どこにいましたか(〇はひとつだけ) n=214

- |                     |           |       |                 |      |
|---------------------|-----------|-------|-----------------|------|
| 1. 自宅(町内)           | 2. 自宅(町外) | 3. 職場 | 4. 自宅と職場以外の益城町内 | 7.0% |
| 53.7%               | 29.4%     | 0.9%  | 8.4%            | 0.5% |
| 5. 益城町外の熊本県内(自宅を除く) | 6. 熊本県外   |       |                 |      |

問 5. あなたは、前震の起きた14日の夜に、職場や避難所などへ出勤しましたか。(〇はひとつだけ) n=211

- |   |       |
|---|-------|
| 1. 14日の夜には、出勤していない・出勤できなかった(出勤は15日の朝以降) | 38.4% |
| 2. 14日の夜のうちに出勤した                        | 61.6% |

問 6. (問5で1と答えた方) あなたが14日の夜に、参集しなかった・できなかった理由を教えてください。(〇はいくつでも) n=82

- |                     |       |                      |       |
|---------------------|-------|----------------------|-------|
| 1. 県外など遠くにいたため      | 0.0%  | 2. 家族や自宅が被災したため      | 37.8% |
| 3. 家の周りでの救出活動を行ったため | 11.0% | 4. 参集が必要なことを知らなかったため | 14.6% |
| 5. 移動する途中が危険と思ったため  | 36.6% | 6. その他(具体的に)         | 25.6% |

問 7. (問5で1と答えた方) 最初にあなたが出勤したのはいつですか(〇はひとつ) n=106

- |                    |       |             |      |
|--------------------|-------|-------------|------|
| 1. 15日から本震(16日)の間  | 77.4% | 2. 本震のあと16日 | 4.7% |
| 3. 17日以降(何日後か具体的に) | 17.9% |             |      |

問 8. (問5で2と答えた方) あなたが職場などに到着したのは、地震が発生してからどれくらい後でしたか。(〇はひとつ) n=181

- |          |          |           |                |
|----------|----------|-----------|----------------|
| 1. 2時間以内 | 2. 6時間以内 | 3. 12時間以内 | 4. 12時間以上たってから |
| 68.0%    | 11.6%    | 16.6%     | 3.9%           |

→問 13へ

問 9. (問 5 で 2 と答えた方) 平時であれば、その最初にあなたが到着した場所まで、前震が起きたときにあなたがいた場所から、どの程度の時間で移動できますか。普段使っている交通手段で移動することを想定してお答えください。(○はひとつ) n=180

1. 15分以内	2. 30分以内	3. 45分以内	4. 1時間以内	5. 1時間以上
62.2%	26.7%	8.9%	2.2%	0.0%

問 10. (問 5 で 2 と答えた方) 最初にあなたが到着した職場などはどこですか。(○はひとつ) n=177

1. 本庁舎	66.7%	2. 水道センター	1.1%	3. 浄化センター	2.8%
4. 保健福祉センター	12.4%	5. 飯野小学校	1.1%	6. 益城町公民館飯野分館	0.0%
7. 益城町立第二保育所	0.6%	8. 広安西小学校	0.6%	9. 広安小学校	0.6%
10. ひろやす愛児園	0.6%	11. 益城町立益城幼稚園	3.4%	12. 益城町総合体育館	1.1%
13. 益城町公民館福田分館	0.0%	14. 津森小学校	0.0%	15. 益城町公民館津森分館	0.0%
16. 益城町立第三保育所	1.1%	17. その他(具体的に	7.9%	)	

問 11. (問 5 で 2 と答えた方) そこに参集したのは、なぜですか。(○はひとつ) n=177

1. その場所に向かうよう連絡を受けたので	12.4%
2. 連絡はなかったが、平常時の所属場所なので	72.3%
3. 連絡はなく、平常時の所属場所でもないが、早く行けそうな場所だったので	7.9%
4. その他(具体的に	7.3%

問 12. (問 5 で 2 と答えた方) あなたは、その場所へ、どのような移動手段でむかいましたか。(○はいくつでも) n=177

1. 徒歩で	26.0%	2. 車で	62.1%	3. 自転車で	7.9%	4. バイクで	3.4%
5. その他(具体的に	2.8%	)					

問 13. 初動の参集について、あなたご自身にとってどのようなことが課題でしたか。(○はいくつでも) n=195

1. 自分自身が負傷した	4.1%
2. 自宅や家族の被害で参集が難しかった	15.9%
3. 自宅や家族に大きな被害はなかったが、家庭などの事情で参集が難しかった	16.9%
4. 何処に参集すべきなのか、迷った	15.9%
5. 参集の可否や参集場所などについて、報告や相談すべき方法などがわからなかった	25.6%
6. 参集する途中が危険だった(暗かった、道路・橋が被災していた等)	56.9%
7. その他(具体的に	8.2%

問 14. 地震が発生した際の初動の参集について、町の防災体制・対策として、今後、どのように改善したらよいと思われますか。自由に意見をお書きください。

■（問 5 で 2 と答えた方）前震による参集後の執務状況についてお聞きします

問 15. 14 日の夜、職場に参集した直後から夜が明けるまで、主にどのような業務を担当しましたか。

（〇はいくつでも） n=153

- |                  |       |                        |       |
|------------------|-------|------------------------|-------|
| 1. 町内の被害状況の収集    | 14.4% | 2. 職員の安否確認、体制の確保       | 3.9%  |
| 3. 避難所の運営        | 49.0% | 4. 救出活動に係わる業務（連絡調整ふくむ） | 17.0% |
| 5. 町関連施設の被害確認、復旧 | 15.0% | 6. その他（具体的に            | 30.7% |

問 16. それらの業務は、地域防災計画に想定されている業務でしたか。（〇はひとつ） n=155

- |                         |       |                     |       |
|-------------------------|-------|---------------------|-------|
| 1. おおむね想定されていた通りの業務であった | 20.6% | 2. 想定とは異なる業務となった    | 16.1% |
| 3. 想定はなかった              | 6.5%  | 4. 想定があったのかどうか分からない | 56.8% |

問 17. 前震のあと参集後の指示系統はどのような状況でしたか。（〇はひとつ） n=165

- |                   |       |                                |       |
|-------------------|-------|--------------------------------|-------|
| 1. 所属長から指示をうけていた  | 29.7% | 2. 所属長以外からの指示系統となったが、一本化はされていた | 4.8%  |
| 3. 複数の系統からの指示をうけた | 12.7% | 4. 指示系統がはっきりしなかった              | 52.7% |

問 18. 前震直後の初動の業務体制について、どのようなことが課題でしたか。（〇はいくつでも） n=161

- |                                      |       |                            |       |
|--------------------------------------|-------|----------------------------|-------|
| 1. 参集はしたが、できることがなかった                 | 3.7%  | 2. 参集したあと具体的に何をすべきか指示がなかった | 34.2% |
| 3. 指示系統がはっきりしなかったり、複数の指示があったりして、混乱した | 53.4% | 4. 業務執行中に身の危険を感じるがあった      | 28.0% |
| 5. その他（具体的に                          | 13.0% |                            |       |

問 19. 職場に参集した後の初動の業務体制などについて、今後、担当部署や町役場全体としてどのように改善したらよいと思われますか。自由に意見をお書きください。

■つぎに、本震の時の状況についてお聞きします

問 20. 4 月 16 日午前 1 時 25 分ごろに発生した「本震」の際に、あなたはどこにいましたか。（〇はひとつ） n=213

- |       |       |                             |       |        |       |
|-------|-------|-----------------------------|-------|--------|-------|
| 1. 自宅 | 42.3% | 2. 勤務施設や、その近くの仮眠場所（避難所等を含む） | 42.3% | 3. その他 | 15.5% |
|-------|-------|-----------------------------|-------|--------|-------|

問 21. 本震による身の危険がありましたか。（〇はいくつでも） n=214

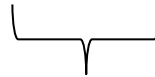
- |                                  |       |                            |       |
|----------------------------------|-------|----------------------------|-------|
| 1. 怪我をした                         | 5.1%  | 2. 棚が倒れたり物が落ちたりして、身の危険があった | 69.2% |
| 3. 建物や地盤に被害があり、本震のすぐ後に立ち入り禁止になった | 13.1% | 4. 特に身の危険はなかった             | 20.6% |
| 5. わからない                         | 3.3%  |                            |       |



## ■ここから応急期の対応についてお聞きします

問 22. あなたが主に従事した業務内容を、従事時間の多かった順に2つ記載するとともに、各業務に従事したおおむねの時間割合を記入してください。業務は下記の「業務リスト」のなかから番号を選んで記載してください。

		1番目に時間の多かった業務		2番目に時間の多かった業務	
		業務種別	従事割合	業務種別	従事割合
1	4/14(木)の前震から4/16(土)の本震まで				
2	4/16(土)の本震から4/25(月)のPT設置まで				
3	4/25(月)のPT設置から5月末まで				
4	6/1から12/31まで				
	(記入例)	7	6割	3	4割



4時期で最も多くの時間従事した業務1つ(合計4つ)について、詳しくお聞きしていきます。

### ○業務リスト

1. 平常業務の継続・復旧
2. 災害対策本部の組織・運営、全庁的な人事・応援の受入れ調整
3. 役場機能再建PT
4. 家屋被害認定PT、被害認定調査に関する業務
5. 罹災証明PT、罹災証明の発行に関する業務
6. 住まい支援PT、仮設住宅に関する業務
7. 避難所対策PT、避難所での避難者対応に関する業務
8. 被害情報の収集、通信の確保
9. 広報活動、災害情報の伝達
10. 救助・救急活動、救急医療活動
11. 保健衛生対策(防疫、食品衛生、健康管理、要援護者対策、被災動物対策など)
12. 物資等の輸送、供給対策
13. その他のボランティア、NPO、NGOなどとの協働活動
14. 公共インフラ被害の応急処置等(道路点検・復旧、水道、水害・土砂災害予防対策等)
15. 建物、宅地等の応急危険度判定
16. 生活再建支援(義援金、生活資金の貸付など)
17. 廃棄物処理・公費解体
18. 復興対策(復興計画策定の準備、産業対策など)
19. その他(具体的に )
20. その期間は出勤を全くしていなかった

**1：4/14(木)の前震から4/16(土)の本震までに最も多くの時間従事した業務について**

問 23. 4月14日の前震から4月16日の本震までの間に、町民からの苦情や困っていたことで、今後の町の対策に重要と思われることにどのようなものがありましたか。(例：仮設トイレが設置されている場所が分からない)

--

問 24. その業務を当該時期に執行する際に、あなたや担当部署に次のような課題はありましたか。各項目についてあてはまるものをおしえてください。(○はいくつでも)

	1	2	3
	大きな課題だった	少し課題となった	課題でなかった
1. 一人で担当する業務量が膨大だった	1	2	3
2. 必要な知識や技能が自分に足りなかった	1	2	3
3. 必要な機材や物資が足りなかった	1	2	3
4. 必要な施設や空間が足りなかった	1	2	3
5. 必要な情報が入らなかつたり、錯綜したりした	1	2	3
6. 対応方針や指示がはっきりせず苦慮した	1	2	3
7. 庁内の他部署との調整に苦慮した	1	2	3
8. 住民への説明や対応で苦慮した	1	2	3
9. 県や応援機関など他機関との調整に苦慮した	1	2	3
10. その他(具体的に )	1	2	3

問 25. その業務に関連して当該時期に、外部機関・職員からの支援はありましたか。(○はひとつ)

1. ほとんどなかった	2. 支援はあったがあまり助けにはならなかった
3. 支援があり、とても助かった	

問 26. (問 25 で 3 と答えた方) 助けとなった支援はどのようなものでしたか。特に役立った、支援内容と支援団体の組み合わせを、3つまでお答えください。

	支援内容(ひとつだけ)	支援団体(ひとつだけ)
役立った支援1		
役立った支援2		
役立った支援3		
(記入例)	1	4

○支援内容リスト

- |   |                       |                   |
|---|-----------------------|-------------------|
| 1. 現場(避難所等)でのマンパワーの提供                       | 2. 専門職(保健師等)による現場での活動 |                   |
| 3. 町役場等での業務管理・組織運営等のマネジメントの支援(多機関調整、計画立案など) |                       |                   |
| 4. 物資・機材の提供                                 | 5. 施設・空間の提供           | 6. 被災地状況の収集・分析・提供 |
| 7. 災害対応に係るノウハウ等の情報提供                        | 8. その他(具体的に )         |                   |

○支援団体リスト

- |                                |                             |                               |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. 熊本県                         | 2. 国                        | 3. 県外からの都道府県・市町村(一般職、専門職、技術職) |
| 4. 民間営利企業・事業者団体                | 5. 医師会、JMATなど医療福祉関係者のネットワーク |                               |
| 6. そのほかの法人、NGO・NPO, ボランティア団体など | 7. 一般の市民ボランティア              |                               |
| 8. 益城町の住民団体(自治会、消防団、婦人会など)     |                             |                               |

問 27. 外部からの支援を効果的に受け、協力して災害対応を実施していくうえで、課題となったこと・今後に改善すべきことがあったらお書きください。

--

問 28. 4月14日の前震から4月16日の本震までの間で、特に課題だったことおよび工夫したことをお書きください。

課題だったこと
工夫したこと

問 29. 問 24 で答えていただいた課題に対する改善策として、担当部署や町役場としてどのような対処が望まれると思いますか。災害発生前に取り組むべきこと・発生後の運用で留意すべきことそれぞれをお答えください。

○災害発生前に準備・取り組むべきこと

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

○災害発生後の運用で留意すること

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

**2：4/16(土)の本震から4/25(月)のPT設置まで**

問 30. 4月16日の前震から4月25日のPT設置までの間に、町民からの苦情や困っていたことで、今後の町の対策に重要と思われることにどのようなものがありましたか。(例：仮設トイレが設置されている場所が分からない)

--

問 31. その業務を当該時期に執行する際に、あなたや担当部署に次のような課題はありましたか。各項目についてあてはまるものをおしえてください。(○はいくつでも)

	1	2	3
	大きな課題だった	少し課題となった	課題でなかった
1. 一人で担当する業務量が膨大だった	1	2	3
2. 必要な知識や技能が自分に足りなかった	1	2	3
3. 必要な機材や物資が足りなかった	1	2	3
4. 必要な施設や空間が足りなかった	1	2	3
5. 必要な情報が入らなかつたり、錯綜したりした	1	2	3
6. 対応方針や指示がはっきりせず苦慮した	1	2	3
7. 庁内の他部署との調整に苦慮した	1	2	3
8. 住民への説明や対応で苦慮した	1	2	3
9. 県や応援機関など他機関との調整に苦慮した	1	2	3
10. その他(具体的に )	1	2	3

問 32. その業務に関連して当該時期に、外部機関・職員からの支援はありましたか。(○はひとつ)

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 1. ほとんどなかった      | 2. 支援はあったがあまり助けにはならなかった |
| 3. 支援があり、とても助かった |                         |

問 33. (問 32 で 3 と答えた方) 助けとなった支援はどのようなものでしたか。特に役立った、支援内容と支援団体の組み合わせを、3つまでお答えください。

	支援内容(ひとつだけ)	支援団体(ひとつだけ)
役立った支援1		
役立った支援2		
役立った支援3		
(記入例)	1	4

○支援内容リスト

- |   |                       |                   |
|---|-----------------------|-------------------|
| 1. 現場(避難所等)でのマンパワーの提供                       | 2. 専門職(保健師等)による現場での活動 |                   |
| 3. 町役場等での業務管理・組織運営等のマネジメントの支援(多機関調整、計画立案など) |                       |                   |
| 4. 物資・機材の提供                                 | 5. 施設・空間の提供           | 6. 被災地状況の収集・分析・提供 |
| 7. 災害対応に係るノウハウ等の情報提供                        | 8. その他(具体的に )         |                   |

○支援団体リスト

- |                                |                             |                               |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. 熊本県                         | 2. 国                        | 3. 県外からの都道府県・市町村(一般職、専門職、技術職) |
| 4. 民間営利企業・事業者団体                | 5. 医師会、JMATなど医療福祉関係者のネットワーク |                               |
| 6. そのほかの法人、NGO・NPO, ボランティア団体など | 7. 一般の市民ボランティア              |                               |
| 8. 益城町の住民団体(自治会、消防団、婦人会など)     |                             |                               |

問 34. 外部からの支援を効果的に受け、協力して災害対応を実施していくうえで、課題となったこと・今後に改善すべきことがあったらお書きください。

--

問 35. 4月16日の前震から4月25日のPT設置までの間で、特に課題だったことおよび工夫したことをお書きください。

課題だったこと
工夫したこと

問 36. 問 31 で答えていただいた課題に対する改善策として、担当部署や町役場としてどのような対処が望まれると思いますか。災害発生前に取り組むべきこと・発生後の運用で留意すべきことそれぞれをお答えください。

○災害発生前に準備・取り組むべきこと

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

○災害発生後の運用で留意すること

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

**3：4/25（月）のPT設置から5月末まで**

問 37. 4/25 のPT設置から5月末までの間に、町民からの苦情や困っていたことで、今後の町の対策に重要と思われることにどのようなものがありましたか。（例：仮設トイレが設置されている場所が分からない）

--

問 38. その業務を当該時期に執行する際に、あなたや担当部署に次のような課題はありましたか。各項目についてあてはまるものをおしえてください。（○はいくつでも）

	1	2	3
	大きな課題だった	少し課題となった	課題でなかった
1. 一人で担当する業務量が膨大だった	1	2	3
2. 必要な知識や技能が自分に足りなかった	1	2	3
3. 必要な機材や物資が足りなかった	1	2	3
4. 必要な施設や空間が足りなかった	1	2	3
5. 必要な情報が入らなかつたり、錯綜したりした	1	2	3
6. 対応方針や指示がはっきりせず苦慮した	1	2	3
7. 庁内の他部署との調整に苦慮した	1	2	3
8. 住民への説明や対応で苦慮した	1	2	3
9. 県や応援機関など他機関との調整に苦慮した	1	2	3
10. その他（具体的に ）	1	2	3

問 39. その業務に関連して当該時期に、外部機関・職員からの支援はありましたか。（○はひとつ）

1. ほとんどなかった	2. 支援はあったがあまり助けにはならなかった
3. 支援があり、とても助かった	

問 40. （問 39 で3と答えた方）助けとなった支援はどのようなものでしたか。特に役立った、支援内容と支援団体の組み合わせを、3つまでお答えください。

	支援内容（ひとつだけ）	支援団体（ひとつだけ）
役立った支援1		
役立った支援2		
役立った支援3		
（記入例）	1	4



○支援内容リスト

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 現場(避難所等)でのマンパワーの提供                       | 2. 専門職(保健師等)による現場での活動 |
| 3. 町役場等での業務管理・組織運営等のマネジメントの支援(多機関調整、計画立案など) |                       |
| 4. 物資・機材の提供                                 | 5. 施設・空間の提供           |
| 6. 被災地状況の収集・分析・提供                           |                       |
| 7. 災害対応に係るノウハウ等の情報提供                        | 8. その他(具体的に )         |

○支援団体リスト

- |                                |                             |                               |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. 熊本県                         | 2. 国                        | 3. 県外からの都道府県・市町村(一般職、専門職、技術職) |
| 4. 民間営利企業・事業者団体                | 5. 医師会、JMATなど医療福祉関係者のネットワーク |                               |
| 6. そのほかの法人、NGO・NPO, ボランティア団体など | 7. 一般の市民ボランティア              |                               |
| 8. 益城町の住民団体(自治会、消防団、婦人会など)     |                             |                               |

問 41. 外部からの支援を効果的に受け、協力して災害対応を実施していくうえで、課題となったこと・今後に改善すべきことがあったらお書きください。

--

問 42. 4/25 のPT設置から5月末までの間で、特に課題だったことおよび工夫したことをお書きください。

課題だったこと
工夫したこと

問 43. 問 38 で答えていただいた課題に対する改善策として、担当部署や町役場としてどのような対処が望まれると思いますか。災害発生前に取り組むべきこと・発生後の運用で留意すべきことそれぞれをお答えください。

○災害発生前に準備・取り組むべきこと

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

○災害発生後の運用で留意すること

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

**4：6月1日から12月31日まで**

問 44. 6月1日から12月31日までの間に、町民からの苦情や困っていたことで、今後の町の対策に重要と思われることにどのようなものがありましたか。(例：仮設トイレが設置されている場所が分からない)

--

問 45. その業務を当該時期に執行する際に、あなたや担当部署に次のような課題はありましたか。各項目についてあてはまるものをおしえてください。(○はいくつでも)

	1	2	3
	大きな課題だった	少し課題となった	課題でなかった
1. 一人で担当する業務量が膨大だった	1	2	3
2. 必要な知識や技能が自分に足りなかった	1	2	3
3. 必要な機材や物資が足りなかった	1	2	3
4. 必要な施設や空間が足りなかった	1	2	3
5. 必要な情報が入らなかつたり、錯綜したりした	1	2	3
6. 対応方針や指示がはっきりせず苦慮した	1	2	3
7. 庁内の他部署との調整に苦慮した	1	2	3
8. 住民への説明や対応で苦慮した	1	2	3
9. 県や応援機関など他機関との調整に苦慮した	1	2	3
10. その他(具体的に )	1	2	3

問 46. その業務に関連して当該時期に、外部機関・職員からの支援はありましたか。(○はひとつ)

1. ほとんどなかった	2. 支援はあったがあまり助けにはならなかった
3. 支援があり、とても助かった	

問 47. (問 46 で 3 と答えた方) 助けとなった支援はどのようなものでしたか。特に役立った、支援内容と支援団体の組み合わせを、3つまでお答えください。

	支援内容(ひとつだけ)	支援団体(ひとつだけ)
役立った支援1		
役立った支援2		
役立った支援3		
(記入例)	1	4

○支援内容リスト

- |   |                       |                   |
|---|-----------------------|-------------------|
| 1. 現場(避難所等)でのマンパワーの提供                       | 2. 専門職(保健師等)による現場での活動 |                   |
| 3. 町役場等での業務管理・組織運営等のマネジメントの支援(多機関調整、計画立案など) |                       |                   |
| 4. 物資・機材の提供                                 | 5. 施設・空間の提供           | 6. 被災地状況の収集・分析・提供 |
| 7. 災害対応に係るノウハウ等の情報提供                        | 8. その他(具体的に )         |                   |

○支援団体リスト

- |                                |                             |                               |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. 熊本県                         | 2. 国                        | 3. 県外からの都道府県・市町村(一般職、専門職、技術職) |
| 4. 民間営利企業・事業者団体                | 5. 医師会、JMATなど医療福祉関係者のネットワーク |                               |
| 6. そのほかの法人、NGO・NPO, ボランティア団体など |                             | 7. 一般の市民ボランティア                |
| 8. 益城町の住民団体(自治会、消防団、婦人会など)     |                             |                               |

問 48. 外部からの支援を効果的に受け、協力して災害対応を実施していくうえで、課題となったこと・今後に改善すべきことがあったらお書きください。

--

問 49. 6月1日から12月31日の間で、特に課題だったことおよび工夫したことをお書きください。

課題だったこと
工夫したこと

問 50. 問 45 で答えていただいた課題に対する改善策として、担当部署や町役場としてどのような対処が望まれると思いますか。災害発生前に取り組むべきこと・発生後の運用で留意すべきことそれぞれをお答えください。

○災害発生前に準備・取り組むべきこと

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

○災害発生後の運用で留意すること

実施主体 (○は いくつでも)	1. 自部署で取り組むべきこと                      2. 他部署と共に取り組むべきこと 3. 熊本県と共に取り組むべきこと              4. 町民・住民団体と共に取り組むべきこと 5. 企業・施設・団体など庁外他機関と協定を締結し協力して取り組むべきこと 6. 事前協定の締結は困難であるが、発災時に庁外他機関と連携し実施すべきこと
内容	

■つぎに、町の防災対策全般についてお聞きします

問 51. 本災害では、PTを設置するなどして災害対策本部の組織編成を行いました。運用のあり方や改善点について、ご意見がございましたらお聞かせください。

問 52. 今後の町の防災対策として、特に重要と思うもの3つに○をつけてください。(○は3つまで) n=205

- |  |       |
|--|-------|
| 1. 平常業務でも続けるべき優先業務の選定と、業務継続計画の策定           | 41.5% |
| 2. 具体的な、部署ごとの業務マニュアルの策定や、業務ごとの訓練等の実施       | 52.2% |
| 3. 町役場が全体として効果的に対応できるような防災計画の策定や、全庁訓練等の実施  | 59.5% |
| 4. 国・県との連携の強化                              | 23.9% |
| 5. 民間企業・福祉施設・団体など庁外他機関との応援協定の締結や事前訓練の実施    | 25.4% |
| 6. 応援自治体などからの派遣行政職員の受け入れに関する受援計画の策定        | 27.8% |
| 7. 町民や住民団体(自治会、婦人会等)と協力した防災対策の取り組み(避難所運営等) | 32.7% |
| 8. 防災に係わる物資や機材の整備、施設の確保                    | 33.2% |
| 9. 震災の記録の保存・伝承や、防災教育・啓発活動                  | 15.1% |
| 10. その他(具体的に                               | 2.4%  |

問 53. 今後の町の防災対策の在り方について、自由にご意見をお聞かせください。

■つぎに、あなたの勤務の状況についてお聞きします

問 54. 震災後、週休日を含めてどの程度休みを取ることができましたか。(各月について○はひとつ)

	n	1. 休みは なかった	2. 月1日 程度	3. 月2、3日 程度	4. 週1日 程度	5. 通常と 同じ
4月	208	1 65.9%	2 16.3%	3 8.2%	4 8.2%	5 1.4%
5月	210	1 30.0%	2 20.5%	3 28.1%	4 14.3%	5 7.1%
6月	208	1 13.5%	2 16.3%	3 28.8%	4 26.4%	5 14.9%
7月	207	1 6.3%	2 7.7%	3 25.1%	4 33.3%	5 27.5%
8月	209	1 1.9%	2 5.3%	3 15.8%	4 36.8%	5 40.2%
9月	208	1 2.9%	2 2.4%	3 12.0%	4 24.0%	5 58.7%
10月	208	1 1.9%	2 2.4%	3 8.2%	4 14.4%	5 73.1%
11月	210	1 1.4%	2 1.9%	3 6.2%	4 15.2%	5 75.2%
12月	211	1 1.4%	2 0.5%	3 5.7%	4 11.8%	5 80.6%

問 55. 震災後の業務対応や生活環境のなかで、次のようなことで大きなストレスを感じることはありましたか。(〇はいくつでも) n=214

1. 避難所などでの避難者への対応	57.5%	2. 窓口などでの住民への対応	49.5%
3. 業務量が多かったこと	48.1%	4. 関係者が多岐にわたったこと	29.9%
5. 業務内容や方針が明確でなかったこと	44.4%	6. 庁舎が被害をうけたこと	16.4%
7. 自宅や家庭が震災で影響をうけたこと	41.6%	8. 特定はしにくいストレスがあった	33.6%
9. その他(具体的に )	9.8%	10. ストレスは特に感じなかった	4.2%

問 56. 震災により、あなたや同居家族の、体調や気持ちはいかがでしたか。(〇はいくつでも) n=211

1. 自分が、かなり心身の調子を崩した	12.3%
2. 自分が、少し心身の調子を崩した	41.2%
3. 同居家族に体調を崩したものがいる	28.0%
4. 自分や同居家族に体調の変化はない	37.0%

問 57. (問 56 で 1, 2 と答えた方に) 心身の不調が最初に表れたのは、いつ頃ですか。(〇はひとつ) n=135

1. 4月頃	28.9%	2. 5月頃	25.2%	3. 6月頃	8.1%	4. 7月頃	7.4%
5. 8月以降	14.8%	6. おぼえていない	15.6%				

問 58. (問 56 で 1, 2 と答えた方に) 心身の不調はどの程度続きましたか。(〇はひとつ) n=132

1. 数日程度	13.6%	2. 1~2週間程度	17.4%	3. 1ヶ月程度	34.8%	4. 今も続いている	34.1%
---------	-------	------------	-------	----------	-------	------------	-------

問 59. 災害対応にあたる職員の心身のケアに関して、どのような対策がもっと行われるとよいと思われますか。ご意見をお聞かせください。

■ 最後に、あなたご自身についてお聞きします。前震が発生した時の状況について、お答えください。

F 1 あなたの性別を教えてください。(〇はひとつ) n=214

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. 男性 57.9% | 2. 女性 42.1% |
|-------------|-------------|

F 2 あなたの年齢はいくつでしたか。(〇はひとつ) n=214

- |             |              |              |              |              |               |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 1. 10代 1.9% | 2. 20代 15.0% | 3. 30代 27.1% | 4. 40代 22.4% | 5. 50代 28.5% | 6. 60代以上 5.1% |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|

F 3 前震のとき、あなたご自身、もしくはあなたが同居しているご家族の中に、次のような方はいましたか。(〇はいくつでも) n=205

- |                              |                  |            |              |
|------------------------------|------------------|------------|--------------|
| 1. ひとり暮らしである 8.3%            | 2. 乳幼児 19.5%     | 3. 妊婦 2.4% | 4. 小学生 17.1% |
| 5. 高齢や病気、障がいなどで介護の必要な方 14.1% | 6. いずれもいない 50.2% |            |              |

F 4 前震のとき、お住まいの場所は、どこでしたか (〇はひとつ) n=194

- |            |             |             |            |            |             |
|------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 1. 飯野 6.7% | 2. 広安 24.7% | 3. 木山 21.6% | 4. 福田 2.6% | 5. 津森 4.1% | 6. 町外 40.2% |
|------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|

F 5 前震のとき、あなたは次のような役割を担っていましたか。(〇はいくつでも) n=205

- |                   |                   |                  |                 |
|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 1. 自治会・町内会役員 2.4% | 2. 自主防災組織構成員 0.5% | 3. 消防団員 17.1%    | 4. 民生・児童委員 0.5% |
| 5. 婦人会員 0.5%      | 6. その他(具体的に) 4.4% | 7. 何もしていない 76.6% |                 |

F 6 前震のときの所属はどこでしたか (〇はひとつ) n=208

- |                |                  |                 |                  |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 1. 会計課 1.9%    | 2. 総務課 10.1%     | 3. 政策推進課 5.3%   | 4. 企画財政課 4.8%    |
| 5. 税務課 5.8%    | 6. 住民生活課 6.3%    | 7. こども未来課 19.2% | 8. 健康づくり推進課 7.7% |
| 9. 福祉課 3.4%    | 10. いきいき長寿課 4.3% | 11. 農政課 3.4%    | 12. 建設課 4.8%     |
| 13. 都市計画課 2.4% | 14. 下水道課 3.8%    | 15. 水道課 2.9%    | 16. 学校教育課 7.7%   |
| 17. 生涯学習課 4.3% | 18. 議会事務局 1.0%   | 19. 監査委員 0.5%   | 20. 選挙管理委員会 0.5% |

F 7 前震のときの職位を教えてください。(〇はひとつ) n=173

- |             |             |              |             |            |             |             |
|-------------|-------------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 1. 課長 10.4% | 2. 審議員 1.7% | 3. 課長補佐 1.7% | 4. 係長 27.2% | 5. 参事 4.0% | 6. 主査 29.5% | 7. 主事 25.4% |
|-------------|-------------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました



## 益城町臨時災害FM放送中 FM周波数 **89.0** MHz

熊本地震に関する益城町の災害関連情報や生活情報を毎日配信しています。

■放送時刻(再放送) 1日4回

- ①午前9時(午前10時)
- ②正午(午後2時)
- ③午後3時(午後4時)
- ④午後6時(午後8時以降1時間毎に繰り返し)

■スマホでも聴けます

「災害FM of using FM++」  
アプリを次のQRコード  
を利用してダウンロード  
してください。



### 避難所の皆様へ

## アンケートにご協力を

各避難所に避難されている人に、アンケート調査を行っています。調査は、午後4時から開始し、5日間程度を予定していますので、ご協力をお願いします。

## 災害ボランティアの派遣

益城町社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを設置し、生活復旧のため募集したボランティアの派遣を行っています。

【申し込み先】

益城町災害ボランティアセンター

☎090-8348-2644

(受付時間：午前9時～午後4時)

※対応できない内容もあります。ご了承ください。

## 5/1から罹災証明受付

【申請受付日時(場所)】

■5月1日(日)～5日(木)

午前9時30分～正午、午後1時～4時  
(飯野小学校、広安西小学校、広安小学校、  
ひろやす愛児園、交流情報センターミナテラス  
益城中央小学校、益城幼稚園、いこいの里、  
阿蘇熊本空港ホテルエミナース)

上記期間中に申請できない人は、

■5月6日(金)以降 午前9時～午後4時  
(益城町公民館講堂)

※申請には、免許証など本人と確認できるもの  
が必要です。

### 建物被害認定調査

【開始日時】

■4月30日(土) 午前9時～午後4時

※住民の方の立ち合いは不要です。なお、調査  
日程および地区は、随時ホームページ、災害  
FMなどでお知らせします。

【問い合わせ先】096-289-2911  
096-289-2912

## 応急危険度調査について

個人住宅などの被害調査のため、応急危険度判定士による建物判定を行っています。

応急危険度判定では、地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性などを判定します。人命にかかわる二次的災害を防止するため、皆さまに注意するもので、建物の「全壊」「半壊」といったような「罹災証明書」の発行のための調査ではありません。

### 生活情報

「自宅へ戻る人へ」

余震の揺れなどで危険を感じたら、その場を離れましょう。震度7を2度観測した益城町の建物には大きな負担がかかっているため、比較的弱い地震でも、建物の一部が落ちたり、崩れかけの涙が倒れたりするおそれがあります。室内では家具が倒れることも考えられます。丈夫な衣類や靴、車手頭を守るものなどがあれば、できるだけ身につけて作業してください。

「医療機関などへ受診したい人へ」

今回の震災により保険証が手元にない場合でも受診できます。受診される際は、医療機関へ保険証がないことをお伝えください。  
「車中泊などで避難している人へ」

日本循環器学会専門チームの医師、検査技士によるエコーモニター症候群の予防に関するエコー検査、弾性ストッキングの配布、着用品指導が行われます。  
日時：4月30日(土)  
午前11時～午後4時  
場所：グランメッセ熊本特設テント

この度の熊本地震により、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

### 町長メッセージ

あの甚大な被災から16日が経ちました。

余震が続く中、皆さまにおかれましては不安な時間をお過ごしのことと拝察いたします。

今、私たちは、国および熊本県をはじめとする多くの自治体、団体の応援をいただきながら、皆さまの日常生活が一日も早く回復するために、職員一丸、全力で復旧作業に取り組んでいます。

現在、上下水道は56%ほど復旧しておりますが、まだまだ不便な生活を送られている方も多く、完全復旧には時間を要すかもしれません、確実に作業を進めているところです。

仮設住宅建設につきましても、一刻も早く、安心してくつろげる場所をご提供できるよう熊本県と調整を図っていますので、今しばらくお待ち願います。

依然として避難所生活や車中泊を強いられている方が多くいらっしゃいますが、こんな非常事態の最中にもかかわらず、「私たちに何か出来ることはありませんか」「お役に立ちたい」という言葉をいただき、涙がでました。益城町の底力を見たようで、必ずやあの美しい町を取り戻すのだと、心を奮い立たせている次第です。避難されている皆さまにおかれましては、くれぐれも健康にご留意くださいますようお願い申し上げます。

今日の一步、明日の一步。確実に進む一歩の中に、私たちの益城町に復興の光が見えてくるのです。

私は、町の長としての使命を賭して、必ずこの益城町をよみがえらせます。そして、全身全霊で町民の皆さまをお守りいたします。

困難な道になるかもしれませんが、皆さまに心からの笑顔が戻るその日まで、どうか、心をひとつに合わせて、この試練に立ち向かってまいりましょう！

益城町長 西村博則



災害対策会議（保健福祉センター）

## 災害対策本部の一部を

5月2日から

順次移転

この度の地震により大きな被害を受けていた役場庁舎の一部について、使用できる見通しが立ったことから、町保健福祉センターに設置している益城町災害対策本部の一部を、5月2日（月）から順次本庁舎に移転します。

なお、役場の通常業務については、町公民館を中心に場所を確保し、順次窓口を開設していく予定ですので、今後のお知らせにご留意ください。ご迷惑をおかけしていますが、今しばらくお待ちください。

### ご協力お願いします

## 災害がれきの分別ルール

被災した家屋の整理・清掃をされる際に発生するごみは、のちの処理に影響しますので、分別をお願いします。なお、がれきの搬入の際は袋から出し、投げ込まずに指定の場所に置いてください。

#### 【分別区分】

- ①木（家具） ②木（柱） ③畳・布団 ④家電4品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン） ⑤その他家電（電子レンジなど） ⑥コンクリートくず ⑦瓦

- ⑧金属ごみ ⑨ガラス・陶磁器

※災害がれきは、ごみステーションには出せません。 ※通常の可・不燃ごみは、ごみステーションへ。

### 災害がれき受け入れを一時中止します

【中止期日】5月2日（月）、3日（火）、6日（金）

### 生活情報（5月1日現在）

- 【避難所】保健福祉センター／総合体育館／交流情報センター／飯野小学校／広安小学校／広安西小学校／益城中央小学校／広安愛児園／グランメッセ熊本／阿蘇熊本空港ホテルエミナー／いこいの里／益城幼稚園
- 【給水所】◆自衛隊：役場／保健福祉センター／総合体育館／飯野小学校／広安小学校／ひroyas荘／熊東園／いこいの里
- ◆その他：役場／総合体育館／グランメッセ熊本／広安西小学校／益城中央小学校
- 【炊き出し】◆自衛隊：役場／保健福祉センター／総合体育館／飯野小学校／広安西小学校
- 【入浴】◆自衛隊：保健福祉センター／総合体育館 午後3時～10時 要洗面用具
- 【住まい】罹災証明書の受け付け ◆5月5日（木）まで：飯野小学校／広安西小学校／広安小学校／ひroyas愛児園／交流情報センター／益城中央小学校／益城幼稚園／いこいの里／阿蘇熊本空港ホテルエミナー
- 午前9時30分～正午／午後1時～4時 ◆5月6日以降：益城町公民館講堂 午前9時～午後4時 免許証など本人と確認できるものが必要

096・289・2911  
096・289・2912



# 応急仮設住宅の概要決まる

3か所に合計160戸を建設、募集時期は調整中

被災された方々の長引く避難所生活や車中泊の早期解消のため、応急仮設住宅の建設に向け熊本県と調整を進めていた益城町災害対策本部は、今後、建設する応急仮設住宅の概要を決定しました。決定事項は次のとおりです。

## 建設場所および戸数

津森グラウンド(田原)／73戸  
飯野グラウンド(赤井)／34戸  
広安第1グラウンド(広安)／53戸

## 入居募集

募集および申込受付時期などについては、決定次第お知らせします。

## 入居対象者

次のいずれにも該当する人  
①平成28年4月14日時点において益城町に住所を有する人で、住家が全壊または大規模半壊し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を取得できない人  
②みなし仮設住宅や県営住宅の無償提供など公的援助を受けていない人  
仕様(予定)

①1DK(約20㎡)／1～2人用  
②2DK(約30㎡)／2～4人用  
③3K(約40㎡)／4人以上用  
設備：エアコン(1台)、照明、ガスコンロ、風呂、キッチン、トイレ、

## カーテン

入居後の費用

住居使用料(家賃)／無料  
光熱水費など／自己負担

## 入居期間

入居後2年以内

## 災害がれき受け入れは

## 水・木・土・日曜日

旧益城中央小学校への災害がれき搬入は、今後、水・木・土・日曜日の午前9時から3時までに並んだ車両について受け入れられます。搬入量および天候によるグラウンド状況により受け入れを中止する場合があります。なお、分別を行ったうえ搬入してください。受け入れ時に住所などの確認をさせていただきます。

## 今回の熊本地震に関する

## 相談窓口を設置

益城町災害対策本部では、5月6日に町中央公民館に熊本地震に関する相談窓口を設置しました。受付時間は午前9時30分～正午、および午後1時～4時30分となっています。

## 生活情報

### 〔避難者数(5日現在)〕

▼保健福祉センター／280人▼総合体育館／1,283人▼交流情報センター／210人▼飯野小学校／85人▼広安小学校／500人▼広安西小学校／150人▼益城中央小学校／290人▼広安愛児園／93人▼グランメッセ熊本／744人▼阿蘇熊本空港ホテルエミナース／1,000人▼いこいの里／50人▼益城幼稚園／62人▼公民館飯野分館／24人▼公民館津森分館／5人 計4,776人

### 〔給水所(6日現在)〕

▼自衛隊：保健福祉センター／総合体育館／グランメッセ熊本／広安小学校／ひろやす荘／熊東園／いこいの里 ▼その他：役場／益城中央小学校

### 〔入浴〕

▼自衛隊：保健福祉センター／総合体育館 時間／午後3時～10時 ※要洗面用具

### 〔住まい〕

◆罹災証明書の受け付け  
日時／5月6日、場所／益城町公民館講堂 時間／午前9時～午後4時 ※免許証など本人と確認できるものが必要

☎096・289・2911

096・289・2912

### 〔ライフライン〕

◆水道：復旧7,450戸(6日8

時現在) 災害で水道を1か月以上使用しない場合は、水道を止める手続きを。※4月上旬(検針日)～5月中旬の使用分は、請求しない予定。

### ◎益城町水道センター

☎096・286・6880

### 〔税金など〕

地震の被害により、納付書の発行ができません。5月が納期となっている固定資産税第1期、軽自動車税、国民健康保険税第1期、介護保険料5月分の納付書の発送時期、納期などは後日お知らせ。

ボランティアと町職員によるFMラジオ。行政情報や生活情報を毎日放送中!

## 益城災害FMラジオ 周波数 89.0 MHz

受信状況によって、屋外や車での受信などお試しください。

### ◆放送(再放送)時間◆

① 9:00 (10:00) ② 12:00 (14:00) ③ 15:00 (16:00)  
④ 18:00 (19:00 以降1時間ごとに繰り返し)

### ■スマホでも聞けます

「災害FM of using FM++」アプリを次のQRコードを利用してダウンロードしてください。



## 窓口業務を一部再開

5月9日から 町保健福祉センターで  
戸籍謄本、抄本など

今回の熊本地震により役場機能が停止するなど、町民の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けしております。早期回復に向け、これまで全力で作業を進めてきた結果、一部ではありますが、窓口業務の再開にこぎつけることができましたので、お知らせします。

### ■再開する業務

- ① 戸籍届出の受領
- ② 軽自動車税の納税証明書の交付 ※車検証(コピー可)が必要です。
- ③ 戸籍・改製原戸籍・除籍謄本、抄本の交付 ※本人・配偶者または直系親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

### ■受付時間

午前9時～正午  
午後1時～午後4時

※免許証など本人と確認できるものをお持ちください。  
※その他の業務については、準備を急いでおりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

## 学校を再開します

5月9日から  
25日ぶり

地震発生以来、臨時休校していた町内の小中学校が、5月9日(月)から授業を再開します。

### ■登下校時間

5月9日(月) 登校/午後2時  
下校/午後4時  
※木山中学校は、当分の間益城中央小学校を使用するため、

登校/午前9時、下校/午前11時です。  
5月10日(火)～13日(金) 登校/午前9時  
下校/午前11時

5月9日(月) 登校/午後2時  
下校/午後4時です。  
5月16日(日)以降の登下校時間は、後日お知らせします。

子どもたちの安全な通学に十分な配慮をお願いします

## 家屋の解体・撤去に係る国の補助について

平成28年5月3日、環境省から、全壊家屋と半壊家屋の解体・撤去を補助する方針が示されました。

細やかな要件や具体的な手続きなどについては、今後検討され、お知らせしていくこととなりますので、しばらくお待ちください。

### ※注意いただきたい点

損壊家屋の解体を国の補助対象とするには、最低限、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 町が主体となる解体であること ↓住民が解体業者などに発注された場合(住民自身が解体された場合を含む)の取り扱いについては、国と調整中です。
- ② 町から「り災証明書」が発行されており、被災の程度が半壊以上であること ↓り災証明書がない場合や、一部の損壊にとどまる場合には対象となりません。
- ③ 家屋の所有者が、町による解体に同意していること ↓解体後の新築費や被災した建物の修繕・リフォームの費用は対象となりません(所有者の負担となります)。

町とボランティアによるFMラジオ。  
行政情報や生活情報を毎日放送中!

益城災害FMラジオ 周波数 89.0 MHz

- ◆ 放送(再放送)時間 ◆ ※受信状況によって、屋外や車での受信などお試しください。
- ① 9:00 (10:00)
  - ② 12:00 (14:00)
  - ③ 15:00 (16:00)
  - ④ 18:00 (19:00 以降1時間ごとに繰り返し)

### ■ スマホでも聞けます

「災害FM of using FM++」アプリを右のQRコードを利用してダウンロードしてください。

iPhone/Android



Android





# り災証明 受付・交付について

## ◎受け付け

◆窓口：町中央公民館講堂  
(町役場北側)

◆時間：午前9時～午後4時  
※正午～午後1時を除く

## ◆申請方法

【窓口・本人】所定の申請書を窓口へ提出してください。その際、運転免許証などで本人確認をします。

【窓口・代理】代理人に対して所有者・居住者との関係を確認します。委任状は不要です。  
【郵送】左記の住所まで申請書を郵送してください。

〒861-2241  
熊本県上益城郡益城町宮園708-1 益城町公民館内「り災証明チーム」

## ◎交付

◆日程・窓口：5月下旬から発行できるよう現在準備中です。日程、窓口の場所などは近日中にお知らせします。

◆連絡方法：現時点では町

ホームページ、避難所の掲示板など、可能な方法で周知を行う予定です。

◆交付方法：窓口で対面の上、物件を確定してから交付します。そのため、り災証明書の郵送はできませんのでご了承ください。

◆費用：無料。複数枚必要な場合はお申し出ください。  
※提出先によってはコピーでも対応できる場合があります。提出先へご確認ください。

## ◎その他

◆家財について：建物以外の被害にも、り災証明書を発行します。被害の程度がわかる写真をお持ちください。写真は、業者の見積書などを併せてお持ちください。

◆家財の片づけ：建物以外のものを片づけることは問題ありません。家財のり災証明書が必要な場合は、写真を撮っておいてください。

◆アパート、借家について：建物の所有者・居住者、両方に交付されますので、各自申請をしてください。

◆調査対象：町内の建物を全棟調査します。

◆2次調査：現在建物の外観をもとに調査結果を出していますが、結果にご納得いただけない場合は、申し出てください。詳細は未定ですが、住民立ち合いのもと建物内部の調査を行う予定です。

問い合わせ先：り災証明チーム  
(町中央公民館内)

☎096・289・2911  
☎096・289・2912

## 「災害ごみ」を ごみステーションに 捨てないで!!

ごみステーションに「災害ごみ」が捨てられると、一般ごみの回収が困難になり、作業が著しく遅くなります。捨てられている災害ごみは、一部の業者が回収作業を中断し、やむを得ず移動させているという状況です。災害ごみは必ず、旧中央小跡地の「災害ごみ仮置き場」へ持って行ってください。衛生班☎096-286-3111(内線370)

### 関係機関 問い合わせ先一覧

- 益城町災害対策本部…☎096-286-3111
- 災害ボランティアセンター【募集】☎096-289-6090 /【派遣依頼】☎090-8348-2644 ☎090-8348-2559
- 九州電力…☎0120-986-604
- 水道センター(水道課)…☎096-286-6880
- 浄化センター(下水道課)…☎096-286-1131
- り災証明チーム(り災証明受付・発行)…☎096-289-2911 ☎096-289-2912
- 避難所対策チーム(避難所の仕分け・新規避難所)…☎096-286-3111(内線323)
- 住まい支援チーム(みなし仮設・仮設住宅・住まいの相談)…☎096-289-1480 ☎096-289-1481
- 衛生班(ごみ全般)…☎096-286-3111(内線370)

避難所に長期間避難している方は、安否情報を町災害対策本部(☎096-286-3111)までお寄せください。

# 5月17日(火)から 窓口業務を再開

## 役場北側 益城町(中央)公民館で

### 町保健福祉センターの窓口は

### 15日(日)で閉鎖

4月14日の地震以来、役場機能が停止し、その後、5月9日から一部の窓口を保健福祉センターで再開しましたが、町民の皆さまに長い間多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。  
役場業務の早期回復に向け、仮庁舎となる町(中央)公民館の応急的な改修工事を急ピッチで進めた結果、窓口業務の再開に至りました。しばらくは、混雑などが予想されますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 業務は16日(月)午後から同公民館で継続

### 住民票、印鑑証明もとれます



- 16日にできる窓口業務
- ①戸籍届出の受領
- ②戸籍証明の交付
- ③軽自動車税の納税証明書の交付

- ④住民票発行(転入転出除く)
  - ⑤印鑑登録・証明
- ※免許証など本人と確認できるものをお持ちください。

### ■17日からできる窓口業務

税務課・福祉課・いきいき長寿課なども未来課の窓口業務(一部対応できない業務がありますので、ご了承願います)

### ■場所

益城町(中央)公民館

### ■時間

16日▼午後1時～5時15分

17日以降

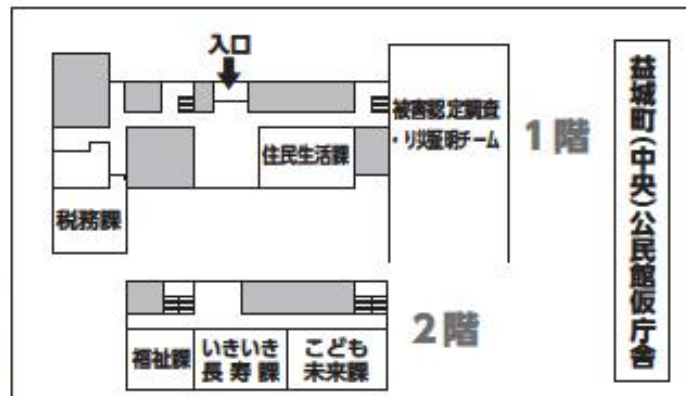
▼午前8時30分～正午

午後1時～5時15分

### 町の公金の納付は 各金融機関かコンビニで!

当面の間、町の公金(税金や使用料など)の納付は会計室ではできません。各金融機関(銀行など)またはコンビニエンスストア(納期限内のものに限る)で納付いただきますようお願いいたします。

- ▶住民生活課(住民係)☎286-3112、保険年金係☎286-3113
- ▶税務課(住民税係)☎286-3380、納税係☎286-3116、固定資産税係☎286-3377
- ▶会計課☎286-3201▶福祉課☎286-3115▶いきいき長寿課☎286-3114▶子ども未来課☎286-3117



益城町(中央)公民館  
飯庁舎



町中央公民館で  
受付中の

# みなし仮設住宅について

熊本地震で住宅が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅（アパートなど）を借り上げて、無償で提供する住宅のことを「みなし仮設住宅」といいます。

## ◆「入居者」の要件

- ① 4月14日時点で益城町に住所がある方
  - ② リ災証明書において「全壊」「大規模半壊」の方のうち、住む家がない方がない方
  - ③ 住む家を確保する資力がいない方
  - ④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方
- 以上の①～④すべてに該当する方が「入居者」の対象になります。

## ◆「みなし仮設住宅」の条件

- ① 貸主から同意を得られている住宅
- ② 管理会社などが「賃貸可能」と確認した住宅
- ③ 家賃  
【4人以下の世帯】

1か月あたり6万円を超えない住宅

【5人以上の世帯】

1か月あたり9万円を超えない住宅

※世帯人数には未就学児は含めることができません。ご了承ください。

④ 礼金が家賃の1か月分を超えない住宅

⑤ 仲介手数料が家賃の0.54か月分を超えない住宅

⑥ 退去時の補修費用（敷金）が家賃の2か月分を超えない住宅

⑦ 火災保険などの損害保険料が1年あたり1万円を超えない住宅

以上①～⑦すべてに該当するものが「みなし仮設住宅」の対象になります。

## ◆既に民間賃貸住宅に住んでいる方

平成28年4月14日の災害発生後、既に個人で契約して入居している方も、上記すべてに該当していれば、申し込みができます。

## ◆入居者の負担

- ① 光熱水費
- ② 管理費
- ③ 共益費
- ④ 駐車場費
- ⑤ 自治会費
- ⑥ 退去時の補修費用（敷金の不足分 など）

## ◆入居できる期間

最長2年間

## ◆申込方法

- ① 申し込みに必要な書類の入手 ↓ ② 不動産相談窓口（☎0120・03・0338 受付時間：午前10時～午後5時）に電話し、みなし仮設住宅の物件の紹介を受ける ↓ ③ 物件を選定後、書類に必要事項を記入の上、町中央公民館内の相談窓口へ提出

## ◆書類の入手先

町中央公民館内にある「みなし仮設住宅」の相談窓口へお越しください。

※県ホームページでもダウンロードできます。

問い合わせ先：住まい支援チーム ☎096・289・1480

## 町民憩の家入浴サービス

九州総合サービス㈱と全日空空輸㈱のご協力により、5月13日（金）から入浴サービスが実施されています。

◆時間：①正午～午後2時（午後1時30分受付終了）／②午後3時～5時（午後4時30分受付終了）

◆場所：町民憩の家

◆費用：無料。シャンプー、石けんなどはお持ちください。

※シャワー、サウナは使用できませんのでご了承ください。

問い合わせ先：町民憩の家 ☎096・286・4193

## 新しく「福祉避難所」を開設します

トレーラーハウスなどを利用した新しい福祉避難所の開設を予定しています。左記に該当する方で入所を希望する人は問い合わせ先までご連絡ください。医療保険福祉の観点から確認を行い、入所を決定します。

◆対象者：妊娠中の方／小さいお子様／病気療養中の方／疾患や治療により、免疫力が低下している方／その他医療的な理由により集団生活が困難な方／発熱や下痢といった感染症を持つ方とその家族（短期入所） など

問い合わせ先：避難所対策チーム ☎096・286・3111（内線323）

# り災証明書 交付開始

## 地区ごとに5月20日(金)から順次

交付開始の通知が来る  
までお待ちください

町では、4月30日からり災証明書の交付に係る家屋被害認定調査を進めておりますが、5月20日(金)から、り災証明書の交付を開始することとしました。  
なお、交付開始の期日は地区ごとに異なります。申請をされた方々には別途通知いたしますので、送られてきた通知書に記載してある期日にご来場ください。混雑が予想されますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 対象となる人  
今回の熊本地震で建物に被害を受けた方
- 交付日時  
5月20日(金)～  
午前9時～午後4時  
※整理券を配ります。
- 交付場所  
グランメッセ熊本内特設テント
- 手数料  
無料



### ■必要なもの

- ▼免許証など本人と確認できるもの
- ▼調査済証
- ▼り災証明書の交付開始についての通知
- ▼委任状(同一世帯でない方が受領する場合)

### ■その他

- ・期間中、「益城町復興支援臨時バス」がグランメッセ熊本を経由します。裏面の時刻表を参照してください。

### ■問い合わせ先

町被害認定調査・り災証明チーム  
☎096・289・2911

# 応急仮設住宅が 合計747戸に

## 小谷のテクノリサーチパーク東側と 安永の「ましき野」北側に増設が決定

益城町災害対策本部は、新たに586戸の応急仮設住宅の建設を決定。第1回決定分と合わせ、戸数は合計747戸となりました。

**建設場所**  
 沖森町民グラウンド、飯野町民グラウンド、広安町民第1グラウンド、テクノリサーチパーク東側、ましき野北側  
**戸数** 合計747戸

**入居対象者**  
 次のいずれにも該当する人  
 ①平成28年4月14日時点において益城町に住所を有する人で、住家が全壊または大規模半壊し、居住する住家がなく、自らの資力で

は住宅を取得できない人  
 ②みなし仮設住宅や県営住宅の無償提供など公的援助を受けていない人

**仕様**  
 ①1DK(約20㎡)/1～2人用  
 ②2DK(約30㎡)/2～4人用  
 ③3K(約40㎡)/4人以上用  
 設備…エアコン(1台)、照明、ガスコンロ、風呂、キッチン、トイレ、カーテン

**入居後の費用**  
 住宅使用料(家賃)/無料  
 光熱水費など/自己負担  
**入居期間** 入居後2年以内  
**問い合わせ先**  
 益城町住まい支援チーム  
 ☎096-289-1480

# 応急仮設住宅 申込受付開始

## 5月21日(土)から747戸

- 期日  
5月21日(土)～6月3日(金)
  - 受付時間  
午前9時30分～正午  
午後1時～午後4時30分
  - 場所  
グランメッセ熊本、益城町(中央)公民館講堂
- ※り災証明書などの提出は必要ありません。

## 臨時受付会場を設けます

- 期日  
5月21日(土)、22日(日)、28(土)、29日(日)
- 場所  
保健福祉センター、交流情報センター、阿蘇熊本空港ホテルエミナース、飯野小学校、益城中央小学校
- 問い合わせ先  
益城町住まい支援チーム  
☎096・289・1480



# 応急仮設住宅応募受付開始

## 新たに 4 か所建設 合計 9 団地 955 戸

町災害対策本部は、新たに 4 か所 208 戸の応急仮設住宅建設を決定。戸数は合計で 955 戸となりました。

これを受け、入居対象者や優先世帯など詳細を決め、5月21日(土)から募集の受け付けを開始しました。

■受付期間等・場所 右表

■建設予定地・戸数 右表

■対象となる方

次のすべてに該当する方

- 平成 28 年 4 月 14 日時点で益城町に住所を有する方
- 今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方
- みなし仮設住宅や県営住宅などの無償提供など公的援助を受けていない方

■必要書類

①応急仮設住宅入居申込書 ②受付票  
(いずれも避難所などで配布しています)  
※あらかじめ必要事項を記入しておいてください。

※り災証明書は必要ありません。

■入居期間 最長 2 年間

■入居費用

- 住宅使用料：無料 ●光熱水費（電気・ガス・水道料など）：自己負担

■入居者の選定

町災害対策本部で行います。希望者多数の場合は優先世帯を設定し、抽選により決定します。

■優先世帯

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方がいる世帯
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方がいる世帯
- 要介護認定 1 以上を受けている方がいる世帯
- 3 歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- 中学生以下の子どもが 3 人以上いる世帯
- 75 歳以上の高齢者がいる世帯

■選定結果の公表

入居が決定した方には、手続きなどの詳細をお知らせします。抽選の場合の結果は、受付票の番号を 6 月中旬頃に各避難所に掲示するほか、町ホームページなどでお知らせします。

■問い合わせ先

町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

■応急仮設住宅申込受付場所および期間

区分	受付場所	期間または期日	受付時間
常設	益城町(中央)公民館 講堂	5月21日(土)	午前9時30分 ～正午 午後1時 ～4時30分
	グランメッセ熊本	～6月3日(金)	
臨時	益城町保健福祉センター はびねす	5月21日(土)	
	益城町交流情報センター ミナテラス	22日(日)	
	阿蘇熊本空港ホテルエミナース	28日(土)	
	飯野小学校	29日(日)	
	益城中央小学校		

■応急仮設団地名および建設予定地等(太字は新たに決定した団地)

番号	団地名(仮称)	建設予定地	戸数	仕様	種別
①	テクノ団地	テクノリサーチパーク東側 (御スクリーンホールディングス内)	516	1DK …1～2人	プレハブ 住宅
②	飯野第1団地	飯野町民グラウンド(赤井地内)	35	2DK …3～4人	
③	飯野第2団地	飯野小学校校庭	48	…3～4人	
④	飯野第3団地	小池・扇田地内(東扇田南側)	30	3K …5人以上	
⑤	広安第1団地	広安町民第1グラウンド(広崎地内)	53	設備…エアコン1台/照明/ガスコンロ/風呂/キッチン/トイレ/カーテン/駐車場1台分	
⑥	広安第2団地	馬水地内(ましき野西側)	60		
⑦	広安第3団地	ましき野北側(熊本銀行グラウンド)	70		
⑧	木山第1団地	木山地内(益城幼稚園北側)	70		
⑨	津森団地	津森グラウンド(田原地内)	73		

応急仮設団地位置図



# 被災家屋などの公的解体・撤去

## 「解体済み」の家屋にも一定額返金

### 制度利用で町が代行処理

平成28年熊本大地震で被災し、被災証明が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された家屋などの解体・撤去費用の補助制度は現在、甲斐県において詳細な検討がなされているところです。

この制度は、被災した家屋などをその所有者に代わって、町が解体・撤去を行う費用を補助するものです。  
※町が実際に解体・撤去に着手できる時期は未定です。  
◆申込開始：現在調整中  
◆対象：被災証明で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかの判定を受けた家屋、小屋、納屋、塀など  
※「家屋」には、「家屋と一体的な小屋」や「中小企業の家屋」も含まれます。単独の小屋は立地状況などで補助に該当しない場合があります。

すのでご了承ください。

### 「解体済み」は一定額返金

「隣の家に被害が及ぶ」、「公道に家がなだれ込んでいる」、「2次被害の恐れがある」などの解体・撤去に緊急性があると町が判断した家屋などは、この制度の決定前に解体・撤去することができず、近日に設定される解体費の「基準額」の範囲内で払い戻しを行います。この基準額が上限となりますので超過分は個人負担となりますのでご了承ください。既に解体が終わったものも同様です。次の書類が必要になります。

- ①被災証明書(半壊以上)
  - ②損壊家屋等の解体撤去済申出書
  - ③実印、印鑑証明書、登記事項証明書
  - ④建物配置図
  - ⑤2次被害を防止するためなど、早急な対応が必要という理由書や写真
  - ⑥解体前、解体中、解体後の状況がわかる写真
  - ⑦解体業者との契約書
  - ⑧見積書(内訳が入ったもの)を3者分
  - ⑨請求書
  - ⑩領収書
  - ⑪産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)
- ※代理の場合は委任状が必要です。  
※日程は現在調整中ですが、申し込み順に解体順ではありません。  
※家屋所有者がお亡くなりになっている場合は、法定相続人全員の同意書(実印と印鑑証明)が必要になる場合があります。他にも抵当権などの権利が存在する場合も関係権利者の同意(実印と印鑑証明)が必要になります。  
問い合わせ先：町役場災害対策本部衛生班 ☎096・289・8077

### 住宅の「応急修理」で

## 最高57万6千円を町が補助

被災した住宅に住むために必要最低限の応急修理費用の一部を、町が直接業者へ支払う制度です。

- ◆申込期限：6月20日(月)
  - ◆申込場所：町中央公民館
  - ◆対象：次の①～④全て該当する方
    - ①応急修理をした住宅に住むこと
    - ②被災証明の判定が「半壊」、「大規模半壊」、「全壊」のいずれか。
    - ③応急修理後、避難所などへの避難が不要になることが見込まれる。
    - ④応急仮設住宅・みなし応急仮設住宅の制度などを利用しないこと
- ※既に修理が完了していても申請可。  
◆所得制限：「半壊」判定のみ所得制限がありません。

世帯の状況		世帯年収の所得制限
要配慮世帯		800万円以下
世帯主が45歳未満	世帯主が45歳以上	500万円以下
世帯主が60歳以上	世帯主が45歳以上	700万円以下
その他世帯		800万円以下

※所得制限を超えても特段の事由がある場合は、ご相談ください。  
問い合わせ先：住まい支援チーム ☎096・289・1480



# 被災者生活再建支援金 受付開始

## 今回の対象は

### 「全壊」「大規模半壊」

平成28年熊本大地震での住宅の被害が、リ災証明で「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けられた世帯のみを対象に、支援金の支給申請を受け付けます。

### 被災者生活再建支援制度とは…

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。

### ■受付時間

午前9時～正午  
午後1時～午後4時

### ■受付場所

益城町(中央公民館講堂)  
※駐車場が非常に限られていますので、シャトルバスなどの公共交通機関を利用するか、乗り合わせなどにご協力をお願いします。

## 6月1日(水)から

### 地区ごとに順次受付

### ■受付期日および対象地区

※リ災証明の交付対象地区と同様の地区割りとなっています。

〔6月1日(水)、2日(木)〕

県道熊本高森線より南の大字寺迫、木山、宮園、安永地区

〔6月3日(金)、4日(土)〕

県道熊本高森線より南の大字馬水、惣領、福富地区および大字島田地区

〔6月5日(日)以降〕

順次、ホームページ、災害FM(周波数89.0MHz)などでお知らせします。

※6月中は混雑が予想され、申請受付時に長時間お待ちいただくことが予想されます。

なお、申請は平成29年5月13日まで行うことができます。

### ■支給内容

支給金の支給額は、次の2つの支給金の合計額となります。なお、世帯構成により異なります(下表参照)  
①住宅の被害程度に応じて支

給する支給金(基礎支援金)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

※加算支援金(貸付)には、家賃負担が伴わない(公営住宅の無償提供、「民間賃貸住宅借り上げ事業」、「仮設住宅」による入居は対象となりません)。

### ■申請期限

①基礎支援金・災害のあった日から、13か月の間

②加算支援金・災害のあった日から、37か月の間

### ■必要なもの

①被災者生活再建支援金支給申請書

②リ災証明書(全壊)、「大規模半壊」判定のもの

③世帯主本人名義の預金通帳の写し

※世帯主が亡くなられている場合は、住民票除票が必要

### ■問い合わせ先

役場福祉課  
☎286・3111  
内線185・186

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数員 世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊 世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

# 役場組織を改編し、6/6(月)から順次業務再開

## 復興課新設など復興対策に重点 町中央公民館で

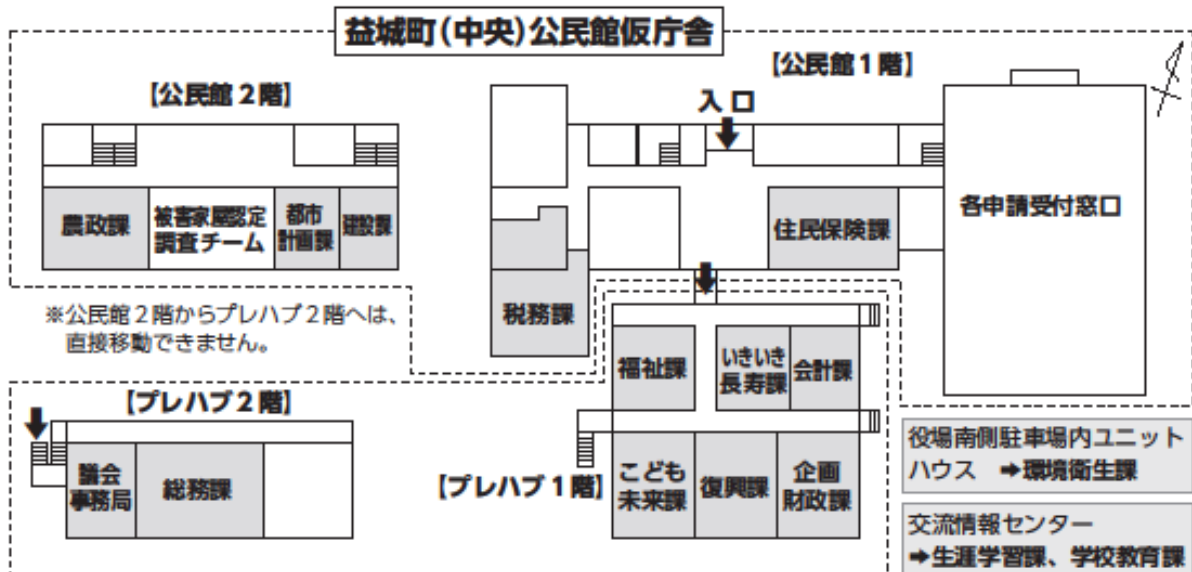
4月14日の熊本地震の前震後、役場業務が機能不全に陥る中、町では、災害復興に向けたプロシエクトチームを立ち上げ、避難所対策や被害家屋認定調査、被災証明の交付、仮設住宅の建設など重要業務を推進する一方、益城町中央公民館を仮庁舎に、役場機能の回復に向け準備を進めてきたところです。

つきましては、このたび施設整備が整い、6月6日(月)から順次、通常業務を再開する運びとなりました。

また、これから本格的に動き出す復興計画策定、損壊家屋の解体・撤去と災害ごみ処理、被災者生活再建支援などの業務の効率化、迅速化を図るため、復興課および環境衛生課を新設するなど役場組織を復興対策に重点を置いた組織に改編しました。

### 一部プレハブで対応

益城町中央公民館裏(南)側にプレハブを建設し、仮庁舎として使用します。なお、まだ対応が困難な業務もありますので、あらかじめご了承をお願いします。また、皆さま方には手狭な空間でしばらくご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を併せてお願いします。



町災害対策本部 ☎ 286-3111	いきいき長寿課 ☎ 286-3114	議会事務局 ☎ 286-3351
総務課(代表) ☎ 286-3111	福祉課	学校教育課 ☎ 286-3307
住民保険課	福祉係・人権対策係 ☎ 286-3115	生涯学習課 ☎ 286-3337
住民係 ☎ 286-3112	生活再建支援係 ☎ 289-1400	会計課 ☎ 286-3201
保険年金係 ☎ 286-3113	企画財政課 ☎ 286-3223	被害家屋認定調査チーム ☎ 289-2911
税務課	復興課 ☎ 286-3210	住まい支援チーム ☎ 289-1480
住民税係 ☎ 286-3380	子ども未来課 ☎ 286-3117	(男女共同参画センター内)
納税係 ☎ 286-3116	建設課 ☎ 286-3301	男女共同参画センター ☎ 286-6665
固定資産税係 ☎ 286-3377	都市計画課 ☎ 286-3340	水道センター ☎ 286-6880
環境衛生課 ☎ 289-8077	農政課 ☎ 286-3277	浄化センター ☎ 286-1131



# 災害義援金を配分します

6月23日(木)から申請受付開始

熊本県の「平成28年度熊本地震義援金配分委員会」において決定され、県から益城町へ配分された義援金について、県の基準に基づき、対象となる方に配分します。

**被災者生活再建支援金の手続きが済んでいれば申請は不要です**

住家が全壊・大規模半壊の世帯の方で、すでに被災者生活再建支援金の申請手続きがお済みの方は、支援金振込口座へ振り込みますので義援金配分を申請する必要はありません。

■配分対象となる人(世帯)

平成28年熊本地震により益城町において被災された方、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

〔人的被害〕

- 死亡された方がいる世帯
- 重傷(\*)を負われた方がいる世帯

〔住家被害〕

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯

■受付期間

6月23日(木)～7月8日(金)  
※9日以降も受け付けますが、場所は未定です。

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～4時

※整理券の配布は行いません。

■受付場所

益城町中央公民館 講堂

■今回の配分額

義援金配分の対象となる世帯		配分金額	申請者(受け取り者)
人的被害	死亡された方がいる世帯	1人につき80万円	配偶者、子、父母、孫、祖父母のうち支給順位が最も高い方
	重傷を負われた方がいる世帯	1人につき8万円	世帯主
住家被害	住家が全壊した世帯	1世帯につき80万円	世帯主
	住家が大規模半壊・半壊した世帯	1世帯につき40万円	世帯主

\*重傷とは…地震によって負傷し、医師の治療を受けた結果、1か月(30日)以上の治療を要した場

合です。被災に直接起因しない場合(被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次の災害)は対象外です。

■必要書類

- ①平成28年熊本地震災害義援金申請書(町のホームページよりダウンロードできます)
- ②り災証明書の写し
- ③申請者名義の通帳の写し
- ④運転免許証など、申請に用いられた方の本人確認ができるもの

※人的被害の場合は同一世帯(世帯主)の方、または遺族が申請者となります。

※重傷を負われた方がいる世帯の申請の場合は、①④と併せ、医師の診断書が必要です。

■その他

今後、追加配分や益城町災害義援金がある場合には、最初に提出された申請書をもって追加配分などの申請があったものとします(必ずしも追加配分があるとは限りません)。

義援金の配分は、決定後速やかに口座振込処理を行うため、口座振込をもって支給決定通知に代えてさせていただきます。審査において対象外となった場合は通知をお送りします。

■問い合わせ先

役場福祉課生活再建支援係  
☎096・289・1400

## 災害援護資金

被災された世帯の世帯主は、生活立て直しのため、災害援護資金を借りることができます。申し込みには、相談員による事前の家計相談が必要です。

■対象

▼世帯主が重傷を負われた場合(療養期間がおおむね1か月以上) ▼住居が半壊・大規模半壊、全壊した場合 ▼家財に1/3以上の被害があった場合

■条件

- ▼利率/年3% ▼償還期間/10年
- ▼据置期間/3年 ▼償還方法/半年賦または年賦償還(元利均等償還)
- ※連帯保証人(原則益城町在住)が必要
- 貸付限度額
- 被災の程度によって150万円～350万円

■必要書類

- ①災害援護資金借入申込書
- ②住民票
- ※本籍地、続柄の記載があるもの。
- ③所得証明書
- ※世帯で一定の所得がある場合には借り入れできません。
- ④運転免許証など身分証明書の写し
- ⑤り災証明書(半壊以上の場合は)
- ⑥療養期間及び療養費算額を記載した診断書(世帯主が負傷の場合は)
- ⑦印鑑

■その他

審査の結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ先

役場福祉課生活再建支援係  
☎096・289・1400

# 第 2 次応急仮設住宅募集開始

新たに 3 団地、拡張分などと合わせ合計 370 戸

新たに 3 団地の建設を決定。第 1 次募集団地の拡張分などと合わせ、合計 6 団地 370 戸の入居者募集を開始しました。

**■受付期間および時間**

平成 28 年 7 月 8 日(金)まで  
午前 9 時 30 分～正午  
午後 1 時～午後 4 時 30 分

**■受付場所**

- 町保健福祉センター
- 町文化会館 リハーサル室 2

**■建設予定地・戸数等**

右の表および位置図を参照してください。

半壊でも、住み続けることが危険であるなど、解体せざるを得ない場合は対象

**■対象となる方**

(①⑤は必須、②～④はいずれかに該当)

- ①平成 28 年 4 月 14 日時点で益城町に住居を有する方
- ②今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方
- ③二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ④「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ⑤みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない方

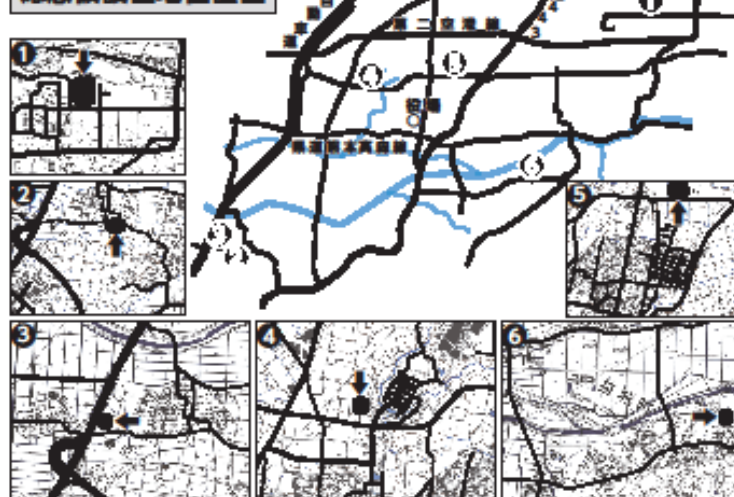
**■必要書類**

- ①応急仮設住宅入居申込書
  - ②受付票(避難所などで配布するほか、町ホームページでダウンロードできます)
- ※り災証明書は必要ありません。り災判定の 1 次調査で「半壊」・「一部損壊」と判定された世帯で、2 次調査申請中の世帯も申請できます。

団地名および建設予定地・戸数等(太字は新たに決定した団地)

番号	団地名	建設予定地	戸数	仕様	種別
①	テクノ仮設団地	テクノリサーチパーク東側(南スクリーンホールディングス内)	70	1DK--1～2人 2DK--2～4人	プレハブ住宅
②	小池島田仮設団地	東麻田東側(第 1 次拡張分)	14	3K--4～6人	
③	柳島仮設団地	柳島南側(島田子南端地内)	40	7人以上は 2 戸	
④	馬水東道仮設団地	ましき野西側(馬水字東道地内)	54	設備--エアコン 1 台/照明/ガス コンロ/風呂 /キッチン/トイレ/カーテン /駐車場 1 台分	
⑤	木山仮設団地	益城幼稚園北側(第 1 次拡張分)	150		
⑥	平田仮設団地	福田浄水場北側(平田字小橋地内)	40		

応急仮設団地位置図



**■入居期間** 2 年以内

**■入居費用** ●住宅使用料：無料 ●光熱水費など：自己負担

**■入居者の決定**

住まい支援チームで行います。希望者が多い場合は、世帯の状況により優先世帯枠、一般枠を設定し、抽選により決定します。

**■優先世帯**

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方がいる世帯
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方がいる世帯
- 要介護認定 1 以上を受けている方がいる世帯
- 3 歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- 中学生以下の子どもが 3 人以上いる世帯
- 75 歳以上の高齢者がいる世帯

**■選定結果の公表**

入居が決定した方には、手続きなどの詳細をお知らせします。抽選結果は、受付票の番号を 7 月中旬頃に各避難所に掲示するほか町ホームページなどでお知らせします。

**■問い合わせ先** 町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480



# 益城町震災復興基本方針を策定しました

## 今後のまちづくりの基本的姿勢や取り組みの方向性

### 策定の背景

益城町は、一連の地震活動の中で震度7を2度経験するという観測史上例のない大災害に見舞われ、「かけがえのない尊い命」、「安らぎのある暮らし」、そして「美しいふるさとの姿」が奪われました。

現在でも多くの方が不安な避難生活を余儀なくされている状況にあって、町では皆さまの生活再建支援の第一歩として生活インフラの復旧や応急仮設住宅などの整備を進める中、復旧と並行して復興に向けた取り組みを進めなければならない段階を迎えています。

## 基本方針の概要

### 復興の基本理念

#### 住民生活の再建と安定

被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するための安心・安全な住環境づくりを推進。生活機能や教育環境、保健・医療・福祉体制の確保・充実に向けた取り組みや、被災者の心のケア等の実施。

#### 災害に強いまちづくり

震災前の町の姿に復旧するだけでなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けた新しい視点での町づくりビジョン作成と、防災上必要なインフラ整備等の推進。

#### 産業・経済の再生

各産業の早期復旧に伴う雇用維持と活力を取り戻すための取り組みを推進。熊本都市圏東部の要衝に位置する地域特性を生かした産業拠点としてのまちづくりを推進。

### 【復興計画策定にあたっての基本的な考え方】

**復興の主体：**住民が主体となり、行政、大学、民間と協働で復興を図ります。協働による復興のまちづくりのために地域住民組織の構築を推進します。  
**対象地域：**対象地域は町内全域とします。  
**国・県への要請：**必要な事業の実施や財政措置、特別立法の制定等について、国及び県に対し要請していきます。  
**計画期間：**復旧・復興のビジョンを実現するまでの期間を10年間とします。

### 復旧

……住宅、生活基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進めます。

### 再生

……復旧されたインフラと住民の力を基に、震災前の活力を回復し、地域の価値を高めます。

### 発展

……被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していきます。

10年

### 復興計画の方向性

#### 「暮らし」の復興

- <住民が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現する>
  - ・ 応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅への早期入居、住宅の応急修理に向けた支援
  - ・ 災害公営住宅等の整備 など
- <誰もが安全・安心に、生き生きと元気に暮らせる>
  - ・ 教育、保健・医療・福祉、文化・芸術・スポーツ活動の環境整備・充実 など
- <住民が支えあって笑顔で毎日をごせる>
  - ・ 地域コミュニティの維持・強化や相談窓口の整備 など

#### 「まち」の復興

- <益城町が災害に強いまちに生まれ変わる>
  - ・ 公共施設の耐震化や幹線道路網、公園等の計画的な整備についての検討 など

#### 「産業」の復興

- <雇用を維持し、産業が活力を取り戻す>
  - ・ 産業基盤の早期復旧や事業所再開支援 など
- <産業拠点のまちをつくる>
  - ・ 産業に関する計画や交通計画等との連携も図った検討 など

復興計画の策定にあたっては、「計画策定委員会」「専門部会」等を設置し、さまざまな分野の専門的意見を聴取しながら、住民の意見を幅広く取り入れる仕組みを構築することとしています。



熊本地震本震から3か月  
まちの、今は...

4月14日の前震に続き、甚大な被害をもたらした16日の本震から3か月。町では引き続き、被災者の救援と支援を重点として、ライフラインの復旧や応急仮設住宅の建設などを進めています。町内の避難所などでは、まだまだ多くの避難者の方が不便な生活を余儀なくされています。一方、被害家屋の

公費による解体・撤去工事をすでに始めるなど、まちは今、復旧に向けた流れが加速しています。

住宅の約3割が全壊

リ災証明書の発行件数から住宅の被害状況を見ると、全壊家屋が2,665件と全体の約3割、半壊以上は半数を超えています。

■住宅の被害状況(7月12日現在)

- 〔全壊〕 2,665件
  - 〔大規模半壊〕 673件
  - 〔半壊〕 1,168件
  - 〔一部損壊〕 3,823件
- ※数値は1次調査によるものです。

避難所に1,553人

7月16日現在で、避難所へ避難されている方は、14か所で合計1,

553人。仮設住宅へ入居などで少しずつ減少しています。

■避難所別避難者数

- 保健福祉センター 149人
- 総合体育館 692人
- 交流情報センター 106人
- 男女共同参画センター 28人
- 広安小学校 115人
- 広安西小学校 144人
- 益城中央小学校 82人
- 公民館飯野分館 40人
- 公民館福田分館 27人
- 公民館津森分館 25人
- 阿蘇熊本空港ホテルエミナース 64人
- グランメッセ熊本 27人
- 特別養護老人ホームいこいの里 23人
- KKウイング 31人

応急仮設住宅279戸が  
入居を開始

仮設住宅は、合計12団地で、

285戸の建設が進められており、すでに5団地279戸が入居を開始しています。さらに7月15日に第2次募集の入居者が決定しており、7月中にはテクノ仮設団地など627戸が入居を開始する予定となっています。

■各応急仮設団地の戸数

- テクノ仮設団地 516戸
- 赤井仮設団地 35戸



すでに入居が済んでいる飯野仮設団地

- 飯野小仮設団地 48戸
  - 小池島田仮設団地 48戸
  - 広崎仮設団地 53戸
  - 馬水仮設団地 77戸
  - 安永仮設団地 70戸
  - 木山仮設団地 220戸
  - 津森仮設団地 73戸
  - 極島仮設団地 41戸
  - 馬水東道仮設団地 56戸
  - 平田仮設団地 48戸
- ※太字は入居開始済み

公費による被害家屋の解体・撤去が始まっています

解体・撤去工事は、二次被害発生の危険性が高いものなどから順に行っています。今後、工事を行う現場では、重機などの往来などが頻繁になり、皆さま方の通行に支障をきたす場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

道路の仮復旧が急ピッチ

地震によって、割れたり壊れたりして凸凹となっている路面や、マンホールが突き出て段差ができた箇所などを応急修理しています。急な通行止めもありますので、ご理解とご協力をお願いします。



家屋の解体が進む木山交差点付近



マンホールが突き出た生活道路の仮復旧工事



平成28年熊本地震益城町慰霊祭



(上) 献花を行う参列者  
(下右) お別れの言葉を述べる松野さん  
(下左) 祭壇に向かい黙とうをささげる参列者



# 犠牲者の御霊を慰め復興へ

## 震災後100日を迎え、合同慰霊祭を開催

平成28年熊本地震により、20人を超える町民が犠牲となられた益城町。人命という何ものにも代えがたい一番大切で尊いものが奪わ

れてしまいました。

地震の発生から100日の節目を迎えることとなった7月24日、町主催による「益城町慰霊祭」が町

文化会館で行われました。最高気温が30度を超える真夏日となったこの日、地震の爪あとがまだ残る会場には、遺族をはじめ一般町民や関係者合わせて400人以上が参列し、犠牲となられた方々の御霊を悼むとともに復興への決意を新たにしました。

弦楽四重奏の献奏と参列者による黙とうを捧げた後、西村博則町長が式辞を述べました。蒲島郡夫県知事、園田博之衆議院議員、稲田忠則町議会議長の追悼の辞に続き、遺族を代表して松野良子さん(市ノ後)がお別れの言葉を述べました。

最後に、参列者たちが哀悼の意を込め、祭壇に向かって献花を行いました。

### 【式辞(抜粋)】 ○西村町長

「大切なご家族やご親族を亡くされた方々のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。ここに改めて、衷心より哀悼の意を捧げます。

二度にわたり震度7を記録した本町では、その被害は想像を絶するものとなりました。現在でも多くの方々が、避難所や車中、在宅等で避難され、不自由な生活を余儀なくされています。そのような中、町民の皆さまお一人お一人の復興を進めることにより、元の生

活を取り戻し、震災前よりも住みよい、災害に強いまちをつくることですが、これまで支援していただいたすべての皆さまへの最大の恩返しとなります。町民の皆さまと一緒に、全身全霊をかけて益城町の復興に取り組んでまいります。」

### 【追悼の辞(抜粋)】 ○蒲島県知事

「変わり果てた街並みは、益城町を襲った地震がいかに恐ろしく、筆舌に尽くしがたいものであったかを物語っています。亡くなられたお一人お一人には

かけがえない人生があり、夢があり、大切な人がおられました。そのことに思いを馳せるとき、悲しみとともに込み上げる悔しさと無念さを抑えることができません。被災された方々お一人お一人の不安をしっかりと受け止め、創造的復興への足取りを確かなものにしていかなければなりません。

熊本県の創造的復興は、益城町の復興なしに語ることはできません。益城町の新たな町づくりの中に、熊本が目指す未来の姿があります。

町民の皆さまと心をつなげて目の前の困難を乗り越え、活気に満ちた益城町の再建に全力で取り組んでいくことをここに強くお願い申し上げます。」



## 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件が緩和されました



☎役場建設課 ☎096-286-3301

この事業は風水害、震災等により崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸以上に倒壊等苦しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する、直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事です。

国土交通省は、多くのがけ崩れが発生している状況を踏まえ、次のとおり採択要件を緩和するなどの特例

措置を行うこととしました。

この特例措置により、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家および各種公共施設などに被害が拡大する恐れがある場合、高さ3m以上の小規模な急傾斜や宅地擁壁等に対する対策についても、一定の要件を満たせば実施できることとなります。

### ■採択要件

#### 現行

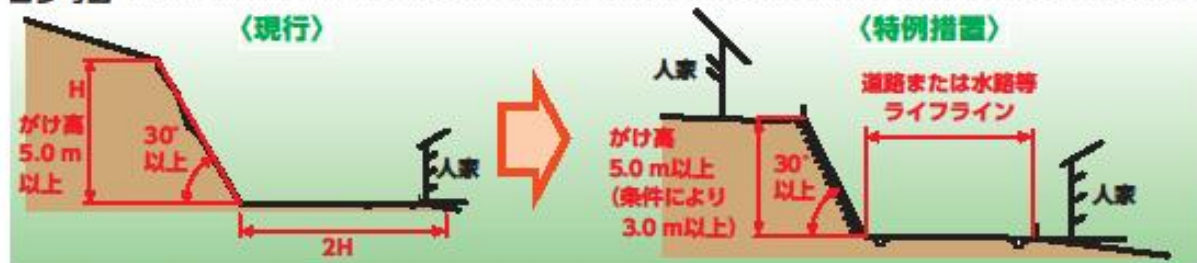
- ①激甚災害(平成28年熊本地震)に伴い発生した崩壊であること
- ②自然斜面を対象
- ③がけ高5m以上であること
- ④人家2戸以上に倒壊等苦しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する、直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事であること
- ⑤1か所の事業費が600万円以上であること

緩和

#### 特例措置

- ①激甚災害(平成28年熊本地震)に伴い発生した崩壊であること
- ②人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ③人家に被害があり、さらに周辺住民に二次的被害が生じるおそれがある場合は3m以上
- ④人家2戸以上に倒壊等苦しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する、直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事であること
- ⑤1か所の事業費が600万円以上であること
- ⑥ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること

### ■参考図



### ■工事完成までの流れ



### 益城町災害対策本部からのお知らせ

## 台風シーズンに備えましょう！

益城町では、熊本地震により、建物に大きな被害を受けています。これから、本格的な台風季節となります。屋根瓦の飛散などが予想されますので、建物所有者の皆さまにおかれましては、飛散防止策を講じるなど、応急対策をお願いします。

#### ◆飛散防止対策の例◆

- 例1 屋根をブルーシートでしっかりと覆い、確実に固定する
- 例2 屋根をネットで覆い確実に固定する
- 例3 屋根瓦など飛散が予想されるものを除去する など

二次災害防止のため、皆さまのご協力をお願いします。

☎役場総務課防災係 ☎096-286-3111 内線 228



# 応急仮設住宅の第 4 次募集を開始

## 新たに 5 団地、拡張分など合わせ合計 271 戸

町住まい支援チームでは、新たに 5 団地の建設を決定。既設団地の拡張分と合わせ、合計 6 団地 271 戸の入居者募集を開始しました。

### ■受付期間および時間

平成 28 年 8 月 31 日(水)まで  
午前 9 時～正午  
午後 1 時～午後 4 時

### ■受付場所

町中央公民館 講堂

### ■建設予定地・戸数等

右の表および位置図を参照してください。

**半壊でも、住み続けることが危険であるなど、解体せざるを得ない場合は対象**

### ■対象となる方

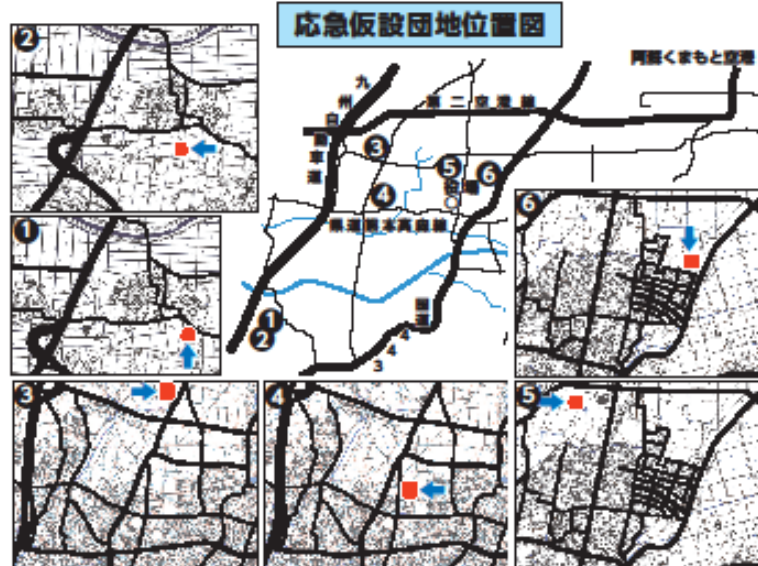
- (①⑤は必須、②～④はいずれかに該当)
- ①平成 28 年 4 月 14 日時点で益城町に住所を有する方
- ②今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な方
- ③二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ④「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方  
(注)賃貸住宅の方は物件所有者からの署名・押印が必要
- ⑤みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない方

### ■必要書類

- ①応急仮設住宅入居申込書 ②受付票(避難所などで配布するほか、町ホームページでダウンロードできます)
- ※り災証明書は必要ありません。簡易書留での申し込みは 8 月 31 日消印有効。

団地名および建設予定地・戸数等(赤字は新たに決定した団地)

番号	団地名	建設予定地	戸数	仕様
①	小池・扇田仮設団地	拡張分	34	1DK～1～2人用 2DK～2～4人用 3K～4～6人用 7人以上は2戸
②	東無田仮設団地	東無田地区南側	13	
③	惣領仮設団地	J A かみましき広安野菜集荷場西側	63	
④	馬水西原仮設団地	広安小学校北側	54	設備…エアコン1台 風呂/トイレ/照明/キッチン/ガスコンロ/カーテン/駐車場1台分
⑤	安永東仮設団地	(株)丸菱西側	43	
⑥	木山上辻仮設団地	辻の城団地北側	64	



### ■入居期間 2年間

### ■入居費用 ●住宅使用料：無料 ●光熱水費など：自己負担

### ■入居者の決定

住まい支援チームで行います。希望者が多い場合は、世帯の状況により優先世帯枠、一般世帯枠を設定し、抽選により決定します。

### ■優先世帯

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方がいる世帯 ●療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方がいる世帯 ●要介護認定 1 以上を受けている方がいる世帯 ●3 歳以下の乳幼児または妊婦がいる世帯 ●中学生以下の子どもが 3 人以上いる世帯 ●75 歳以上の高齢者がいる世帯

### ■選定結果の公表

受付票の番号を 9 月中旬頃に町中央公民館および各避難所に掲示するほか町ホームページなどでお知らせします。入居手続きなどの詳細は団地の完成が近づいた頃にご案内します。

### ■問い合わせ先 町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480



被害の程度に応じて

固定資産税の減免

を受けられることができます

役場税務課固定資産税係  
☎096-286-3380

平成28年熊本地震により、固定資産(土地・家屋・償却資産)に大きな被害を受けた方は、平成28年度の固定資産税の減免措置を受けることができます。

なお、内容は土地、家屋、償却資産で異なります。減免措置を受けようとする場合には申請が必要です。

【土地】

■対象：流出、水没、埋没、崩壊等により作付不能または使用不可となった土地

■減免割合

損害程度	減免割合
被害面積が当該土地の面積の8/10以上のとき	全額免除
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満のとき	8/10
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満のとき	6/10
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満のとき	4/10

※地表上で、全面的な地割れや各所に大きな陥没がみられる場合は、4/10の減免割合を適用します。

【家屋】

■対象：熊本地震で損壊した家屋

■減免割合

損壊程度	減免割合
全壊	全額免除
大規模半壊	6/10
半壊	4/10

※納税通知書には、7月7日時点でのり災判定結果を反映させた、減免後の税額を表示しています。内容に相違がある場合は、減免申請書提出時に申し出てください。

【償却資産】

■対象：熊本地震で損害を受けた償却資産

■減免割合

損害程度	減免割合
価格の10/10の価値を減じたとき	全額免除
価格の6/10以上10/10未満の価値を減じたとき	8/10
価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10
価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10

※廃棄処分をした場合は、全額免除を適用します。

※修繕をした場合は、「修繕費÷評価額の割合に応じて、4/10から5/10までの減免割合を適用します。

減免申請方法など

■期間および場所

●9月5日(金)～21日(水)

※土・日・祝日も受け付けます。

(裏面の「地域別日程表」を参照)

↓役場正面玄関前(仮設プレハブ)

●9月23日(金)～10月31日(月)

※平日のみ

↓税務課(益城町中央公民館内)

■時間

午前8時30分～正午

午後1時～午後5時

■提出書類(郵送も可)

【土地】

・減免申請書

・固定資産税納税通知書明細書のコピー

・自己評価を記した調査票

【家屋】

・減免申請書

・固定資産税納税通知書明細書のコピー

・り災証明書のコピー

【償却資産】

・減免申請書

・固定資産税納税通知書明細書のコピー

・廃棄処分の場合は、その事実がわかるもの(ない場合は、翌年度の償却資産申告時に償却資産台帳の提出が必要)

・修繕をした場合は、修繕費の領収書のコピー

その他のお知らせ

被災住宅用地の特例

住宅用地には、住宅があることで宅地の固定資産税額が軽減される特例制度があります。

平成28年度分で住宅用地の特例が適用されていれば、熊本地震により住宅を取り壊すことになった場合でも、住宅用地として使用できない事情を申告すれば、引き続き住宅用地の特例を受けることができ、↓裏へ



参考資料3 広報ましき臨時お知らせ版(全5号)

広報  
ましき
臨時  
お知らせ版

 ■平成 28 年 6 月 16 日発行  
 ■発行/益城町



# 参議院議員通常選挙 投票に関するお知らせ

## 投票時間が変わります

**投票日時** 平成 28 年 7 月 10 日(日)  
 午前 7 時 ~ 午後 6 時

## 投票所などが変わります

今回の選挙より投票区割および投票所が変更になっています。入場券、および避難所配布や新聞折り込みのチラシで自分の投票所を確認してください。

### 投票区割および投票所

投票区	投票所	区 域
1	飯野小学校体育館	砥川、新川、下鶴、飯田、土山、本土山、小池秋永、赤井、木崎、五楽、中尾、東無田、樺島、下原
2	広崎 3 町内公民館	広崎 1・2・3 町内
3	広崎 4 町内公民館	広崎 4・5 町内(ウインズ広安地区を除く)
4	大 峯 公 民 館	小峯、ウインズ広安地区
5	古閑第二公民館	古閑、福富
6	保健福祉センター	惣領 1・2・3・4 町内、馬水
7	旧 ひろ や す 荘	安永 1・2・3・4 町内
8	益城町役場玄関前	市ノ後団地、辻の城団地、辻団地、黒石崎
9	公民館きやま座	下寺中灰塚、寺迫、上町、下町、蛭子町、市ノ後、宮園
10	福 原 公 民 館	畑中、谷川、田中、福原、南、内寺、川内田、袴野
11	平 田 中 公 民 館	柳水、平田、
12	第 三 保 育 所	上疎、堂園、田原、下疎、杉堂、小谷、高遊原自衛隊、寺中、北向

- 投票できる人
  - 平成 10 年 7 月 11 日以前に出生された人
  - 平成 28 年 3 月 21 日までに住民票が作成された人
  - 他の市町村から転入した人については、平成 28 年 3 月 21 日までに転入の届出をした人
- 転居された人
  - 益城町内で住所を移した人は、入場券に記載してある投票所で投票してください。
- 入場券
  - 投票の際は入場券をお持ちください。なお、入場券が届かない場合や紛失した場合でも投票できますので、名簿登録されている投票区の投票所で係員にお申し出ください。

### 期 日 前 投 票

- 期間
    - 平成 28 年 6 月 23 日(木)から
    - 平成 28 年 7 月 9 日(土)まで
  - 時間
    - 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
  - 場所
    - 益城町役場玄関前(仮設プレハブ)
- ※期日前投票は、「期日前投票用紙請求書兼宣誓書」をご記入いただきますが、入場券の裏面に様式を印刷してありますので、事前にご記入いただくとスムーズに投票できます。

投票に関する詳細は、避難所配布や新聞折り込みのチラシをご覧ください。

**■問い合わせ先**  
 益城町選挙管理委員会(役場内)  
 ☎ 096-286-3111



7月17、24、31日

## 日曜日に証明書発行を行います

7月の日曜日窓口は、証明書の発行業務のみを行います。

なお、10日は参議院議員通常選挙のためお休みします。

### ■対応できる業務

住民票、印鑑証明、印鑑登録、戸籍謄抄本など、戸籍附票、所得証明書、固定資産関係証明(公課証明書および亡くなられた人の証明書を除く)

### ■時間

8時30分～正午、午後1時～5時15分

### ■場所

益城町中央公民館仮庁舎

### ■対応できない業務

転入転出届など住民票の異動手続きや国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金などの手続き、介護保険など「いきいき長寿課」の手続き、児童手当や子ども医療費など「子ども未来課」の手続き、税関係の手続き

### ■問い合わせ先

住民保険課住民係 ☎ 286-3112

## 住民票など

# コンビニ証明発行サービスを再開しました

全国のコンビニエンスストアで証明書交付のサービスをご利用できます。サービスのご利用には、マイナンバーカードまたは住基カードが必要です。



### ■発行できる証明書

証明書の種類	説明	手数料
住民票の写し	本人および同一世帯記載のもの ※住民票コードおよび個人番号入りの住民票は、窓口のみでの交付になります。	250円
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの	250円
全部事項証明書(戸籍謄本) 個人事項証明書(戸籍抄本)	益城町に戸籍がある人で、本人および同一戸籍記載のもの	400円
戸籍の附票の写し	益城町に戸籍がある人で、本人および同一戸籍記載のもの	250円

※所得証明書および課税証明書については、コンビニエンスストアでの発行の準備ができていません。ご了承ください。

必要な人は、窓口にて申請してください。

※コンビニエンスストアでは、地震に伴う交付手数料の免除はできません。

免除を希望する人は、窓口にて申請してください。

### ■利用できる時間

午前6時30分～午後11時

※メンテナンスなどにより、利用できない場合があります。

### ■利用に必要なカード

- ・マイナンバーカード(利用者証明用電子証明が発行してあるもの…暗証番号が必要です)
- ・住民基本台帳カード(多目的サービスを登録したもの…暗証番号が必要です)

### ■利用できるコンビニエンスストア

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・サークルKサンクス
- ・ファミリーマート

※店舗によっては、証明書交付に必要な端末がなく利用できない場合があります。

※店舗の場所については、各社のホームページを参照してください。

### ■問い合わせ先

住民保険課住民係 ☎ 286-3112



## 平成 28 年度 町職員採用試験案内

区分	職種	採用予定人員	受験資格
資格免許職	保育士	3人程度	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ※保育士の資格を有するか、平成 29 年 3 月までに資格を取得する見込みの人
	学芸員	1人程度	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ※博物館法第 5 条に規定する学芸員の資格を有するか、平成 29 年 3 月までに資格を取得する見込みの人
高等学校卒業程度	一般事務	4人程度	昭和 62 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた人
	土 木	2人程度	昭和 62 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた人
民間企業等職務経験者	一般事務	2人程度	昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、民間企業等での職務経験が 60 か月(5 年)以上ある人(休職等の期間を除く)
	土 木	1人程度	昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、民間企業等での土木工事の設計、施工管理等に携わった職務経験が 60 か月(5 年)以上ある人(休職等の期間を除く)
	電 気	1人程度	昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、民間企業等での電気設備の設計、施工管理、維持管理等に携わった職務経験が 60 か月(5 年)以上ある人(休職等の期間を除く)

**【受付期間】** 7 月 25 日(月)～8 月 12 日(金)  
(土・日曜日、祝日を除く)  
※郵送の場合は 8 月 12 日の消印有効

**【受付時間】** 午前 8 時 30 分～午後 5 時

**【試験申込書】** 役場総務課人事係で配布しています。  
郵送、インターネットで請求することもできます。

**【第一次試験】** 期日/9 月 18 日(日)  
会場/県立御船高等学校

**【第二次試験】** 期日/10 月下旬予定  
会場/益城町役場

**【その他】** 詳細については、申し込み時に配布する試験案内でご確認ください。  
※試験内容など詳しいことは、お問い合わせください。

## 町臨時職員・非常勤職員を募集(登録)しています！

町では、臨時および非常勤の職員を募集しています。勤務を希望される人は、履歴書(市販の用紙を使用してください)を役場総務課人事係へ提出してください。



### ■勤務条件

職種	臨時職員	非常勤職員
任用期間	6 か月以内	1 年以内
賃 金	一般事務 日額 5,600 円 保育士 日額 7,200 円 幼稚園教諭 日額 7,200 円	一般事務 時給 722 円 保育士 時給 929 円 幼稚園教諭 時給 929 円
勤務時間	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	
休 日	毎週土・日曜、祝日、年末年始	
社会保険など	健康保険・厚生年金・雇用保険は、当てはまる場合に適用	

※勤務時間、休日は勤務内容、職種によって異なる場合があります。

【申込・問い合わせ先】 役場総務課人事係 ☎ 096-286-3111 (内線 222)

平成 29 年度

## 小規模特認校への 転入学を受け付けます



小規模特認校とは・・・

自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模の小学校などで、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望に応えるとともに、小規模校の一層の活性化と複式学級の解消を図ることを目的とした制度で、本来の通学区域を越えて通学することが認められた学校です。

### ■町内の小規模特認校

- 飯野小学校 ●津森小学校

### ■転入学の条件

- 通学する小規模特認校の教育活動に賛同すること
- 通学は、保護者の負担と責任において行うこと
- 1年以上の通学をさせること
- 広安小、益城中央小、広安西小学校区からの転入学が対象

### 募集と手続き

#### ■募集期間

8月8日(月)～9月9日(金)

#### ■就学開始

平成 29 年度から就学可能

#### ■申込方法

町教育委員会学校教育課備え付けの専用申込用紙で申し込んでください。

※制度の趣旨やその学校の教育活動を理解していただくため申し込み後、希望校で面談を行います。  
なお、結果は保護者あてに通知します。

#### ■申込・問い合わせ先

町教育委員会学校教育課 ☎ 286-3307

ミニテラスでは、開館に向けた準備のため、本の返却をお願いしています。  
返却は、ミニテラス事務所へお持ちになるか、入口横のブックポ



## 本の返却をお願いします

震災により損失した本は、お電話を

ストへ投かんしてください。

震災により損失した本につきましては、ミニテラスまでお電話を頂きますようお願いいたします。

### ■返却・問い合わせ先

交流情報センターミニテラス  
☎ 287・8411

## 平成 29 年 益城町成人式

日 時 / 平成 29 年 1 月 8 日(日)

午前 10 時開式

場 所 / 町文化会館

対象者 / 平成 8 年 4 月 2 日から  
平成 9 年 4 月 1 日まで  
に生まれた人

※町外に住んでいる人で、  
当日帰省する人も出席  
できます。



### 新成人実行委員を 募集中!

自分たちでつくる  
思い出に残る成人式に...

成人式を迎えるみなさんに実行委員になっていただき、その意見をもとに思い出に残る成人式にしたいと考えています。

実行委員を希望する人は 9 月 30 日までに役場生涯学習課へご連絡ください。

問い合わせ先 役場生涯学習課生涯学習係 ☎ 286-3337



「臨時福祉給付金」および  
「障害・遺族年金受給者向  
け給付金」のお知らせ

9月1日より  
郵送にて申請受  
け付けを行います。  
す。

対象となる可  
能性がある人  
は申請書を送付  
しますので、書類  
をそろえて郵送

により提出してください。窓口での  
申請受け付けはできませんのでこ  
ろ承ください。制度についての詳細は、  
申請書に同封します。

■申請締切日

12月1日(木) ※当日消印有効  
※締め切りを過ぎたら、一切受け  
付けができません。

「臨時福祉給付金」

■対象

平成28年1月1日時点で益城町に  
住民票があり、平成28年度分の住  
民税が非課税の人  
※課税者の被扶養者や生活保護受給  
者は除きます。

※「高齢者向け給付金(3万円)」の支  
給対象者も受給できます。

■給付額

1人につき3,000円



「障害・遺族年金受給者向け給付金」

■対象

平成28年度臨時福祉給付金を受給  
している人

※「高齢者向け給付金(3万円)」を受  
給した人は除きます。

■給付額

1人につき30,000円

○両方の支給対象に該当する人は、  
2つの給付金を受給できます。

町役場福祉課福祉係

☎286・3115

無料法律・登記相談会

10月1日の「法の日」を受けて、県  
司法書士会および県土地家屋調査士  
会が主催する、登記や法律などに關  
する無料相談会が開催されます。予  
約は不要です。専門家が相談に応じ  
ますので、お気軽にご相談ください。

■日時および場所

①10月1日(土)午前10時～午後4時

↓ウイング松橋

②10月2日(日)午前10時～午後4時

↓甲佐町農業研修センター

「ろくじ館」研修室

■相談内容

登記、相続・贈与、財産管理、金  
銭トラブル、境界トラブル、測量、  
裁判 など

町熊本県司法書士会宇城支部

(松尾法律合同事務所内)

☎201・4992

熊本地震の記録を  
図書館に



町図書館では、地震の記憶を  
風化させることなく後世に引き  
継ぐため、地震関連資料の収集に取り組んでいます。

～このような資料を集めています～

- ★ 写真 (デジタルデータ大歓迎)
  - ★ 調査報告書、復興に関する計画書、記録集
  - ★ イベント、セミナー、相談会などのチラシや配布資料
  - ★ 個人・団体が作成した手記・文集
  - ★ 各種活動記録 (ボランティア関連資料、避難所だよりなど)
  - ★ フリーペーパー、ミニコミ誌、チラシ、ポスター
  - ★ 学校などでの掲示物、配布物
  - ★ イベントや講演会のレジュメ・配布資料 など
- ※ 資料の裏面に日付、入手場所を記入してください。
- ◆ ミナテラスまで持参するか郵送してください。  
送付先: 〒861-2242 熊本県上益城郡益城町木山236
  - ◆ 資料の取り扱いについては、町図書館に一任いただき  
ますようお願いいたします。

町 町情報交流センター ミナテラス ☎287-8411  
E-MAIL アドレス: kouryu8411@yahoo.co.jp

益城町  
身体障がい者相談員  
知的障がい者相談員  
を紹介します



4月1日付けで身体障がい者相談員として3人、  
知的障がい者相談員として1人が委嘱されました。  
相談員は、障害のある人の暮らしや利用できるサー  
ビスについての相談やアドバイスを通じて、障がい  
者と関係機関とのパイプ役をになっており、相談活  
動により町民に障がい者福祉に対する関心を高め  
てもらおうことを目的としています。相談内容の秘密  
は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【身体障がい者相談員】

馬場 孝 宮園 749 番地 1 ☎286-7630  
野田 正徳 木山 472 番地 ☎090-6777-3514  
村上 眞智子 惣領 1598 番地 2 ☎286-2287

【知的障がい者相談員】

玉作 恵子 広崎 1006 番地 2 ☎286-0056

町役場福祉課福祉係 ☎286-3115